

新火災保険

ご契約のしおり

ご契約者の皆様へ

- 「新火災保険」は、「新家庭保険」「新住宅総合保険」「新住宅火災保険」の総称です。
- この「ご契約のしおり」では、「新火災保険」および「地震保険」について約款および主な特約条項の中で、特に大切な事柄をご説明いたします。
- 詳しくは34ページ以降の普通保険約款および特約条項をご一読いただき、内容をよくご確認の上、ご契約くださるようお願いいたします。
もし、おわかりにくい点、お気づきの点がありましたら、ご遠慮なく取扱代理店または損保ジャパンにおたずねください。
- ご契約者（加入者）以外に保険の対象となる方（被保険者）がいらっしゃる場合には、その方にもこの「ご契約のしおり」に記載した内容をお伝えください。
- 取扱代理店は、損保ジャパンとの委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務等の代理業務を行っています。
したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約については、損保ジャパンと直接ご契約されたものとなります。
- 「ご契約のしおり」は、ご契約になった後も保険証券同様大切に保存くださるようお願いいたします。

新火災 保険



● 特にご注意いただきたいこと ●

- 保険契約締結後1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、損保ジャパンにお問い合わせください。
- 保険証券は大切に保管してください。また、保険証券に控除証明書が添付されている場合は、所得税、住民税の控除を受けるときに控除証明書が必要となりますので、大切に保管してください。なお、平成19年から損害保険料控除が廃止され、新たに地震保険料控除が新設されました。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンにお問い合わせください。
- 事故が発生したときには、ただちに取扱代理店または損保ジャパンにご通知ください。ご通知がないと保険金をお支払いできないことがあります。
- 申込書の記載内容が事実と違っているときには、契約が解除されるか、または保険金をお支払いできないことがあります。(新火災保険普通保険約款第2章第3条→34～35ページ、地震保険普通保険約款第2章第8条→41～42ページ)
- 保険金額(ご契約金額)が保険の対象の時価額(または再調達価額)を下回ってご契約されているときには、損害額の全額がお支払いできない場合がありますのでご注意ください。
- 保険金額(ご契約金額)が保険の対象の時価額(または再調達価額)をこえてご契約されても、保険金のお支払いは時価額(または再調達価額)を基準とした損害額が限度となります。その超過部分は無効になりますのでご注意ください。
- 損害保険会社等の間では、保険金支払いが迅速・確実に行われるよう、同一事故にかかわる保険契約の状況や保険金請求の状況等について確認を行っています。確認内容は上記目的以外には用いません。ご不明の点は、損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社は、各々引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。
- 引受保険会社が経営破綻した場合は引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合には、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

火災保険については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合である場合に限り、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。

補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合には、保険金・返れい金等の8割(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)までが補償されます。

なお、地震保険については、引受保険会社が経営破綻した場合には、保険金・返れい金の全額が補償されます。

損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 個人情報の取扱いについて
損保ジャパンは、保険契約に関する個人情報を、保険契約の履行、損害保険等当社の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社、等に提供を行います。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。詳細につきましては、損保ジャパンのホームページ(<http://www.sompo-japan.co.jp>)に掲載の個人情報保護宣言をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパン営業店までお問い合わせ願います。

地震保険について特にご注意いただきたいこと

- 地震保険にご加入されていないと、新火災保険では、地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする損壊・埋没・流失による損害だけでなく、地震等による火災（延焼・拡大も含みます。）損害はもちろん、火元の発生原因を問わず地震等で延焼・拡大した損害についても損害保険金がお支払いできません。
これらの損害を補償するには、別途「地震保険」をご契約されることが必要となりますのでご承知おきください。
- 新火災保険には、ご希望されない場合を除き、地震保険をあわせてご契約いただくことになっております。なお地震保険を単独で契約することはできません。
- 地震保険の契約をご希望にならない場合は、申込書にご確認のご捺印またはご署名をお願いいたします。

ご契約のお申し込みの撤回等（クーリングオフ）について

ご契約のお申し込み後であっても次のとおりご契約のお申し込みの撤回（クーリングオフ）を行うことができます。

- (1) ご契約をお申し込みいただいた日またはクーリングオフの説明書を受領された日のいずれか遅い日から8日以内であれば、ご契約のお申し込みの撤回（クーリングオフ）を行うことができます。
- (2) クーリングオフされる場合は、上記期間内（8日以内の消印有効）に損保ジャパンあてに必ずハガキによる郵便でご通知ください。
ご郵送いただくハガキには次の必要事項をご記入ください。
 - ① ご契約のクーリングオフを申し出る旨の文言
 - ② ご契約を申し込まれた方の住所、氏名・捺印および電話番号
 - ③ ご契約を申し込まれた年月日
 - ④ ご契約を申し込まれた保険の内容（保険の種類、証券番号および保険料領収証番号）
 - ⑤ ご契約を申し込まれた取扱代理店・仲立人名

※ ご契約を申し込まれた取扱代理店・仲立人では、クーリングオフのお申し出を受け付けることはできませんのでご注意ください。

- (3) クーリングオフされた場合には、すでにお払い込みになった保険料を、すみやかにご契約者にお返しします。また、損保ジャパンおよび取扱代理店・仲立人はクーリングオフによる損害賠償または違約金は一切請求しません。

ただし、保険期間の開始日以降にクーリングオフのお申し出をされる場合には、保険期間（ご契約期間）の開始日（保険期間の開始日以降に保険料が支払われたときは、損保ジャパンが保険料を受領した日）からクーリングオフのお申し出までの期間に相当する保険料を日割でお支払いいただく場合があります。

≪クーリングオフできない場合≫

次のご契約は、クーリングオフできませんのでご注意ください。

- ・ 保険期間が1年以内のご契約（自動継続特約を付帯した契約を含みます。）
- ・ 営業または事業のためのご契約
- ・ 法人または社団・財団等が締結したご契約
- ・ 質権が設定されたご契約
- ・ 保険金請求権等が担保として第三者に譲渡されたご契約
- ・ 通信販売特約により申し込まれたご契約

なお、すでに保険金をお支払いする事由が生じているにもかかわらず、その事実を知らずにクーリングオフをお申し出の場合は、そのお申し出の効力は生じないものとします。

目次

新火災保険

I	新火災保険の内容	2
II	ご契約時にご注意いただきたいこと	2
	1. 保険の対象（ご契約の対象）について	
	2. ご契約時にお知らせいただきたいこと	
	3. 保険金額（ご契約金額）の決め方	
	4. ご契約が無効となる場合	
	5. 保険料のお支払いについて	
	6. 団体扱・集団扱の契約について	
III	補償内容・特約一覧表	10
	1. お支払いする保険金および費用保険金	
	2. ご希望によりセットできる特約（補償内容を広げる特約）	
IV	ご契約後にご注意いただきたいこと	20
	1. ご契約後の契約内容の変更などの通知	
	2. 建物保険金額の調整	
	3. 保険金額の見直し	
V	事故が起きたときの手続き	20
	1. 事故の通知	
	2. 損保ジャパンにご相談いただきたいこと	
	3. 保険金請求に必要な書類	
VI	保険金をお支払いした後のご契約	21

地震保険

I	地震保険の内容	22
	1. 地震保険の対象	
	2. 地震保険の補償内容	
	3. 保険金をお支払いできない主な場合	
II	損害の認定基準について	23
	1. 建物の「全損」「半損」「一部損」	
	2. 家財の「全損」「半損」「一部損」	
III	ご契約時にご注意いただきたいこと	28
	1. 地震保険の保険金額（ご契約金額）について	
	2. セットで契約する新火災保険との関係	
	3. セットで契約する新火災保険の保険期間が1年をこえる長期契約の場合の取り扱い	
	4. 対象となる建物または対象となる家財を収容する建物の構造と所在地について	
IV	地震保険の割引制度について	28
	1. 免震建築物割引	
	2. 耐震等級割引	
	3. 耐震診断割引	
	4. 建築年割引	
V	ご契約後にご注意いただきたいこと	30
VI	事故が起きたときの手続き	30
VII	保険金をお支払いした後のご契約	30
VIII	警戒宣言発令後の地震保険の取り扱い	30
	【新火災保険の保険期間の途中で地震保険をご契約になりたい場合】	31

新 火 災 保 険

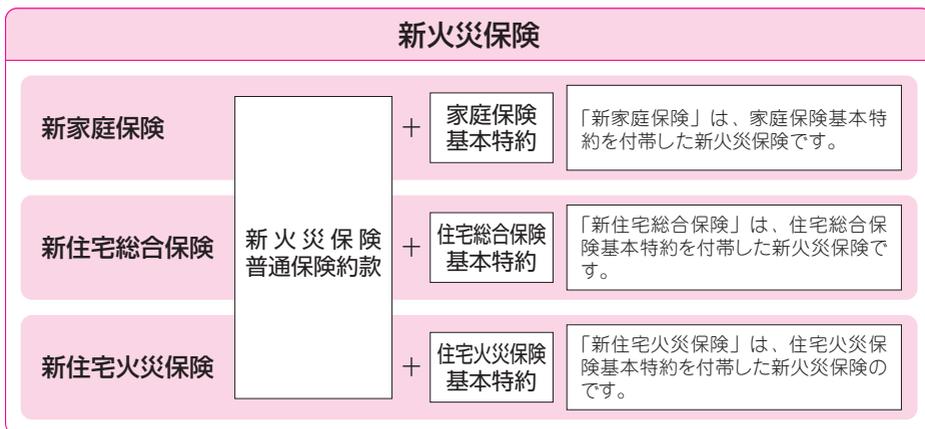
I 新火災保険の内容

新火災保険には、「新家庭保険」「新住宅総合保険」「新住宅火災保険」の3タイプがあります。

新火災保険は、大切な住まいや家財を対象に、火災などの損害を補償する保険です。火災以外にも、落雷、ガス爆発、風災、雪災、水災、盗難、外部からの物体の衝突、水ぬれ、これら以外の不測かつ突発的な事故など、幅広い補償をご用意しております。これらの補償の組み合わせを変えた3つの基本特約（家庭保険基本特約、住宅総合保険基本特約、住宅火災保険基本特約）をご用意しておりますので、ご希望に応じ、補償内容をお決めいただくことができます。

また、オプションとして、偶然な事故による傷害、法律上の損害賠償責任、隣家への類焼損害等を補償する特約などを付帯することもできます。
(詳しくは10～19ページの補償内容・特約一覧表をご覧ください。)

【新火災保険の商品構成概要】



II ご契約時にご注意いただきたいこと

1. 保険の対象（ご契約の対象）について（家庭保険基本特約条項第1章第4条・第5条・第6条・第7条→50～51ページ、住宅総合保険基本特約条項第3条→64ページ、住宅火災保険基本特約条項第3条→71ページ）

(1) ご契約の対象となるもの

住居に使用される建物およびそれに收容される家財

- ・新住宅総合保険、新住宅火災保険は住居専用の建物に限ります。
- ・新家庭保険では、併用住宅（住居および店舗・事務所等住居以外の用途の両方に使用される建物）も対象となります。

(注) **建物のみのご契約では、家財の損害は補償されません。**建物とは別に家財もご契約されることをおすすめします。

- (2) ご契約の対象とならないもの、申込書に明記しないとご契約の対象とならないもの（明記物件）

	新家庭保険	新住宅総合保険	新住宅火災保険
自動車（自動三輪車および自動二輪車を含みます。）、通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手など	ご契約の対象となりません。		申込書に明記しないとご契約の対象となりません。
1個または1組の価額が30万円をこえる貴金属、宝石、美術品など	申込書に明記しないとご契約の対象となりません。 ^(注)		
稿本（本などの原稿）、設計書、図案、証書、帳簿その他これに類する物	申込書に明記しないとご契約の対象となりません。		
商品、什器備品など	ご契約の対象となりません。		

(注) 新家庭保険または新住宅総合保険で家財をご契約の対象としている場合に、万が一申込書に明記し忘れた場合には、保険期間を通じ1回の事故にかぎり、ご契約の対象として取り扱います。ただし、1個または1組につき30万円を限度とし、1回の事故につき、300万円または家財の保険金額のいずれか低い額を限度とします。

2. ご契約時にお知らせいただきたいこと（新火災保険普通保険約款第2章第3条→34～35ページ）

ご契約者には、ご契約時に保険会社に重要な事項を申し出いただく義務（告知義務）があります。**記載事項が事実と違っている場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。**特に申込人の住所・氏名、保険の対象（保険をつけた建物・家財など）の所在地、被保険者（保険の補償を受けられる方）、建物の構造・用法、**他の保険契約（保険の対象を同一とする他の保険および共済）の有無等**にご注意ください。

- (1) 申込書に記載されている建物の構造については、特に次の点についてご注意の上、ご確認ください。
- ・ **2×4（ツーバイフォー）**工法の建物などは、**省令準耐火構造**建物として保険料が安くなる場合があります。
 - ・ 木造の建物であっても、外壁が軽量気泡コンクリート造（**ALC造**を含みます。）などの**コンクリート造**である場合は、保険料が安くなる場合があります。
 - ・ 新家庭保険にご加入いただく場合には、A構造の共同住宅建物については、保険料が割安な**マンション料率**の適用が可能な場合があります。
- (2) 次に該当する場合、ご契約いただく商品によって、確認資料のご提出などにより保険料の割引が可能な場合がありますのでご確認ください。なお、地震保険の割引については、地震保険Ⅳ地震保険の割引制度について（28～30ページ）をご参照ください。
- ・ 所定の**住宅用防災警報器**、**住宅用防災報知設備**または**複合型警報器**を設置している場合
 - ・ 所定の**高性能コンロ**を設置している場合または**オール電化住宅**の場合
 - ・ 住宅性能評価書により**耐風等級**が2であることが確認できる場合
 - ・ B構造建物で、外壁が所定の**耐火性能**に合致する場合
 - ・ 建物の周囲に一定以上の**空地**がある場合 など

3. 保険金額（ご契約金額）の決め方

(1) 保険金額を決めるときの基準

保 険 の 種 類		保険金額を決めるときの基準		
		建 物	家 財	
1	新 家 庭 保 険	(1) 原則（下記(2)以外の場合）	再調達価額	再調達価額
		(2) 建物時価払特約を付帯した場合	時価額	付帯できません
2	新住宅総合保険 新住宅火災保険	(1) 価額協定保険特約条項（家財新 価用）を付帯した場合	再調達価額	再調達価額
		(2) 価額協定保険特約条項（家財時 価用）を付帯した場合	再調達価額	時価額
		(3) 新価保険特約を付帯した場合	再調達価額	付帯できません
		(4) 個人用新価保険特約を付帯した 場合	再調達価額	付帯できません
		(5) 上記(1)～(4)以外の場合	時価額	時価額

※時価額でご契約いただく場合は、保険期間は5年までとなります。なお、家財を保険の対象として再調達価額でご契約いただく場合も、保険期間は5年までとなります。

○再調達価額とは、同等のものを新たに建築あるいは購入するのに必要な金額をいいます。

○時価額とは、同等のものを新たに建築あるいは購入するのに必要な金額から「使用による消耗および経過年数などに応じた減価額」を控除した金額をいいます。

保険金お支払いの際には……

① 保険金額を決めるときの基準が再調達価額の場合

保険の対象の再調達価額によって保険金（万が一事故が生じた場合に、損保ジャパンがお支払いする補償額）をお支払いします。

なお、明記物件は、保険の対象の時価額によって保険金をお支払いしますので、明記物件に保険をつける場合は、時価額が保険金額を決めるときの基準となります。

② 保険金額を決めるときの基準が時価額の場合

保険の対象の時価額によって保険金をお支払いします。

(2) 保険金額の設定

① 新家庭保険の場合

建物は、再調達価額（建物時価払特約を付帯した場合は、時価額）いっぱいでの保険金額をご設定ください。

家財については、再調達価額の範囲内で自由に保険金額を設定することができます。

なお、明記物件は、保険の対象の時価額によって保険金をお支払いしますので、明記物件に保険をつける場合は、時価額が保険金額を決めるときの基準となります。

② 新住宅総合保険、新住宅火災保険の場合

a. 価額協定保険特約を付帯した場合

前記(1)にしたがい、付帯する特約に応じて再調達価額または時価額を評価し、その評価額の100%、80%または60%で保険金額をお決めください。ただし、保険の対象が家財で、価額協定保険特約条項（家財新価用）を付帯した場合は、評価額の100%で保険金額をお決めください。

なお、明記物件は、保険の対象の時価額によって保険金をお支払いしますので、明記物件に保険をつける場合は、時価額が保険金額を決めるときの基準となります。

b. 個人用新価保険特約または新価保険特約を付帯した場合
再調達価額を下回ってご契約された場合は、損害額の全額をお支払いできないことがありますので、十分な補償を受けられるように、保険金額は再調達価額いっぱいにお決めください。(下記(3)をご参照ください。)

なお、明記物件は、保険の対象の時価額によって保険金をお支払いしますので、明記物件に保険をつける場合は、時価額が保険金額を決めるときの基準となります。

c. 上記 a. b. 以外の場合

時価額を下回ってご契約された場合は、損害額の全額をお支払いできないことがありますので、十分な補償が受けられるように、保険金額は時価額いっぱいにお決めください。(下記(3)をご参照ください。)

(3) 保険金額を設定する際の注意事項

前記(1)の表中、1-(2)、2-(3)、(4)の場合は、損害保険金は、次の算式にしたがって、保険の対象の時価額（または再調達価額）に対する保険金額の割合をもとにして計算されます。

$$\text{お支払いする損害保険金} = \text{損害額} \times \frac{\text{保険金額（ご契約金額）}}{\text{時価額} * \times 80\%}$$

[お支払いする損害保険金は、保険金額または損害額のいずれか低い額を限度とします。]

*個人用新価保険特約または新価保険特約を付帯した場合は再調達価額になります。

したがって、保険金額が保険の対象の時価額（または再調達価額）の80%～100%相当額の範囲で契約されている場合は、実際の損害額が全額支払われます（保険金額を限度とします）が、80%を下回った契約では、実際の損害額の全額はお支払いできないこととなります。

(例1) 時価額2,000万円の建物を保険金額1,000万円で時価額を基準とするとご契約をされた場合に、半焼（損害額1,000万円）したとき。

$$\rightarrow \text{お支払いする損害保険金} = 1,000 \text{万円} \times \frac{1,000 \text{万円}}{2,000 \text{万円} \times 80\%} = 625 \text{万円}$$

また、保険の対象の時価額（または再調達価額）をこえてご契約されても、保険金のお支払いは時価額（または再調達価額）を基準とした損害額を限度としますので、その超過部分は無効になります。

(例2) 時価額2,000万円の建物を保険金額3,000万円でご契約をされた場合に、全焼（損害額2,000万円）したとき。

→損害額を限度としますので、お支払いする保険金は2,000万円となります。

(ご参考)

新住宅総合保険、新住宅火災保険を再調達価額でご契約いただく場合、価額協定保険特約、個人用新価保険特約、新価保険特約のいずれかを付帯いただきます。それぞれの特約の概要は、以下のとおりです。詳しくは、取扱代理店または損保ジャパンにおたずねください。

	価額協定保険特約	個人用新価保険特約	新価保険特約
付帯できる保険の対象	減価割合が5割以下の ・建物 ・家財 (明記物件を除きます。)	減価割合が5割以下の ・建物	減価割合が5割以下の ・建物
付帯できる保険始期	保険始期は問いません。	平成20年12月1日以降付帯可能です。また、それ以前の始期のご契約へは、平成21年4月1日以降可能です。	保険始期は問いません。
付帯できる保険期間	・建物 36年以下 ・家財 5年以下	1年超	・平成20年11月30日以前始期契約の場合 主契約に同じ ・平成20年12月1日以降始期契約の場合 1年以下
保険金額の設定	付帯する特約に応じて、再調達価額または時価額を評価し、その評価額の100%、80%または60%で保険金額をお決めください。	再調達価額を下回ってご契約された場合は、損害額の全額をお支払いできないことがありますので、十分な補償を受けられるように、保険金額は再調達価額いっぱいにお決めください。	

4. ご契約が無効となる場合（新火災保険普通保険約款第2章第5条→35ページ）

- (1) 他人のために（他人の所有するものを保険の対象とする）保険を契約する場合に、ご契約者がその旨を申込書に明記しなかったとき。
- (2) ご契約者または被保険者が、保険の対象（保険をつけた建物または家財など）がすでに火災などの損害を受けていることや、その原因が発生していることを知っていたとき。

5. 保険料のお支払いについて

保険期間などの条件により、

- 保険料を一括してお支払いいただく長期一括払（2～36年の整数年に限ります。）、一括払（長期一括払以外の一括払）
- 保険料を分割して毎月お支払いいただく月払、長期月払
- 保険料を分割して毎年お支払いいただく長期年払

などからお選びいただけます。

「保険料の即時払に関する特約」の付帯の有無により、保険料のお支払い期日が異なります。詳しくは、以下をご覧ください。

- (1) **保険料の即時払に関する特約を付帯しないご契約について**

保険料（分割払の場合は初回保険料）は、保険期間の初日の属する月の翌月に口座振替によりお支払いいただきます。したがって、ご契約時に保険料をご用意いただく必要はありません。（キャッシュレス）なお、その他にも後日、郵便局やコンビニエンスストアを通じて払込票により保険料をお支払いいただく方法等もあります。

（注） 団体扱契約、集団扱契約等は上記と保険料のお支払い方法が異なります。

① 口座振替払

ご契約者が指定した預金口座から自動的に引き落とすことにより、保険料をお支払いいただく方法をいいます。月払、長期月払、長期年払、長期一括払、一括払のいずれかにより保険料をお支払いいただきます。

a. 月払または長期月払

保険期間の初日の属する月の翌月の払込期日（金融機関所定の振替日）が払込期日となります。）を第1回保険料払込期日とし、以降毎月の払込期日に、保険料を口座振替によりお支払いいただく方法です。

b. 長期年払、長期一括払または一括払

保険期間の初日の属する月（長期年払の場合は、翌年以降毎年の応当月）の翌月の払込期日（金融機関所定の振替日が払込期日となります。）を保険料払込期日とし、保険料（長期年払の場合は、1年分の保険料）を一括して口座振替によりお支払いいただく方法です。

② 払込票払

ご契約者にご契約の後送付する払込票を、郵便局または所定のコンビニエンスストアまたはPay-easy（ペイジー）利用可能な金融機関にお持ちいただき保険料をお支払いいただく方法です。ただし、長期一括払または一括払のご契約にかぎりません。

なお、払込期日は保険期間の初日の属する月の翌月末となります。

上記のほか、ご契約者名義のクレジットカードによって、ご契約時に保険料をお支払いいただくクレジットカード払等があります。

口座振替の方法やご使用いただけるカードの種類など保険料のお支払い方法の詳細については、取扱代理店または損保ジャパンにおたずねください。

また、お支払い可能なコンビニエンスストア、Pay-easy（ペイジー）については、払込票の裏面に記載しておりますのでご参照ください。

【ご注意】 保険料不払時の取扱い

払込期日の翌月末までに保険料（分割払の場合は分割保険料）のお支払いがない場合は、払込期日の翌日（初回保険料の場合は保険始期日）以降に発生した事故に対しては保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

ただし、保険料のお支払いがなかったことにご契約者の故意や重大な過失（注）がなかったと損保ジャパンが認めた場合には、払込猶予期間を払込期日の翌月末から翌々月の25日まで延長します。

なお、払込猶予期間中に保険料をお支払いいただけない場合、または2回連続して分割保険料の払込期日に分割保険料をお支払いいただけない場合は、払込期日（初回保険料の場合は保険始期日、第2回目以降の分割払保険料の場合は払込期日または保険期間末日のいずれか早い日）から保険契約を解除することがありますのでご注意ください。

（注） 重大な過失とは、当該ご契約において、過去にも残高不足による口座振替の再請求に対して引き落としができなかったこと等がある場合をいいます。

詳しくは、取扱代理店または損保ジャパンにおたずねください。

(2) 保険料の即時払に関する特約を付帯するご契約について

保険料（分割払の場合は初回保険料）は、ご契約と同時に一括してお支払いください。保険期間が始まった後でも保険料を領収する前に生じた事故については保険金をお支払いすることができません。ただし、付帯される特約によりこれと異なる取扱となる場合があります。

① 保険料の分割払について

ご契約者が指定した預金口座から自動的に引き落とすことにより保険料をお支払いいただき、口座振替方式によるお支払いの方法があります。

分割保険料の初回保険料は、損保ジャパンが別に定める場合（下記②）を除いてご契約と同時に支払いください。

第2回目以降の分割保険料は、保険証券に記載されている毎月の金融機関所定の払込期日に口座振替によりお支払いいただきます。

【ご注意】 保険料不払時の取扱い

第2回目以降の分割保険料の払込期日の翌月末までに分割保険料のお支払いがない場合は、払込期日の翌日（初回保険料の場合は保険始期日）以降に発生した事故に対しては保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

ただし、保険料のお支払いがなかったことにご契約者の故意や重大な過失（注）がなかったと損保ジャパンが認めた場合には、払込猶予期間を払込期日の翌月末から翌々月の25日まで延長します。

なお、払込猶予期間中に保険料をお支払いいただけない場合、または分割保険料を2回連続して払込期日にお支払いいただけない場合には、払込期日（初回保険料の場合は保険始期日、第2回目以降の分割払保険料の場合は払込期日または保険期間末日のいずれか早い日）から保険契約を解除することがありますのでご注意ください。

（注） 重大な過失とは、当該ご契約において、過去にも残高不足による口座振替の再請求に対して引き落としができなかったこと等がある場合をいいます。

詳しくは、取扱代理店または損保ジャパンにおたずねください。

② ご契約時の保険料のお支払方法の特例について

保険料（分割払の場合は初回保険料）は原則として、ご契約と同時に支払いいただきますが、ご契約時に現金などをご用意いただく必要のない、次のような便利なお支払い方法もあります。

【初回保険料の口座振替制度】

次のような場合には、ご契約の保険期間の初日が属する月の払込期日（金融機関所定の振替日が払込期日となります。）に、ご契約者の預金口座から自動的に初回保険料（一括払契約の保険料または分割払契約の初回保険料をいいます。）を引き落とす、便利な口座振替方式のお支払方法をお選びいただくことができる場合があります（一部この制度の対象とならないご契約があります。）。

- a. すでに損保ジャパンまたは他の保険会社等と火災保険を契約されているご契約者がその契約の満期日を保険期間の初日として同一の保険の対象について損保ジャパンと契約される時。
- b. ご契約者本人が、口座振替による他の保険契約（火災保険に限りません。）を損保ジャパンと別に締結し、既に保険料をお支払いいただいているとき。

ただし、所定の払込期日の翌月末までに当該保険料のお支払いがない場合は、保険期間の開始日にさかのぼって保険契約を解除し、事故が発生しても保険金をお支払いしませんのでご注意ください。

なお、保険料のお支払いがなかったことにご契約者の故意や重大な過失（注）がなかったと損保ジャパンが認めた場合には、払込猶予期間を払込期日の翌月末から翌々月の25日まで延長します。

（注）重大な過失とは、当該ご契約において、過去にも残高不足による口座振替の再請求に対して引き落としができなかったこと等がある場合をいいます。

上記のほか、ご契約者名義のクレジットカードによって、ご契約時に保険料をお支払いいただくクレジットカード払等があります。

詳しくは、取扱代理店または損保ジャパンにおたずねください。

6. 団体扱・集団扱の契約について

団体扱契約・集団扱契約としてご契約いただけるのは、保険契約者および被保険者（保険の対象の所有者）がそれぞれ下記に該当する場合のみとなります。

ご加入条件（団体扱・集団扱の対象となる方）		【注意】 団体扱・集団扱の対象とならない方の例
申込人（ご契約者） 右記に該当する方 ご本人のみが対象 となります。（ご家族 などは対象外）	団 体 扱 団体（企業等）に勤務し、その団体から毎月給与の支払を受けている方（ご本人）など（※）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 団体から給与の支払いを受けていない方（ご家族、他団体からの出向者、派遣の方など） ・ 団体に勤務していない方（ご家族、取引業者、下請業者など） ・ 団体に引き続き雇用される期間が1年未満の方（アルバイト・臨時雇の方など） ・ 【団体の制度で退職者が対象となっていない場合】 団体を退職された方（※） など
	集 団 扱 次のいずれかに該当する方 ・ 集団の構成員（役員・従業員を含みます。） ・ 集団を構成する集団の構成員（役員・従業員を含みます。） ・ 集団	<ul style="list-style-type: none"> ・ 左記の集団扱の対象となる方の「ご家族」 ・ 集団の構成員でない方（取引業者など） など
被保険者（保険の対象の所有者） ご家族などの場合、ご契約者との関係にご注意ください。	次のいずれかに該当する方 ・ ご契約者本人 ・ ご契約者の配偶者 ・ ご契約者またはその配偶者の同居の親族 ・ ご契約者またはその配偶者の別居の扶養親族	<ul style="list-style-type: none"> ・ 別居の結婚しているお子さま ・ 別居の扶養していないご父母 ・ 別居の就職しているお子さま など

（※）団体によっては、退職者や系列会社に勤務されている方なども対象となる場合があります。

（注）ご加入条件の詳細については、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

Ⅲ 補償内容・特約一覧表 ※建物の補償は建物が保険の対象の場合に、家財および持ち出し

「新火災保険」では、ご契約内容により補償の概要がそれぞれ異なります。詳しい内容につきましては、取扱代

1. お支払いする保険金および費用保険金

① 損害保険金、水害保険金、持ち出し家財保険金…以下の事故によって、保険の対象が損害を受けた場合にお

		保険金をお支払いする場合		お支払いする		
		事故種類	損害の程度、支払条件等	新家庭保険(※1)		
損害 保険 金	(1) 火災			損害の額(再調達価額によって定め ます。)(保険金額が限度)		
	(2) 落雷			同上		
	(3) 破裂・爆発			同上		
	(4) 建物外部からの物体の落下・ 飛来・衝突・倒壊			同上		
	(5) 給排水設備に生じた事故に伴 う水もれ、放水または溢水によ る水ぬれ 他人の戸室で生じた事故に伴 う水もれ、放水または溢水によ る水ぬれ			同上		
	(6) 騒ぎよう・集団行動・労働争 議に伴う暴動			同上		
	(7) 風・ひょう・雪災		損害額が20万円以上となった場合(※3)	同上		
	(8) 盗難	a. 保険の対象につ いて生じた盗取、 き損、汚損	建物、家財(下記貴金属・宝石を除 きます。)	1個または1組の価額が30万円をこ える貴金属、宝石等	損害の額(時価額によって定めま す。)(保険金額が限度。保険証券に明記した場 合に限りお支払いします。ただし、1事故 につき、1個または1組ごとに100万円 が限度)	
		b. 保険証券記載の 建物内における現 金・預貯金証書(通 帳・キャッシュカ ードを含みます。) の盗難(家財を保 険の対象とした とき)	預貯金証書については、預貯金先に直 ちに被害の届け出を行い、かつその預 貯金証書により預貯金口座から現金が 引き出された事実がある場合		損害の額〔1事故1構内(敷地内)につ き、現金：20万円、預貯金証書(通帳、 キャッシュカードを含みます。):200万円 または家財の保険金額のいずれか低い額 が限度〕	
		c. 保険証券記載の 建物内における切 手・印紙・乗車券 等の盗難(家財を 保険の対象とした とき)			損害の額〔1事故1構内(敷地内)につ き、切手・印紙：20万円(料額によっ て定めます。)、乗車券等：5万円または家 財の保険金額のいずれか低い額が限度〕	
(9) 上記(1)~(8)および(10)以外 の不測かつ突発的な事故				損害の額(再調達価額によって定め ます。)-自己負担額(保険金額が限度) (標準プランの場合) 保険期間5年以下：自己負担額5千円 〔家財は、1事故につき、50万円が限度〕 保険期間5年超：自己負担額3万円 (縮小プラン(※4)の場合) 自己負担額5万円または5千円(証券 記載の額) 〔家財は、1事故につき、30万円が限度〕 不測かつ突発的な事故不担保特約を 付帯した場合は補償されません。		
水害 保険 金	(10) 水災 (台風・暴風雨等によるこ う水・高潮・土砂崩れ等)	a. 損害割合が30%以上となった場合 (損害割合とは、保険の対象の保険 価額に対する損害額の割合をいいま す。)		損害の額(再調達価額によって定め ます。)(保険金額が限度)		
		上記a. 以外で 床上浸水(新家 庭保険で、店舗 併用住宅を保 険の対象とする 場合は、床上浸 水もしくは地盤 面より45cmを こえる浸水)	b. 損害割合が15% 以上30%未満の とき	保険金額×15% 〔1事故1構内 (敷地内)につ き、 300万円が限度〕	左記b. c. の保険 金が同時に支払わ れる場合、保険金の合 計額は1事故1構内 (敷地内)につ き、 300万円が限度	
			c. 損害割合が15% 未満のとき	保険金額×5% 〔1事故1構内 (敷地内)につ き、 100万円が限度〕		

家財の補償は家財が保険の対象の場合に限られます。

理店または損保ジャパンにお問い合わせください。

支払います。

保 険 金 の 額		保険金をお支払いできない主な場合	
	新住宅総合保険（※2）	新住宅火災保険（※2）	
	損害の額（時価額によって定めます。）× $\frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額（時価）}} \times 80\%$ 〔保険金額または損害の額のいずれか低い額が限度〕	新住宅総合保険と同じです	●次に掲げる事由に起因する損害に対しては、損害保険金、水害保険金および持ち出し家財保険金はお支払いできません。 (ア) ご契約者や被保険者の故意もしくは重大な過失または法令違反 (イ) ご契約者または被保険者の所有・運転する車両またはその積載物の衝突・接触 (ロ) 被保険者または被保険者側に属する者の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為 (ハ) 家財の置き忘れ・紛失 (ニ) 火災等の事故の際の盗難 (ホ) 家財（持ち出し家財を除きます。）が屋外にある箇に生じた盗難や持ち出し家財の置き引き、車上ねらい、被保険者の管理下にならずに持ち出し家財の盗難 (ヘ) 運送業者等に託されている箇の事故 (ヘ) 戦争、内乱その他これらに類似の事変または暴動 (セ) 地震、噴火またはこれらによる津波 (コ) 核燃料物質に起因する事故 など
	同上	補償されません	
	同上	新住宅総合保険と同じです	●以下の物は、保険証券記載の建物外での事故による損害はお支払いできません。 (ア) 自転車（原動機付自転車を含みます。）およびこれらの付属品 (イ) 動物、植物 など
	同上〔保険証券に明記した場合に限りお支払いします。ただし、1事故につき、1個または1組ごとに100万円が限度〕	補償されません	●次に掲げる損害に対しては、(9)の事故による損害保険金および(9)の事故による持ち出し家財保険金はお支払いできません。 (ア) 自然の消耗・さび・変色・虫食い等に起因する損害 (イ) 加工・修理等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 (ロ) 偶然な外来の事故によらない電気的事故または機械的事故による損害 (ハ) 詐欺または横領による損害 (ニ) 土地の沈下・隆起・移動等に起因する損害 (ホ) 擦傷、掻き傷もしくは塗料のはがれ等の外観上の損傷または汚損（落書きを含みます。）であって、保険の対象の機能に支障をきたさない損害 (ヘ) 保険の対象の瑕疵に起因する損害 (セ) 義歯、義肢、コンタクトレンズまたは眼鏡について生じた損害 (コ) 楽器の弦（ピアノ線を含みます。）の切断または打楽器の打品の破損。ただし、楽器の他の部分と同時に損害を被った場合を除きます。 (カ) 楽器の音色または音質の変化 (キ) 風、雨、ひょうもしくは砂塵の吹き込みまたはこれらのものの混入により生じた損害 (ク) 携帯電話・ポケットベルなどの携帯式通信機器およびこれらの付属品について生じた損害 (ケ) ノート型パソコン・ワードプロセッサなどの携帯式電子事務機器およびこれらの付属品について生じた損害 (セ) サーフボード、ウインドサーフィンおよびこれらの付属品について生じた損害 (ソ) ハンググライダー、超軽量動力機（モーター・ハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいいます。）、ジャイロプレーンおよびパラグライダーならびにこれらの付属品について生じた損害 (タ) ラジオコントロール模型およびこれらの付属品に生じた損害 (チ) 動物または植物について生じた損害 (ツ) 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる方法により情報を記録しておくことができる物または機器に記録された情報に生じた損害 (テ) ヨット、モーターボート、水上オートバイ、カヌー、雪上オートバイおよびゴーカートならびにこれらの付属物について生じた損害 など
	損害の額〔1事故1構内（敷地内）につき、現金：20万円が限度、預貯金証書（通帳、キャッシュカードを含みます。）：200万円または家財の保険金額のいずれか低い額が限度〕	補償されません	
	補償されません	補償されません	
	損害の額（時価額によって定めます。）× $\frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額（時価）}} \times 70\%$ 〔（保険金額×70%）または（損害の額×70%）のいずれか低い額が限度〕	補償されません	
	保険金額×10%〔1事故1構内（敷地内）につき、200万円が限度〕	左記 b. c. の保険金が同時に支払われる場合、保険金の合計額は1事故1構内（敷地内）につき、200万円が限度	補償されません
	保険金額×5%〔1事故1構内（敷地内）につき、100万円が限度〕		

保険金をお支払いする場合		お支払いする		
事故種類	損害の程度、支払条件等	新家庭保険(※1)		
持ち出し家財保険金 (家財を保険の対象としたとき)	旅行等のため一時的に持ち出した家財(新家庭保険の場合は、保険証券記載の建物外で取得し、保険証券記載の建物に持ち帰るまでの間の家財を含みます。)(1)~(9)の事故により損害を受けた場合(新住宅総合保険の場合は、日本国内の他の建物内における事故に限ります。)(9)の事故	(1)~(8)a. の事故	損害の額(再調達価額によって定めます。)[1事故につき、100万円または家財の保険金額×20%のいずれか低い額が限度]	
		(8)b.、c. の事故	現金・切手・印紙	損害の額 [1事故につき、10万円または家財の保険金額×20%のいずれか低い額が限度]
			預貯金証書(通帳、キャッシュカードを含みます。) 乗車券等	損害の額 [1事故につき、100万円または家財の保険金額×20%のいずれか低い額が限度] 損害の額 [1事故につき、5万円または家財の保険金額×20%のいずれか低い額が限度]
		(9)の事故	損害の額(再調達価額によって定めます。)-自己負担額(標準プランの場合) 自己負担額5千円 [1事故につき、50万円または家財の保険金額×20%のいずれか低い額が限度] (縮小プラン(※4)の場合) 自己負担額5万円または5千円(証券記載の額) [1事故につき、30万円または家財の保険金額×20%のいずれか低い額が限度]	

不測かつ突発的の事故不担保特約を付帯した場合は補償されません。

(※1) 損害額は、明記物件を除き、再調達価額を基準に定めます。ただし、建物時価払特約を付帯した場合には、建物の損害額は時価建物時価払特約を付帯した場合の建物の保険金のお支払いは、以下のとおりです。

<新家庭保険に建物時価払特約を付帯したときの建物の保険金のお支払い>

(1)~(8)の事故において「損害の額(再調達価額によって定めます。)[保険金額が限度]」とあるのを「損害の額(時価額によ

(9)の事故において「損害の額(再調達価額によって定めます。)-自己負担額[保険金額が限度]」とあるのを「(損害の額(時価額)読み替えます。

(10)の事故において「損害の額(再調達価額によって定めます。)[保険金額が限度]」とあるのを「損害の額(時価額によって定めま

(※2) 損害額は時価額を基準に定めます。ただし、価額協定保険特約(時価額を基準に保険金をお支払いする価額協定保険特約を除き

(※3) <平成17年9月1日以後を保険期間の初日とする契約のご契約者の皆様へ>
 新家庭保険の標準プラン(保険期間が1年から5年)では、損害額が20万円未満となった場合も保険金をお支払いするプラン適用した契約については、損害額が20万円未満となった場合でも保険金をお支払いするプランとなります。このプランを、新

(※4) 縮小プランとは、臨時費用保険金不担保特約(家庭保険基本特約用)および不測かつ突発的の事故の支払限度額変更特約を付帯

(ご注意いただきたいこと)

1. 保険金額が保険価額をこえる場合は、「保険金額」を「保険価額」と読み替えます。

2. 複数の火災保険(共済を含みます。)にご加入の場合、保険金は、各契約で按分してお支払いいたします。支払限度額は、各契約の

保 険 金 の 額		保険金をお支払いできない主な場合
新住宅総合保険（※2）	新住宅火災保険（※2）	
損害の額（時価額によって定めます。） 〔1事故につき、100万円または保険金額×20%のいずれか低い額が限度〕	補償されません	
補償されません		

額を基準に定めます。（明記物件については、建物時価払特約の付帯の有無にかかわらず、損害額は時価額を基準に定めます。）なお、

て定めます。）× $\frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額（時価）} \times 80\%}$ 〔保険金額または損害の額のいずれか低い額が限度〕〕と読み替えます。

価額によって定めます。）－自己負担額）× $\frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額（時価）} \times 80\%}$ 〔保険金額または損害の額－自己負担額のいずれか低い額が限度〕〕と

す。）× $\frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額（時価）}}$ 〔保険金額または損害の額のいずれか低い額が限度〕〕と読み替えます。

ます。）、個人用新価保険特約または新価保険特約を付帯した場合は、明記物件を除き、損害額は再調達価額を基準に定めます。

を選択することができます。なお、新家庭保険の標準プラン（保険期間が1年から5年）では、A構造の共同住宅でマンション料率を家庭保険「風災実損払型」といいます。
した新家庭保険をいいます。

支払限度額の合計額とならない場合がありますのでご注意ください。

② 費用保険金…上記の事故のとき、直接の損害以外の様々な費用を補償するものとして、「費用保険金」をお支

費用保険金の種類	保険金をお支払いする場合	
臨時費用保険金	①の(1)～(8)a.、(10)a.の事故で損害(水害)保険金が支払われる場合	①の(1)～(3)、(7)の事故 ①の(4)～(6)の事故 ①の(8)a.の事故 ①の(10)a.の事故
残存物取片づけ費用保険金	①の(1)～(8)a.の事故で保険金が支払われる場合	①の(1)～(3)、(7)の事故 ①の(4)～(6)の事故 ①の(8)a.の事故
失火見舞費用保険金	①の(1)、(3)の事故で他人の所有物に損害を与えた場合	
傷害費用保険金	①の(1)～(6)、(8)の事故により建物または家財が損害を受けた場合または(7)、(9)、(10)の事故により損害(水害)保険金が支払われる場合で、被保険者またはその親族、使用人が重傷を負ったり、後遺障害を受けたり、死亡したとき	①の(1)～(3)、(7)の事故 ①の(4)～(6)、(8)a.、b.、(10)の事故 ①の(8)c.、(9)の事故
地震火災費用保険金	地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災により建物が半焼以上となった場合または保険の対象である家財が全焼となった場合(ただし、地震により建物が倒壊した後、火災による損害が生じた場合は、お支払いの対象になりません。) ※72時間以内に生じた2以上の地震等はこれらを一括して1回の地震等とみなします。	
損害防止費用保険金	①の(1)～(3)の事故で損害の防止または軽減のために必要な費用または有益な費用を支出した場合	
特別費用保険金	①の(1)～(8)a.、(9)、(10)の事故で損害(水害)保険金が支払われ、保険の対象が全損(全焼・全壊)となった場合	
水道管修理費用保険金	建物の専用水道管が凍結によって損害を受け、修復した場合	
修理付帯費用保険金	①の(1)～(10)の事故で、保険の対象である建物または家財が損害を受けた結果、その保険の対象の復旧にあたり必要かつ有益な費用(臨時宿泊費用、原因調査費用、仮修復費用など)を損保ジャパンの承認を得て支出した場合 ①の(9)の事故は、不測かつ突発的事故不担保特約を付帯する場合は補償されません。	
ドアロック交換費用保険金	ドアの鍵が盗難された場合、錠の交換のために費用を支出した場合	

(注) 保険金額が保険価額をこえる場合は、「保険金額」を「保険価額」と読み替えます。

③ ご希望によりセットできる契約(お支払いする保険金の算出方法に関する特約)

● 価額協定保険特約(建物または家財を保険の対象とした新住宅火災保険、新住宅総合保険にセットできます。)

特約の種類	保険の対象	お支払いする
価額協定保険特約 (家財新価用)	建 物	(1) 保険金の算出方法 ①の(1)～(8)a.の事故において「損害の額(時価額によって定めます。)
	家 財	①の(10)の事故において「損害の額(時価額によって定めます。) 特別費用保険金
価額協定保険特約 (家財時価用)	建 物	①の(1)～(8)a.の事故で損害保険金が支払われ、保険の対象が全損(全焼、[1事故1構内(敷地内)につき、200万円が限度]) *保険金額が再調達価額をこえる場合は、「保険金額」を「再調達価額」と読
	家 財	(1) 保険金の算出方法 ①の(1)～(8)a.の事故において「損害の額(時価額によって定めます。) ①の(10)の事故において「損害の額(時価額によって定めます。) (2) 特別費用保険金 ①の(1)～(8)a.の事故で損害保険金が支払われ、保険の対象が全損(全焼、[1事故1構内(敷地内)につき、200万円が限度]) *保険金額が時価額をこえる場合は、「保険金額」を「時価額」と読み替えま

● 個人用新価保険特約(建物を保険の対象とした新住宅火災保険、新住宅総合保険にセットできます。)

特約の種類	お支払いする
個人用新価保険特約	「損害の額(時価額によって定めます。)」とあるのを「損害の額(再調達価額に *保険金額が再調達価額をこえる場合は、「保険金額」を「再調達価額」と読み替

● 新価保険特約(建物を保険の対象とした新住宅火災保険、新住宅総合保険にセットできます。)

特約の種類	お支払いする
新 価 保 険 特 約	「損害の額(時価額によって定めます。)」とあるのを「損害の額(再調達価額に ※ 保険金のお支払いは、罹災後、時価額によって計算した額を、さらに復旧完 ※ 原則として、罹災後2年以内に復旧してください。なお、復旧にあたり、用 * 保険金額が再調達価額をこえる場合は、「保険金額」を「再調達価額」と読み替

払います。

お支払いする保険金の額			
新家庭保険		新住宅総合保険	新住宅火災保険
損害保険金×30%〔1事故1構内(敷地内)につき、100万円が限度〕	縮小プラン(臨時費用保険金不担保特約を付帯した場合)は補償されません。	新家庭保険と同じです	新家庭保険と同じです
同上		新家庭保険と同じです	補償されません
同上		補償されません	
水害保険金×15%〔1事故1構内(敷地内)につき、60万円が限度〕		新家庭保険と同じです	新家庭保険と同じです
実費〔損害保険金×10%が限度〕		新家庭保険と同じです	新家庭保険と同じです
同上		新家庭保険と同じです	補償されません
同上		補償されません	
被災世帯数×20万円〔1事故につき、保険金額×20%が限度〕		新家庭保険と同じです	新家庭保険と同じです
死亡・後遺障害(180日以内)…保険金額×30%(1名につき) 重傷(14日以上入院、30日以上医師の治療)…保険金額×2%(1名につき) 〔1事故1名につき、1,000万円が限度〕		新家庭保険と同じです	新家庭保険と同じです
同上		新家庭保険と同じです	補償されません
同上		補償されません	
保険金額×5%		保険金額×5% 〔1事故1構内(敷地内)につき、300万円が限度〕	新住宅総合保険と同じです
実費		実費× $\frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額(時価)}} \times 80\%$ 〔実費または保険金額のいずれか低い額が限度〕	新住宅総合保険と同じです
損害(水害)保険金×10% 〔1事故1構内(敷地内)につき、200万円が限度〕		補償されません	補償されません
実費〔1事故1構内(敷地内)につき、10万円が限度〕		補償されません	補償されません
実費〔1事故、1構内(敷地内)につき、100万円または保険金額×10%のいずれか低い額が限度〕		補償されません	補償されません
実費〔1事故につき、3万円が限度〕		補償されません	補償されません

保険金の額

× $\frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額(時価)}} \times 80\%$ とあるのを「損害の額(再調達価額によって定めます。)」と読み替えます。
 × $\frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額(時価)}} \times 70\%$ とあるのを「損害の額(再調達価額によって定めます。)」×70%と読み替えます。
 全壊)となった場合は、支払われる損害保険金×10%を特別費用保険金としてお支払いします。
 み替えます。

× $\frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額(時価)}} \times 80\%$ とあるのを「損害の額(時価額によって定めます。)」と読み替えます。
 × $\frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額(時価)}} \times 70\%$ とあるのを「損害の額(時価額によって定めます。)」×70%と読み替えます。
 全壊)となった場合は、支払われる損害保険金×10%を特別費用保険金としてお支払いします。
 す。

保険金の額

よって定めます。)」と読み替えます。また、「保険価額(時価)」とあるのを「再調達価額」と読み替えます。

保険金の額

よって定めます。)」と読み替えます。また、「保険価額(時価)」とあるのを「再調達価額」と読み替えます。
 了後には、この額と再調達価額によって計算した額との差額を、お支払いします。
 途または場所を変更する場合は、あらかじめ損保ジャパンにご連絡ください。
 えます。

2. ご希望によりセットできる特約（補償内容を広げる特約）

① 建物または家財を保険の対象としたご契約にセットできる特約

特約の種類	保険金をお支払いする場合	
類焼損害担保特約	<p>ご契約された建物もしくはこれに收容される家財またはご契約された家財もしくはこれを受容する保険証券記載の建物から発生した1. ①の(1)、(3)の事故により類焼補償対象物*が損害を受けた場合</p> <p>*類焼補償対象物とは居住用の建物で、その全部または一部で世帯が現実生活を営んでいるものまたはその建物に收容される家財をいいます。ただし、次のものは除かれます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ご契約された建物もしくはこれに收容される家財またはご契約された家財もしくはこれを受容する保険証券記載の建物 ・ご契約された建物もしくは家財の所有者またはその所有者と生計を共にする同居の親族の所有する建物（区分所有建物の共用部分のうち、ご契約された建物もしくは家財の所有者以外の者またはご契約された建物もしくは家財の所有者と生計を共にする同居の親族以外の者の共有持分を除きます。） ・ご契約された建物もしくは家財の所有者またはその所有者と生計を共にする同居の親族が所有、使用または管理する家財 ・家財を受容する建物内で現実生活を営んでいる者以外の者が所有権を有する当該家財 ・建築中または取り壊し中の建物（損害が発生したときには、世帯が現実生活を営んでいたものを除きます。） ・国、地方公共団体、独立行政法人、地方住宅供給公社などが所有する建物（区分所有建物の共用部分のこれらの者以外の者の共有持分を除きます。） ・自動車（自動三輪車、自動二輪車を含みます。） ・通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手その他これらに類する物 ・貴金属、宝玉石、宝石、書画、骨とう、書画、骨とう、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円をこえるもの ・稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類するもの ・動物、植物 ・商品、見本品、事務用什器・備品・機械装置・道具その他事業を営むために使用されるもの <p>(注) ご契約者、ご契約された建物もしくは家財の所有者またはその所有者と生計を共にする同居の親族等の故意によって生じた損害などに対しては、保険金をお支払いできません。</p>	
類焼傷害担保特約	死亡保険金	類焼損害担保特約の補償対象である損害が生じた場合に、その事故により類焼傷害被保険者が傷害を被り、その直接の結果として、事故の日から180日以内に死亡した場合
	後遺障害保険金	類焼損害担保特約の補償対象である損害が生じた場合に、その事故により類焼傷害被保険者が傷害を被り、その直接の結果として、事故の日から180日以内に重度の後遺障害が生じた場合
	重傷保険金	類焼損害担保特約の補償対象である損害が生じた場合に、その事故により類焼傷害被保険者が傷害を被り、その直接の結果として、事故の日から180日以内に重傷（14日以上の入院または30日以上の医師の治療を要した傷害をい、原因のいかんを問わず、頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛で他覚症状のないものを除きます。）が生じた場合
水害保険金実損払特約 水害保険金実損払特約 （建物時価払用）	1. ①の(10)b.、c. の事故で保険の対象が損害を受けた場合	
地震火災担保特約 （地震火災30プラン）	地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災により建物が半焼以上となった場合または保険の対象である家財が全焼となった場合（ただし、地震により建物が倒壊した後に火災による損害が生じた場合は、お支払いの対象になりません。）	
地震火災担保特約 （地震火災50プラン）	地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災により建物が半焼以上となった場合または保険の対象である家財が全焼となった場合（ただし、地震により建物が倒壊した後に火災による損害が生じた場合は、お支払いの対象になりません。）	
臨時費用保険金 拡張担保特約	1. ①の(1)～(8)a.、(9)、(10)の事故で損害（水害）保険金が支払われる場合	
残存物取片づけ費用 保険金拡張担保特約	1. ①の(9)、(10)の事故で損害（水害）保険金が支払われる場合	
構内構築物修復費用 担保特約	1. ①の(1)～(8)a.、(9)、(10)の事故により建物構内の外灯などの屋外設備および庭木が損害を受け、これを修復した場合。ただし、庭木については枯死した場合に限ります。また、(10)の事故は地盤面より45cmをこえる浸水を被った場合に限ります。	1. ①の(1)～(8)a.、(10)の事故 1. ①の(9)の事故
防犯装置設置費用 担保特約	ご契約された建物もしくはご契約された家財を受容する保険証券記載の建物において、保険期間中に犯罪行為（不法侵入を伴った形跡が明らかなるもので、当該犯罪行為をなされたことを知った後、直ちに所轄警察署にその旨を届け出たもの）に発生したことの結果として、建物の改造を行う費用を負担した場合	
個人賠償責任担保特約 （国内外担保）	被保険者（本人、その配偶者、本人もしくはその配偶者と生計を共にする同居の親族または別居の未婚の子をいいます。）の日常生活に起因する偶然な事故により、他人の身体を傷つけたり、財物を損壊した結果、法律上の損害賠償責任を負担することにより損害を被った場合 被保険者本人の居住の用に供される保険証券記載の住宅の所有、使用または管理（職務の用に供される部分の所有、使用または管理は除きます。）に起因する偶然な事故により、他人の身体を傷つけたり、財物を破損した結果、法律上の損害賠償責任を負担することにより損害を被った場合	

お支払いする保険金の額			
新家庭保険		新住宅総合保険	新住宅火災保険
<p>保険金をお支払いする類焼補償対象物の損害額（再調達価額によって定めます。） ただし、損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約がある場合には、その保険金の額を差し引いて算出します。 〔契約年度ごとに1億円が限度〕 ※1契約年度における類焼補償被保険者の総損害額が、合計して1億円をこえる場合は、保険金が削減されることがあります。</p>		新家庭保険と同じです	付帯できません
<p>1事故1名につき、1,000万円 〔類焼傷害被保険者1名につき、負傷時における類焼損害支払限度額の30%が限度〕</p>	<p>類焼傷害保険金の総額は、契約年度ごとに、5千万円が限度</p>	新家庭保険と同じです	付帯できません
<p>1事故1名につき、1,000万円 〔類焼傷害被保険者1名につき、負傷時における類焼損害支払限度額の30%が限度〕</p>			
<p>1事故1名につき、200万円 〔類焼傷害被保険者1名につき、負傷時における類焼損害支払限度額の2%が限度〕</p>			
<p>損害の額（再調達価額によって定めます。）〔保険金額が限度〕 ただし、水害保険金実損払特約（建物時価払用）を付帯したときは、建物の保険金のお支払いは、「損害額（時価額によって定めます。）× 保険金額 保険価額（時価）〔保険金額または損害の額のいずれか低い額が限度〕」とします。 なお、臨時費用保険金として水害保険金×15%〔1事故1構内（敷地内）につき、60万円が限度〕をお支払いします。 *この特約を付帯した場合は、1. ①の⑩b.、c. の水害保険金は、お支払いしません。</p>		付帯できません	付帯できません
<p>保険金額×25% *このプランを選択された場合は、1. ②の地震火災費用保険金と合算で、保険金額×30%をお支払いいたします。</p>		付帯できません	付帯できません
<p>保険金額×45% *このプランを選択された場合は、1. ②の地震火災費用保険金と合算で、保険金額×50%をお支払いいたします。</p>		付帯できません	付帯できません
<p>損害（水害）保険金×30%〔1事故1構内（敷地内）につき保険証券記載の支払限度額（200万円または300万円）が限度〕 *この特約を付帯した場合は、1. ②の臨時費用保険金および水害保険金実損払特約もしくは水害保険金実損払特約（建物時価払用）を付帯した場合の臨時費用保険金は、お支払いしません。</p>		付帯できません	付帯できません
<p>実費〔損害（水害）保険金×10%が限度〕 *この特約を付帯した場合でも、1. ①の(1)~(8)a. の事故の場合には1. ②の残存物取片つけ費用が支払われます。</p>		付帯できません	付帯できません
<p>実費〔1事故につき、300万円が限度〕</p>		新家庭保険と同じです	付帯できません
<p>実費－5千円〔1事故につき、300万円が限度〕</p>		補償されません	
<p>当該犯罪行為と同種の犯罪行為を防止するために負担した必要かつ有益な改造費用で、当社が妥当と認めた額。ただし、当該犯罪行為発生の日から、その日をきめて180日以内に負担したものに限りです。 〔保険期間を通じて、20万円が限度〕</p>		新家庭保険と同じです	付帯できません
<p>損害賠償金、訴訟費用、弁護士費用等 〔1事故につき、保険証券記載の支払限度額が限度〕</p>		新家庭保険と同じです	新家庭保険と同じです

① 建物または家財を保険の対象としたご契約にセットできる特約の続き

特約の種類	保険金をお支払いする場合	
施設賠償責任担保特約	被保険者が所有、使用もしくは管理する保険証券記載の施設もしくは設備または保険証券記載の業務遂行によって生じた偶然な事故により、他人の身体を傷つけたり、財物を破損した結果、法律上の損害賠償責任を負担することにより損害を被った場合	
レンタル用品賠償責任担保特約	被保険者（※5）がレンタル業者から日本国内において賃借したレンタル用品が損壊または盗取され、レンタル業者への法律上の損害賠償責任を負担することにより損害を被った場合	
受託品賠償責任担保特約	被保険者（※5）が日本国内において受託した財物が、下記に掲げる箇に損壊または盗取され、受託品について正当な権利を有するものに対し、法律上の損害賠償責任を負担することにより損害を被った場合 ・被保険者の居住の用に供されている住宅内に保管されている間 ・被保険者によって日常生活上の必要に応じて一時的に住宅外で管理されている間	
交通傷害担保特約	被保険者が、日本国内または国外において、次に掲げる事故によってその身体に傷害を被った場合 (1) 運行中の乗物に乗っているときの事故または乗降場構内（駅などの改札の中）における急激かつ偶然な外来の事故 (2) 運行中の乗物に乗っていないときに、運行中の乗り物との衝突、接触などの交通事故 (3) 道路通行中の次に掲げる事故 ・建造物などの倒壊または建造物などからの物の落下 ・がけ崩れ、土砂崩れまたは岩石などの落下 ・火災または破裂・爆発 ・作業機械として使用されている工作用自動車との衝突・接触など (4) 建物火災	a. 事故の日から180日以内に死亡したとき b. 事故の日から180日以内に後遺障害が生じたとき、または事故の日から180日をこえてなお治療を要する状態にあるとき c. 傷害により、平常の業務または生活ができなくなり、入院したとき（入院に準じた場合を含みます。） d. 傷害により、平常の業務または生活に支障が生じ、通院したとき
被災者補償担保特約	保険証券記載の建物内（敷地内を含みます。）において、訪問者が急激かつ偶然な外来の事故によって傷害を被り、被保険者が見舞金を負担した場合	

（※5） 被保険者とは、本人、その配偶者、本人もしくはその配偶者と生計を共にする同居の親族または別居の未婚の子をいいます。

② 建物を保険の対象としたご契約にセットできる特約

特約の種類	保険金をお支払いする場合	
バリアフリー改修費用担保特約	費用支払対象者が、保険期間中に生じた急激かつ偶然な外来の事故により傷害を被った結果、事故の日から180日以内に後遺障害を負い、かつ要介護状態となったため保険の対象である保険証券記載の建物の改造費用を負担した場合	
家賃担保特約	1. ①の(1)~(10)の事故により建物が損害を受けた結果、家賃収入の損失が生じた場合 不測かつ突発的の事故担保特約を付帯した場合は、1. ①の(9)の事故は、補償されません。	1. ①の(1)~(3)の事故 1. ①の(4)~(6)の事故 1. ①の(7)~(10)の事故
建てかえ費用担保特約	1. ①の(1)~(10)の事故により、損害の額が再調達価額の70%以上となり、損害を受けた建物と同一用途の建物に建てかえる場合	
共用部分修理費用担保特約	被保険者がもつばら使用または管理する共同住宅の共用部分が1. ①の(1)~(8)a.、(9)、(10)の事故により損害を受け、管理組合規約等に基づき修復の義務が生じ、修復した場合	

（注） 保険金額が保険価額をこえる場合は、「保険金額」を「保険価額」と読み替えます。

③ 家財を保険の対象としたご契約にセットできる特約

特約の種類	保険金をお支払いする場合	
借家人賠償責任担保特約	火災、破裂・爆発、盗難事故または給排水設備の使用もしくは管理に起因する漏水等の水ぬれによって、被保険者が借用する戸室が損壊し、被保険者が借用戸室の貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担することにより損害を被った場合	
修理費用担保特約	賃貸住宅で1. ①の(1)~(8)の事故により、住宅建物が損害を受け被保険者が借用戸室の家主との契約に基づいて自己の費用で修理した場合（壁、柱、床、はり、屋根、階段等の建物の主要構造部等の修理費用を除きます。）	

お支払いする保険金の額			
	新 家 庭 保 険	新 住 宅 総 合 保 険	新 住 宅 火 災 保 険
	損害賠償金、訴訟費用、弁護士費用等 〔1事故につき、保険証券記載の支払限度額が限度〕	付帯できません	付帯できません
	(損害賠償金、訴訟費用、弁護士費用等) - 5千円 〔契約年度ごとに、10万円が限度〕	新家庭保険と同じです	新家庭保険と同じです
	(損害賠償金、訴訟費用、弁護士費用等) - 5千円 〔契約年度ごとに、10万円が限度〕	新家庭保険と同じです	新家庭保険と同じです
	限度額的全額		
	障害の程度に応じて、限度額×3%~100%		
	限度額×0.15%×入院日数 〔事故の日から180日が限度〕	新家庭保険と同じです	新家庭保険と同じです
	限度額×0.1%×通院日数 〔90日が限度。ただし、事故の日から180日以内の通院に限ります。〕		
	*上記限度額については、交通傷害担保特約第9条→120ページ		
	見舞金実額。ただし傷害の程度により以下の金額の範囲内で限度となる額が異なります。〔死亡・後遺障害：1.5~50万円、入院：2~10万円、通院：0.5~2.5万円〕	新家庭保険と同じです	新家庭保険と同じです

お支払いする保険金の額			
	新 家 庭 保 険	新 住 宅 総 合 保 険	新 住 宅 火 災 保 険
	当社が妥当と認めた必要かつ有益な建物の改造費用 〔保険期間を通じて、建物の保険金額×30%または500万円のいずれか低い額が限度〕	新家庭保険と同じです	付帯できません
	復旧期間内(約定復旧期間が限度)に生じた家賃の損失額 〔保険証券記載の保険金額が限度〕	新家庭保険と同じです	新家庭保険と同じです
	同上	新家庭保険と同じです	補償されません
	同上	補償されません	
	建てかえ費用保険金：建てかえに要する建築費用〔(再調達価額-損害(水害)保険金)が限度〕 取りこわし費用保険金：建物の取りこわしに要する費用〔建てかえ費用保険金×10%が限度〕	付帯できません	付帯できません
	実費〔1事故1構内(敷地内)につき、10万円が限度〕	付帯できません	付帯できません

お支払いする保険金の額			
	新 家 庭 保 険	新 住 宅 総 合 保 険	新 住 宅 火 災 保 険
	損害賠償金、訴訟費用、弁護士費用等 〔1事故につき、保険証券記載の支払限度額が限度〕	新家庭保険と同じです	新家庭保険と同じです
	実費〔1事故につき、保険証券記載の支払限度額が限度〕	新家庭保険と同じです	新家庭保険と同じです

IV ご契約後にご注意いただきたいこと

1. ご契約後の契約内容の変更などの通知

ご契約内容に次の変更が生じた場合には、必ず事前にご通知ください。ご通知がないと保険金をお支払いできないことがあります。

(1) 通知義務

- ① 他の保険契約(保険の対象を同一とする他の保険および共済)を他の保険会社等と締結するとき。
- ② 建物などを売却・譲渡等により名義を変更するとき。
- ③ 建物の構造または用途を変更するとき。
- ④ 家財などを引っ越し等により他の場所に移転するとき。
- ⑤ 建物の増築、改築もしくは一部取りこわし等により保険の対象の価額が増加または減少したとき。

(新火災保険普通約款第2章第4条→35ページ、家庭保険基本特約条項第3章第26条→59ページ、価額協定保険特約条項(家財時価用)第7条→84ページ、価額協定保険特約条項(家財新価用)第7条→87ページ)

(2) 建物の買い替えや建て替えをするとき。

など

2. 建物保険金額の調整

新家庭保険で保険期間が5年をこえるご契約(建物時価払特約を付帯された契約を除きます。)をされた場合または新住宅総合保険もしくは新住宅火災保険で価額協定保険特約を付帯した保険期間が5年をこえるご契約をされた場合、保険期間中に建築費または物価の変動等により、保険金額を調整する必要が生じた際には、損保ジャパンからご契約者に保険金額を妥当な金額に調整いただくようにご通知いたします。その際に、調整額に応じた保険料のご請求またはご返還を行います。なお、保険料のご請求に対してお支払いがない場合は、保険金を全額お支払いできない場合がありますのでご注意ください。

3. 保険金額の見直し

保険期間が長期の場合、保険期間中の物価の上昇や下落等により、ご契約いただいている保険金額が、現在の実際の価額(=保険価額)よりも過大または過小となる場合があります。また、建物の増改築や一部とりこわし、構造・用途の変更によって、保険価額が保険金額と乖離する場合があります。

保険金額が保険価額を超えている場合は、保険金をお支払いする事故が発生したとき、保険価額を超えて保険金は支払われません。(保険金額の超過分は無効となり、その部分の保険料は無駄となります。)また、保険金額が保険価額を下回っている場合は、損害額の全額をお支払いできない場合があります。保険金額の見直しにつきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

V 事故が起きたときの手続き

1. 事故の通知

- (1) この保険で補償される事故が生じた場合は、ただちに取扱代理店または損保ジャパンにご通知のうえ保険金請求の手続きをお取りください。この通知が遅れますと保険金のお支払いが遅れたり、お支払いができないことがありますのでご注意ください。

(新火災保険普通約款第3章第13条→37ページ、借家人賠償責任担保特約条項第5条→138ページ、レンタル用品賠償責任担保特約条項第6条→115ページ、個人賠償責任担保特約

条項（国内外担保）第7条→106～107ページ、バリアフリー改修費用担保特約条項第6条、第7条、第8条→131ページ、防犯装置設置費用担保特約条項第5条→104～105ページ、施設賠償責任担保特約条項第6条→111ページ、交通傷害担保特約条項第16条→122ページ）

- (2) 類焼損害担保特約または類焼傷害担保特約による事故の場合、この特約によってお支払いする保険金の受取人は、この保険契約の内容をご存知ない、類焼損害を被ったお隣の家屋などの所有者または類焼傷害を被った方となります。したがって、ご契約者には、類焼被害を被った隣家等の方へこの保険契約の内容をお伝えいただくとともに損保ジャパンへ類焼損害または類焼傷害の発生をご通知いただくなどのお手続きが必要となります。

（類焼損害担保特約条項第12条→96ページ、類焼傷害担保特約条項第18条→101ページ）

また、類焼被害を被った隣家等が複数の場合には、損害額の確定と支払手続に時間がかかることがあります。

（類焼損害担保特約条項第18条→97ページ、類焼傷害担保特約条項第20条→101～102ページ）

2. 損保ジャパンにご相談いただきたいこと

個人賠償責任担保特約、借家人賠償責任担保特約、レンタル用品賠償責任担保特約、受託品賠償責任担保特約または施設賠償責任担保特約による事故の場合、損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、必ず損保ジャパンに連絡し承認を得てください。

損保ジャパンの承認がないまま被害者に対して損害賠償額の全部または一部を承認された場合には、保険金が支払われないことがありますので十分ご注意ください。

（個人賠償責任担保特約条項（国内外担保）第7条→106～107ページ、借家人賠償責任担保特約条項第5条→138ページ、レンタル用品賠償責任担保特約条項第6条→115ページ、受託品賠償責任担保特約条項第9条→118ページ、施設賠償責任担保特約条項第6条→111ページ）

3. 保険金請求に必要な書類

保険金のご請求にあたっては、下記の書類のほか、損保ジャパン所定の書類を提出していただきますので、取扱代理店または損保ジャパンにお問い合わせください。

- ① 消防署発行の罹災証明書（火災・爆発等の場合）
- ② 警察署発行の盗難届出証明書（盗難の場合）
- ③ 傷害状況報告書・医師による診断書など（傷害の場合）
- ④ 交通傷害担保特約による傷害の場合は、交通事故証明書（自動車安全運転センターまたは交通機関の責任者が発行したもの）

VI 保険金をお支払いした後のご契約

損害保険金または水害保険金のお支払い額が1回の事故で保険金額（保険金額が再調達価額（または時価額）をこえるときは、再調達価額（または時価額）とします。）の80%をこえたときは、ご契約は損害発生時に終了します。なお保険金額の80%をこえない限り、保険金のお支払いが何回あっても保険金額は減額されずご契約は満期日まで有効です。

（新火災保険普通保険約款第3章第17条→37～38ページ）

地震保険

I 地震保険の内容

1. 地震保険の対象（地震保険普通保険約款第1章第3条→40ページ）

(1) 対象となるもの（保険の対象）

- ・ 居住用建物（住居のみに使用される建物および併用住宅）
- ・ 居住用建物に収容されている家財（生活用動産）

(2) 対象とならない家財

- ・ 通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手、自動車
- ・ 貴金属、宝石、書画、骨とう等で1個または1組の価額が30万円をこえるもの
- ・ 稿本（本などの原稿）、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類するもの

※セットでご契約いただく新火災保険の対象に含めている場合であっても、地震保険では対象となりません。

2. 地震保険の補償内容（地震保険普通保険約款第1章第1条・第4条→39ページ・40～41ページ）

地震・噴火またはこれらによる津波（以下、「地震等」といいます。）を原因とする火災、損壊、埋没、流失によって建物、家財に次の損害が生じた場合に保険金をお支払いします。

	損害の程度	お支払いする保険金
建物	全 損 のとき	建物の地震保険金額の 全額 [時価限度]
	半 損 のとき	建物の地震保険金額の 50% [時価の50%限度]
	一 部 損 のとき	建物の地震保険金額の 5% [時価の5%限度]
家財	全 損 のとき	家財の地震保険金額の 全額 [時価限度]
	半 損 のとき	家財の地震保険金額の 50% [時価の50%限度]
	一 部 損 のとき	家財の地震保険金額の 5% [時価の5%限度]

※以上の損害に至らない場合は、保険金は支払われません。

※損害の程度である「全損」「半損」「一部損」については、後記Ⅱ. **損害の認定基準**について（23～27ページ）をご参照ください。

1回の地震等による損害保険会社全社の支払保険金総額が5兆5,000億円をこえる場合、お支払いする保険金は下記の算式により計算した金額に削減されることがあります。（地震保険普通保険約款第1章第6条→41ページ）

$$\text{お支払いする保険金} = \text{全損、半損または一部損の算出保険金} \times \frac{5 \text{兆}5,000 \text{億円}}{\text{算出保険金総額}} \quad (\text{平成}21 \text{年}6 \text{月現在})$$

※72時間以内に生じた2以上の地震等はこれらを一括して1回の地震等とみなします。

3. 保険金をお支払いできない主な場合（地震保険普通保険約款第1章第2条→39～40ページ）

建物・家財が地震等により損害を受けても、地震等が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後に生じた損害や、保険の対象（保険をつけた物）の紛失・盗難の場合には保険金をお支払いできません。

II 損害の認定基準について

前記 I. 2. の「全損」「半損」「一部損」の認定は、「地震保険損害認定基準」にしたがって、次のとおり行います。

1. 建物の「全損」「半損」「一部損」

認定の基準(① ② または ③)			
損害の程度	①主要構造部(注)(軸組、基礎、屋根、外壁等)の損害額	②焼失または流失した床面積	③床上浸水
全損	建物の時価の50%以上	建物の延床面積の70%以上	——
半損	建物の時価の20%以上50%未満	建物の延床面積の20%以上70%未満	——
一部損	建物の時価の3%以上20%未満	——	建物が床上浸水または地盤面より45cmをこえる浸水を受け損害が生じた場合で、当該建物が全損・半損・一部損に至らないとき

(注) 地震保険でいう「主要構造部」とは、建築基準法施行令第1条第3号に掲げる構造耐力上主要な部分をいい、損害調査においては、建物の機能を確保する部位で、損害が外観上発生することが多い箇所を着目点としています。

※地震等を原因とする地すべりその他の災害による現実かつ急迫した危険が生じたため、建物全体が居住不能(一時的な場合を除きます。)となったときは、全損と見なします。

【建物の損害程度の認定方法】

(1) 木造建物

在来軸組工法の場合は「軸組(小屋組、内壁を含みます。)、基礎、屋根、外壁」、枠組壁工法の場合は「外壁、内壁(床組を含みます。)、基礎、屋根」に着目して被害程度を調査し、工法ごとの損害認定基準表(在来軸組工法:表1-1、枠組壁工法:表1-2を参照願います。)から損害割合を求め、それらを合算し、全損、半損、一部損の認定を行います。より詳細な調査を要する場合には、第二次査定を実施することがあります。

(2) 非木造建物

建物全体の沈下または傾斜の程度を調査し、沈下・傾斜による損害認定基準表(鉄筋コンクリート造:表2-1、鉄骨造:表2-3を参照願います。)から沈下・傾斜の損害割合を求めます。この損害割合が50%以上の場合は、その建物を全損と認定します。

沈下・傾斜がない場合や沈下・傾斜の損害割合が50%に達しない場合には、構造ごとに定めた着目点の被害程度を調査し、部分的被害による損害認定基準表(鉄筋コンクリート造:表2-2、鉄骨造:表2-4を参照願います。)から部分的被害の損害割合を求めます。沈下・傾斜による損害割合と部分的被害の損害割合を合算し、全損、半損、一部損の認定を行います。

※区分所有建物(分譲マンション等)の損害割合の取り扱い

1棟建物全体で損害認定し、専有部分の損害が1棟建物全体より大きい場合には、個別に認定します。

2. 家財の「全損」「半損」「一部損」

損害の程度	認定の基準
全損	家財の損害額が家財全体の時価の80%以上
半損	家財の損害額が家財全体の時価の30%以上80%未満
一部損	家財の損害額が家財全体の時価の10%以上30%未満

【家財の損害程度の認定方法】

個々の家財の損傷状況によらず、家財を大きく5つ（①食器陶器類②電気器具類③家具類④身回品その他⑤衣類寝具類）に分類し、その中で一般的に所有されていると考えられる品目の損傷状況から、家財全体の損害割合を算出し、全損・半損・一部損の認定を行います。

※区分所有建物（分譲マンション等）の損害割合の取り扱い
家財全体についてこれを収容する各専有部分ごとに行います。

【地震保険損害認定基準表（抜粋）】

（表1-1）木造建物 在来軸組工法損害認定基準表

被害の程度(物理的損傷割合)		損害割合 (%)			物理的損傷割合の求め方	
		平家建	2階建	3階建		
主要構造部	軸組	①3%以下	7	8	8	$\frac{\text{損傷柱本数}}{\text{全柱本数}}$
		②～⑧（略）	12～41	13～45	14～46	
		⑨40%をこえる場合	全損とします			
	基礎	①5%以下	3	2	3	$\frac{\text{損傷布コンクリート長さ}}{\text{外周布コンクリート長さ}}$
		②～⑤（略）	5～11	4～11	5～12	
		⑥50%をこえる場合	全損とします			
	屋根	①10%以下	2	1	1	$\frac{\text{屋根の葺替え面積}}{\text{全屋根面積}}$
		②～④（略）	4～8	2～4	1～3	
		⑤50%をこえる場合	10	5	3	
外壁	①10%以下	2	2	2	$\frac{\text{損傷外壁面積}}{\text{全外壁面積}}$	
	②～⑤（略）	3～10	5～15	5～15		
	⑥70%をこえる場合	13	20	20		

※建物の基礎全体が1/20（約3°）以上傾斜している場合は、建物全損と認定します。

※傾斜が1/20（約3°）以上ある柱の本数が建物全体の柱の本数の40%を超える場合は、建物全損と認定します。

※沈下している柱の本数が建物全体の柱の本数の40%を超える場合は、建物全損と認定します。

(表1-2) 枠組壁工法損害認定基準表

被害の程度(物理的損傷割合)		損害割合 (%)	物理的損傷割合の求め方
主要構造部	外壁	① 3%以下	2
		②～⑥ (略)	4～39
		⑦25%をこえる場合	全損
	内壁	① 3%以下	3
		②～④ (略)	5～35
		⑤15%をこえる場合	全損
	基礎	① 3%以下	1
		②～⑦ (略)	2～10
		⑧35%をこえる場合	全損
屋根	① 3%以下	1	
	②～⑧ (略)	2～9	
	⑨55%をこえる場合	10	

※建物の基礎全体が1/20(約3°)以上傾斜している場合は、建物全損と認定します。

(表2-1) 非木造建物 鉄筋コンクリート造 沈下・傾斜による損害認定基準表

被害の程度		損害割合 (%)	
建物全体の被害	最大沈下量(沈下とは、建物が地表面より沈み込むもの)	① 5cmをこえ、10cm以下	3
		②～⑩ (略)	5～45
		⑪100cmをこえる場合	全損
傾斜(傾斜とは、沈下を伴う傾斜)		①0.2/100(約0.1°)をこえ、0.3/100(約0.2°)以下	3
		②～⑦ (略)	5～40
		⑧2.1/100(約1.2°)をこえる場合	全損

(表2-2)非木造建物 鉄筋コンクリート造 部分的被害による損害認定基準表

被害の程度		被害の程度(物理的損傷割合)	損害割合(%)
Ⅰ	近寄らないと見えにくい程度のひび割れがある	①10%以下	0.5
		②～⑤(略)	1～4
		⑥50%をこえる場合	5
Ⅱ	肉眼ではっきり見える程度のひび割れがある	①5%以下	0.5
		②～⑩(略)	1～11
		⑪50%をこえる場合	13
Ⅲ	部分的にコンクリートが潰れたり、鉄筋、接合鉄筋・接合鋼板が見える程度のひび割れがある	①3%以下	2
		②～⑪(略)	3～25
		⑫50%をこえる場合	30
Ⅳ	大きなひび割れやコンクリートの潰れが広い範囲に生じ、手で突くとコンクリートが落下し、鉄筋・接合鉄筋・接合鋼板が部分的または全部見えるような破壊がある 鉄筋の曲がり、破断、脱落、座屈がある	①3%以下	3
		②～⑪(略)	5～45
		⑫50%をこえる場合	全損

※すべての構造について損傷の最も大きい階に着目します。(ただし、最上階は除きます。)

※壁式構造、壁式プレキャスト構造、中高層壁式ラーメン構造については、建物の長辺方向、短辺方向のうち損傷の大きい方向がわかる場合には、損傷の大きい方向に着目し、物理的損傷割合の調査を行います。

※ラーメン構造、壁式構造、壁式プレキャスト構造、中高層壁式ラーメン構造についてそれぞれ以下の着目点における物理的損傷割合を調査し、認定基準表から損害割合を求め、最も大きいものを部分的被害の損害割合とします。それに建物の沈下・傾斜による損害割合とを加えて建物全体の損害割合を求め、損害認定を行います。

ラーメン構造：柱（柱はり接合部を含みます。）、はり

壁式構造：外部耐力壁、外部壁ばり

壁式プレキャスト構造：外部耐力壁、外部壁ばり、プレキャスト鉛直接合部、プレキャスト水平接合部

中高層壁式ラーメン構造：長辺方向は、柱（柱はり接合部を含みます。）、はり、短辺方向は外部耐力壁、外部壁ばり

(表2-3) 非木造建物 鉄骨造 沈下・傾斜による損害認定基準表

被害の程度		損害割合 (%)	
建物全体の被害	最大沈下量 (沈下とは、建物が地表より沈み込むもの)	①10cmをこえ、15cm以下	3
		②～⑤ (略)	10～40
		⑥40cmをこえる場合	全損
	傾斜 (傾斜とは、沈下を伴う傾斜)	①0.4/100(約0.2°)をこえ、0.5/100(約0.3°)以下	3
		②～⑤ (略)	10～40
		⑥3.0/100(約1.7°)をこえる場合	全損

(表2-4) 非木造建物 鉄骨造 部分的被害による損害認定基準表

被害の程度		被害の程度(物理的損傷割合)	損害割合 (%)
I	建具に建付不良がみられる 外壁および目地にわずかなひび割れ、かすかな不陸がある	①10%以下	1
		②～④ (略)	2～4
		⑤50%をこえる場合	5
II	建具に開閉困難がみられる 外壁の目地ずれ、ひび割れがある	①5%以下	1
		②～⑨ (略)	2～12
		⑩50%をこえる場合	15
III	建具の開閉不能、全面破壊がある 外壁に大きなひび割れや剥離、浮きだし、目地や隅角部に破壊がある	①3%以下	2
		②～⑩ (略)	3～23
		⑪50%をこえる場合	25
IV	外壁の面外への著しいはらみ出し、剥落、破壊、崩落がある	①3%以下	3
		②～⑨ (略)	5～45
		⑩50%をこえる場合	全損

※建物のすべての階に着目します。

※開口部 (窓・出入口) および外壁の物理的損傷割合を調査し、損害認定基準表から損害割合を求め、最も大きい損害割合を部分的被害の損害割合とします。それに建物の沈下・傾斜による損害割合を加えて建物全体の損害割合を求め、損害認定を行います。

※ピロティ方式の建物の割合、ピロティ部分には、開口部 (窓・出入口)、外壁がないので、ピロティの柱に着目します。柱の傾斜を調査し、その最大傾斜から「沈下・傾斜による損害認定基準表」により損害割合を算出したうえ、建物延床面積に対するピロティ部分の床面積の割合を乗じ、ピロティ部分の損害割合を求めます。ピロティ部分以外については、建物の開口部 (窓・出入口) および外壁のうちいずれか大きい損害割合に建物延床面積に対するピロティ部分以外の床面積の割合を乗じ、ピロティ部分以外の損害割合を算出します。ピロティ部分の損害割合とピロティ部分以外の損害割合を合算し、部分的被害の損害割合を求めます。それに建物全体の沈下または傾斜による損害割合を加えて建物全体の損害割合を求め、損害認定を行います。

Ⅲ ご契約時にご注意いただきたいこと

1. 地震保険の保険金額（ご契約金額）について

建物、家財ごとに、セットで契約する新火災保険の保険金額の30%～50%の範囲で決めていただきます。ただし、建物は5,000万円、家財は1,000万円が限度額となります。すでに他の地震保険契約があって追加契約するときは、限度額から他の地震保険金額の合計額を差し引いた残額が追加契約の限度額となります。マンション等の区分所有建物の場合は、各区分所有者ごとに限度額が適用されます。

2. セットで契約する新火災保険との関係（地震保険普通保険約款第4章第23条→44～45ページ）

- (1) 地震保険は、新火災保険とセットで契約しなければその効力を生じません。
- (2) セットで契約する新火災保険が保険期間（ご契約期間）の途中で終了したときは、地震保険も同時に終了します。

3. セットで契約する新火災保険の保険期間が1年をこえる長期契約の場合の取り扱い

地震保険を1年ずつ自動的に継続する方式や、最長5年までの長期契約を組み合わせて新火災保険契約にあわせてご契約いただけます。

※保険期間が自動的に継続する方式のご注意

- ・ 保険期間の満了する3か月前までに継続しない旨のお申し出がないかぎり自動的に継続されます。ただし、地震保険に関する法律（昭和41年法律第73号）またはこれに基づく法令が改正されたことに伴い、この保険契約の保険金額を変更する必要がある場合は、この限りではありません。
- ・ 継続されるご契約の保険料は、保険証券記載の払込期日までにお支払いください。払込期日後1か月を経過した後もお支払いのない場合には、継続前契約の満了後に生じた損害には保険金をお支払いできません。

4. 対象となる建物または対象となる家財を収容する建物の構造と所在地について

地震保険の保険料は、建物の構造および建物の所在地によって決まります。このため構造や所在地に誤りがないかご確認ください。

（建物の構造）

地震の揺れによる損壊や火災による焼損などの危険を勘案し、Ⅰ構造*とⅡ構造*の2つに区分されています。

※セットで契約する火災保険の構造級別により区分されます。（Ⅰ構造→火災保険の構造がA・B構造の場合、Ⅱ構造→火災保険の構造がC・D構造または省令準耐火構造（F構造）の場合）

（建物の所在地）

都道府県別に区分されています。

Ⅳ 地震保険の割引制度について

保険の対象である建物または保険の対象である家財を収容する建物（以下「対象建物」といいます。）が次のいずれかに該当する場合は、地震保険料率に所定の割引を適用します（地震保険の保険期間の開始日より適用できる割引が異なります。）。なお、保険期間の途中において下記に定める資料のご提出があった場合は、資料のご提出があった日以降の未経過期間に対して割引を適用します。

1. 免震建築物割引（平成19年10月1日以降、保険期間が開始するご契約に適用）

対象建物が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（以下、「品確法」といいます。）に規定する日本住宅性能表示基準に定められた免震建築物であること。

ただし、品確法に基づく建設住宅性能評価書（写）をご契約者よりご提出いただいた場合

割引率	30%
-----	-----

2. 耐震等級割引（平成13年10月1日以降、保険期間が開始するご契約に適用）

対象建物が、品確法に規定する日本住宅性能表示基準に定められた耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）または国土交通省の定める「耐震診断による耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）の評価指針」（以下、「評価指針」といいます。）に定められた耐震等級を有していること。ただし、品確法に基づく建設住宅性能評価書（写）または評価指針に基づく耐震性能評価書（写）をご契約者よりご提出いただいた場合

耐震等級	割引率
3	30%
2	20%
1	10%

3. 耐震診断割引（平成19年10月1日以降、保険期間が開始するご契約に適用）

対象建物が、地方公共団体等による耐震診断または耐震改修の結果、改正建築基準法（昭和56年6月1日施行）における耐震基準を満たす場合。ただし、耐震診断の結果により、国土交通省の定める基準（平成18年国土交通省告示185号）に適合することを地方公共団体、建築士などが証明した書類（写）、または耐震診断もしくは耐震改修の結果により減税措置を受けるための証明書（写）（耐震基準適合証明書、住宅耐震改修証明書、地方税法施行規則附則第7条第6項※の規定に基づく証明書）をご契約者よりご提出いただいた場合
※平成19年4月の法改正により、同附則は第7条第5項に変更

割引率	10%
-----	-----

4. 建築年割引（平成13年10月1日以降、保険期間が開始するご契約に適用）

対象建物が、昭和56年6月1日以降に新築された建物であること。ただし、建物登記簿謄本（写）、建物登記済権利証（写）、建築確認書（写）もしくは検査済証（写）等の対象建物の新築年月※が確認できる公的機関等が発行する書類（写）をご契約者よりご提出いただいた場合 ※新築年が昭和57年以降である場合には新築年

割引率	10%
-----	-----

- (注1) 上記1. または2. の割引の適用を受けようとする場合で、地震保険契約締結時に建設住宅性能評価書が登録住宅性能評価機関より交付されていない場合には、設計住宅性能評価書（写）をご提出いただくことができます。
- (注2) 上記4. の公的機関等とは国・地方公共団体、地方住宅供給公社、指定確認検査機関などをいいます。
- (注3) 対象建物について、既にいずれかの割引が適用されている場合には、地震保険割引の種類（さらに耐震等級割引の場合は耐震等級、建築年割引の場合は新築年月）が確認できる保険証券（写）、保険契約証（写）、保険契約継続証（写）または異動承認書（写）をご提出いただくことができます。
- (注4) 注3にかかわらず、継続契約（前契約（損保ジャパンの契約に限ります。）の地震保険期間の終期または解約日を保険期間の初日とする地震保険契約のうち、対象建物が同一である保険契約をいいます。）に、前契約に適

用されていた地震保険割引の種類および割引率と同一の地震保険割引の種類および割引率の適用を受けようとする場合には、上記1.～4.のただし書の資料の提出を省略することができます。

(注5) 上記1.～4.の割引は重複して適用を受けることができません。

V ご契約後にご注意いただきたいこと (地震保険普通保険約款第2章第9条→42ページ)

ご契約後に次のようなことが生じたときは、ただちに取扱代理店または損保ジャパンにご通知ください。ご通知がないと保険金をお支払いできないことがあります。

- (1) 他の保険会社と地震等による事故を補償する保険契約を締結するとき。
- (2) 建物などを売却・譲渡等により名義を変更するとき。
- (3) 建物の構造または用途を変更するとき。(例：併用住宅が専用店舗に変わった場合等)
- (4) 家財などを引っ越し等により他の場所に移転するとき。 など

VI 事故が起きたときの手続き (地震保険普通保険約款第3章第17条→44ページ)

地震保険で補償する事故が起こったときは、ただちに取扱代理店または損保ジャパンにご通知のうえ、保険金請求の手続きをお取りください。

VII 保険金をお支払いした後のご契約 (地震保険普通保険約款第3章第22条→44ページ)

損害の認定が全損となり、保険金をお支払いしたときは、ご契約は損害発生時に終了します。全損以外の認定による保険金のお支払いの場合には、このご契約の保険金額(ご契約金額)は減額することはありません。

VIII 警戒宣言発令後の地震保険の取り扱い (地震保険普通保険約款第2章第10条第2項→42～43ページ)

大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令されたときは、その時から「地震保険に関する法律」に定める一定期間、警戒宣言に関する地域(下記の東海地震に係る地震防災対策強化地域)内に所在する保険の対象(保険をつける物)について、地震保険の新規契約および増額契約はお引受けできませんのでご注意ください。

(参考) 東海地震に係る地震防災対策強化地域(平成21年4月1日現在)



都 県	市 町 村
東 京	〈村〉 新島、神津島、三宅
神 奈 川	〈市〉 平塚、小田原、茅ヶ崎、秦野、厚木、伊勢原、海老名、南足柄 高座郡=寒川 中郡=大磯、二宮 足柄上郡=中井、大井、松田、山北、開成 足柄下郡=箱根、真鶴、湯河原
山 梨	〈市〉 甲府、富士吉田、都留、山梨、大月、韮崎、南アルプス、北杜、甲斐、笛吹、上野原、甲州、中央 西八代郡=市川三郷 南巨摩郡=増穂、鯉沢、早川、身延、南部 中巨摩郡=昭和 南都留郡=道志、西桂、忍野、山中湖、鳴沢、富士河口湖
長 野	〈市〉 岡谷、飯田、諏訪、伊那、駒ヶ根、茅野 諏訪郡=下諏訪、富士見、原 上伊那郡=辰野、箕輪、飯島、南箕輪、中川、宮田 下伊那郡=松川、高森、阿南、阿智、下條、天龍、泰阜、喬木、豊丘、大鹿
岐 阜	〈市〉 中津川
静 岡	全 域
愛 知	〈市〉 名古屋、豊橋、岡崎、半田、豊川、津島、碧南、刈谷、豊田、安城、西尾、蒲郡、常滑、新城、東海、大府、知多、知立、高浜、豊明、日進、田原、愛西、弥富 愛知郡=東郷、長久手 海部郡=七宝、美和、甚目寺、大治、蟹江、飛鳥 知多郡=阿久比、東浦、南知多、美浜、武豊 幡豆郡=一色、吉良、幡豆 額田郡=幸田 西加茂郡=三好 北設楽郡=設楽、東栄 宝飯郡=小坂井
三 重	〈市〉 伊勢、桑名、尾鷲、鳥羽、熊野、志摩 桑名郡=木曾岬 度会郡=大紀、南伊勢 北牟婁郡=紀北

※地震防災対策強化地域である市町村と強化地域以外の市町村が合併した場合、合併後の市町村(新行政区画)が改めて強化地域として指定されるまでの間は、合併前の市町村区域(旧行政区画)が強化地域の対象となります。

※上記強化地域は、平成21年4月1日付け告示(内閣府告示第15号)に基づくものです。なお、市町村名は平成21年4月1日現在で表記しています。

【新火災保険の保険期間の途中で地震保険をご契約になりたい場合】

新火災保険のご契約時に地震保険をご契約されなかった場合でも、新火災保険の保険期間(ご契約期間)の中途から地震保険をご契約になることができます(ただし、上記Ⅷの場合を除きます。)ので、ご希望される場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。

約款および特約条項をお読みいただくにあたって

約款および特約条項は、ご契約内容を記したもので重要な事柄が定められています。前ページまでの説明と合わせてお読みください。

なお、お客さまのご契約内容によりましてそれぞれ該当する約款および特約条項が適用されます。

目次

普通保険約款

新火災保険普通保険約款	34
地震保険普通保険約款	39

基本特約

家庭保険基本特約条項	48
住宅総合保険基本特約条項	62
住宅火災保険基本特約条項	70

特約条項

1 保険料の即時払に関する特約条項	75
2 追加保険料の即時払に関する特約条項	75
3 水害保険金実損払特約条項	76
4 水害保険金実損払特約条項（建物時価払用）	76
5 不測かつ突発的の事故不担保特約条項	77
6 不測かつ突発的の事故の支払限度額変更特約条項	77
7 臨時費用保険金拡張担保特約条項	77
8 臨時費用保険金不担保特約条項（家庭保険基本特約用）	78
9 残存物取片づけ費用保険金拡張担保特約条項	78
10 地震火災担保特約条項（地震火災30プラン）	78
11 地震火災担保特約条項（地震火災50プラン）	79
12 建物時価払特約条項	80
13 価額協定保険特約条項（家財時価用）	83
14 価額協定保険特約条項（家財新価用）	85
15 個人用新価保険特約条項	88
16 新価保険特約条項	89
17 付保割合条件付実損払特約条項	90
18 保険金額調整等に関する追加特約条項（家庭保険基本特約用）	91
19 保険金額調整等に関する追加特約条項（価額協定保険特約用）	91
20 類焼損害担保特約条項	92
21 類焼傷害担保特約条項	97
22 構内構築物修復費用担保特約条項（家庭保険基本特約用）	102
23 構内構築物修復費用担保特約条項（住宅総合保険基本特約用）	103
24 防犯装置設置費用担保特約条項	104
25 個人賠償責任担保特約条項（国内外担保）	105
26 個人賠償責任担保特約包括契約に関する特約条項（国内外担保）	107
27 施設賠償責任担保特約条項	110
28 原子力危険不担保追加条項	112
石綿損害等不担保追加条項	
汚染危険不担保追加条項	
専門職業危険等不担保追加条項	
29 レンタル用品賠償責任担保特約条項	113

30	受託品賠償責任担保特約条項	115
31	交通傷害担保特約条項	118
32	被災者補償担保特約条項	124
33	バリアフリー改修費用担保特約条項	129
34	家賃担保特約条項	133
35	建てかえ費用担保特約条項	135
36	共用部分修理費用担保特約条項	136
37	借家人賠償責任担保特約条項	137
38	修理費用担保特約条項	139
39	保険料の払込に関する特約条項（月払）	140
40	保険料の払込に関する特約条項（一括払）	142
41	保険料の払込に関する特約条項（長期年払）	143
42	保険料の払込に関する特約条項（長期月払）	144
43	保険料の払込に関する特約条項（長期一括払）	145
44	追加保険料の払込に関する特約条項（一括払）	147
45	クレジットカードによる保険料支払に関する特約条項	149
46	初回保険料の口座振替に関する特約条項	149
47	団体扱保険料分割払特約条項（一般A）	150
48	団体扱保険料分割払特約条項（一般B）	152
49	団体扱保険料分割払特約条項（一般C）	154
50	団体扱保険料分割払特約条項	156
51	団体扱保険料分割払特約条項（口座振替用）	158
52	団体扱保険料一括払特約条項	160
53	先物契約条項	162
54	動物条項	162
55	植物条項	162
56	明記物件に関する特約条項	162
57	住宅用防災機器条項	163
58	作業変更通知条項（家庭保険基本特約用）	163
59	代位求償権不行使条項	163
60	集団扱に関する特約条項	163
61	共同保険に関する特約条項	165
62	先物契約条項（地震保険用）	166
63	自動継続特約条項（地震保険・新火災保険（団体扱・集団扱以外）用）	166
64	自動継続特約条項（地震保険・新火災保険（団体扱・集団扱）用）	167

新火災保険普通保険約款

この約款には、保険証券記載の基本特約条項（以下「基本特約条項」といいます。）が必ず付帯されます。

第1章 保険金の支払

（保険金を支払う場合）

第1条 当会社は、この約款および基本特約条項の規定に従い、被保険者が被る損害等に対して、保険金を支払います。

（保険金を支払わない場合）

第2条 当会社は、次の各号のいずれかに該当する事由によって生じた損害等に対しては、保険金を支払いません。

- (1) 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人（保険契約者または被保険者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）の故意もしくは重大な過失または法令違反
- (2) 被保険者でない者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者またはその者の法定代理人（その者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
- 2 当会社は、次の各号のいずれかに該当する事由によって生じた損害等（これらの事由によって発生した基本特約条項に掲げる事故が延焼または拡大して生じた損害等、および発生原因のいかんを問わず基本特約条項に掲げる事故がこれらの事由によって延焼または拡大して生じた損害等を含みます。）に対しては、保険金を支払いません。
 - (1) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。)
 - (2) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - (3) 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- 3 当会社は、保険証券記載の保険期間（以下「保険期間」といいます。）が始まった後でも、保険契約者が当会社へ必要事項が記載された当会社所定の保険申込書を提出し、当会社がこれを受領した時点で生じた事故による損害等に対しては、保険金を支払いません。

第2章 告知義務・通知義務等

（告知義務）

第3条 保険契約締結の際、保険契約者またはその代理人が、故意または重大な過失によって、保険契約申込書の記載事項について、当会社知っている事実を告げなかったときまたは不実のことを告げたときは、当会社は、保険証券記載の保険契約者の住所（次条第7項の規定による通知があった場合はその住所または通知先をいいます。以下同様とします。）にあてた書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。他人のために保険契約を締結する場合に、保険契約者またはその代理人が、自己に過失があると否とを問わず、被保険者またはその代理人の故意または重大な過失によって、知っている事実を告げなかったときまたは不実のことを告げるに至ったときも、また同様とします。

- 2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には適用しません。
 - (1) 前項に規定する告げなかった事実または告げた不実のことがなくなった場合
 - (2) 当会社が保険契約締結の際、前項に規定する告げなかった事実もしくは告げた不実のことを知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合
 - (3) 保険契約者または被保険者が、この保険契約によって保険金を支払うべき損害等が発生する前に保険契約申込書の記載事項についての更正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、更正の申出を受けた場合において、その更正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。

- (4) 当社が前項に規定する告げなかった事実または告げた不実のことを知った日からその日を含めて保険契約を解除しないで30日を経過した場合
- 3 第1項に規定する告げなかった事実または告げた不実のことが、当社が行う危険測定に関係のないものであった場合には、第1項の規定を適用しません。ただし、この保険契約によって保険金を支払うべき損害等に対して保険金を支払うべき他の保険契約に関する事項については、この限りではありません。
- 4 損害等が発生した後に第1項の規定による解除が行われた場合でも、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。この規定は、第8条（保険契約解除の効力）の規定とはかかわりありません。
- 5 前項の規定は、損害等が第1項に規定する告げなかった事実または告げた不実のことに基づかないことを保険契約者または被保険者が証明したときは、適用しません。

(通知義務)

- 第4条 保険契約締結の後、次の各号のいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、事実の発生がその責めに帰すべき事由によるときはあらかじめ、責めに帰すことのできない事由によるときはその発生を知った後、遅滞なく、必要事項が記載された当会社所定の承認請求書（以下「承認請求書」といいます。）をもってその旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。ただし、その事実がなくなった後は、この限りではありません。
- (1) この保険契約によって保険金を支払うべき損害等に対して保険金を支払うべき他の保険契約を他の保険者と締結すること。
- (2) 保険の目的を譲渡すること。
- (3) 保険の目的である建物または保険の目的を収容する建物の構造または用途を変更すること。
- (4) 保険の目的を他の場所に移転すること。ただし、この保険契約によって保険金を支払うべき事故を避けるために、他に搬出した場合の5日間については、この限りではありません。
- 2 前項に規定する手続を怠った場合には、当社は、前項の事実が発生した時または保険契約者もしくは被保険者がその発生を知った時から当社が承認請求書を受領するまでの間に生じた損害等に対しては、保険金を支払いません。ただし、前項第3号に規定する事実が発生した場合において、変更後の保険料率が変更前の保険料率より高くならなかったときは、この限りではありません。
- 3 第1項の事実がある場合（前項ただし書の規定に該当する場合を除きます。）には、当社は、その事実について承認請求書を受領したと否とを問わず、保険証券記載の保険契約者の住所にあてた書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- 4 前項に基づく当会社の解除権は、当社が第1項の事実を知った日からその日を含めて30日以内に行使しなければ消滅します。
- 5 保険契約者が第1項各号以外の保険契約条件の変更をしようとするときは、保険契約者は、承認請求書をもって当会社に通知し、承認を請求しなければなりません。
- 6 前項の場合において、当社が承認請求書を受領するまでの間に生じた損害等に対しては、当社は、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、保険金を支払います。
- 7 保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更したときは、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。
- 8 保険契約者が前項の規定による通知をしなかったときは、当社の知った最終の住所または通知先に送付した通知は、通常到達するために要する期間を経過した時に保険契約者に到達したものとみなします。

(保険契約の無効)

- 第5条 保険契約締結の際、次の各号のいずれかに該当する事実があったときは、保険契約は無効とします。
- (1) 他人のために保険契約を締結する場合において、保険契約者が、その旨を保険契約申込書に明記しなかったとき。
- (2) 保険契約者または被保険者が、保険の目的に既にこの保険契約によって保険金を支払うべき損害等が生じていたことまたはその原因が発生していたことを知っていたとき。

(保険契約の失効)

- 第6条 保険契約締結の後、保険の目的の全部が滅失した場合には、その事実が発生した時に保険契約は、その効力を失います。ただし、第17条（保険金支払後の保険契約）第1項の規定により保険契約が終了した場合を除きます。
- 2 おのおの別に保険金額を定めた保険の目的が2以上ある場合には、それぞれについて、前項の規定

を適用します。

(保険契約者による保険契約の解除)

第7条 保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。ただし、保険金請求権の上に質権または譲渡担保権が設定されているときは、この解除権は、質権者または譲渡担保権者の書面による同意を得た後でなければ行使できません。

(保険契約解除の効力)

第8条 保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

(保険料の返還または請求—告知・通知事項の承認の場合)

第9条 第3条（告知義務）第2項第3号の規定による承認をする場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。

2 第4条（通知義務）第1項の規定による承認をする場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、次の各号に従い計算した保険料を、別に定めるところに従い、請求または返還します。

(1) 変更後の保険料が変更前の保険料よりも高くなる場合

次の算式に従い算出した保険料を請求します。

$$\frac{\text{変更後の保険料と変更前の保険料との差額}}{\text{保険期間月数}} \times \frac{\text{未経過月数（1か月に満たない期間は1か月とします。）}}{\text{保険期間月数}}$$

(2) 変更後の保険料が変更前の保険料よりも低くなる場合

次の算式に従い算出した保険料を返還します。

$$\text{変更後の保険料と変更前の保険料との差額} \times \left[1 - \frac{\text{既経過月数（1か月に満たない期間は1か月とします。）}}{\text{保険期間月数}} \right]$$

3 第4条（通知義務）第5項の規定による承認をする場合において、保険料を変更する必要があるときも、当会社は、前項の規定に従い計算した保険料を、別に定めるところに従い、請求または返還します。

(保険料の返還—無効または失効の場合)

第10条 保険契約が無効または失効の場合において、保険契約者または被保険者に故意または重大な過失があったときは、当会社は、既に払い込まれた保険料を返還しません。

2 保険契約が無効または失効の場合において、保険契約者および被保険者に故意または重大な過失がなかったときは、当会社は、無効の場合には既に払い込まれた保険料の全額を返還し、失効の場合には前条第2項第2号の規定により計算した保険料を返還します。

3 保険期間が1年を超える保険契約の無効または失効の場合には、当会社がこれを知った日の属する契約年度に対する保険料については、前2項の規定によることとし、その後の年度に対する保険料については、当会社は、その全額を返還します。

(保険料の返還—解除の場合)

第11条 第3条（告知義務）第1項の規定により、当会社が保険契約を解除したときは、当会社は、既に払い込まれた保険料を返還しません。

2 第4条（通知義務）第3項の規定により、当会社が保険契約を解除したときは、当会社は、第9条（保険料の返還または請求—告知・通知事項の承認の場合）第2項第2号の規定により計算した保険料を返還します。

3 第7条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により、保険契約者が保険契約を解除したときも、前項の規定によることとします。

4 保険期間が1年を超える保険契約の解除の場合には、その解除のあった日の属する契約年度に対する保険料については、前3項の規定によることとし、その後の年度に対する保険料については、当会社は、その全額を返還します。

第3章 損害の発生

(損害防止義務および損害防止費用)

第12条 保険契約者または被保険者は、この保険契約によって保険金を支払うべき事故が生じたときは、損害の防止または軽減に努めなければなりません。

2 前項の場合において、保険契約者または被保険者が、火災、落雷、破裂または爆発による損害の防止または軽減のために必要または有益な費用を支出した場合において、この保険契約における保険金を支払わない場合に該当しない場合は、当社は、次の各号に掲げる費用に限り、これを負担します。ただし、地震もしくは噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災による損害の防止または軽減のために支出した費用は負担しません。

(1) 消火活動のために費消した消火薬剤等の再取得費用

(2) 消火活動に使用したことにより損傷した物（消火活動に従事した者の着用物を含みます。）の修理費用または再取得費用

(3) 消火活動のために緊急に投入された人員または器材にかかる費用（人身事故に関する費用、損害賠償に要する費用または謝礼に属するものを除きます。）

3 保険契約者および被保険者が故意または重大な過失によって第1項に規定する義務を履行しなかったときは、当社は、損害の額から防止または軽減することができたと認められる額を差し引いた残額を損害の額とみなします。

4 第2項の場合において、当社は、同項に規定する負担金と他の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、負担します。

(損害等が発生した場合の手続)

第13条 保険契約者または被保険者は、当社が保険金を支払うべき損害等またはその原因となる事故が生じたことを知ったときは、これを当社に遅滞なく通知し、かつ、損害見積書に当社の要求するその他の書類を添えて、損害の発生を通知した日からその日を含めて30日以内に当社に提出しなければなりません。

2 保険契約者または被保険者は、この保険契約において保険金を支払う原因となる傷害が生じたことを知ったときは、これを当社に遅滞なく通知し、かつ、傷害状況報告書のほか、死亡の場合には死亡診断書および戸籍謄本、死亡以外の場合には傷害の程度を証明する医師の診断書、その他当社の要求する証明書類を添えて、傷害の発生を通知した日からその日を含めて30日以内に当社に提出しなければなりません。ただし、当社は、これらの提出書類の一部の省略を認めることがあります。

3 保険の目的について損害が生じたときは、当社は、事故が生じた建物もしくは構内を調査することまたはそれらに収容されていた被保険者の所有物の全部もしくは一部を調査することもしくは一時的に移転することができます。

4 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく第1項もしくは第2項の規定に違反したときまたは第1項もしくは第2項に規定する提出書類につき知っている事実を表示しなかったときもしくは不実の表示をしたときは、当社は、保険金を支払いません。

(評価人および裁定人)

第14条 保険価額（損害が生じた地および時における保険契約の目的の価額をいいます。以下同様とします。）または損害の額等について、当社と保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者との間で争いが生じたときは、その争いは当事者双方が書面によって選定する各1名ずつの評価人の判断に任せます。この場合において、評価人の間で意見が一致しないときは、双方の評価人が選定する1名の裁定人がこれを裁定するものとします。

2 当事者は、自己の選定した評価人の費用（報酬を含みます。）を各自負担し、その他の費用（裁定人に対する報酬を含みます。）については、半額ずつこれを負担するものとします。

(代位)

第15条 当社が保険金を支払ったときは、当社は、その支払った保険金の額を限度として、かつ、被保険者の権利を害さない範囲内で、被保険者がその損害につき第三者（他人のためにする保険契約の場合の保険契約者を含みます。）に対して有する権利を代位取得します。

2 保険契約者および被保険者は、当社が取得する前項の権利の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当社に協力するために必要な費用は、当社の負担とします。

(保険金の支払時期)

第16条 当社は、保険契約者または被保険者が第13条（損害等が発生した場合の手続）の規定による手続をした日からその日を含めて30日以内に、保険金を支払います。ただし、当社が、この期間内に必要な調査を終えることができないときは、これを終えた後、遅滞なく、保険金を支払います。

(保険金支払後の保険契約)

- 第17条 基本特約条項に規定する損害保険金または水害保険金の支払額がそれぞれ1回の事故につき保険金額（保険金額が保険価額を超えるときは、保険価額とします。）の80%に相当する額を超えたときは、保険契約は、その保険金支払の原因となった損害の発生した時に終了します。
- 2 前項の場合を除き、当社が保険金を支払った場合においても、この保険契約の保険金額は、減額することはありません。
 - 3 おのおの別に保険金額を定めた保険の目的が2以上ある場合には、それぞれについて、前2項の規定を適用します。

第4章 その他

（保険責任の始期および終期）

- 第18条 当社の保険責任は、保険期間のその初日の午後4時（保険証券にこれと異なる時刻が記載されているときはその時刻）に始まり、末日の午後4時に終わります。
- 2 前項の時刻は、保険証券発行地の標準時によるものとします。

（保険契約の継続）

- 第19条 保険契約の満了に際し、保険契約を継続しようとする場合に、保険契約申込書に記載した事項および保険証券に記載された事項に変更があったときは、保険契約者は、これを当社に告げなければなりません。この場合の告知については、第3条（告知義務）の規定を適用します。
- 2 保険契約の継続の場合には、新たに保険証券を発行しないで、従前の保険証券と保険契約継続証をもってこれに代えることができるものとします。
 - 3 第2条（保険金を支払わない場合）第3項の規定は、継続保険契約の保険料についても、これを適用します。

（保険契約者または被保険者が複数の場合の取扱い）

- 第20条 この保険契約について、保険契約者または被保険者が2名以上であるときは、当社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または被保険者を代理するものとします。
- 2 前項の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者または被保険者の中の1名に対して行う当社の行為は、他の保険契約者または被保険者に対しても効力を有するものとします。
 - 3 保険契約者または被保険者が2名以上である場合には、おのおのの保険契約者または被保険者は連帯してこの保険契約上の義務を負うものとします。

（共済契約の取扱い）

- 第21条 第3条（告知義務）第3項または第4条（通知義務）第1項第1号の適用にあたっては、共済契約を火災保険契約とみなして取り扱います。

（訴訟の提起）

- 第22条 この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提訴するものとします。

（準拠法）

- 第23条 この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

地震保険普通保険約款

第1章 保険金の支払

(保険金を支払う場合)

- 第1条 当会社は、この約款に従い、地震もしくは噴火またはこれらによる津波（以下「地震等」といいます。）を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失によって、保険の目的について生じた損害（地震等が生じた後における事故の拡大防止または緊急避難に必要な処置によって保険の目的について生じた損害を含みます。以下同様とします。）が全損、半損または一部損に該当するときは、保険金を支払います。
- 2 この約款において「全損」、「半損」および「一部損」とは、次の損害をいいます。
- (1) 建物（居住の用に供する建物をいいます。以下同様とします。）の全損とは、建物の主要構造部（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条（用語の定義）第3号の構造耐力上主要な部分をいいます。以下同様とします。）の損害の額が、当該建物の保険価額（損害が生じた地および時における保険契約の目的の価額をいいます。以下同様とします。）の50%以上である損害または建物の焼失もしくは流失した部分の床面積の当該建物の延べ床面積に対する割合が70%以上である損害
 - (2) 建物の半損とは、建物の主要構造部の損害の額が、当該建物の保険価額の20%以上50%未満である損害または建物の焼失もしくは流失した部分の床面積の当該建物の延べ床面積に対する割合が20%以上70%未満である損害
 - (3) 建物の一部損とは、建物の主要構造部の損害の額が、当該建物の保険価額の3%以上20%未満である損害
 - (4) 生活用動産の全損とは、生活用動産の損害の額が、当該生活用動産の保険価額の80%以上である損害
 - (5) 生活用動産の半損とは、生活用動産の損害の額が、当該生活用動産の保険価額の30%以上80%未満である損害
 - (6) 生活用動産の一部損とは、生活用動産の損害の額が、当該生活用動産の保険価額の10%以上30%未満である損害
- 3 前項第1号から第3号までの建物の主要構造部の損害の額には、第1項の損害が生じた建物の原状回復のため地盤等の復旧に直接必要とされる最小限の費用を含むものとします。
- 4 地震等を直接または間接の原因とする地すべりその他の災害による現実かつ急迫した危険が生じたため、建物全体が居住不能（一時的な場合を除きます。）に至ったときは、これを地震等を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失によって生じた建物の全損とみなして保険金を支払います。
- 5 地震等を直接または間接の原因とするこう水・融雪こう水等の水災によって建物が床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を被った結果、当該建物に損害が生じた場合（当該建物の第1項の損害が全損、半損または一部損に該当する場合を除きます。）には、これを地震等を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失によって生じた建物の一部損とみなして保険金を支払います。この場合において、「床上浸水」とは、居住の用に供する部分の床（畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除きます。）を超える浸水をいいます。
- 6 前各項の損害の認定は、保険の目的が建物である場合には、当該建物ごとに行い、保険の目的が生活用動産である場合には、これを収容する建物ごとに行います。また、門、へいまたはかきが保険の目的に含まれる場合には、これらが付属する建物の損害の認定によるものとします。この場合において、第2項第1号から第3号までの建物の保険価額には当該門、へいまたはかきの保険価額を含みません。

(保険金を支払わない場合)

- 第2条 当会社は、地震等の際において、次の各号のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
- (1) 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人（保険契約者または被保険者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）の故意もしくは重大な過失または法令違反
 - (2) 被保険者でない者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者またはその者の法定代理人（その者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額について

ては除きます。

- (3) 保険の目的の紛失または盗難
 - (4) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）
 - (5) 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下この号において同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- 2 当社は、地震等が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
 - 3 当社は、保険証券記載の保険期間（以下「保険期間」といいます。）が始まった後でも、この保険契約の保険料とこの保険契約が付帯されている保険契約の保険料との合計額を領取する前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。第14条（保険料の返還または請求－告知－通知事項の承認の場合）の規定による当社の保険料の請求に対し、保険契約者がその支払を怠ったときも、また同様とします。

（保険の目的の範囲）

第3条 この保険契約における保険の目的は、この保険契約が付帯されている保険契約の保険の目的のうち、建物または生活用動産に限られます。

- 2 前項の建物には、門、へいもしくははかきまたは物置、車庫その他の付属建物を含みます。
- 3 第1項の生活用動産には、建物の所有者でない者が所有する次の各号に掲げる物を含みます。
 - (1) 畳、建具その他の従物
 - (2) 電気・ガス・暖房・冷房設備その他の付属設備
- 4 第1項および前項の生活用動産には、次の各号に掲げる物は含まれません。
 - (1) 通貨、有価証券、預金証書または貯金証書、印紙、切手その他これらに類する物
 - (2) 自動車（自動三輪車および自動二輪車を含み、総排気量が125cc以下の原動機付自転車を除きます。）
 - (3) 貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨とう、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの
 - (4) 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
 - (5) 商品、営業用什器・備品その他これらに類する物

（保険金の支払額）

第4条 当社は、第1条（保険金を支払う場合）の保険金として次の各号の金額を支払います。

- (1) 保険の目的である建物または生活用動産が全損となったときは、当該保険の目的の保険金額に相当する額。ただし、保険価額を限度とします。
 - (2) 保険の目的である建物または生活用動産が半損となったときは、当該保険の目的の保険金額の50%に相当する額。ただし、保険価額の50%に相当する額を限度とします。
 - (3) 保険の目的である建物または生活用動産が一部損となったときは、当該保険の目的の保険金額の5%に相当する額。ただし、保険価額の5%に相当する額を限度とします。
- 2 前項の場合において、この保険契約の保険の目的である次の各号の建物または生活用動産について、この保険契約の保険金額がそれぞれ次の各号に規定する額（以下「限度額」といいます。）を超えるときは、限度額をこの保険契約の保険金額とみなし前項の規定を適用します。
 - (1) 同一構内に所在し、かつ、同一被保険者の所有に属する建物 5,000万円
 - (2) 同一構内に所在し、かつ、同一被保険者の世帯に属する生活用動産 1,000万円
 - 3 前項各号の建物または生活用動産について、地震保険に関する法律（昭和41年法律第73号）（以下「法」といいます。）第2条（定義）第2項の地震保険契約でこの保険契約以外のものが締結されている場合において、それぞれの保険契約の保険金額の合計額が前項各号の限度額または保険価額のいずれか低い額を超えるときは、当社は、次の各号の算式によって算出した額をもってこの保険契約の保険金額とみなし、第1項の規定を適用します。
 - (1) 建 物

$$\text{5,000万円または保険価額のいずれか低い額} \times \frac{\text{この保険契約の建物についての保険金額}}{\text{それぞれの保険契約の建物についての保険金額の合計額}}$$

(2) 生活用動産

1,000万円または保険価額の
いずれか低い額 $\times \frac{\text{この保険契約の生活用動産についての保険金額}}{\text{それぞれの保険契約の生活用動産についての保険金額の合計額}}$

4 当社は、第2項第1号の建物のうち被保険者の世帯と異なる世帯が居住する他の建物があるとき、または同号の建物が2以上の世帯の居住する共同住宅であるときは、居住世帯を異にする当該建物または戸室ごとに前2項の規定をそれぞれ適用します。

5 前3項の規定により、当社が保険金を支払った場合には、次の各号の残額に対する保険料を返還します。

(1) 第2項の規定により保険金を支払ったときは、この保険契約の保険金額から同項各号の限度額を差し引いた残額

(2) 第3項の規定により保険金を支払ったとき（第2項各号の建物または生活用動産について、それぞれの保険契約の保険金額の合計額が同項各号に規定する限度額を超えるときに限ります。）は、この保険契約の保険金額から次のイまたはロの算式によって算出した額を差し引いた残額
イ 建 物

第2項第1号に
規定する限度額 $\times \frac{\text{この保険契約の建物についての保険金額}}{\text{それぞれの保険契約の建物についての保険金額の合計額}}$

ロ 生活用動産

第2項第2号に
規定する限度額 $\times \frac{\text{この保険契約の生活用動産についての保険金額}}{\text{それぞれの保険契約の生活用動産についての保険金額の合計額}}$

6 当社が保険金を支払ったときでも、保険の目的の残存物の所有権は、当社に移転しません。

(包括して契約した場合の保険金の支払額)

第5条 2以上の保険の目的を1保険金額で契約した場合には、それぞれの保険価額の割合によって保険金額をあん分し、そのあん分額をそれぞれの保険の目的に対する保険金額とみなし、おのおの別に前条の規定を適用します。

(保険金支払についての特則)

第6条 法第4条（保険金の削減）の規定により当社が支払うべき保険金を削減するおそれがあるときは、当社は、法およびこれに基づく法令の定めるところに従い、支払うべき保険金の一部を概算払し、支払うべき保険金が確定した後に、その差額を支払います。

2 法第4条（保険金の削減）の規定により当社が支払うべき保険金を削減する場合には、当社は、法およびこれに基づく法令の定めるところに従い算出された額を保険金として支払います。

(2以上の地震等の取扱い)

第7条 この保険契約においては、72時間以内に生じた2以上の地震等は、これらを一括して1回の地震等とみなします。ただし、被災地域が全く重複しない場合には、この限りではありません。

第2章 告知義務・通知義務等

(告知義務)

第8条 保険契約締結の際、保険契約者またはその代理人が、故意または重大な過失によって、保険契約申込書の記載事項について、当社に知っている事実を告げなかったときまたは不実のことを告げたときは、当社は、保険証券記載の保険契約者の住所（次条第5項の規定による通知があった場合はその住所または通知先をいいます。以下同様とします。）にあてた書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。他人のために保険契約を締結する場合に、保険契約者またはその代理人が、自己に過失があると否とを問わず、被保険者またはその代理人の故意または重大な過失によって、知っている事実を告げなかったときまたは不実のことを告げるに至ったときも、また同様とします。

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には適用しません。

(1) 前項に規定する告げなかった事実または告げた不実のことがなくなった場合

(2) 当社が保険契約締結の際、前項に規定する告げなかった事実もしくは告げた不実のことを知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合

(3) 保険契約者または被保険者が、第1条（保険金を支払う場合）の保険金を支払うべき損害が発生する前に保険契約申込書の記載事項についての更正を当社に申し出て、当社がこれを承認した

場合。なお、更正の申出を受けた場合において、その更正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。

- (4) 当社が前項に規定する告げなかった事実または告げた不実のことを知った日からその日を含めて保険契約を解除しないで30日を経過した場合
- 3 第1項に規定する告げなかった事実または告げた不実のことが、当社が行う危険測定に関係のないものであった場合には、同項の規定を適用しません。ただし、保険の目的と同一の構内に所在する第4条（保険金の支払額）第2項各号の建物または生活用動産について締結された地震等による事故に対して保険金を支払う他の保険契約に関する事項については、この限りではありません。
- 4 第1条（保険金を支払う場合）の保険金を支払うべき損害が発生した後に第1項の規定による解除が行われた場合でも、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。この規定は、第13条（保険契約解除の効力）の規定とはかかわりありません。
- 5 前項の規定は、第1条（保険金を支払う場合）の保険金を支払うべき損害が第1項に規定する告げなかった事実または告げた不実のことに基づかないことを保険契約者または被保険者が証明したときは、適用しません。

(通知義務)

第9条 保険契約締結の後、次の各号のいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、事実の発生がその責めに帰すべき事由によるときはあらかじめ、責めに帰すことのできない事由によるときはその発生を知った後、遅滞なく、その旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。ただし、その事実がなくなった後は、この限りではありません。

- (1) 保険の目的と同一の構内に所在する第4条（保険金の支払額）第2項各号の建物または生活用動産について、他の保険者と地震等による事故に対して保険金を支払う保険契約を締結すること。
- (2) 保険の目的を譲渡すること。
- (3) 保険の目的である建物または保険の目的を収容する建物の構造または用途を変更すること。
- (4) 保険の目的を他の場所に移転すること。ただし、地震等による事故を避けるために、他に搬出した場合の5日間については、この限りではありません。
- 2 前項に規定する手続を怠った場合には、当社は、同項の事実が発生した時または保険契約者もしくは被保険者がその発生を知った時から当社が承認請求書を受領するまでの間に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、同項第3号に規定する事実が発生した場合において、変更後の保険料率が増加する保険料率より高くなかったときは、この限りではありません。
- 3 第1項各号のいずれかに該当する事実がある場合（前項ただし書の規定に該当する場合は除きます。）には、当社は、その事実について承認請求書を受領したと否とを問わず、保険証券記載の保険契約者の住所にあてた書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- 4 前項に基づく当社の解除権は、当社が第1項の事実を知った日からその日を含めて30日以内に行使しなければ消滅します。
- 5 保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更したときは、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。
- 6 保険契約者が前項の規定による通知をしなかったときは、当社の知った最終の住所または通知先に送付した通知は、通常到達するために要する期間を経過した時に保険契約者に到達したものとみなします。

(保険契約の無効)

第10条 保険契約締結の際、次の各号のいずれかに該当する事実があったときは、保険契約は無効とします。

- (1) 他人のために保険契約を締結する場合において、保険契約者が、その旨を保険契約申込書に明記しなかったとき。
- (2) 保険契約者または被保険者が、保険の目的に既に第1条（保険金を支払う場合）の保険金を支払うべき損害が生じていたことまたは地震等による火災、損壊、埋没もしくは流失の現実かつ急迫の危険が生じていることを知っていたとき。
- 2 大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第9条（警戒宣言等）第1項に基づく地震災害に関する警戒宣言（以下この項において「警戒宣言」といいます。）が発せられたときは、同法第3条（地震防災対策強化地域の指定等）第1項の規定により地震防災対策強化地域として指定された地域のうち、当該警戒宣言に係る地域内に所在する保険の目的について当該警戒宣言が発せられた時から同法

第9条第3項の規定に基づく地震災害に関する警戒解除宣言が発せられた日（当該警戒宣言に係る大規模な地震が発生した場合は、財務大臣が地震保険審査会の議を経て告示により指定する日）までの間に締結された保険契約は無効とします。ただし、警戒宣言が発せられた時までに締結されていた保険契約の期間満了に伴い、被保険者および保険の目的を同一として引き続き締結された保険契約については、この限りではありません。この場合において当該保険契約の保険金額が直前に締結されていた保険契約の保険金額を超過したときは、その超過した部分については保険契約は無効とします。

(保険契約の失効)

第11条 保険契約締結の後、保険の目的の全部が滅失した場合には、その事実が発生した時に保険契約は、その効力を失います。ただし、第22条（保険金支払後の保険契約）第1項の規定により保険契約が終了した場合を除きます。

2 おのおの別に保険金額を定めた保険の目的が2以上ある場合には、それぞれについて、前項の規定を適用します。

(保険契約者による保険契約の解除)

第12条 保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。ただし、保険金請求権の上に質権または譲渡担保権が設定されているときは、この解除権は、質権者または譲渡担保権者の書面による同意を得た後でなければ行使できません。

(保険契約解除の効力)

第13条 保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

(保険料の返還または請求一告知・通知事項の承認の場合)

第14条 第8条（告知義務）第2項第3号の規定による承認をする場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。

2 第9条（通知義務）第1項の規定による承認をする場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき、未經過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還または請求します。

(保険料の返還一無効、失効等の場合)

第15条 保険契約が無効または失効の場合において、保険契約者または被保険者に故意または重大な過失があったときは、当会社は、既に払い込まれた保険料を返還しません。

2 保険契約が無効または失効の場合において、保険契約者および被保険者に故意および重大な過失がなかったときは、当会社は、無効の場合には既に払い込まれた保険料の全額を返還し、失効の場合には未經過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。ただし、失効の場合において、既経過期間中に、第1条（保険金を支払う場合）の保険金を支払うべき損害が発生していたときは、その保険金相当額に対応する保険料は返還しません。

3 この保険契約が付帯されている保険契約がその普通保険約款の規定により保険金が支払われたために終了した結果、この保険契約が第23条（付帯される保険契約との関係）第2項の規定により終了する場合には、当会社は、未經過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。前項ただし書の規定は、この場合に準用します。

4 保険期間が1年を超える保険契約の無効、失効等の場合には、当会社がこれを知った日の属する契約年度に対する保険料については、前3項の規定によることとし、その後の年度に対する保険料については、当会社は、その全額を返還します。ただし、第2項に規定する無効の場合には、当会社は、保険料の全額を返還します。

(保険料の返還一解除の場合)

第16条 第8条（告知義務）第1項の規定により、当会社が保険契約を解除したときは、当会社は、既に払い込まれた保険料を返還しません。

2 第9条（通知義務）第3項の規定により、当会社が保険契約を解除したときは、当会社は、未經過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。ただし、既経過期間中に、第1条（保険金を支払う場合）の保険金を支払うべき損害が発生していた場合には、その保険金相当額に対応する保険料は返還しません。

3 第12条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により、保険契約者が保険契約を解除したときは、当会社は、既に払い込まれた保険料から既経過期間に対し別表に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。前項ただし書の規定は、この場合に準用します。

4 保険期間が1年を超える保険契約の解除の場合には、その解除のあった日の属する契約年度に対する保険料については、前3項の規定によることとし、その後の年度に対する保険料については、当会

社は、その全額を返還します。

第3章 損害の発生

(損害発生の場合の手続)

第17条 保険契約者または被保険者は、保険の目的について第1条（保険金を支払う場合）の保険金を支払うべき損害が生じたことを知ったときは、これを当会社に遅滞なく通知し、かつ、損害見積書に当会社の要求するその他の書類を添えて、同条の保険金を支払うべき損害の発生を通知した日からその日を含めて30日以内に当会社に提出しなければなりません。

2 保険の目的について損害が生じたときは、当会社は、当該保険の目的もしくはその保険の目的が所在する構内を調査することまたはその構内に所在する被保険者の所有物の全部もしくは一部を調査することもしくは一時他に移転することができます。

3 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく第1項の規定に違反したときまたは同項に規定する提出書類につき知っている事実を表示しなかったときもしくは不実の表示をしたときは、当会社は、保険金を支払いません。

(損害防止義務)

第18条 保険契約者または被保険者は、地震等が生じたときは、自らの負担で、損害の防止または軽減に努めなければなりません。

(評価人および裁定人)

第19条 保険価額または第1条（保険金を支払う場合）の損害の認定について、当会社と保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者との間で争いが生じた場合は、その争いは当事者双方が書面によって選定する各1名ずつの評価人の判断に任せます。この場合において、評価人の間で意見が一致しないときは、双方の評価人が選定する1名の裁定人がこれを裁定するものとします。

2 当事者は、自己の選定した評価人の費用（報酬を含みます。）を各自負担し、その他の費用（裁定人に対する報酬を含みます。）については、半額ずつこれを負担するものとします。

(代位)

第20条 当会社は、第1条（保険金を支払う場合）の保険金を支払うべき損害に対して保険金を支払ったときは、その支払った保険金の額を限度として、かつ、被保険者の権利を害さない範囲内で、被保険者がその損害につき第三者（他人のためにする保険契約の場合の保険契約者を含みます。）に対して有する権利を代位取得します。

2 保険契約者および被保険者は、当会社が取得する前項の権利の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

(保険金の支払時期)

第21条 当会社は、保険契約者または被保険者が第17条（損害発生の場合の手続）の規定による手続をした日からその日を含めて30日以内に、保険金を支払います。ただし、当会社が、この期間内に必要な調査を終えることができないときは、これを終えた後、遅滞なく、保険金を支払います。

2 当会社は、第6条（保険金支払についての特則）の規定により保険金（概算払の場合を含みます。）を支払う場合には、前項の規定にかかわらず、支払うべき金額が確定した後、遅滞なく、これを支払います。

(保険金支払後の保険契約)

第22条 当会社が第4条（保険金の支払額）第1項第1号の保険金を支払ったときは、この保険契約は、その保険金支払の原因となった損害が生じた時に終了します。

2 前項の場合を除き、当会社が保険金を支払った場合においても、この保険契約の保険金額は、減額することはありません。ただし、第4条（保険金の支払額）第5項の規定が適用される場合には、保険金額から同項各号の残額を差し引いた金額を同項の規定を適用する原因となった損害が生じた時以後の保険期間に対する保険金額とします。

3 おのおの別に保険金額を定めた保険の目的が2以上ある場合には、それぞれについて、前2項の規定を適用します。

第4章 その他

(付帯される保険契約との関係)

第23条 この保険契約は、保険契約者、被保険者および保険の目的を共通にする法第2条（定義）第2項第3号に規定する保険契約に付帯して締結しなければその効力を生じないものとします。

- (2) この保険契約における
共用部分のみなし保険金額 = $\frac{\text{第4条第2項第1号もしくは同条第4項の規定による限度額または保険価額のいずれか低い額} \times \text{この保険契約の共用部分の保険金額}}{\text{すべての地震保険契約の専有部分および共用部分に対する保険金額の合計額}}$

(付則一区分所有建物に関する特則—その2)

第30条 次の各号に掲げる規定は、区分所有建物に関する特則においては適用しません。

- (1) 第1条（保険金を支払う場合）第6項
 - (2) 第4条（保険金の支払額）第3項第1号
- 2 この特則の適用については、次の各号に掲げる規定を次のとおり読み替えます。
- (1) 第3条（保険の目的の範囲）第1項、第4条（保険金の支払額）第1項各号、第8条（告知義務）第3項および第9条（通知義務）第1項の規定中「建物」とあるのは「専有部分もしくは共用部分」
 - (2) 第3条第2項の規定中「建物には」とあるのは「共用部分には」
 - (3) 第3条第3項の規定中「建物」とあるのは「専有部分」
 - (4) 第4条第2項本文の規定中「建物または生活用動産について、この保険契約の保険金額」とあるのは「専有部分の保険金額と共用部分の保険金額との合計額または生活用動産の保険金額」
 - (5) 第4条第2項第1号および同条第4項の規定中「建物」とあるのは「専有部分および共用部分」

別表（第16条（保険料の返還—解除の場合）第3項関係）

短期料率表

短期料率は、年料率に下記割合を乗じたものとする。

既経過期間	割合(%)
7日まで	10
15日まで	15
1か月まで	25
2か月まで	35
3か月まで	45
4か月まで	55
5か月まで	65
6か月まで	70
7か月まで	75
8か月まで	80
9か月まで	85
10か月まで	90
11か月まで	95
1年まで	100

新火災保険に付帯される場合の特則

この保険契約が付帯される保険契約が新火災保険の場合には、この特則が適用されます。

(保険金を支払わない場合)

第1条 地震保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第2条（保険金を支払わない場合）第3項の規定にかかわらず、当社は、保険期間が始まった後でも、保険契約者が当会社へ必要事項が記載された当会社所定の保険申込書を提出し、当会社がこれを受領した時までに生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

(通知義務)

第2条 普通約款第9条（通知義務）第1項の規定中「その旨を当会社に申し出て」とあるのを「必要事項が記載された当会社所定の承認請求書（以下「承認請求書」といいます。）をもってその旨を当会社に申し出て」と読み替えます。

2 保険契約者が普通約款第9条（通知義務）第1項各号以外の保険契約条件の変更をしようとするときは、保険契約者は、承認請求書をもって当会社に通知し、承認を請求しなければなりません。

- 3 前項の場合において、当社が承認請求書を受領するまでの間に生じた損害に対しては、当社は、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、保険金を支払います。

(保険料の返還または請求－告知・通知事項の承認の場合)

第3条 普通約款第9条（通知義務）第1項の規定による承認をする場合において、保険料を変更する必要があるときは、当社は、普通約款第14条（保険料の返還または請求－告知・通知事項の承認の場合）第2項の規定にかかわらず、次の各号に従い計算した保険料を、別に定めるところに従い、請求または返還します。

- (1) 変更後の保険料が変更前の保険料よりも高くなる場合

次の算式に従い算出した保険料を請求します。

$$\text{変更後の保険料と変更前の保険料との差額} \times \frac{\text{未經過月数（1か月に満たない期間は1か月とします。）}}{\text{保険期間月数}}$$

- (2) 変更後の保険料が変更前の保険料よりも低くなる場合

次の算式に従い算出した保険料を返還します。

$$\text{変更前の保険料と変更後の保険料との差額} \times \left[1 - \frac{\text{既経過月数（1か月に満たない期間は1か月とします。）}}{\text{保険期間月数}} \right]$$

- 2 前条第2項の規定による承認をする場合において、保険料を変更する必要があるときも、当社は、前項の規定に従い計算した保険料を、別に定めるところに従い、請求または返還します。

(保険料の返還－契約の無効・失効または契約解除の場合)

第4条 普通約款第15条（保険料の返還－無効、失効等の場合）第2項および第3項ならびに第16条（保険料の返還－解除の場合）第2項の規定中「未經過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。」とあるのは、「新火災保険に付帯される場合の特則第3条（保険料の返還または請求－告知・通知事項の承認の場合）第1項第2号の規定により計算した保険料を返還します。」と読み替えます。

- 2 普通約款第16条（保険料の返還－解除の場合）第3項の規定中「既に払い込まれた保険料から既経過期間に対し別表に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。」とあるのは「新火災保険に付帯される場合の特則第3条（保険料の返還または請求－告知・通知事項の承認の場合）第1項第2号の規定による保険料を返還します。」と読み替えます。

基本特約

家庭保険基本特約条項

第1章 物 保 険

※新家庭保険「風災実損払型」の場合には、家庭保険基本特約条項第1章物保険第1条第2項の「その損害の額が20万円以上となった場合には、」とある規定を適用しません。

(保険金を支払う場合—損害保険金および水害保険金)

第1条 当会社は、この特約条項および新火災保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）の規定に従い、次の各号のいずれかに該当する事故によって保険の目的について生じた損害（消防または避難に必要な処置によって保険の目的について生じた損害を含みます。以下同様とします。）に対して、損害保険金を支払います。

- (1) 火災
 - (2) 落雷
 - (3) 破裂または爆発（「破裂または爆発」とは、気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。以下同様とします。）
 - (4) 建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突または倒壊。ただし、雨、雪、あられ、砂じん、粉じん、煤煙その他これらに類する物の落下もしくは飛来、土砂崩れまたは次項もしくは第5項の事故による損害を除きます。
 - (5) 給排水設備（スプリンクラー設備・装置を含みます。以下同様とします。）に生じた事故または被保険者（保険証券記載の被保険者をいいます。以下同様とします。）以外の者が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、放水または溢水による水濡れ。ただし、次項もしくは第5項の事故による損害または給排水設備自体に生じた損害を除きます。
 - (6) 騒じょうおよびこれに類似の集団行動（群衆または多数の者の集団の行動によって数世帯以上またはこれに準ずる規模にわたり平穏が害される状態または被害を生ずる状態であって、普通約款第2条（保険金を支払わない場合）第2項第1号の暴動に至らないものをいいます。）または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為
- 2 当会社は、この特約条項および普通約款の規定に従い、台風、せん風、暴風、暴風雨等の風災（こう水、高潮等を除きます。）、ひょう災または豪雪、なだれ等の雪災（融雪こう水を除きます。）によって保険の目的が損害を受け、その損害の額が20万円以上となった場合には、その損害に対して、損害保険金を支払います。この場合において、損害の額の認定は、構内ごとに保険の目的のすべてについて、一括して行うものとします。
- 3 当会社は、この特約条項および普通約款の規定に従い、盗難（強盗、窃盗またはこれらの未遂をいいます。以下同様とします。）によって保険の目的である建物または家財について生じた盗取、き損または汚損の損害に対して、損害保険金を支払います。
- 4 当会社は、この特約条項および普通約款の規定に従い、家財が保険の目的である場合において、保険証券記載の建物内における通貨、預貯金証書（預金証書または貯金証書をいい、通帳および預貯金引出し用の現金自動支払機用カードを含みます。以下同様とします。）、切手、印紙または鉄道、バス、船舶もしくは航空機の乗車券・航空券（定期券を除きます。）、宿泊券、観光券もしくは旅行券（以下「乗車券等」といいます。）、の盗難によって損害が生じたときは、その損害に対して、損害保険金を支払います。ただし、預貯金証書の盗難による損害については、次の第1号および第2号に掲げる事実があったこと、乗車券等の盗難については次の第3号に掲げる事実があったことを条件とします。
- (1) 保険契約者または被保険者が、盗難を知った後直ちに預貯金先あてに被害の届出をしたこと。
 - (2) 盗難にあった預貯金証書により預貯金口座から現金が引き出されたこと。
 - (3) 保険契約者または被保険者が、盗難を知った後直ちに乗車券等の発行者あてに被害の届出をしたこと。
- 5 当会社は、この特約条項および普通約款の規定に従い、台風、暴風雨、豪雨等によるこう水・融雪こう水・高潮・土砂崩れ等の水災によって保険の目的が損害を受け、その損害の状況が次の各号のいずれかに該当する場合には、その損害に対して、水害保険金を支払います。この場合において、損害

の状況の認定は、保険の目的が建物であるときはその建物ごとに、保険の目的が家財であるときはこれを収容する建物ごとに、それぞれ行い、また、門、へいまたはかきが保険の目的に含まれるときは、これらが付属する建物の損害の状況の認定によるものとします。

- (1) 保険の目的である建物または家財にそれぞれの再調達価額（損害が生じた地および時における保険の目的と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額（保険の目的が第6条（保険の目的の範囲－家財の場合）第3項に掲げる物である場合には、損害が生じた地および時におけるその保険の目的の価額）をいいます。以下同様とします。）の30%以上の損害が生じたとき。
 - (2) 保険の目的である建物または保険の目的である家財を収容する建物が、床上浸水（住居以外の用途に使用される部分を含む建物については、床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水をいいます。以下同様とします。）を被った結果、保険の目的である建物または家財にそれぞれの再調達価額の15%以上30%未満の損害が生じたとき。この場合において、「床上浸水」とは、居住の用に供する部分の床（畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除きます。）を超える浸水をいいます。以下この項において同様とします。
 - (3) 前2号に該当しない場合において、保険の目的である建物または保険の目的である家財を収容する建物が、床上浸水を被った結果、保険の目的である建物または家財に損害が生じたとき。
- 6 当会社は、この特約条項および普通約款の規定に従い、保険の目的である建物または家財に前各項の事故以外の不測かつ突発的な事故により損害が生じたときは、その損害に対して損害保険金を支払います。ただし、凍結によって専用水道管について生じた損壊の損害を含みません。

（保険金を支払う場合－持ち出し家財保険金）

第2条 当会社は、この特約条項および普通約款の規定に従い、次の各号に掲げる者のいずれかによって保険証券記載の建物から一時的に持ち出された家財（保険証券記載の建物外で取得し、保険証券記載の建物に持ち帰るまでの間の家財を含みます。以下「持ち出し家財」といいます。）に、前条第1項から第4項までおよび第6項の事故によって損害が生じたときは、その損害に対して、持ち出し家財保険金を支払います。

- (1) 被保険者
- (2) 被保険者の配偶者
- (3) 被保険者または配偶者と生計を共にする同居の親族
- (4) 被保険者または配偶者と生計を共にする別居の未婚の子

（保険金を支払わない場合）

第3条 次項および普通約款第2条（保険金を支払わない場合）の保険金とは、損害保険金、水害保険金および持ち出し家財保険金をいいます。

- 2 当会社は、普通約款第2条（保険金を支払わない場合）のほか、次の各号のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
 - (1) 保険契約者または被保険者が所有または運転する車両またはその積載物の衝突または接触
 - (2) 被保険者または被保険者側に属する者の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為
 - (3) 保険の目的である家財の置き忘れまたは紛失
 - (4) 第1条（保険金を支払う場合－損害保険金および水害保険金）第1項または第2項の事故、第5項の事故または第15条（保険金を支払う場合）第4項の事故の際における保険の目的の盗難
 - (5) 保険の目的である家財が屋外にある間に生じた盗難。ただし、持ち出し家財に該当する場合を除きます。
 - (6) 持ち出し家財の置き、車上ねらい（搭乗者のいない車両をねらった窃盗をいいます。）その他の被保険者の管理下でない持ち出し家財の盗難
 - (7) 運送業者または寄託の引受けをする業者に託されている間に保険の目的について生じた事故
- 3 当会社は、普通約款第2条（保険金を支払わない場合）または前項の規定のほか、次の各号のいずれかに該当する損害に対しては、第1条（保険金を支払う場合－損害保険金および水害保険金）第6項の損害保険金および同項にもとづく第2条（保険金を支払う場合－持ち出し家財保険金）の持ち出し家財保険金を支払いません。
 - (1) 差し押え、取用、没収、破壊等または公共団体の公権力の行使に起因する損害
 - (2) 保険の目的の自然の消耗もしくは劣化または性質によるさび、かび、変質、変色、発酵、発熱、ひび割れ、肌落ちその他のこれらに類似の事由またはねずみ食い、虫食い等に起因する損害
 - (3) 保険の目的の瑕疵に起因する損害。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって保険の目的を管理する者が相当の注意をもってしても発見し得なかった瑕疵によって生じた事故を

除きます。

- (4) 被保険者と生計を共にする親族の故意に起因する損害。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的でなかった場合は、この限りではありません。
- (5) 保険の目的に対する加工・修理等の作業(保険の目的が建物の場合は建築・増改築等を含みます。)中における作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害
- (6) 保険の目的の電氣的事故または機械的の事故に起因する損害。ただし、これらの事故が不測かつ突発的な外来の事故の結果として発生した場合を除きます。
- (7) 詐欺または横領によって保険の目的に生じた損害
- (8) 土地の沈下・隆起・移動等に起因する損害
- (9) 保険の目的の擦傷、掻き傷もしくは塗料のはがれ等の外観上の損傷または保険の目的の汚損(落書きを含みます。)であって、保険の目的の機能に支障をきたさない損害
- (10) 義歯、義肢、コンタクトレンズまたは眼鏡について生じた損害
- (11) 楽器の弦(ピアノ線を含みます。)の切断または打楽器の打皮の破損。ただし、楽器の他の部分と同時に損害を被った場合を除きます。
- (12) 楽器の音色または音質の変化
- (13) 風、雨、ひょうもしくは砂塵の吹き込みまたはこれらのものの混入により生じた損害
- (14) 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる方法により情報を記録しておくことができる物または機器に記録された情報に生じた損害
- (15) 移動電話・ポケットベルなどの携帯式通信機器およびこれらの付属品について生じた損害
- (16) ノート型パソコン・ワードプロセッサなどの携帯式電子事務機器およびこれらの付属品について生じた損害
- (17) ヨット、モーターボート、水上オートバイ、ボート、カヌー、雪上オートバイおよびゴーカートならびにこれらの付属品について生じた損害
- (18) サーフボードおよびウィンドサーフィンならびにこれらの付属品について生じた損害
- (19) ハンググライダー、超軽量動力機(モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいいます。)、ジャイロプレーンおよびパラグライダーならびにこれらの付属品について生じた損害
- (20) ラジオコントロール模型およびこれらの付属品について生じた損害
- (21) 動物または植物について生じた損害

(保険の目的)

第4条 この保険契約における保険の目的は、保険証券記載の建物またはこれに収容されている家財で被保険者が所有するものとします。ただし、建物のうち共用部分は特別の約定により、これを保険の目的から除くことができます。

2 保険の目的の範囲については、建物を目的にした場合には次条の規定により、家財を目的とした場合には第6条(保険の目的の範囲-家財の場合)および第7条(保険の目的の範囲-持ち出し家財の場合)の規定によります。

(保険の目的の範囲-建物の場合)

第5条 保険の目的となる建物とは、保険証券記載の建物をいい、次の各号に掲げる物は、特別の約定がないかぎり、これに含めるものとします。

- (1) 門、へい、かきまたは物置、車庫その他の付属建物
- (2) 被保険者の所有する畳、建具その他の従物および電気・ガス・暖房・冷房設備その他の付属設備

(保険の目的の範囲-家財の場合)

第6条 保険の目的となる家財には、特別の約定がないかぎり、第4条(保険の目的)第1項の規定にかかわらず、被保険者と生計を共にする親族の所有する家財で保険証券記載の建物に収容されているものを含めます。

2 次の各号に掲げる物は、家財には含まれません。

- (1) 自動車(自動三輪車および自動二輪車を含み、原動機付自転車を除きます。)
- (2) 通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手、乗車券等その他これらに類する物
- (3) 商品およびこれらに類する物
- (4) 業務用の仕器・備品

3 次の各号に掲げる物は、保険証券に明記されていないときは、家財に含まれません。

- (1) 貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨とう、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの

- (2) 稿本、設計書、図案、ひな型、鋳型、木型、紙型、模型、証書、帳簿その他これらに類する物
- 4 建物と家財の所有者が異なる場合は、前条第2号に掲げる物で被保険者の所有する生活用のものは、特別の約定がないかぎり、保険の目的である家財に含まれます。
- 5 通貨、預貯金証書、切手、印紙または乗車券等に第1条（保険金を支払う場合－損害保険金および水害保険金）第4項に規定する盗難による損害が生じたときは、第2項の規定にかかわらず、これらを保険の目的として取り扱います。この場合であっても、この特約条項および普通約款という再調達価額および保険金額ならびに保険証券記載の家財の保険金額は、これらの物以外の保険の目的についてのものとします。

(保険の目的の範囲－持ち出し家財の場合)

第7条 保険の目的となる持ち出し家財は、前条に規定するもので、保険証券記載の建物から一時的に持ち出された家財とし、次の各号に掲げる物は持ち出し家財に含まれません。

- (1) 自転車（原動機付自転車を含みます。）およびこれらの付属品
 - (2) 動物、植物
 - (3) その他保険証券記載の物
- 2 前項の規定にかかわらず、施設構内（保険の目的である建物または保険の目的である家財を収容する建物の共用部分および付属の物置・車庫内をいい、保険の目的である建物または保険の目的である家財を収容する建物が独立住宅建物（居住用の独立した建物をいい共同住宅建物を除きます。）である場合には当該建物の敷地内を含むものとします。）に所在する持ち出し家財である自転車（原動機付自転車を含みます。）およびこれらの付属品に第1条（保険金を支払う場合－損害保険金および水害保険金）第3項に規定する盗難による損害が生じたときは、これらを保険の目的として取り扱いません。

(損害保険金の支払額－建物の場合)

第8条 保険の目的が建物である場合は、当社が第1条（保険金を支払う場合－損害保険金および水害保険金）第1項から第3項までの損害保険金および第6項の損害保険金として支払うべき損害の額は、保険の目的の再調達価額によって定めます。

- 2 第1条（保険金を支払う場合－損害保険金および水害保険金）第6項の事故によって生じた損害については、当社は、前項の規定による損害の額から、1回の事故につき1構内ごとに、保険証券記載の免責金額を差し引いた残額を損害の額とみなします。
- 3 盗難によって損害が生じた場合において、盗取された保険の目的を回収することができたときは、そのために支出した必要な費用は、第1項の損害の額に含まれるものとします。ただし、その再調達価額を限度とします。
- 4 当社は、保険金額を限度とし、前3項の規定による損害の額を損害保険金として支払います。

(損害保険金の支払額－家財の場合)

第9条 保険の目的が家財である場合、当社が第1条（保険金を支払う場合－損害保険金および水害保険金）第1項から第4項までの損害保険金および第6項の損害保険金として支払うべき損害の額は、保険金額を限度とし、保険の目的の再調達価額によって定めます。ただし、第6条（保険の目的の範囲－家財の場合）第3項第1号に掲げる物を保険証券に明記して保険の目的に含めた場合において、その物に盗難による損害が生じたときの当社の支払うべき損害保険金の額は、1回の事故につき、1個または1組ごとに100万円または家財の保険金額のいずれか低い額を限度とします。

- 2 第1条（保険金を支払う場合－損害保険金および水害保険金）第6項の事故によって生じた損害については、当社は、前項の規定による損害の額から、1回の事故につき、保険証券記載の免責金額を差し引いた残額を損害の額とみなし、損害保険金として、支払います。ただし、1回の事故につき、50万円を限度とします。
- 3 第1条（保険金を支払う場合－損害保険金および水害保険金）第4項の通貨、切手または印紙の盗難の場合には、当社は、1回の事故につき、1構内ごとに20万円を限度とし、その損害の額を損害保険金として、支払います。ただし、切手および印紙の損害の額については、その料額によって定めます。
- 4 第1条（保険金を支払う場合－損害保険金および水害保険金）第4項の預貯金証書の盗難の場合には、当社は、1回の事故につき、1構内ごとに200万円または家財の保険金額のいずれか低い額を限度とし、その損害の額を損害保険金として、支払います。
- 5 第1条（保険金を支払う場合－損害保険金および水害保険金）第4項の乗車券等の盗難の場合には、当社は、1回の事故につき、1構内ごとに5万円を限度とし、その損害の額を損害保険金として、支払います。

- 6 盗難によって損害が生じた場合において、盗取された保険の目的を回収することができたときは、そのために支出した必要な費用は、第1項の損害の額に含まれるものとします。ただし、その保険の目的の再調達価額を限度とします。

(水害保険金の支払額－建物および家財の場合)

第10条 当社が第1条（保険金を支払う場合－損害保険金および水害保険金）第5項第1号の水害保険金として支払うべき損害の額は、保険の目的の再調達価額によって定めます。

- 2 当社は、第1条（保険金を支払う場合－損害保険金および水害保険金）第5項第1号の水害保険金として、前項の規定による損害の額または保険金額のいずれか低い額を支払います。
- 3 当社は、第1条（保険金を支払う場合－損害保険金および水害保険金）第5項第2号の水害保険金として、次の算式（保険金額が保険の目的の再調達価額を超えるときは、算式の保険金額は、保険の目的の再調達価額とします。）によって算出した額を支払います。ただし、1回の事故につき、1構内ごとに300万円を限度とします。

$$\text{保険金額} \times \text{支払割合（15\%）} = \text{水害保険金の額}$$

- 4 当社は、第1条（保険金を支払う場合－損害保険金および水害保険金）第5項第3号の水害保険金として、次の算式（保険金額が保険の目的の再調達価額を超えるときは、算式の保険金額は、保険の目的の再調達価額とします。）によって算出した額を支払います。ただし、1回の事故につき、1構内ごとに100万円を限度とします。

$$\text{保険金額} \times \text{支払割合（5\%）} = \text{水害保険金の額}$$

- 5 前2項の規定にもとづいて、当社が支払うべき第1条（保険金を支払う場合－損害保険金および水害保険金）第5項第2号または第3号の水害保険金の合計額は、1回の事故につき、1構内ごとに300万円を限度とします。

(持ち出し家財保険金の支払額)

第11条 第2条（保険金を支払う場合－持ち出し家財保険金）の持ち出し家財保険金として当社が支払うべき損害の額は、持ち出し家財の再調達価額によって定めます。

- 2 盗難によって損害が生じた場合において、盗取された持ち出し家財を回収することができたときは、そのために支出した必要な費用は、前項の損害の額に含まれるものとします。ただし、前項の規定による持ち出し家財の再調達価額を限度とします。
- 3 第1条（保険金を支払う場合－損害保険金および水害保険金）第4項の通貨、切手または印紙の盗難の場合には、当社は、1回の事故につき、10万円を限度とし、その損害の額を持ち出し家財保険金として、支払います。ただし、切手および印紙の損害の額については、その料額によって定めます。
- 4 第1条（保険金を支払う場合－損害保険金および水害保険金）第4項の預貯金証書の盗難の場合には、当社は、1回の事故につき、100万円または家財の保険金額の20%に相当する額のいずれか低い額を限度とし、その損害の額を持ち出し家財保険金として、支払います。
- 5 第1条（保険金を支払う場合－損害保険金および水害保険金）第4項の乗車券等の盗難の場合には、当社は、1回の事故につき、5万円を限度とし、その損害の額を持ち出し家財保険金として、支払います。
- 6 第1条（保険金を支払う場合－損害保険金および水害保険金）第6項に規定する事故によって生じた損害については、第1項の規定による損害の額から、1回の事故につき、第9条（損害保険金の支払額－家財の場合）第2項に規定する免責金額を差し引いた残額を損害の額とみなし、1回の事故につき50万円または家財の保険金額の20%に相当する額のいずれか低い額を限度として持ち出し家財保険金を支払います。
- 7 当社は、1回の事故につき、100万円または保険の目的である家財の保険金額の20%に相当する額のいずれか低い額を限度とし、前各項の規定による損害の額を持ち出し家財保険金として、支払います。

(他の保険契約がある場合の保険金の支払額)

第12条 第1条（保険金を支払う場合－損害保険金および水害保険金）第1項から第4項までの損害、第6項の損害または第2条（保険金を支払う場合－持ち出し家財保険金）の損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約（以下この項および次項において「他の保険契約」といいます。）がある場合において、それぞれの保険契約につき他の保険契約がないものとして算出した支払責任額の合計額が、保険金の種類ごとに別表1に掲げる支払限度額を超えるときは、当社は、次の算式によって算出した額を第1条第1項から第4項までの保険金、第6項の保険金または第2条の保険金として、支払います。

別表 1 に掲げる $\times \frac{\text{この保険契約の支払責任額}}{\text{それぞれの保険契約の支払責任額の合計額}} = \text{第 1 条第 1 項から第 4 項までの保険金、第 6 項の保険金または第 2 条の保険金の額}$

2 前項の規定にかかわらず、保険の目的が第 6 条（保険の目的の範囲－家財の場合）第 3 項に掲げる物以外のものである場合において、他の保険契約に再調達価額を基準として算出した損害の額を支払う旨の約定がない保険契約があるときは、第 1 条（保険金を支払う場合－損害保険金および水害保険金）第 1 項から第 3 項までの損害保険金、第 6 項の損害保険金または第 2 条（保険金を支払う場合－持ち出し家財保険金）の持ち出し家財保険金については、当会社は、次の各号に規定する算式により算出した額を支払います。ただし、他の保険契約がないものとして算出した支払責任額を限度とします。

(1) 他の保険契約に再調達価額を基準として算出した額を支払う旨の約定のある保険契約がない場合

$$\text{損害の額} - \left[\begin{array}{l} \text{再調達価額を基準として} \\ \text{算出した額を支払う旨の} \\ \text{約定のない他の保険契約} \\ \text{によって支払われるべき} \\ \text{損害保険金の額} \end{array} \right] = \frac{\text{第 1 条第 1 項から第 3 項までの損害保険金、第 6 項の損害保険金または第 2 条の持ち出し家財保険金の額}}{\text{それぞれの保険契約の支払責任額の合計額}}$$

(2) 前号以外の場合

$$\left[\begin{array}{l} \text{再調達価額を基準として} \\ \text{算出した額を支払う旨の} \\ \text{約定のない他の保険契約} \\ \text{によって支払われるべき} \\ \text{損害保険金の額} \end{array} \right] \times \frac{\text{この保険契約の支払責任額}}{\text{再調達価額を基準として算出した額を支払う旨の約定のある保険契約の支払責任額の合計額}} = \frac{\text{第 1 条第 1 項から第 3 項までの損害保険金、第 6 項の損害保険金または第 2 条の持ち出し家財保険金の額}}{\text{それぞれの保険契約の支払責任額の合計額}}$$

3 被保険者の所有する建物または家財について、第 1 条（保険金を支払う場合－損害保険金および水害保険金）第 5 項の損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約（以下この項および次項において「他の保険契約」といいます。）がある場合には同項各号の損害ごとに次の各号によります。

(1) 第 1 条第 5 項第 1 号の損害

それぞれの保険契約につき他の保険契約がないものとして算出した第 1 条第 5 項第 1 号の損害に対する支払責任額の合計額が、損害の額を超えるときは、当会社は、次の算式によって算出した額を同号の水害保険金として、支払います。

$$\text{損害の額} \times \frac{\text{この保険契約の支払責任額}}{\text{それぞれの保険契約の支払責任額の合計額}} = \text{第 1 条第 5 項第 1 号の水害保険金}$$

(2) 第 1 条第 5 項第 2 号の損害

それぞれの保険契約につき他の保険契約がないものとして算出した第 1 条第 5 項第 2 号の損害に対する支払責任額の合計額が、1 回の事故につき、1 構内ごとに300万円（他の保険契約に、この損害に対する限度額が300万円を超えるものがあるときは、これらの限度額のうち最も高い額）または保険の目的の再調達価額に15%（他の保険契約に、この損害に対する支払割合が15%を超えるものがあるときは、これらの支払割合のうち最も高い割合）を乗じて得た額のいずれか低い額（以下この号において「支払限度額」といいます。）を超えるときは、当会社は、次の算式によって算出した額を同号の水害保険金として、支払います。この場合において、支払責任額の算出にあたっては、第10条（水害保険金の支払額－建物および家財の場合）第 3 項の規定を適用して算出した額とします。

$$\text{支払限度額} \times \frac{\text{この保険契約の支払責任額}}{\text{それぞれの保険契約の支払責任額の合計額}} = \text{第 1 条第 5 項第 2 号の水害保険金}$$

(3) 第 1 条第 5 項第 3 号の損害

それぞれの保険契約につき他の保険契約がないものとして算出した第 1 条第 5 項第 3 号の損害に

対する支払責任額の合計額が、1回の事故につき、1構内ごとに100万円（他の保険契約に、この損害に対する限度額が100万円を超えるものがあるときは、これらの限度額のうち最も高い額）または保険の目的の再調達価額に5%（他の保険契約に、この損害に対する支払割合が5%を超えるものがあるときは、これらの支払割合のうち最も高い割合）を乗じて得た額のいずれか低い額（以下この号において「支払限度額」といいます。）を超えるときは、当会社は、次の算式によって算出した額を同号の水害保険金として、支払います。この場合において、支払責任額の算出にあたっては、第10条第4項の規定を適用して算出した額とします。

$$\text{支払限度額} \times \frac{\text{この保険契約の支払責任額}}{\text{それぞれの保険契約の支払責任額の合計額}} = \text{第1条第5項第3号の水害保険金}$$

4 前項の規定にかかわらず、保険の目的が第6条（保険の目的の範囲－家財の場合）第3項に掲げる物以外のものである場合において、他の保険契約に再調達価額を基準として算出した損害の額を支払う旨の約定がない保険契約があるときは、第1条（保険金を支払う場合－損害保険金および水害保険金）第5項各号の水害保険金については、前項各号に定める損害の額または支払限度額につき、次の各号に規定する算式により算出した額を支払います。ただし、他の保険契約がないものとして算出した支払責任額を限度とします。

(1) 他の保険契約に再調達価額を基準として算出した額を支払う旨の約定のある保険契約がない場合

$$\text{前項各号の損害の額または支払限度額} - \frac{\text{再調達価額を基準として算出した額を支払う旨の約定のない他の保険契約によって支払われるべき水害保険金の額}}{\text{再調達価額を基準として算出した額}} = \text{第1条第5項各号の水害保険金の額}$$

(2) 前号以外の場合

$$\left[\text{前項各号の損害の額または支払限度額} - \frac{\text{再調達価額を基準として算出した額を支払う旨の約定のない他の保険契約によって支払われるべき水害保険金の額}}{\text{再調達価額を基準として算出した額}} \right] \times \frac{\text{この保険契約の支払責任額}}{\text{再調達価額を基準として算出した額を支払う旨の約定のある保険契約の支払責任額の合計額}} = \text{第1条第5項各号の水害保険金の額}$$

5 同一構内において、1回の事故につき、第1条（保険金を支払う場合－損害保険金および水害保険金）第5項第2号の損害と第3号の損害が生じた場合には、それぞれの保険契約につき第10条（水害保険金の支払額－建物および家財の場合）第3項および第4項、本条第3項第2号、第3項第3号および第4項ならびにこれらと同旨の規定によって算出した支払責任額の合計額が、1回の事故につき、1構内ごとに300万円（他の保険契約に、1構内ごとの限度額が300万円を超えるものがあるときは、これらの1構内ごとの限度額のうち最も高い額）を超えるときは、当会社は、次の算式によって算出した額を第1条第5項第2号および第3号の水害保険金として支払います。

$$\text{300万円（他の保険契約に1構内ごとの限度額が300万円を超えるものがあるときはこれらの1構内ごとの限度額のうち最も高い額）} \times \frac{\text{この保険契約の支払責任額}}{\text{それぞれの保険契約の支払責任額の合計額}} = \text{第1条第5項第2号および第3号の水害保険金の額}$$

6 前項の規定にかかわらず、保険の目的が第6条（保険の目的の範囲－家財の場合）第3項に掲げる物以外のものである場合において、他の保険契約に再調達価額を基準として算出した損害の額を支払う旨の約定がない保険契約があり、前項の損害が生じたときは、次の各号に規定する算式により算出した額を支払います。ただし、他の保険契約がないものとして算出した支払責任額を限度とします。

(1) 他の保険契約に再調達価額を基準として算出した額を支払う旨の約定のある保険契約がない場合

$$\text{300万円（他の保険契約に1構内ごとの限度額が300万円を超えるものがあるときはこれらの1構内ごとの限度額のうち最も高い額）} - \frac{\text{再調達価額を基準として算出した額を支払う旨の約定のない他の保険契約によって支払われるべき水害保険金の額}}{\text{再調達価額を基準として算出した額}} = \text{第1条（保険金を支払う場合－損害保険金および水害保険金）第5項第2号および第3号の水害保険金の額}$$

(2) 前号以外の場合

$$\left[\begin{array}{l} 300万円（他の保険契約
に1構内ごとの限度額が
300万円を超えるものが
あるときはこれらの1構
内ごとの限度額のうち最
も高い額） \end{array} \right] \times \frac{\text{再調達価額を基準として算出した額を支払う旨の約定のない他の保険契約によって支払われるべき水
害保険金の額}}{\text{再調達価額を基準として算出した額を支払う旨の約定のある保険契約の支払責任額の合計額}} = \begin{array}{l} \text{第1条第5項} \\ \text{第2号および} \\ \text{第3号の水害} \\ \text{保険金の額} \end{array}$$

7 損害が2種類以上の事故によって生じたときは、同種の事故による損害について、前各項の規定をおのおの別に適用します。

(包括して契約した場合の保険金の支払額)

第13条 2以上の保険の目的を1保険金額で契約した場合には、それぞれの再調達価額の割合によって保険金額をあん分し、そのあん分額をそれぞれの保険の目的に対する保険金額とみなし、おのおの別に第8条（損害保険金の支払額－建物の場合）第4項、第10条（水害保険金の支払額－建物および家財の場合）第2項から第4項までおよび第19条（地震火災費用保険金の支払額）第1項の規定を適用します。

(残存物および盗難品の帰属)

第14条 当社が第1条（保険金を支払う場合－損害保険金および水害保険金）第1項から第4項までの損害保険金、第5項の水害保険金、第6項の損害保険金または第2条（保険金を支払う場合－持ち出し家財保険金）の持ち出し家財保険金を支払ったときでも、保険の目的の残存物の所有権は、当社がこれを取得する旨の意思を表示しない限り、当社に移転しません。

2 盗取された保険の目的について、当社が第1条（保険金を支払う場合－損害保険金および水害保険金）第4項の損害保険金または第2条（保険金を支払う場合－持ち出し家財保険金）の持ち出し家財保険金を支払う前にその保険の目的が回収されたときは、第8条（損害保険金の支払額－建物の場合）第3項、第9条（損害保険金の支払額－家財の場合）第6項または第11条（持ち出し家財保険金の支払額）第2項の費用を除き、盗取の損害は生じなかったものとみなします。

3 盗取された保険の目的について、当社が第1条（保険金を支払う場合－損害保険金および水害保険金）第4項の損害保険金または第2条（保険金を支払う場合－持ち出し家財保険金）の持ち出し家財保険金を支払ったときは、その保険の目的の所有権は、保険金の再調達価額（持ち出し家財の場合は、第11条（持ち出し家財保険金の支払額）第1項の持ち出し家財の価額をいいます。）に対する割合によって、当社に移転します。

4 前項の規定にかかわらず、被保険者は、支払を受けた損害保険金または持ち出し家財保険金に相当する額（第8条（損害保険金の支払額－建物の場合）第3項、第9条（損害保険金の支払額－家財の場合）第6項または第11条（持ち出し家財保険金の支払額）第2項の費用に対する損害保険金または持ち出し家財保険金に相当する額を差し引いた残額とします。）を当社に支払って、その保険の目的の所有権を取得することができます。

第2章 費用保険

(保険金を支払う場合)

第15条 当社は、この特約条項および普通約款の規定に従い、第1条（保険金を支払う場合－損害保険金および水害保険金）第1項から第3項までの損害保険金または第5項第1号の水害保険金が支払われる場合において、それぞれの事故によってこの保険契約の保険の目的（以下「保険の目的」といいます。）が損害を受けたため臨時に生ずる費用に対して、臨時費用保険金を支払います。

2 当社は、この特約条項および普通約款の規定に従い、第1条（保険金を支払う場合－損害保険金および水害保険金）第1項から第3項までの損害保険金が支払われる場合において、それぞれの事故によって損害を受けた保険の目的の残存物の取片づけに必要な費用（取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用をいいます。以下「残存物取片づけ費用」といいます。）に対して、残存物取片づけ費用保険金を支払います。

3 当社は、この特約条項および普通約款の規定に従い、次に掲げる第1号の事故によって第2号の損害が生じた場合には、それによって生ずる見舞金等の費用に対して、失火見舞費用保険金を支払います。ただし、第1条（保険金を支払う場合－損害保険金および水害保険金）第1項の損害保険金が

支払われる場合に限りです。

- (1) 保険の目的または保険の目的を収容する建物から発生した火災、破裂または爆発。ただし、第三者（他人のためにする保険契約の場合の保険契約者を含み、被保険者と生計を共にする同居の親族を除きます。以下この項および第5項において同様とします。）の所有物で被保険者以外の者が占有する部分（区分所有建物の共用部分を含みます。）から発生した火災、破裂または爆発による場合を除きます。
 - (2) 第三者の所有物（動産については、その所有者によって現に占有されている物で、その者の占有する構内にあるものに限りです。）の滅失、き損または汚損。ただし、煙損害または臭気付着の損害を除きます。
- 4 当社は、この特約条項および普通約款の規定に従い、地震もしくは噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災によって保険の目的（ただし、第2条（保険金を支払う場合－持ち出し家財保険金）に規定する持ち出し家財は対象としません。）が損害（第3条（保険金を支払わない場合）第2項または普通約款第2条（保険金を支払わない場合）第1項、第2項第1号もしくは第3号に掲げる事由によって生じた損害を除きます。）を受け、その損害の状況が次の各号のいずれかに該当する場合には、それによって臨時に生ずる費用に対して、地震火災費用保険金を支払います。この場合において、損害の状況の認定は、保険の目的が建物であるときはその建物ごとに、保険の目的が家財であるときはこれらを収容する建物ごとに、それぞれ行い、また、門、へいまたはかきかぎが保険の目的に含まれるときは、これらが付属する建物の損害の状況の認定によるものとします。
- (1) 保険の目的が建物である場合には、当該建物が半焼以上となったとき（建物の主要構造部の火災による損害の額が、当該建物の再調達価額の20%以上となったとき、または建物の焼失した部分の床面積の当該建物の延べ床面積に対する割合が20%以上となったときをいいます。以下この項において同様とします。）。
 - (2) 保険の目的が家財である場合には、当該家財を収容する建物が半焼以上となったとき、または当該家財が全焼となったとき（家財の火災による損害の額が、当該家財の再調達価額の80%以上となったときをいいます。この場合における家財には第6条（保険の目的の範囲－家財の場合）第3項第1号に掲げる物を含みません。）。
- 5 当社は、この特約条項および普通約款の規定に従い、保険の目的または保険の目的を収容する建物の専用水道管が凍結（第3条（保険金を支払わない場合）または普通約款第2条（保険金を支払わない場合）に掲げる事由によって生じた損害を除きます。）によって損壊（パッキングのみに生じた損壊を除きます。）を受け、これを修理したときは、損害発生直前の状態に復旧するために必要な費用に対し、水道管修理費用保険金を支払います。ただし、第三者の所有物で被保険者以外の者が占有する部分（区分所有建物の共用部分を含みます。）の専用水道管にかかわる水道管修理費用保険金は支払いません。
- 6 当社は、この特約条項および普通約款の規定に従い、第1条（保険金を支払う場合－損害保険金および水害保険金）第1項から第3項までの損害保険金、第5項の水害保険金または第6項の損害保険金が支払われ、保険の目的が全損となった場合には、それによって生じる特別な費用に対して、特別費用保険金を支払います。
- 7 当社は、この特約条項および普通約款に従い、第1条（保険金を支払う場合－損害保険金および水害保険金）各号のいずれかに該当する事故によって保険の目的に損害（第3条（保険金を支払わない場合）または普通約款第2条（保険金を支払わない場合）各項のいずれかに該当する事由によって生じた損害を除きます。なお、第4号の費用については、保険の目的である家財を収容する建物の損害を含みます。）が生じた結果、その保険の目的の復旧にあたり次の各号に掲げる費用が発生した場合は、その費用のうち当会社の承認を得て支出した必要かつ有益な費用（以下「修理付帯費用」といいます。）に対して、修理付帯費用保険金を支払います。
- (1) 損害が生じた保険の目的を復旧するために要するその損害の原因の調査費用（被保険者またはその親族もしくは使用人にかかわる人件費および被保険者が法人であるときに、その理事、取締役もしくはその他の機関にある者またはその従業員にかかわる人件費を除きます。以下同様とします。）
 - (2) 保険の目的に生じた損害の範囲を確定するために要する調査費用。ただし、保険の目的に損害が生じた時からその保険の目的の復旧完了までの期間（保険の目的を損害発生直前の状態に復旧するために通常要すると認められる期間を超えないものとします。以下「復旧期間」といいます。）を超える期間に対応する費用を除きます。
 - (3) 損害が生じた保険の目的に含まれる設備または装置を再稼働するために要する保険の目的の点検費用、調整費用または試運転費用。ただし、副資材または触媒の費用を除きます。

- (4) 損害が生じた保険の目的の仮修理の費用。ただし、本修理の一部をなすと認められる部分の費用および仮修理のために取得した物の保険の目的の復旧完了時における価額を除きます。
 - (5) 損害が生じた保険の目的または保険の目的である家財を収容する建物の代替として使用する物の賃借費用（敷金その他賃貸借契約終了時に返還されるべき一時金および復旧期間を超える期間に対応する費用を除きます。以下同様とします。）。ただし、損害が生じた保険の目的をその地において借用する場合に要する賃借費用を超えるものを除きます。
 - (6) 損害が生じた保険の目的の代替として使用する仮設物の設置費用（保険の目的の復旧完了時における仮設物の価額を除きます。）および撤去費用ならびにこれに付随する土地の賃借費用
 - (7) 損害が生じた保険の目的を迅速に復旧するための工事にともなう残業勤務、深夜勤務または休日勤務に対する割増賃金の費用
- 8 当社は、この特約条項および普通約款の規定に従い、日本国内において、保険の目的である建物または保険の目的である家財を収容する建物のドア（建物または戸室の出入りに通常使用するドアをいいます。のかが盗まれた場合（第3条（保険金を支払わない場合）または普通約款第2条（保険金を支払わない場合）のいずれかに該当する事由によって生じた場合を除きます。）には、ドアの錠の交換に必要な費用（以下「ドアロック交換費用」といいます。）に対して、ドアロック交換費用保険金を支払います。
- 9 当社は、この特約条項および普通約款の規定に従い、第1条（保険金を支払う場合－損害保険金および水害保険金）第1項、第3項もしくは第4項の事故（第3条（保険金を支払わない場合）または普通約款第2条（保険金を支払わない場合）に掲げる事由によって生じた損害を除きます。）によって保険の目的もしくは保険の目的を収容する建物が損害を受けた場合または第2項、第5項もしくは第6項の事故によって損害保険金もしくは水害保険金が支払われる場合において、被保険者またはその親族もしくは使用人（被保険者が法人であるときは、その理事、取締役もしくはその他の機関にある者またはその従業員をいいます。以下「傷害費用支払対象者」といいます。）が、その事故によって重傷（14日以上入院または30日以上医師（傷害費用支払対象者が医師である場合は、傷害費用支払対象者以外の医師をいいます。以下同様とします。）の治療を要した傷害をいい、原因のいかんを問わず、頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛で他覚症状のないものを除きます。）を受けたときまたはその事故の直接の結果として、被害の日からその日を含めて180日以内に死亡しもしくは傷害費用支払対象者に次の各号のいずれかに該当する後遺障害が生じたとき（ただし、傷害費用支払対象者が被害の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、当会社が被害の日からその日を含めて181日目における医師の診断にもとづき次の各号のいずれかに該当する後遺障害を認定したときを含みます。）は、それによって臨時に生ずる費用（以下「傷害費用」といいます。）に対して、傷害費用保険金を支払います。
- (1) 両眼が失明したとき。
 - (2) 咀嚼および言語の機能を廃したとき。
 - (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するとき。
 - (4) 腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するとき。
 - (5) 両上肢をひじ関節以上で失ったとき。
 - (6) 両上肢の用を全廃したとき。
 - (7) 両下肢をひざ関節以上で失ったとき。
 - (8) 両下肢の用を全廃したとき。

(臨時費用保険金の支払額)

- 第16条 当社は、前条第1項の臨時費用保険金として、第1条（保険金を支払う場合－損害保険金および水害保険金）第1項から第3項までの損害保険金の30%に相当する額を支払います。ただし、1回の事故につき、1構内ごとに100万円を限度とします。
- 2 当社は、前条第1項の臨時費用保険金として、第1条（保険金を支払う場合－損害保険金および水害保険金）第5項第1号の水害保険金の15%に相当する額を支払います。ただし、1回の事故につき、1構内ごとに60万円を限度とします。
- 3 前2項の場合において、当会社は、同2項の規定によって支払うべき臨時費用保険金とこの保険契約で支払われる他の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、臨時費用保険金を支払います。

(残存物取片づけ費用保険金の支払額)

- 第17条 当社は、第15条（保険金を支払う場合）第2項の残存物取片づけ費用保険金として、第1条（保険金を支払う場合－損害保険金および水害保険金）第1項から第3項までの損害保険金の10%に相当する額を限度とし、残存物取片づけ費用の額を支払います。

- 2 前項の場合において、当社は、同項の規定によって支払うべき残存物取片づけ費用保険金とこの保険契約で支払われる他の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、残存物取片づけ費用保険金を支払います。

(失火見舞費用保険金の支払額)

第18条 当社は、第15条（保険金を支払う場合）第3項の失火見舞費用保険金として、同項第2号の損害が生じた世帯または法人（以下「被災世帯」といいます。）の数に1被災世帯あたりの支払額（20万円）を乗じて得た額を支払います。ただし、1回の事故につき、同項第1号の事故が生じた構内に所在する保険の目的の保険金額（保険金額が再調達価額を超えるときは、再調達価額とし、また、被保険者が2名以上あるときは、それぞれの被保険者に属する保険契約の目的に対して割り当てられるべき保険金額をいいます。）の20%に相当する額を限度とします。

- 2 前項の場合において、当社は、同項の規定によって支払うべき失火見舞費用保険金とこの保険契約で支払われる他の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、失火見舞費用保険金を支払います。

(地震火災費用保険金の支払額)

第19条 当社は、第15条（保険金を支払う場合）第4項の地震火災費用保険金として、次の算式（保険金額が保険の目的の再調達価額を超えるときは、算式の保険金額は、保険の目的の再調達価額とします。）によって算出した額を支払います。

$$\text{保険金額} \times \text{支払割合（5\%）} = \text{地震火災費用保険金の額}$$

- 2 前項の場合において、72時間以内に生じた2以上の地震もしくは噴火またはこれらによる津波は、これらを一括して、1回の事故とみなします。

(水道管修理費用保険金の支払額)

第20条 当社が支払う第15条（保険金を支払う場合）第5項の水道管修理費用保険金の額は、1回の事故につき、1構内ごとに10万円を限度とします。

(特別費用保険金の支払額)

第21条 当社は、第15条（保険金を支払う場合）第6項の特別費用保険金として、第1条（保険金を支払う場合－損害保険金および水害保険金）第1項から第3項までの事故もしくは第6項の事故による損害保険金または第5項の事故による水害保険金の10%に相当する額を支払います。ただし、1回の事故につき、1構内ごとに200万円を限度とします。

- 2 前項の場合において、当社は、同項の規定によって支払うべき特別費用保険金とこの保険契約で支払われる他の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、特別費用保険金を支払います。

(修理付帯費用保険金の支払額)

第22条 当社は、第15条（保険金を支払う場合）第7項の修理付帯費用保険金として、修理付帯費用保険金の額を支払います。ただし、1回の事故につき、1構内ごとに損害が生じた保険の目的の所在する構内にかかるこの保険契約の保険金額（保険金額が再調達価額を超えるときは、再調達価額とし、また、被保険者が2名以上あるときは、それぞれの被保険者に属する保険契約の目的に対して割り当てられるべき保険金額をいいます。）に10%を乗じて得た額または100万円のいずれか低い額を限度とします。

- 2 前項の場合において、当社は、同項の規定によって支払うべき修理付帯費用保険金と他の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、修理付帯費用保険金を支払います。

(ドアロック交換費用保険金の支払額)

第23条 当社が支払う第15条（保険金を支払う場合）第8項のドアロック交換費用保険金の額は、1回の事故につき3万円を限度とします。

- 2 前項の場合において、当社は、同項の規定によって支払うべきドアロック交換費用保険金とこの保険契約で支払われる他の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、ドアロック交換費用保険金を支払います。

(傷害費用保険金の支払額)

第24条 当社は、第15条（保険金を支払う場合）第9項の傷害費用保険金として、傷害費用支払対象者ごとに、保険金額（保険金額が再調達価額を超えるときは、再調達価額とし、また、被保険者が2名以上あるときは、それぞれの被保険者に属する保険契約の目的に対して割り当てられるべき保険金額をいいます。）にそれぞれ次の各号の割合を乗じて得た額の合計額を支払います。ただし、1回の事故につき、1名ごとに1,000万円を限度とします。

- (1) 傷害費用支払対象者が死亡したときまたはそれらの者に第15条第9項に定める後遺障害が生じた

ときは、1名ごとに30%

(2) 傷害費用支払対象者が第15条第9項に定める重傷を受けたときは、1名ごとに2%

2 前項の場合において、当社は、同項の規定によって支払うべき傷害費用保険金と他の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、傷害費用保険金を支払います。

(他の保険契約がある場合の保険金の支払額)

第25条 第15条（保険金を支払う場合）第1項から第3項までおよび第5項から第8項までの費用に対して保険金を支払うべき他の保険契約（この保険契約において同条各項の費用に対して保険金が支払われるべき場合は、被保険者の所有する住宅建物または家財でこの保険契約の保険の目的以外のものについて締結された保険契約であっても、これを含みます。）がある場合において、それぞれの保険契約につき他の保険契約がないものとして算出した支払責任額の合計額が、保険金の種類ごとに別表2に掲げる支払限度額を超えるときは、当社は、次の算式によって算出した額を同条第1項から第3項までおよび第5項から第8項までの保険金として、支払います。

別表2に掲げる支払限度額 $\times \frac{\text{この保険契約の支払責任額}}{\text{それぞれの保険契約の支払責任額の合計額}} = \frac{\text{第15条第1項から第3項までおよび第5項から第8項までの保険金の額}}{\text{第5項から第8項までの保険金の額}}$

2 前項の場合において、第15条（保険金を支払う場合）第1項の臨時費用保険金、第2項の残存物取片づけ費用保険金および第6項の特別費用保険金につき他の保険契約がないものとして支払責任額を算出するにあたっては、第1条（保険金を支払う場合－損害保険金および水害保険金）第1項から第6項までの損害保険金の額は、第12条（他の保険契約がある場合の保険金の支払額）第1項および第2項の規定を適用して算出した額とします。

第3章 一般条項

(通知義務)

第26条 普通約款第4条（通知義務）第1項各号に掲げる事実、「保険の目的である建物の増築、改築もしくは一部取りこわしまたは保険契約において担保しない事故による保険の目的の一部滅失によって保険の目的の再調達価額が増加または減少した場合」を追加して適用します。

2 普通約款第4条（通知義務）第2項の規定中「前項第3号の事実が発生した場合において、変更後の保険料率の変更前の保険料率より高くなかったとき」とあるのは、「前項第3号の事実が発生した場合において、変更後の保険料率が変更前の保険料率より高くなかったとき、または家庭保険基本特約条項第26条（通知義務）第1項の事実が発生した場合において、保険の目的の再調達価額が減少したとき」と読み替えて適用します。

3 普通約款第4条（通知義務）第1項から第4項までの規定は、持ち出し家財については適用しません。

(損害防止義務および損害防止費用)

第27条 第12条（他の保険契約がある場合の保険金の支払額）第1項および第13条（包括して契約した場合の保険金の支払額）の規定は、普通約款第12条（損害防止義務および損害防止費用）第2項の負担金を算出する場合にこれを準用します。この場合において、第12条第1項の規定中「別表1に掲げる支払限度額」とあるのは「普通約款第12条（損害防止義務および損害防止費用）第2項によって当社が負担する費用の額」と読み替えるものとします。

(保険金の支払時期)

第28条 普通約款第16条（保険金の支払時期）の規定にかかわらず、当社は、第15条（保険金を支払う場合）第1項の臨時費用保険金または第7項の修理付帯費用保険金が支払われる場合において、被保険者の要求があるときは、当社の定めるところにより、臨時費用保険金および修理付帯費用保険金を内払することがあります。

2 当社は、被保険者の要求があるときは、第三者からの加害行為による損害で第三者が明確である場合も損害保険金、水害保険金または持ち出し家財保険金を支払うことがあります。

(共済契約の取扱い)

第29条 第12条（他の保険契約がある場合の保険金の支払額）または第25条（他の保険契約がある場合の保険金の支払額）の規定の適用にあたっては、共済契約を火災保険契約とみなして取り扱います。

(読み替え規定)

第30条 保険の目的が第6条（保険の目的の範囲－家財の場合）第3項に掲げる物以外の場合は、普通約款の規定中「保険契約の目的の価額」または「保険価額」とあるのを「保険の目的の再調達価額」と読み替えるものとします。

別 表 1（第12条（他の保険契約がある場合の保険金の支払額）第1項関係）

	保 険 金 の 種 類	支 払 限 度 額	
1	第1条（保険金を支払う場合－損害保険金および水害保険金）第1項または第2項の損害保険金	損害の額	
2	第1条（保険金を支払う場合－損害保険金および水害保険金）第3項の損害保険金	(1) 第6条（保険の目的の範囲－家財の場合）第3項第1号に掲げるもの	1回の事故につき、1個または1組ごとに100万円（他の保険契約に、限度額が100万円を超えるものがあるときは、これらの限度額のうち最も高い額）または損害額のいずれか低い額
		(2) 上記以外の物	損害の額
3	第1条（保険金を支払う場合－損害保険金および水害保険金）第4項の損害保険金	(1) 通貨、切手または印紙	1回の事故につき、1構内ごとに20万円（他の保険契約に、限度額が20万円を超えるものがあるときは、これらの限度額のうち最も高い額）または損害額のいずれか低い額
		(2) 預貯金証書	1回の事故につき、1構内ごとに200万円（他の保険契約に限度額が200万円を超えるものがあるときは、これらの限度額のうち最も高い額）または損害額のいずれか低い額
		(3) 乗車券等	1回の事故につき、1構内ごとに5万円（他の保険契約に、限度額が5万円を超えるものがあるときは、これらの限度額のうち最も高い額）または損害額のいずれか低い額
4	第1条（保険金を支払う場合－損害保険金および水害保険金）第6項の損害保険金	(1) 建物	損害の額
		(2) 家財	1回の事故につき、1個または1組ごとに50万円（他の保険契約に、限度額が50万円を超えるものがあるときはこれらの限度額のうち最も高い額）または損害額のいずれか低い額
5	第2条（保険金を支払う場合－持ち出し家財保険金）の持ち出し家財保険金で第1条（保険金を支払う場合－損害保険金および水害保険金）第4項および第6項にもとづかない持ち出し家財保険金	1回の事故につき、100万円（他の保険契約に、限度額が100万円を超えるものがあるときは、これらの限度額のうち最も高い額）または損害額のいずれか低い額	

第2条（保険金を支払う場合－持ち出し家財保険金）の持ち出し家財保険金で第1条（保険金を支払う場合－損害保険金および水害保険金）第4項にもとづく持ち出し家財保険金	(1) 通貨、切手または印紙	1回の事故につき、1構内ごとに10万円（他の保険契約に、限度額が10万円を超えるものがあるときは、これらの限度額のうち最も高い額）または損害額のいずれか低い額
	(2) 預貯金証書	1回の事故につき、1構内ごとに100万円（他の保険契約に限度額が100万円を超えるものがあるときは、これらの限度額のうち最も高い額）または損害額のいずれか低い額
	(3) 乗車券等	1回の事故につき、1構内ごとに5万円（他の保険契約に、限度額が5万円を超えるものがあるときは、これらの限度額のうち最も高い額）または損害額のいずれか低い額
第2条（保険金を支払う場合－持ち出し家財保険金）の持ち出し家財保険金で第1条（保険金を支払う場合－損害保険金および水害保険金）第6項にもとづく持ち出し家財保険金		1回の事故につき、50万円（他の保険契約に、限度額50万円を超えるものがあるときは、これらの限度額のうち最も高い額）または損害額のいずれか低い額

別 表2（第25条（他の保険契約がある場合の保険金の支払額）第1項関係）

	保 険 金 の 種 類	支 払 限 度 額
1	第15条（保険金を支払う場合）第1項の臨時費用保険金	(1) 第16条（臨時費用保険金の支払額）第1項の規定に該当する場合 (2) 第16条（臨時費用保険金の支払額）第2項の規定に該当する場合
2	第15条（保険金を支払う場合）第2項の残存物取片づけ費用保険金	残存物取片づけ費用の額
3	第15条（保険金を支払う場合）第3項の失火見舞費用保険金	1回の事故につき、20万円（他の保険契約に、1被災世帯あたりの支払額が20万円を超えるものがあるときは、これらの1被災世帯あたりの支払額のうち最も高い額）に被災世帯の数を乗じた額
4	第15条（保険金を支払う場合）第5項の水道管修理費用保険金	凍結による損壊が生じた専用水道管を損害発生直前の状態に復旧するために必要な費用の額
5	第15条（保険金を支払う場合）第6項の特別費用保険金	1回の事故につき、1構内ごとに200万円（他の保険契約に、限度額が200万円を超えるものがあるときは、これらの限度額のうち最も高い額）
6	第15条（保険金を支払う場合）第7項の修理付帯費用保険金	1回の事故につき、1構内ごとに100万円（他の保険契約に、限度額が100万円を超えるものがあるときは、これらの限度額のうち最も高い額）または修理付帯費用の額のいずれか低い額
7	第15条（保険金を支払う場合）第8項のドアロック交換費用保険金	ドアロックを交換する費用の額

住宅総合保険基本特約条項

(保険金を支払う場合)

- 第1条 当会社は、この基本特約条項および新火災保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）の規定に従い、次の各号のいずれかに該当する事故によって保険の目的について生じた損害（消防または避難に必要な処置によって保険の目的について生じた損害を含みます。以下同様とします。）に対して、損害保険金を支払います。
- (1) 火災
 - (2) 落雷
 - (3) 破裂または爆発（「破裂または爆発」とは、気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。以下同様とします。）
- 2 当会社は、この基本特約条項および普通約款の規定に従い、台風、せん風、暴風、暴風雨等の風災（こう水、高潮等を除きます。）、ひょう災または豪雪、なだれ等の雪災（融雪こう水を除きます。）によって保険の目的が損害を受け、その損害の額が20万円以上となった場合には、その損害に対して、損害保険金を支払います。この場合において、損害の額の認定は、構内ごとに保険の目的のすべてについて、一括して行うものとします。
- 3 当会社は、この基本特約条項および普通約款の規定に従い、次の各号のいずれかに該当する事故によって保険の目的について生じた損害に対して、損害保険金を支払います。
- (1) 建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突または倒壊。ただし、雨、雪、あられ、砂じん、粉じん、煤煙その他これらに類する物の落下もしくは飛来、土砂崩れまたは前項もしくは第7項の事故による損害を除きます。
 - (2) 給排水設備（スプリンクラー設備・装置を含みます。以下同様とします。）に生じた事故または被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、放水または溢水による水濡れ。ただし、前項もしくは第7項の事故による損害または給排水設備自体に生じた損害を除きます。
 - (3) 騒じょうおよびこれに類似の集団行動（群衆または多数の者の集団の行動によって数世帯以上またはこれに準ずる規模にわたり平穏が害される状態または被害を生ずる状態であって、普通約款第2条（保険金を支払わない場合）第2項第1号の暴動に至らないものをいいます。）または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為
- 4 当会社は、この基本特約条項および普通約款の規定に従い、盗難（強盗、窃盗またはこれらの未遂を含みます。以下同様とします。）によって保険の目的である建物または家財について生じた盗取、き損または汚損の損害に対して、損害保険金を支払います。
- 5 当会社は、この基本特約条項および普通約款の規定に従い、家財が保険の目的である場合において、保険証券記載の建物内における通貨または預貯金証書（預金証書または貯金証書をいい、通帳および預貯金引出し用の現金自動支払機用カードを含みます。以下同様とします。）の盗難によって損害が生じたときは、その損害に対して、損害保険金を支払います。ただし、預貯金証書の盗難による損害については、次の第1号および第2号に掲げる事実があったことを条件とします。
- (1) 保険契約者または被保険者が、盗難を知った後直ちに預貯金先あてに被害の届出をしたこと。
 - (2) 盗難にあった預貯金証書により預貯金口座から現金が引き出されたこと。
- 6 当会社は、この基本特約条項および普通約款の規定に従い、保険の目的である家財のうち、被保険者または被保険者と生計を共にする同居の親族によって保険証券記載の建物から一時的に持ち出された家財（以下「持ち出し家財」といいます。）に、日本国内の他の建築物（アーケード、地下道等専ら通路に利用されるものを除きます。）内において第1項から第4項までの事故によって損害が生じたときは、その損害に対して、持ち出し家財保険金を支払います。この場合において、第8項の臨時費用保険金、第9項の残存物取片づけ費用保険金、第10項の失火見舞費用保険金、第11項の傷害費用保険金および第12項の地震火災費用保険金は支払いません。
- 7 当会社は、この基本特約条項および普通約款の規定に従い、台風、暴風雨、豪雨等によるこう水・融雪こう水・高潮・土砂崩れ等の水災によって保険の目的が損害を受け、その損害の状況が次の各号のいずれかに該当する場合には、その損害に対して、水害保険金を支払います。この場合において、損害の状況の認定は、保険の目的が建物であるときはその建物ごとに、保険の目的が家財であるときはこれを収容する建物ごとに、それぞれ行い、また、門、へいまたはかきが保険の目的に含まれるときは、これらが付属する建物の損害の状況の認定によるものとします。
- (1) 保険の目的である建物または家財にそれぞれの保険価額（損害が生じた地および時における保険契約の目的の価額をいいます。以下同様とします。）の30%以上の損害が生じたとき。

- (2) 保険の目的である建物または保険の目的である家財を収容する建物が、床上浸水を被った結果、保険の目的である建物または家財にそれぞれの保険価額の15%以上30%未満の損害が生じたとき。この場合において、「床上浸水」とは、居住の用に供する部分の床（畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除きます。）を超える浸水をいいます。以下同様とします。
- (3) 前2号に該当しない場合において、保険の目的である建物または保険の目的である家財を収容する建物が、床上浸水を被った結果、保険の目的である建物または家財に損害が生じたとき。
- 8 当会社は、この基本特約条項および普通約款の規定に従い、第1項から第3項までの損害保険金が支払われる場合において、それぞれの事故によって保険の目的が損害を受けたため臨時に生ずる費用に対して、臨時費用保険金を支払います。
- 9 当会社は、この基本特約条項および普通約款の規定に従い、第1項から第3項までの損害保険金が支払われる場合において、それぞれの事故によって損害を受けた保険の目的の残存物の取片づけに必要な費用（取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用をいいます。以下「残存物取片づけ費用」といいます。）に対して、残存物取片づけ費用保険金を支払います。
- 10 当会社は、この基本特約条項および普通約款の規定に従い、次に掲げる第1号の事故によって第2号の損害が生じた場合には、それによって生ずる見舞金等の費用に対して、失火見舞費用保険金を支払います。
- (1) 保険の目的または保険の目的を収容する建物から発生した火災、破裂または爆発。ただし、第三者（他人のためにする保険契約の場合の保険契約者を含み、被保険者と生計を共にする同居の親族を除きます。以下この項において同様とします。）の所有物で被保険者以外の者が占有する部分（区分所有建物の共用部分を含みます。）から発生した火災、破裂または爆発による場合を除きます。
- (2) 第三者の所有物（動産については、その所有者によって現に占有されている物で、その者の占有する構内にあるものに限り、）の滅失、き損または汚損。ただし、煙損害または臭気付着の損害を除きます。
- 11 当会社は、この基本特約条項および普通約款の規定に従い、第1項の事故もしくは第3項から第5項までの事故によって保険の目的もしくは保険の目的を収容する建物が損害を受けた場合または第2項もしくは第7項の事故によって損害保険金もしくは水害保険金が支払われる場合において、被保険者またはその親族もしくは使用人（被保険者が法人であるときは、その理事、取締役もしくはその他の機関にある者またはその従業員をいいます。以下「傷害費用支払対象者」といいます。）が、その事故によって重傷（14日以上入院または30日以上医師（傷害費用支払対象者が医師である場合は、傷害費用支払対象者以外の医師をいいます。以下同様とします。）の治療を要した傷害をいい、原因のいかんを問わず、頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛で他覚症状のないものを除きます。）を受けたときまたはその事故の直接の結果として、被害の日からその日を含めて180日以内に死亡もしくは傷害費用支払対象者に次の各号のいずれかに該当する後遺障害が生じたとき（ただし、傷害費用支払対象者が被害の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、当会社が被害の日からその日を含めて181日目における医師の診断に基づき次の各号のいずれかに該当する後遺障害を認定したときを含みます。）は、それによって臨時に生ずる費用（以下「傷害費用」といいます。）に対して、傷害費用保険金を支払います。
- (1) 両眼が失明したとき。
- (2) 咀嚼および言語の機能を廃したとき。
- (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するとき。
- (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するとき。
- (5) 両上肢をひじ関節以上で失ったとき。
- (6) 両上肢の用を全廃したとき。
- (7) 両下肢をひざ関節以上で失ったとき。
- (8) 両下肢の用を全廃したとき。
- 12 当会社は、この基本特約条項および普通約款の規定に従い、地震もしくは噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災によって保険の目的が損害を受け、その損害の状況が次の各号にそれぞれ該当する場合には、それによって臨時に生ずる費用に対して、地震火災費用保険金を支払います。この場合において、損害の状況の認定は、保険の目的が建物であるときはその建物ごとに、保険の目的が家財であるときはこれを収容する建物ごとに、それぞれ行い、また、門、へいまたはかきが保険の目的に含まれるときは、これらが付属する建物の損害の状況の認定によるものとします。

- (1) 保険の目的が建物である場合には、当該建物が半焼以上となったとき（建物の主要構造部の火災による損害の額が、当該建物の保険価額の20%以上となったとき、または建物の焼失した部分の床面積の当該建物の延べ床面積に対する割合が20%以上となったときをいいます。以下同様とします。）。
- (2) 保険の目的が家財である場合には、当該家財を収容する建物が半焼以上となったとき、または当該家財が全焼となったとき（家財の火災による損害の額が、当該家財の保険価額の80%以上となったときをいいます。この場合における家財には第3条（保険の目的の範囲）第3項第1号に掲げる物は含まれません。）。

（保険金を支払わない場合）

第2条 次項および普通約款第2条（保険金を支払わない場合）の保険金とは、損害保険金、持ち出し家財保険金、水害保険金、臨時費用保険金、残存物取片づけ費用保険金、失火見舞費用保険金、傷害費用保険金または地震火災費用保険金をいいます。

- 2 当会社は、普通約款第2条（保険金を支払わない場合）のほか、次の各号のいずれかに該当する事由によって生じた損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、同条第2項第2号の事由によって生じた地震火災費用保険金については、この限りではありません。
 - (1) 保険契約者または被保険者が所有または運転する車両またはその積載物の衝突または接触
 - (2) 前条第1項から第3項までの事故または第7項もしくは第12項の事故の際における保険の目的の紛失または盗難
 - (3) 保険の目的である家財が屋外にある間に生じた盗難
 - (4) 持ち出し家財である自転車または原動機付自転車（総排気量が125cc以下のものをいいます。以下同様とします。）の盗難

（保険の目的の範囲）

第3条 この保険契約における保険の目的は、保険証券記載の建物またはこれに収容される家財とします。

- 2 次に掲げる物は、保険の目的に含まれません。
 - (1) 自動車（自動三輪車および自動二輪車を含み、原動機付自転車を除きます。）
 - (2) 通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手その他これらに類する物
- 3 次に掲げる物は、保険証券に明記されていないときは、保険の目的に含まれません。
 - (1) 貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨とう、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの
 - (2) 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
- 4 建物が保険の目的である場合には、次に掲げる物のうち、被保険者の所有するものは、特別の約定がないかぎり、保険の目的に含まれます。
 - (1) 畳、建具その他の従物および電気・ガス・暖房・冷房設備その他の付属設備
 - (2) 門、へいもしくはかきまたは物置、車庫その他の付属建物
- 5 家財が保険の目的である場合には、被保険者と生計を共にする親族の所有する家財で保険証券記載の建物に収容されているものは、特別の約定がないかぎり、保険の目的に含まれます。
- 6 建物と家財の所有者が異なる場合において、家財が保険の目的であるときは、第4項第1号に掲げる物で被保険者の所有するものは、特別の約定がないかぎり、保険の目的に含まれます。
- 7 家財が保険の目的である場合において、通貨または預貯金証書（これらが持ち出し家財である場合を除きます。）に第1条（保険金を支払う場合）第5項の盗難による損害が生じたときは、第2項の規定にかかわらず、これらを保険の目的として取り扱います。この場合であっても、この約款にいう保険価額および保険金額ならびに保険証券記載の家財の保険金額は、これら以外の保険の目的についてのものとします。

（損害保険金の支払額）

第4条 当会社が第1条（保険金を支払う場合）第1項から第4項までの損害保険金として支払うべき損害の額は、保険価額によって定めます。

- 2 盗難によって損害が生じた場合において、盗取された保険の目的を回収することができたときは、そのために支出した必要な費用は、前項の損害の額に含まれるものとします。ただし、その保険価額を限度とします。
- 3 保険金額が保険価額の80%に相当する額以上のときは、当会社は、保険金額を限度とし、前2項の規定による損害の額を損害保険金として、支払います。
- 4 保険金額が保険価額の80%に相当する額より低いときは、当会社は、保険金額を限度とし、次の算

式によって算出した額を損害保険金として、支払います。

$$\text{第1項および第2項の規定による損害の額} \times \frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額の80\%に相当する額}} = \text{損害保険金の額}$$

- 5 前条第3項第1号に掲げる物を保険証券に明記して保険の目的に含めた場合において、その物に盗難による損害が生じたときの当会社の支払うべき損害保険金の額は、1回の事故につき、1個または1組ごとに100万円を限度とします。

(損害保険金の支払額—通貨または預貯金証券の盗難の場合)

第5条 第1条（保険金を支払う場合）第5項の通貨の盗難の場合には、当会社は、1回の事故につき、1構内ごとに20万円を限度とし、その損害の額を損害保険金として、支払います。

- 2 第1条（保険金を支払う場合）第5項の預貯金証券の盗難の場合には、当会社は、1回の事故につき、1構内ごとに200万円または家財の保険金額のいずれか低い額を限度とし、その損害の額を損害保険金として、支払います。

(持ち出し家財保険金の支払額)

第6条 第1条（保険金を支払う場合）第6項の持ち出し家財保険金として当会社が支払うべき損害の額は、その損害が生じた地および時における持ち出し家財の価額によって定めます。

- 2 盗難によって損害が生じた場合において、盗取された持ち出し家財を回収することができたときは、そのために支出した必要な費用は、前項の損害の額に含まれるものとします。ただし、前項の規定による持ち出し家財の価額を限度とします。

- 3 当会社は、1回の事故につき、100万円または保険の目的である家財の保険金額の20%に相当する額のいずれか低い額を限度とし、前2項の規定による損害の額を持ち出し家財保険金として、支払います。

(水害保険金の支払額)

第7条 当会社が第1条（保険金を支払う場合）第7項第1号の水害保険金として支払うべき損害の額は、保険価額によって定めます。

- 2 当会社は、第1条（保険金を支払う場合）第7項第1号の水害保険金として、次の算式（保険金額が保険価額を超えるときは、算式の保険金額は、保険価額とします。）によって算出した額を支払います。

$$\text{保険金額} \times \frac{\text{前項の規定による損害の額}}{\text{保険価額}} \times \text{縮小割合(70\%)} = \text{水害保険金の額}$$

- 3 当会社は、第1条（保険金を支払う場合）第7項第2号の水害保険金として、次の算式（保険金額が保険価額を超えるときは、算式の保険金額は、保険価額とします。）によって算出した額を支払います。ただし、1回の事故につき、1構内ごとに200万円を限度とします。

$$\text{保険金額} \times \text{支払割合(10\%)} = \text{水害保険金の額}$$

- 4 当会社は、第1条（保険金を支払う場合）第7項第3号の水害保険金として、次の算式（保険金額が保険価額を超えるときは、算式の保険金額は、保険価額とします。）によって算出した額を支払います。ただし、1回の事故につき、1構内ごとに100万円を限度とします。

$$\text{保険金額} \times \text{支払割合(5\%)} = \text{水害保険金の額}$$

- 5 前2項の規定に基づいて、当会社が支払うべき第1条（保険金を支払う場合）第7項第2号および第3号の水害保険金の合計額は、1回の事故につき、1構内ごとに200万円を限度とします。

(臨時費用保険金の支払額)

第8条 当会社は、第1条（保険金を支払う場合）第1項から第3項までの損害保険金の30%に相当する額を、同条第8項の臨時費用保険金として、支払います。ただし、1回の事故につき、1構内ごとに100万円を限度とします。

- 2 前項の場合において、当会社は、同項の規定によって支払うべき臨時費用保険金と他の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、臨時費用保険金を支払います。

(残存物取片づけ費用保険金の支払額)

第9条 当会社は、第1条（保険金を支払う場合）第1項から第3項までの損害保険金の10%に相当する額を限度とし、残存物取片づけ費用の額を同条第9項の残存物取片づけ費用保険金として、支払

ます。

- 2 前項の場合において、当社は、同項の規定によって支払うべき残存物取片づけ費用保険金と他の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、残存物取片づけ費用保険金を支払います。

(失火見舞費用保険金の支払額)

第10条 当社は、第1条（保険金を支払う場合）第10項の失火見舞費用保険金として、同項第2号の損害が生じた世帯または法人（以下「被災世帯」といいます。）の数に1被災世帯あたりの支払額（20万円）を乗じて得た額を支払います。ただし、1回の事故につき、同項第1号の事故が生じた構内に所在する保険の目的の保険金額（保険金額が保険価額を超えるときは、保険価額とし、また、被保険者が2名以上あるときは、それぞれの被保険者に属する保険契約の目的に対して割り当てられるべき保険金額をいいます。）の20%に相当する額を限度とします。

- 2 前項の場合において、当社は、同項の規定によって支払うべき失火見舞費用保険金と他の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、失火見舞費用保険金を支払います。

(傷害費用保険金の支払額)

第11条 当社は、傷害費用支払対象者ごとに、この保険契約の保険金額（保険金額が保険価額を超えるときは、保険価額とし、また、被保険者が2名以上あるときは、それぞれの被保険者に属する保険契約の目的に対して割り当てられるべき保険金額をいいます。）にそれぞれ次の各号の割合を乗じて得た額の合計額を、第1条（保険金を支払う場合）第11項の傷害費用保険金として、支払います。ただし、1回の事故につき、1名ごとに1,000万円を限度とします。

- (1) 傷害費用支払対象者が死亡したときまたはそれらの者に第1条第11項に定める後遺障害が生じたときは、1名ごとに30%
(2) 傷害費用支払対象者が第1条第11項に定める重傷を受けたときは、1名ごとに2%

- 2 前項の場合において、当社は、同項の規定によって支払うべき傷害費用保険金と他の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、傷害費用保険金を支払います。

(地震火災費用保険金の支払額)

第12条 当社は、第1条（保険金を支払う場合）第12項の地震火災費用保険金として、次の算式（保険金額が保険価額を超えるときは、算式の保険金額は、保険価額とします。）によって算出した額を支払います。ただし、1回の事故につき、1構内ごとに300万円を限度とします。

$$\text{保険金額} \times \text{支払割合（5\%）} = \text{地震火災費用保険金の額}$$

- 2 前項ただし書においては、72時間以内に生じた2以上の地震もしくは噴火またはこれらによる津波は、これらを一括して1回の事故とみなします。

(他の保険契約がある場合の保険金の支払額)

第13条 第1条（保険金を支払う場合）第1項から第6項までの損害または第8項から第10項までの費用もしくは第12項の費用に対して保険金を支払うべき他の保険契約（この保険契約において同条第8項、第10項または第12項の費用に対して保険金が支払われるべき場合は、被保険者の所有する建物または家財でこの保険契約の保険の目的以外のものについて締結された保険契約であっても、これを含みます。）がある場合において、それぞれの保険契約につき他の保険契約がないものとして算出した支払責任額の合計額が、保険金の種類ごとに別表に掲げる支払限度額を超えるときは、当社は、次の算式によって算出した額を同条第1項から第6項までの保険金、第8項から第10項までの保険金または第12項の保険金として、支払います。

$$\text{別表に掲げる支払限度額} \times \frac{\text{この保険契約の支払責任額}}{\text{それぞれの保険契約の支払責任額の合計額}} = \text{第1条第1項から第6項までの保険金、第8項から第10項までの保険金または第12項の保険金の額}$$

- 2 被保険者の所有する建物または家財について、第1条（保険金を支払う場合）第7項の損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約がある場合には、同項各号の損害ごとに次の各号によります。

- (1) 第1条第7項第1号の損害

それぞれの保険契約につき他の保険契約がないものとして算出した第1条第7項第1号の損害に対する支払責任額の合計額が、損害の額に70%（他の保険契約に、縮小割合が70%を超えるものがあるときは、これらの縮小割合のうち最も高い割合）を乗じて得た額を超えるときは、当社は、次の算式によって算出した額を同号の水害保険金として、支払います。

損害の額に70%（他の保険契約に、縮小割合が70%を超えるものがあるときは、これらの縮小割合のうち最も高い割合）を乗じて得た額 × $\frac{\text{この保険契約の支払責任額}}{\text{それぞれの保険契約の支払責任額の合計額}} = \text{第1条第7項第1号の水害保険金の額}$

(2) 第1条第7項第2号の損害

それぞれの保険契約につき他の保険契約がないものとして算出した第1条第7項第2号の損害に対する支払責任額の合計額が、1回の事故につき、1構内ごとに200万円（他の保険契約に、この損害に対する限度額が200万円を超えるものがあるときは、これらの限度額のうち最も高い額）または保険価額に10%（他の保険契約に、この損害に対する支払割合が10%を超えるものがあるときは、これらの支払割合のうち最も高い割合）を乗じて得た額のいずれか低い額（以下この号において「支払限度額」といいます。）を超えるときは、当会社は、次の算式によって算出した額を同号の水害保険金として、支払います。この場合において、支払責任額の算出にあたっては、第7条（水害保険金の支払額）第3項の規定を適用して算出した額とします。

$$\text{支払限度額} \times \frac{\text{この保険契約の支払責任額}}{\text{それぞれの保険契約の支払責任額の合計額}} = \text{第1条第7項第2号の水害保険金の額}$$

(3) 第1条第7項第3号の損害

それぞれの保険契約につき他の保険契約がないものとして算出した第1条第7項第3号の損害に対する支払責任額の合計額が、1回の事故につき、1構内ごとに100万円（他の保険契約に、この損害に対する限度額が100万円を超えるものがあるときは、これらの限度額のうち最も高い額）または保険価額に5%（他の保険契約に、この損害に対する支払割合が5%を超えるものがあるときは、これらの支払割合のうち最も高い割合）を乗じて得た額のいずれか低い額（以下この号において「支払限度額」といいます。）を超えるときは、当会社は、次の算式によって算出した額を同号の水害保険金として、支払います。この場合において、支払責任額の算出にあたっては、第7条（水害保険金の支払額）第4項の規定を適用して算出した額とします。

$$\text{支払限度額} \times \frac{\text{この保険契約の支払責任額}}{\text{それぞれの保険契約の支払責任額の合計額}} = \text{第1条第7項第3号の水害保険金の額}$$

- 3 同一構内において、1回の事故につき、第1条（保険金を支払う場合）第7項第2号の損害と第3号の損害が生じた場合には、それぞれの保険契約につき第7条（水害保険金の支払額）第3項および第4項、前項第2号および第3号ならびにこれらと同旨の規定によって算出した支払責任額の合計額が、1回の事故につき、1構内ごとに200万円（他の保険契約に、1構内ごとの限度額が200万円を超えるものがあるときは、これらの1構内ごとの限度額のうち最も高い額）を超えるときは、当会社は、次の算式によって算出した額を第1条第7項第2号および第3号の水害保険金として、支払います。

$$\begin{aligned} & 200\text{万円（他の保険契約に、} \\ & \text{1構内ごとの限度額が200万} \\ & \text{円を超えるものがあるとき）} \times \frac{\text{この保険契約の支払責任額}}{\text{それぞれの保険契約の支払責任額の合計額}} = \text{第1条第7項第2号および} \\ & \text{第3号の水害保険金の額} \end{aligned}$$

- 4 第1項または第2項第1号の場合において、他の保険契約に再調達価額（保険の目的と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額をいいます。）を基準として算出した損害の額からこの保険契約によって支払われるべき損害保険金の額を差し引いた残額について保険金を支払う旨の約定があるときは、第1条（保険金を支払う場合）第1項から第4項までの損害保険金、第6項の持ち出し家財保険金および第7項第1号の水害保険金については、その保険契約がないものとして算出した額を支払います。
- 5 第1項の場合において、第1条（保険金を支払う場合）第8項の臨時費用保険金および第9項の残存物取片づけ費用保険金につき他の保険契約がないものとして支払責任額を算出するにあたっては、同条第1項から第3項までの損害保険金の額は、第1項および前項の規定を適用して算出した額とし

ます。

- 6 損害が2種類以上の事故によって生じたときは、同種の事故による損害について、第1項から第3項までの規定をおのおの別に適用します。
- 7 被保険者の所有する建物または家財について、第1条（保険金を支払う場合）第11項の傷害費用に対して保険金を支払うべき他の保険契約がある場合において、それぞれの保険契約につき他の保険契約がないものとして算出した1名ごとの支払責任額の合計額が、1回の事故につき、1,000万円（他の保険契約に、1名ごとの限度額が1,000万円を超えるものがあるときは、これらの1名ごとの限度額のうち最も高い額）を超えるときは、当会社は、その傷害費用支払対象者については、次の算式によって算出した額を傷害費用保険金として、支払います。

$$\frac{1,000\text{万円（他の保険契約に、1名ごとの限度額が1,000万円を超えるものがあるときは）}\times\text{それぞれの保険契約のその傷害費用支払対象者についての支払責任額の合計額}}{\text{この保険契約のその傷害費用支払対象者についての支払責任額}} = \text{その傷害費用支払対象者についての傷害費用保険金の額}$$

（包括して契約した場合の保険金の支払額）

第14条 2以上の保険の目的を1保険金額で契約した場合には、それぞれの保険価額の割合によって保険金額をあん分し、そのあん分額をそれぞれの保険の目的に対する保険金額とみなし、おのおの別に第4条（損害保険金の支払額）第3項および第4項、第7条（水害保険金の支払額）第2項から第4項までならびに第12条（地震火災費用保険金の支払額）第1項の規定を適用します。

（通知義務の例外）

第15条 普通約款第4条（通知義務）第1項から第5項までの規定は、持ち出し家財については適用しません。

（損害防止義務および損害防止費用）

第16条 第4条（損害保険金の支払額）第4項、第13条（他の保険契約がある場合の保険金の支払額）第1項および第14条（包括して契約した場合の保険金の支払額）の規定は、普通約款第12条（損害防止義務および損害防止費用）第2項の負担金を算出する場合にこれを準用します。この場合において、第13条第1項の規定中「別表に掲げる支払限度額」とあるのは「普通約款第12条（損害防止義務および損害防止費用）第2項によって当会社が負担する費用の額」と、「同条第1項」とあるのは「第1条第1項」と読み替えるものとします。

（残存物および盗難品の帰属）

第17条 当会社が第1条（保険金を支払う場合）第1項から第4項までの損害保険金、第6項の持ち出し家財保険金または第7項の水害保険金を支払ったときでも、保険の目的の残存物の所有権は、当会社がこれを取得する旨の意思を表示しないかぎり、当会社に移転しません。

- 2 盗取された保険の目的について、当会社が第1条（保険金を支払う場合）第4項の損害保険金または第6項の持ち出し家財保険金を支払う前にその保険の目的が回収されたときは、第4条（損害保険金の支払額）第2項または第6条（持ち出し家財保険金の支払額）第2項の費用を除き、盗取の損害は生じなかったものとみなします。
- 3 盗取された保険の目的について、当会社が第1条（保険金を支払う場合）第4項の損害保険金または第6項の持ち出し家財保険金を支払ったときは、その保険の目的の所有権は、保険金の保険価額（持ち出し家財の場合は、第6条（持ち出し家財保険金の支払額）第1項の持ち出し家財の価額をいいます。）に対する割合によって、当会社に移転します。
- 4 前項の規定にかかわらず、被保険者は、支払を受けた損害保険金または持ち出し家財保険金に相当する額（第4条（損害保険金の支払額）第2項または第6条（持ち出し家財保険金の支払額）第2項の費用に対する損害保険金または持ち出し家財保険金に相当する額を差し引いた残額とします。）を当会社に支払って、その保険の目的の所有権を取得することができます。

（共済契約の取扱い）

第18条 第13条（他の保険契約がある場合の保険金の支払額）の規定の適用にあたっては、共済契約を火災保険契約とみなして取り扱います。

別表（第13条（他の保険契約がある場合の保険金の支払額）第1項関係）

保 険 金 の 種 類		支 払 限 度 額	
1	第1条（保険金を支払う場合）第1項から第3項までの損害保険金	損害の額	
2	第1条（保険金を支払う場合）第4項の損害保険金	(1) 第3条（保険の目的の範囲）第3項第1号に掲げる物	1回の事故につき、1個または1組ごとに100万円（他の保険契約に、限度額が100万円を超えるものがあるときは、これらの限度額のうち最も高い額）または損害の額のいずれか低い額
		(2) 上記以外の物	損害の額
3	第1条（保険金を支払う場合）第5項の損害保険金	(1) 通貨	1回の事故につき、1構内ごとに20万円（他の保険契約に、限度額が20万円を超えるものがあるときは、これらの限度額のうち最も高い額）または損害の額のいずれか低い額
		(2) 預貯金証書	1回の事故につき、1構内ごとに200万円（他の保険契約に、限度額が200万円を超えるものがあるときは、これらの限度額のうち最も高い額）または損害の額のいずれか低い額
4	第1条（保険金を支払う場合）第6項の持ち出し家財保険金	1回の事故につき、100万円（他の保険契約に、限度額が100万円を超えるものがあるときは、これらの限度額のうち最も高い額）または損害の額のいずれか低い額	
5	第1条（保険金を支払う場合）第8項の臨時費用保険金	1回の事故につき、1構内ごとに100万円（他の保険契約に、限度額が100万円を超えるものがあるときは、これらの限度額のうち最も高い額）	
6	第1条（保険金を支払う場合）第9項の残存物取片づけ費用保険金	残存物取片づけ費用の額	
7	第1条（保険金を支払う場合）第10項の失火見舞費用保険金	1回の事故につき、20万円（他の保険契約に、1被災世帯あたりの支払額が20万円を超えるものがあるときは、これらの1被災世帯あたりの支払額のうち最も高い額）に被災世帯の数を乗じた額	
8	第1条（保険金を支払う場合）第12項の地震火災費用保険金	(1) それぞれの保険契約の支払責任額の合計額が、1回の事故につき、1構内ごとに300万円（他の保険契約に、限度額が300万円を超えるものがあるときは、これらの限度額のうち最も高い額）を超えるとき。	1回の事故につき、1構内ごとに300万円（他の保険契約に、限度額が300万円を超えるものがあるときは、これらの限度額のうち最も高い額）
		(2) 上記(1)に該当しない場合であって、それぞれの保険契約のおのおのの保険の目的についての支払責任額の合計額が、1回の事故につき、保険の目的ごとに、当該保険の目的の保険価額に5%（他の保険契約に、支払割合が5%を超えるものがあるときは、これらの支払割合のうちもっとも高い割合）を乗じて得た額を超えるとき。	1回の事故につき、保険の目的ごとに、当該保険の目的の保険価額に5%（他の保険契約に、支払割合が5%を超えるものがあるときは、これらの支払割合のうちもっとも高い割合）を乗じて得た額

住宅火災保険基本特約条項

(保険金を支払う場合)

第1条 当会社は、この基本特約条項および新火災保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）の規定に従い、次の各号のいずれかに該当する事故によって保険の目的について生じた損害（消防または避難に必要な処置によって保険の目的について生じた損害を含みます。以下同様とします。）に対して、損害保険金を支払います。

- (1) 火 災
 - (2) 落 雷
 - (3) 破裂または爆発（「破裂または爆発」とは、気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。以下同様とします。）
- 2 当会社は、この基本特約条項および普通約款の規定に従い、台風、せん風、暴風、暴風雨等の風災（こう水、高潮等を除きます。）、ひょう災または豪雪、なだれ等の雪災（融雪こう水を除きます。）によって保険の目的が損害を受け、その損害の額が20万円以上となった場合には、その損害に対して、損害保険金を支払います。この場合において、損害の額の認定は、構内ごとに保険の目的のすべてについて、一括して行うものとします。
- 3 当会社は、この基本特約条項および普通約款の規定に従い、前2項の損害保険金が支払われる場合において、それぞれの事故によって保険の目的が損害を受けたため臨時に生ずる費用に対して、臨時費用保険金を支払います。
- 4 当会社は、この基本特約条項および普通約款の規定に従い、第1項または第2項の損害保険金が支払われる場合において、それぞれの事故によって損害を受けた保険の目的の残存物の取片づけに必要な費用（取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用をいいます。以下「残存物取片づけ費用」といいます。）に対して、残存物取片づけ費用保険金を支払います。
- 5 当会社は、この基本特約条項および普通約款の規定に従い、次に掲げる第1号の事故によって第2号の損害が生じた場合には、それによって生ずる見舞金等の費用に対して、失火見舞費用保険金を支払います。
- (1) 保険の目的または保険の目的を収容する建物から発生した火災、破裂または爆発。ただし、第三者（他人のためにする保険契約の場合の保険契約者を含み、被保険者と生計を共にする同居の親族を除きます。以下この項において同様とします。）の所有物で被保険者以外の者が占有する部分（区分所有建物の共用部分を含みます。）から発生した火災、破裂または爆発による場合を除きます。
 - (2) 第三者の所有物（動産については、その所有者によって現に占有されている物で、その者の占有する構内にあるものに限り、ます。）の滅失、き損または汚損。ただし、煙損害または臭気付着の損害を除きます。
- 6 当会社は、この基本特約条項および普通約款の規定に従い、第1項の事故によって保険の目的もしくは保険の目的を収容する建物が損害を受けた場合または第2項の事故によって損害保険金が支払われる場合において、被保険者またはその親族もしくは使用人（被保険者が法人であるときは、その理事、取締役もしくはその他の機関にある者またはその従業員をいいます。以下「傷害費用支払対象者」といいます。）が、その事故によって重傷（14日以上入院または30日以上医師（傷害費用支払対象者が医師である場合は、傷害費用支払対象者以外の医師をいいます。以下同様とします。）の治療を要した傷害をいい、原因のいかんを問わず、頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛で他覚症状のないものを除きます。）を受けたときまたはその事故の直接の結果として、被害の日からその日を含めて180日以内に死亡しもしくは傷害費用支払対象者に次の各号のいずれかに該当する後遺障害が生じたとき（ただし、傷害費用支払対象者が被害の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、当会社が被害の日からその日を含めて181日目における医師の診断に基づき次の各号のいずれかに該当する後遺障害を認定したときを含みます。）は、それによって臨時に生ずる費用（以下「傷害費用」といいます。）に対して、傷害費用保険金を支払います。
- (1) 両眼が失明したとき。
 - (2) 咀嚼および言語の機能を廃したとき。
 - (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するとき。
 - (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するとき。
 - (5) 両上肢をひじ関節以上で失ったとき。

- (6) 両上肢^じの用を全廃したとき。
- (7) 両下肢^じをひざ関節以上で失ったとき。
- (8) 両下肢^じの用を全廃したとき。

7 当会社は、この基本特約条項および普通約款の規定に従い、地震もしくは噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災によって保険の目的である建物、屋外設備装置または建物もしくは屋外設備装置内収容の保険の目的である家財が損害を受け、その損害の状況が次の各号にそれぞれ該当する場合には、それによって臨時に生ずる費用に対して、地震火災費用保険金を支払います。この場合において、損害の状況の認定は、保険の目的が建物であるときはその建物ごとに、保険の目的が屋外設備装置（門、へいおよびかきを除きます。以下同様とします。）であるときは1基（主体となる屋外設備装置およびこれと機能上分離できない関連付属の屋外設備装置については、これらの全体を1基とみなします。以下同様とします。）ごとに、保険の目的が家財であるときはこれを収容する建物またはこれを収容する屋外設備装置1基ごとに、それぞれ行い、また、門、へいまたはかきが保険の目的に含まれるときは、これらが付属する建物の損害の状況の認定によるものとします。

- (1) 保険の目的が建物である場合には、当該建物が半焼以上となったとき（建物の主要構造部の火災による損害の額が、当該建物の保険価額（損害が生じた地および時における保険契約の目的の価額をいいます。以下同様とします。）の20%以上となったとき、または建物の焼失した部分の床面積の当該建物の延べ床面積に対する割合が20%以上となったときをいいます。以下同様とします。）。
- (2) 保険の目的が屋外設備装置である場合には、火災による損害の額が、当該屋外設備装置の保険価額の50%以上となったとき。
- (3) 保険の目的が家財である場合には、当該家財を収容する建物が半焼以上となったとき、当該家財を収容する屋外設備装置の火災による損害の額が、当該屋外設備装置の保険価額の50%以上となったとき、または建物に収容されるすべての家財（第3条（保険の目的の範囲）第1項第3号に掲げる物を含みません。この号において以下同様とします。）が保険の目的である場合には、当該家財が全焼となったとき（家財の火災による損害の額が、当該家財の保険価額の80%以上となったときをいいます。）。

(保険金を支払わない場合)

第2条 次項および普通約款第2条（保険金を支払わない場合）の保険金とは、損害保険金、臨時費用保険金、残存物取片づけ費用保険金、失火見舞費用保険金、傷害費用保険金または地震火災費用保険金をいいます。以下、この基本特約条項において同様とします。

2 当会社は、普通約款第2条（保険金を支払わない場合）のほか、前条の事故の際における保険の目的の紛失または盗難によって生じた損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、同約款第2条第2項第2号の事由によって生じた地震火災費用保険金については、この限りではありません。

(保険の目的の範囲)

第3条 次に掲げる物は、保険証券に明記されていないときは、保険の目的に含まれません。

- (1) 自動車（自動三輪車および自動二輪車を含み、総排気量が125cc以下の原動機付自転車を除きます。）
 - (2) 通貨、有価証券、印紙、切手その他これらに類する物
 - (3) 貴金属、宝玉石および宝石ならびに書画、骨とう、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの
 - (4) 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
- 2 建物が保険の目的である場合には、次に掲げる物のうち被保険者の所有するものは、特別の約定がないかぎり、保険の目的に含まれます。
- (1) 畳、建具その他の従物および電気・ガス・暖房・冷房設備その他の付属設備
 - (2) 門、へいもしくはかきまたは物置、車庫その他の付属建物
- 3 家財が保険の目的である場合には、被保険者と生計を共にする親族の所有する家財で保険証券記載の建物に収容されているものは、特別の約定がないかぎり、保険の目的に含まれます。
- 4 建物と家財の所有者が異なる場合において、家財が保険の目的であるときは、第2項第1号に掲げる物で被保険者の所有するものは、特別の約定がないかぎり、保険の目的に含まれます。

(保険金の支払額)

第4条 当会社が第1条（保険金を支払う場合）第1項または第2項の損害保険金として支払うべき損害の額は、保険価額によって定めます。

- 2 保険金額が保険価額の80%に相当する額以上のときは、当会社は、保険金額を限度とし、前項の規定による損害の額を損害保険金として、支払います。
- 3 保険金額が保険価額の80%に相当する額より低いときは、当会社は、保険金額を限度とし、次の算式によって算出した額を損害保険金として、支払います。

$$\text{第1項の規定による損害の額} \times \frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額の80\%に相当する額}} = \text{損害保険金の額}$$

- 4 当会社は、第1条（保険金を支払う場合）第1項または第2項の損害保険金の30%に相当する額を、同条第3項の臨時費用保険金として、支払います。ただし、1回の事故につき、1構内ごとに100万円を限度とします。
- 5 当会社は、第1条（保険金を支払う場合）第1項または第2項の損害保険金の10%に相当する額を限度とし、残存物取片づけ費用の額を同条第4項の残存物取片づけ費用保険金として、支払います。
- 6 当会社は、第1条（保険金を支払う場合）第5項の失火見舞費用保険金として、同項第2号の損害が生じた世帯または法人（以下「被災世帯」といいます。）の数に1被災世帯あたりの支払額（20万円）を乗じて得た額を支払います。ただし、1回の事故につき、同項第1号の事故が生じた構内に所在する保険の目的の保険金額（保険金額が保険価額を超えるときは、保険価額とし、また、被保険者が2名以上あるときは、それぞれの被保険者に属する保険契約の目的に対して割り当てられるべき保険金額をいいます。）の20%に相当する額を限度とします。
- 7 当会社は、傷害費用支払対象者ごとに、この保険契約の保険金額（保険金額が保険価額を超えるときは、保険価額とし、また、被保険者が2名以上あるときは、それぞれの被保険者に属する保険契約の目的に対して割り当てられるべき保険金額をいいます。）にそれぞれ次の各号の割合を乗じて得た額の合計額を、第1条（保険金を支払う場合）第6項の傷害費用保険金として、支払います。ただし、1回の事故につき、1名ごとに1,000万円を限度とします。
- (1) 傷害費用支払対象者が死亡したときまたはそれらの者に第1条第6項に定める後遺障害が生じたときは、1名ごとに30%
- (2) 傷害費用支払対象者が第1条第6項に定める重傷を受けたときは、1名ごとに2%
- 8 当会社は、第1条（保険金を支払う場合）第7項の地震火災費用保険金として、次の算式（保険金額が保険価額を超えるときは、算式の保険金額は、保険価額とします。）によって算出した額を支払います。ただし、1回の事故（72時間以内に生じた2以上の地震もしくは噴火またはこれらによる津波は、これらを一括して1回の事故とみなします。）につき、1構内ごとに300万円を限度とします。

$$\text{保険金額} \times \text{支払割合（5\%）} = \text{地震火災費用保険金の額}$$

- 9 第4項から第7項までの場合において、当会社は、第4項から第7項までの規定によってそれぞれ支払うべき臨時費用保険金、残存物取片づけ費用保険金、失火見舞費用保険金または傷害費用保険金と他の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、これらの費用保険金を支払います。

(他の保険契約がある場合の保険金の支払額)

第5条 第1条（保険金を支払う場合）第1項もしくは第2項の損害または第3項から第5項までの費用もしくは第7項の費用に対して保険金を支払うべき他の保険契約（この保険契約において同条第3項、第5項または第7項の費用に対して保険金が支払われるべき場合は、被保険者の所有する建物または建物以外のものでこの保険契約の保険の目的以外のものについて締結された保険契約であっても、これを含みます。）がある場合において、それぞれの保険契約につき他の保険契約がないものとして算出した支払責任額の合計額が、保険金の種類ごとに別表に掲げる支払限度額を超えるときは、当会社は、次の算式によって算出した額を同条第1項から第5項までの保険金または第7項の保険金として、支払います。

$$\text{別表に掲げる支払限度額} \times \frac{\text{この保険契約の支払責任額}}{\text{それぞれの保険契約の支払責任額の合計額}} = \text{第1条第1項から第5項までの保険金または第7項の保険金の額}$$

- 2 前項の場合において、他の保険契約に再調達価額（保険の目的と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額をいいます。）を基準として算出した損害の額からこの保険契約によって支払われるべき損害保険金の額を差し引いた残額について保険金を支払う旨の

約定があるときは、第1条（保険金を支払う場合）第1項または第2項の損害保険金については、その保険契約がないものとして算出した額を支払います。

- 3 第1項の場合において、第1条（保険金を支払う場合）第3項の臨時費用保険金および第4項の残存物取片づけ費用保険金につき他の保険契約がないものとして支払責任額を算出するにあたっては、同条第1項または第2項の損害保険金の額は、前2項の規定を適用して算出した額とします。
- 4 損害が2種類以上の事故によって生じたときは、同種の事故による損害について、第1項の規定をおおの別々に適用します。
- 5 被保険者の所有する建物または建物以外のものについて、第1条（保険金を支払う場合）第6項の傷害費用に対して保険金を支払うべき他の保険契約がある場合において、それぞれの保険契約につき他の保険契約がないものとして算出した1名ごとの支払責任額の合計額が、1回の事故につき、1,000万円（他の保険契約に、1名ごとの限度額が1,000万円を超えるものがあるときは、これらの1名ごとの限度額のうち最も高い額）を超えるときは、当社は、その傷害費用支払対象者については、次の算式によって算出した額を傷害費用保険金として、支払います。

$$1,000\text{万円（他の保険契約に、1名ごとの限度額が1,000万円を超えるものがあるときはこれらの1名ごとの限度額のうち最も高い額）} \times \frac{\text{この保険契約のその傷害費用支払対象者についての支払責任額}}{\text{それぞれの保険契約のその傷害費用支払対象者についての支払責任額の合計額}} = \text{その傷害費用支払対象者についての傷害費用保険金の額}$$

(包括して契約した場合の保険金の支払額)

第6条 2以上の保険の目的を1保険金額で契約した場合には、それぞれの保険価額の割合によって保険金額をあん分し、そのあん分額をそれぞれの保険の目的に対する保険金額とみなし、おのおの別に第4条（保険金の支払額）第2項、第3項および第8項の規定を適用します。

(損害防止義務および損害防止費用)

第7条 第4条（保険金の支払額）第3項、第5条（他の保険契約がある場合の保険金の支払額）第1項および前条の規定は、普通約款第12条（損害防止義務および損害防止費用）第2項に規定する負担金を算出する場合にこれを準用します。この場合において、第5条第1項の規定中「別表に掲げる支払限度額」とあるのは「普通約款第12条（損害防止義務および損害防止費用）第2項によって当社が負担する費用の額」と、「同条第1項」とあるのは「第1条第1項」と読み替えるものとします。

(残存物)

第8条 当社が第1条（保険金を支払う場合）第1項または第2項の損害保険金を支払ったときでも、保険の目的の残存物の所有権は、当社がこれを取得する旨の意思を表示しないかぎり、当社に移転しません。

(共済契約の取扱い)

第9条 第5条（他の保険契約がある場合の保険金の支払額）の規定の適用にあたっては、共済契約を火災保険契約とみなして取り扱います。

別 表（第5条（他の保険契約がある場合の保険金の支払額）第1項関係）

	保 険 金 の 種 類	支 払 限 度 額
1	第1条（保険金を支払う場合）第1項または第2項の損害保険金	損害の額
2	第1条（保険金を支払う場合）第3項の臨時費用保険金	1回の事故につき、1構内ごとに100万円（他の保険契約に、限度額が100万円を超えるものがあるときは、これらの限度額のうち最も高い額）
3	第1条（保険金を支払う場合）第4項の残存物取片づけ費用保険金	残存物取片づけ費用の額

4	第1条（保険金を支払う場合）第5項の失火見舞費用 保険金	1回の事故につき、20万円（他の保険契約に、1被災世帯あたりの支払額が20万円を超えるものがあるときは、これらの1被災世帯あたりの支払額のうち最も高い額）に被災世帯の数を乗じた額
5	第1条（保険金を支払う場合）第7項の地震火災 費用保険金	<p>(1) それぞれの保険契約の支払責任額の合計額が、1回の事故につき、1構内ごとに300万円（他の保険契約に、限度額が300万円を超えるものがあるときは、これらの限度額のうち最も高い額）を超えるとき。</p> <p>(2) 上記(1)に該当しない場合であって、それぞれの保険契約のおおのの保険の目的についての支払責任額の合計額が、1回の事故につき、保険の目的ごとに、当該保険の目的の保険価額に5%（他の保険契約に、支払割合が5%を超えるものがあるときは、これらの支払割合のうち最も高い割合）を乗じて得た額を超えるとき。</p>
		1回の事故につき、1構内ごとに300万円（他の保険契約に、限度額が300万円を超えるものがあるときは、これらの限度額のうち最も高い額）
		1回の事故につき、保険の目的ごとに、当該保険の目的の保険価額に5%（他の保険契約に、支払割合が5%を超えるものがあるときは、これらの支払割合のうち最も高い割合）を乗じて得た額

特約条項

1 保険料の即時払に関する特約条項

(初回保険料の領収前免費)

第1条 保険契約者は、この特約により、この保険契約の締結と同時に保険料（月払または長期月払である場合は第1回分割保険料、長期年払である場合は初年度の年額保険料に限り、以下「初回保険料」といいます。）を払い込まなければなりません。この場合において、初回保険料については、保険料の払込に関する特約に定める払込期日および払込猶予に関する規定は適用しません。

2 当社は、新火災保険普通保険約款（以下「新火災約款」といいます。）第2条（保険金を支払わない場合）第3項（この特約が地震保険普通保険約款（以下「地震約款」といいます。）に付帯されている場合は、地震約款新火災保険に付帯される場合の特則（以下「特則」といいます。）第1条（保険金を支払わない場合）の規定にかかわらず、保険証券記載の保険期間が始まった後でも、初回保険料領収前に生じた事故については、保険金を支払いません。

(初回追加保険料の領収前免費)

第2条 保険契約者は、この特約により、新火災約款第9条（保険料の返還または請求－告知・通知事項の承認の場合）（この特約が地震約款に付帯されている場合は、地震約款第14条（保険料の返還または請求－告知・通知事項の承認の場合）または特則第3条（保険料の返還または請求－告知・通知事項の承認の場合））に定めるところに従い、当社が追加保険料を請求した場合は、追加保険料（追加保険料が月払である場合は、当該第1回分割追加保険料に限り、以下「初回追加保険料」といいます。）を直ちに払い込まなければなりません。この場合において、初回追加保険料については、追加保険料の払込に関する特約に定める払込期日および払込猶予に関する規定は適用しません。

2 保険契約者が前項の初回追加保険料の払込みを怠った場合は、次の各号のいずれかに定めるところによります。

(1) 新火災約款第9条（保険料の返還または請求－告知・通知事項の承認の場合）第1項または第2項（この特約が地震約款に付帯されている場合は、地震約款第14条（保険料の返還または請求－告知・通知事項の承認の場合）第1項または特則第3条（保険料の返還または請求－告知・通知事項の承認の場合）第1項）に定めるところに従い、当社が追加保険料を請求したときは、初回追加保険料領収前に生じた事故については、保険金を支払いません。

(2) 新火災約款第9条第3項（この特約が地震約款に付帯されている場合は、特則第3条第2項）に定めるところに従い、当社が追加保険料を請求したときは、初回追加保険料領収前に生じた事故については、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、保険金を支払います。

3 この保険契約に他の特約条項が付帯され、当該特約条項の告知事項または通知事項の承認の場合の保険料の返還または請求に関する規定により、当社が追加保険料を請求するときの初回追加保険料の払込みに対しても、前2項の規定を準用します。

4 前2項の規定にかかわらず、この保険契約に価額協定保険特約条項が付帯され、同特約第7条（通知義務）第4項または第8条（告知義務）第5項に定めるところに従い、当社が追加保険料を請求した場合で、保険契約者が初回追加保険料の払込みを怠ったときは、当社は、初回追加保険料領収前に生じた事故については、同特約第2条（損害保険金の実損払）、第3条（水害保険金の支払額）および第5条（全損の場合の特別費用保険金）の規定は適用しません。

2 追加保険料の即時払に関する特約条項

1 保険契約者は、この特約により、新火災保険普通保険約款（以下「新火災約款」といいます。）第9条（保険料の返還または請求－告知・通知事項の承認の場合）（この特約が地震保険普通保険約款（以下「地震約款」といいます。）に付帯されている場合は、地震約款第14条（保険料の返還または請求－告知・通知事項の承認の場合）または地震約款新火災保険に付帯される場合の特則（以下「特則」といいます。）第3条（保険料の返還または請求－告知・通知事項の承認の場合））に定めるところに従い、当社が追加保険料を請求した場合は、追加保険料（追加保険料が月払である場合は、当該第1回分割追加保険料に限り、以下「初回追加保険料」といいます。）を直ちに払い込まなければなりません。この場合において、初回追加保険料については、追加保険料の払込に関する特約に定める払込期日および払込猶予に関する規定は適用しません。

2 保険契約者が前項の初回追加保険料の払込みを怠った場合は、次の各号のいずれかに定めるところによります。

- (1) 新火災約款第9条（保険料の返還または請求－告知・通知事項の承認の場合）第1項または第2項（この特約が地震約款に付帯されている場合は、地震約款第14条（保険料の返還または請求－告知・通知事項の承認の場合）第1項または特則第3条（保険料の返還または請求－告知・通知事項の承認の場合）第1項）に定めるところに従い、当社が追加保険料を請求したときは、初回追加保険料領収前に生じた事故については、保険金を支払いません。
- (2) 新火災約款第9条第3項（この特約が地震約款に付帯されている場合は、特則第3条第2項）に定めるところに従い、当社が追加保険料を請求したときは、初回追加保険料領収前に生じた事故については、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、保険金を支払います。
- 3 この保険契約に他の特約条項が付帯され、当該特約条項の告知事項または通知事項の承認の場合の保険料の返還または請求に関する規定により、当社が追加保険料を請求するときの初回追加保険料の払込みに対しても、前2項の規定を準用します。
- 4 前2項の規定にかかわらず、この保険契約に価額協定保険特約条項（以下「価額特約」といいます。）が付帯され、価額特約第7条（通知義務）第4項または第8条（告知義務）第5項に定めるところに従い、当社が追加保険料を請求した場合で、保険契約者が初回追加保険料の払込みを怠ったときは、当社は、初回追加保険料領収前に生じた事故については、価額特約第2条（損害保険金の実損払）、第3条（水害保険金の支払額）および第5条（全損の場合の特別費用保険金）の規定は適用しません。

3 水害保険金実損払特約条項

（水害保険金の支払方法の変更）

- 第1条 当社は、この特約条項に従い、台風、暴風雨、豪雨等によるこう水・融雪こう水・高潮・土砂崩れ等の水災によって保険の目的が損害を受け、その損害の状況が家庭保険基本特約条項（以下「基本特約」といいます。）第1条（保険金を支払う場合－損害保険金および水害保険金）第5項第2号または第3号に該当する場合は、同特約第10条（水害保険金の支払額－建物および家財の場合）第3項から第5項までの規定にかかわらず、その損害の額に対して水害保険金を支払います。
- 2 当社が支払うべき損害の額は、保険の目的の再調達価額によって定めます。
 - 3 当社は、前項の規定による損害の額または保険金額のいずれか低い額を支払います。

（臨時費用保険金との関係）

- 第2条 当社は、基本特約第15条（保険金を支払う場合）第1項の規定にかかわらず、前条の水害保険金が支払われる場合において、水災によって保険の目的が損害を受けたため臨時に生ずる費用に対して、臨時費用保険金を支払います。
- 2 前項の臨時費用保険金は、基本特約第16条（臨時費用保険金の支払額）の規定にかかわらず、前条の水害保険金の15%に相当する額とします。ただし、1回の事故につき、1構内ごとに60万円を限度とします。
 - 3 当社は、前2項の規定によって支払うべき臨時費用保険金とこの保険契約で支払われる他の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、臨時費用保険金を支払います。

（準用規定）

- 第3条 この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、新火災保険普通保険約款および基本特約の規定を準用します。

4 水害保険金実損払特約条項（建物時価払用）

（水害保険金の支払方法の変更－建物の場合）

- 第1条 当社は、保険の目的が建物である場合には、この特約条項に従い、台風、暴風雨、豪雨等によるこう水・融雪こう水・高潮・土砂崩れ等の水災によって保険の目的が損害を受け、その損害の状況が家庭保険基本特約条項（以下「基本特約」といいます。）第1条（保険金を支払う場合－損害保険金および水害保険金）第5項に該当する場合は、建物時価払特約条項第2条（基本特約第10条の読み替え）の規定により読み替える基本特約第10条（水害保険金の支払額－建物の場合）の規定にかかわらず、その損害の額に対して水害保険金を支払います。
- 2 当社が支払うべき損害の額は、保険の目的の保険価額（損害が生じた地および時における保険契約の目的の価額をいいます。以下同様とします。）によって定めます。
 - 3 当社は、次の算式（保険金額が保険価額を超えるときは、算式の保険金額は保険価額とします。）によって算出した額を支払います。

$$\text{保険金額} \times \frac{\text{前2項の規定による損害の額}}{\text{保険価額}} = \text{水害保険金の額}$$

(水害保険金の支払方法の変更一家財の場合)

第2条 当社は、保険の目的が家財である場合には、この特約条項に従い、台風、暴風雨、豪雨等によるこう水・融雪こう水・高潮・土砂崩れ等の水災によって保険の目的が損害を受け、その損害の状況が基本特約第1条（保険金を支払う場合－損害保険金および水害保険金）第5項第2号または第3号に該当する場合は、基本特約第10条（水害保険金の支払額－建物および家財の場合）第3項から第5項までの規定にかかわらず、その損害の額に対して水害保険金を支払います。

2 当社が支払うべき損害の額は、保険の目的の再調達価額によって定めます。

3 当社は、前項の規定による損害の額または保険金額のいずれか低い額を支払います。

(臨時費用保険金との関係)

第3条 当社は、基本特約第15条（保険金を支払う場合）第1項の規定にかかわらず、前2条の水害保険金が支払われる場合において、水災によって保険の目的が損害を受けたため臨時に生ずる費用に対して、臨時費用保険金を支払います。

2 前項の臨時費用保険金は、基本特約第16条（臨時費用保険金の支払額）の規定にかかわらず、前2条の水害保険金の15%に相当する額とします。ただし、1回の事故につき、1構内ごとに60万円を限度とします。

3 当社は、前2項の規定によって支払うべき臨時費用保険金とこの保険契約で支払われる他の保険金との合計額が保険金額を超えても、臨時費用保険金を支払います。

(準用規定)

第4条 この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、新火災保険普通保険約款および基本特約の規定を準用します。

5 不測かつ突発的事故不担保特約条項

1 当社は、この特約条項に従い、家庭保険基本特約条項（以下「基本特約」といいます。）第1条（保険金を支払う場合－損害保険金および水害保険金）第6項に規定する不測かつ突発的な事故によって保険の目的に生じた損害に対しては、損害保険金を支払いません。

2 当社は、この特約条項に従い、基本特約第1条（保険金を支払う場合－損害保険金および水害保険金）第6項に規定する不測かつ突発的な事故によって持ち出し家財に生じた損害に対しては、持ち出し家財保険金を支払いません。

3 当社は、この特約条項に従い、基本特約第1条（保険金を支払う場合－損害保険金および水害保険金）第6項に規定する不測かつ突発的な事故によって保険の目的に損害が生じた結果、その保険の目的の復旧にあたり支出した同特約第15条（保険金を支払う場合）第7項各号の費用に対しては、修理付帯費用保険金を支払いません。

6 不測かつ突発的事故の支払限度額変更特約条項

この特約条項に従い、次のとおり家庭保険基本特約条項の規定の一部を読み替えて適用します。

1 第9条（損害保険金の支払額－家財の場合）第2項の規定中、「ただし、1回の事故につき、50万円を限度とします。」とあるのは、「ただし、1回の事故につき、30万円を限度とします。」

2 第11条（持ち出し家財保険金の支払額）第6項の規定中、「1回の事故につき50万円または家財の保険金額の20%に相当する額のいずれか低い額」とあるのは、「1回の事故につき30万円または家財の保険金額の20%に相当する額のいずれか低い額」

3 別表1 4(2)の規定中、「50万円」とあるのは、「30万円」

4 別表1 5の規定中、「50万円」とあるのは「30万円」

7 臨時費用保険金拡張担保特約条項

(臨時費用保険金を支払う場合)

第1条 この特約条項に従い、家庭保険基本特約条項（以下「基本特約」といいます。）第15条（保険金を支払う場合）第1項の規定中、「第1項から第3項までの損害保険金または第5項第1号の水害保険金」とあるのを「第1項から第3項までの損害保険金、第5項の水害保険金または第6項の損害保険金」と読み替えます。

(臨時費用保険金の支払額)

第2条 当社は、基本特約第16条（臨時費用保険金の支払額）の規定にかかわらず、同特約第15条（保険金を支払う場合）第1項の臨時費用保険金として、同特約第1条（保険金を支払う場合－損害保険金および水害保険金）第1項から第3項までの損害保険金、第5項の水害保険金または第6項の損害保険金の30%に相当する額を支払います。ただし、1回の事故につき、1構内ごとに保険証券記載の支払限度額を限度とします。

2 前項の場合において、当社は、同項の規定によって支払うべき臨時費用保険金とこの保険契約で支払われる他の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、臨時費用保険金を支払います。

（準用規定）

第3条 この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、新火災保険普通保険約款および基本特約の規定を準用します。

8 臨時費用保険金不担保特約条項（家庭保険基本特約用）

当社は、この特約条項により、家庭保険基本特約条項第15条（保険金を支払う場合）第1項の規定にかかわらず、臨時費用保険金を支払いません。

9 残存物取片づけ費用保険金拡張担保特約条項

（残存物取片づけ費用保険金を支払う場合）

第1条 当社は、この特約条項に従い、家庭保険基本特約条項（以下「基本特約」といいます。）第15条（保険金を支払う場合）第2項の規定中、「第1項から第3項までの損害保険金」とあるのを「第1項から第3項までの損害保険金、第5項の水害保険金または第6項の損害保険金」と読み替えます。

（残存物取片づけ費用保険金の支払額）

第2条 当社は、基本特約条項第17条（残存物取片づけ費用保険金の支払額）第1項の規定中、「第1項から第3項までの損害保険金」とあるのを「第1項から第3項までの損害保険金、第5項の水害保険金または第6項の損害保険金」と読み替えます。

10 地震火災担保特約条項（地震火災30プラン）

（保険金を支払う場合）

第1条 当社は、この特約条項の規定に従い、新火災保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）

第2条（保険金を支払わない場合）第2項第2号の規定にかかわらず、地震もしくは噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災によって保険の目的（ただし、家庭保険基本特約条項（以下「基本特約」といいます。）第2条（保険金を支払う場合－持ち出し家財保険金）に規定する持ち出し家財は対象としません。）が損害（基本特約第3条（保険金を支払わない場合）第2項または普通約款第2条第1項、第2項第1号もしくは第3号に掲げる事由によって生じた損害を除きます。）を受け、その損害の状況が次の各号のいずれかに該当する場合には、それによって生ずる損害等に対して、地震火災保険金を支払います。この場合において、損害の状況の認定は、保険の目的が建物であるときはその建物ごとに、保険の目的が家財であるときはこれらを収容する建物ごとに、それぞれ行い、また、門、へいまたはかきが保険の目的に含まれるときは、これらが付属する建物の損害の状況の認定によるものとします。

(1) 保険の目的が建物である場合には、当該建物が半焼以上となったとき（建物の主要構造部の火災による損害の額が、当該建物の再調達価額の20%以上となったとき、または建物の焼失した部分の床面積の当該建物の延べ床面積に対する割合が20%以上となったときをいいます。以下この項において同様とします。）。

(2) 保険の目的が家財である場合には、当該家財を収容する建物が半焼以上となったとき、または当該家財が全焼となったとき（家財の火災による損害の額が、当該家財の再調達価額の80%以上となったときをいいます。この場合における家財には基本特約第6条（保険の目的の範囲－家財の場合）第3項第1号に掲げる物は含みません。）。

（地震火災保険金の支払額）

第2条 当社は、前条の地震火災保険金として、次の算式（保険金額が保険の目的の再調達価額を超えるときは、算式の保険金額は、保険の目的の再調達価額とします。）によって算出した額を支払います。

保険金額×支払割合（25%）＝地震火災保険金の額

2 前項の場合において、72時間以内に生じた2以上の地震もしくは噴火またはこれらによる津波は、

(地震火災保険金の支払額)

第2条 当社は、前条の地震火災保険金として、次の算式（保険金額が保険の目的の再調達価額を超えるときは、算式の保険金額は、保険の目的の再調達価額とします。）によって算出した額を支払います。

$$\text{保険金額} \times \text{支払割合（45\%）} = \text{地震火災保険金の額}$$

2 前項の場合において、72時間以内に生じた2以上の地震もしくは噴火またはこれらによる津波は、これらを一括して、1回の事故とみなします。

(地震火災費用保険金との関係)

第3条 当社は、この特約条項により、基本特約第15条（保険金を支払う場合）第4項に規定する地震火災費用保険金の支払とは関係なく、第1条（保険金を支払う場合）の地震火災保険金を支払います。

(基本特約に掲げる費用保険金等との関係)

第4条 この特約条項においては、基本特約第15条（保険金を支払う場合）第4項に規定する地震火災費用保険金を除き、基本特約に掲げる費用保険金の支払および損害防止費用の負担に関する規定は、これを適用しません。

(他の保険契約がある場合の保険金の支払額)

第5条 第1条（保険金を支払う場合）の損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約（地震保険契約を除きます。）がある場合において、それぞれの保険契約について他の保険契約がないものとして算出した支払責任額の合計額が、別表に掲げる支払限度額を超えるときは、当社は、次の算式によって算出した額を第1条（保険金を支払う場合）の地震火災保険金として、支払います。

$$\text{別表に掲げる支払限度額} \times \frac{\text{この保険契約の支払責任額}}{\text{それぞれの保険契約の支払責任額の合計額}} = \text{第1条（保険金を支払う場合）の地震火災保険金の額}$$

(準用規定)

第6条 この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款および基本特約の規定を準用します。

別表（第5条（他の保険契約がある場合の保険金の支払額）関係）

保険金の種類	支払限度額
第1条（保険金を支払う場合）の地震火災保険金	それぞれの保険契約のおおのの保険の目的についての支払責任額の合計額が、1回の事故につき、保険の目的ごとに、当該保険の目的の再調達価額に50%を乗じて得た額を超えるとき。
	1回の事故につき、保険の目的ごとに、当該保険の目的の再調達価額に50%を乗じて得た額

12 建物時価払特約条項

(損害保険金の支払額)

第1条 当社は、この特約条項に従い、家庭保険基本特約条項(以下「基本特約」といいます。)第8条(損害保険金の支払額-建物の場合)の規定は、次のとおり読み替えて適用するものとします。

「(損害保険金の支払額-建物の場合)

第8条 保険の目的が建物である場合は、当社が第1条（保険金を支払う場合-損害保険金および水害保険金）第1項から第3項までの損害保険金および第6項の損害保険金として支払うべき損害の額は、保険の目的の保険価額（損害が生じた地および時における保険契約の目的の価額をいいます。以下同様とします。）によって定めます。

2 第1条（保険金を支払う場合-損害保険金および水害保険金）第6項の事故によって生じた損害については、当社は、前項の規定による損害の額から、1回の事故につき1構内ごとに、保険証券記載の免責金額を差し引いた残額を損害の額とみなします。

3 盗難によって損害が生じた場合において、盗取された保険の目的を回収することができたとき

は、そのために支出した必要な費用は、第1項の損害の額に含まれるものとします。ただし、その保険価額を限度とします。

- 4 保険金額が保険価額の80%に相当する額以上のときは、当社は、保険金額を限度とし、前3項の規定による損害の額を損害保険金として、支払います。
- 5 保険金額が保険価額の80%に相当する額より低いときは、当社は、保険金額を限度とし、次の算式によって算出した額を損害保険金として、支払います。

$$\text{第1項から第3項までの規定による損害の額} \times \frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額の80\%に相当する額}} = \text{損害保険金の額}$$

(水害保険金の支払額)

第2条 当社は、この特約条項に従い、基本特約第10条（水害保険金の支払額－建物および家財の場合）の規定は、次のとおり読み替えて適用するものとします。

〔(水害保険金の支払額－建物の場合)〕

第10条 保険の目的が建物である場合は、当社は、第1条（保険金を支払う場合－損害保険金および水害保険金）第5項第1号の水害保険金として支払うべき損害の額は、保険の目的の保険価額によって定めます。

- 2 保険の目的が建物である場合は、当社は、第1条（保険金を支払う場合－損害保険金および水害保険金）第5項第1号の水害保険金として、次の算式（保険金額が保険価額を超えるときは、算式の保険金額は、保険価額とします。）によって算出した額を支払います。

$$\text{保険金額} \times \frac{\text{前項の規定による損害の額}}{\text{保険価額}} = \text{水害保険金の額}$$

- 3 保険の目的が建物である場合は、当社は、第1条（保険金を支払う場合－損害保険金および水害保険金）第5項第2号の水害保険金として、次の算式（保険金額が保険価額を超えるときは、算式の保険金額は、保険価額とします。）によって算出した額を支払います。ただし、1回の事故につき、1構内ごとに300万円を限度とします。

$$\text{保険金額} \times \text{支払割合（15\%）} = \text{水害保険金の額}$$

- 4 保険の目的が建物である場合は、当社は、第1条（保険金を支払う場合－損害保険金および水害保険金）第5項第3号の水害保険金として、次の算式（保険金額が保険価額を超えるときは、算式の保険金額は、保険価額とします。）によって算出した額を支払います。ただし、1回の事故につき、1構内ごとに100万円を限度とします。

$$\text{保険金額} \times \text{支払割合（5\%）} = \text{水害保険金の額}$$

- 5 前2項の規定に基づいて、当社が支払うべき第1条（保険金を支払う場合－損害保険金および水害保険金）第5項第2号および第3号の水害保険金の合計額は、1回の事故につき、1構内ごとに300万円を限度とします。

(水害保険金の支払額－家財の場合)

第10条の2 保険の目的が家財である場合は、当社は、第1条（保険金を支払う場合－損害保険金および水害保険金）第5項第1号の水害保険金として支払うべき損害の額は、保険の目的の再調達価額によって定めます。

- 2 保険の目的が家財である場合は、当社は、第1条（保険金を支払う場合－損害保険金および水害保険金）第5項第1号の水害保険金として、前項の規定による損害の額または保険金額のいずれか低い額を支払います。
- 3 保険の目的が家財である場合は、当社は、第1条（保険金を支払う場合－損害保険金および水害保険金）第5項第2号の水害保険金として、次の算式（保険金額が保険の目的の再調達価額を超えるときは、算式の保険金額は、保険の目的の再調達価額とします。）によって算出した額を支払います。ただし、1回の事故につき、1構内ごとに300万円を限度とします。

$$\text{保険金額} \times \text{支払割合（15\%）} = \text{水害保険金の額}$$

- 4 保険の目的が家財である場合は、当社は、第1条（保険金を支払う場合－損害保険金および水害保険金）第5項第3号の水害保険金として、次の算式（保険金額が保険の目的の再調達価額

を超えるときは、算式の保険金額は、保険の目的の再調達価額とします。)によって算出した額を支払います。ただし、1回の事故につき、1構内ごとに100万円を限度とします。

保険金額×支払割合(5%)=水害保険金の額

- 5 前2項の規定に基づいて、当社が支払うべき第1条(保険金を支払う場合-損害保険金および水害保険金)第5項第2号および第3号の水害保険金の合計額は、1回の事故につき、1構内ごとに300万円を限度とします。 」
- 2 当社は、この特約条項に従い、基本特約第12条(他の保険契約がある場合の保険金の支払額)第3項第2号および第3号の規定は、次のとおり読み替えて適用するものとします。

「(2) 第1条第5項第2号の損害

それぞれの保険契約につき他の保険契約がないものとして算出した第1条第5項第2号の損害に対する支払責任額の合計額が、1回の事故につき、1構内ごとに300万円(他の保険契約に、この損害に対する限度額が300万円を超えるものがあるときは、これらの限度額のうち最も高い額)または保険の目的の再調達価額に15%(他の保険契約に、この損害に対する支払割合が15%を超えるものがあるときは、これらの支払割合のうち最も高い割合)を乗じて得た額のいずれか低い額(以下この号において「支払限度額」といいます。)を超えるときは、当社は、次の算式によって算出した額を同号の水害保険金として、支払います。この場合において、支払責任額の算出にあたっては、第10条(水害保険金の支払額-建物の場合)第3項および第10条2(水害保険金の支払額-家財の場合)第3項の規定を適用して算出した額とします。

$$\text{支払限度額} \times \frac{\text{この保険契約の支払責任額}}{\text{それぞれの保険契約の支払責任額の合計額}} = \frac{\text{第1条第5項第2号}}{\text{の水害保険金}}$$

(3) 第1条第5項第3号の損害

それぞれの保険契約につき他の保険契約がないものとして算出した第1条第5項第3号の損害に対する支払責任額の合計額が、1回の事故につき、1構内ごとに100万円(他の保険契約に、この損害に対する限度額が100万円を超えるものがあるときは、これらの限度額のうち最も高い額)または保険の目的の再調達価額に5%(他の保険契約に、この損害に対する支払割合が5%を超えるものがあるときは、これらの支払割合のうち最も高い割合)を乗じて得た額のいずれか低い額(以下この号において「支払限度額」といいます。)を超えるときは、当社は、次の算式によって算出した額を同項同第3号の水害保険金として、支払います。この場合において、支払責任額の算出にあたっては、第10条(水害保険金の支払額-建物の場合)第4項および第10条の2(水害保険金の支払額-家財の場合)第4項の規定を適用して算出した額とします。

$$\text{支払限度額} \times \frac{\text{この保険契約の支払責任額}}{\text{それぞれの保険契約の支払責任額の合計額}} = \frac{\text{第1条第5項第3号}}{\text{の水害保険金}}$$

- 3 当社は、この特約条項に従い、基本特約第12条(他の保険契約がある場合の保険金の支払額)第5項の規定は、次のとおり読み替えて適用するものとします。

「5 同一構内において、1回の事故につき、第1条(保険金を支払う場合-損害保険金および水害保険金)第5項第2号の損害と第3号の損害が生じた場合には、それぞれの保険契約につき第10条(水害保険金の支払額-建物の場合)第3項および第4項、第10条の2(水害保険金の支払額-家財の場合)第3項および第4項、本条第3項第2号、第3項第3号および第4項ならびにこれらと同旨の規定によって算出した支払責任額の合計額が、1回の事故につき、1構内ごとに300万円(他の保険契約に、1構内ごとの限度額が300万円を超えるものがあるときは、これらの1構内ごとの限度額のうち最も高い額)を超えるときは、当社は、次の算式によって算出した額を同条第5項第2号および第3号の水害保険金として支払います。

$$\text{300万円(他の保険契約に1構内ごとの限度額が300万円を超えるものがあるときはこれらの1構内ごとの限度額のうち最も高い額)} \times \frac{\text{この保険契約の支払責任額}}{\text{それぞれの保険契約の支払責任額の合計額}} = \frac{\text{第1条第5項第2号および第3号の水害保険金の額}}{\text{額}}$$

(読み替え規定)

- 第3条 この特約条項が付帯される場合は、基本特約第12条（他の保険契約がある場合の保険金の支払額）第2項、第4項および第6項の規定中、「保険の目的が第6条（保険の目的の範囲－家財の場合）第3項に掲げる物以外の場合において」とあるのは、「保険の目的が建物または第6条（保険の目的の範囲－家財の場合）第3項各号に掲げる物以外の場合において」と読み替えて適用します。
- 2 この特約条項が付帯される場合で、保険の目的が建物である場合は、基本特約において、「再調達価額」とあるのは「保険価額」と、「再調達価額（損害が生じた地および時における保険の目的と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額（保険の目的が第6条（保険の目的の範囲－家財の場合）第3項に掲げる物である場合には、損害が生じた地および時におけるその保険の目的の価額）をいいます。以下同様とします。）」とあるのは「保険価額（損害が生じた地および時における保険契約の目的の価額をいいます。以下同様とします。）」と読み替えるものとします。
- 3 この特約条項が付帯される場合は、基本特約第30条（読み替え規定）の規定は適用しません。

13 価額協定保険特約条項（家財時価用）

（保険の目的の評価）

- 第1条 この特約条項が付帯された保険契約においては、契約締結時に当会社と保険契約者または被保険者との間で、保険の目的の価額を評価し、その額（以下「評価額」といいます。）を保険証券に記載するものとします。
- 2 前項の保険契約とは、次の各号のいずれかの保険契約をいいます。
- (1) 新火災保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）に住宅火災保険基本特約（以下「住宅火災基本特約」といいます。）が付帯された保険契約（以下「新住宅火災保険契約」といいます。）
- (2) 普通約款に住宅総合保険基本特約条項（以下「住宅総合基本特約」といいます。）が付帯された保険契約（以下「新住宅総合保険契約」といいます。）
- 3 保険金額は、保険証券記載の評価額に保険証券記載の約定付保割合を乗じて得た額により定めるものとします。

（損害保険金の実損払）

- 第2条 当会社は、住宅火災基本特約第4条（保険金の支払額）第2項および第3項の規定または住宅総合基本特約第4条（損害保険金の支払額）第3項および第4項の規定にかかわらず、保険金額を限度とし、損害の額を損害保険金として、支払います。

（水害保険金の支払額）

- 第3条 この特約条項が新住宅総合保険契約に付帯された場合は、住宅総合基本特約第7条（水害保険金の支払額）第2項の規定にかかわらず、次の算式によって算出した額を水害保険金として、支払います。

$$\text{損害の額または保険金額} \times \text{縮小割合 (70\%)} = \text{水害保険金の額} \\ \text{のいずれか低い額}$$

（保険金を支払うべき損害の額）

- 第4条 建物が保険の目的である場合には、第2条（損害保険金の実損払）および前条の損害の額は、その損害が生じた地および時におけるその保険の目的の再調達価額によって定めます。
- 2 再調達価額とは、保険の目的と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額をいいます。

（全損の場合の特別費用保険金）

- 第5条 当会社は、保険の目的が全損である場合に限り、第2条（損害保険金の実損払）、前条および次条ならびに住宅火災基本特約第5条（他の保険契約がある場合の保険金の支払額）第1項または住宅総合基本特約第13条（他の保険契約がある場合の保険金の支払額）第1項の規定によって算出した損害保険金の10%に相当する額を特別費用保険金として、支払います。ただし、1回の事故につき、1構内ごとに200万円を限度とします。
- 2 前項の場合において、当会社は、同項の規定によって支払うべき特別費用保険金と他の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、特別費用保険金を支払います。
- 3 被保険者の所有する建物または家財について締結された再調達価額を基準として算出した損害の額に基づき保険金を支払う旨の約定のある他の保険契約がある場合において、それぞれの保険契約につき他の保険契約がないものとして算出した支払責任額の合計額が、1回の事故につき、1構内ごとに200万円（他の保険契約に、限度額が200万円を超えるものがあるときは、これらの限度額のうち最

も高い額)を超えるときは、当会社は、次の算式によって算出した額を特別費用保険金として、支払います。

$$200\text{万円 (他の保険契約に、限度額が} \\ 200\text{万円を超えるものがあるときは)} \times \frac{\text{この保険契約の支払責任額}}{\text{それぞれの保険契約の支払} \\ \text{責任額の合計額}} = \text{特別費用保険金の額}$$

(再調達価額を基準として算出した損害の額に基づき保険金を支払う旨の約定のない他の保険契約がある場合の保険金の支払額)

第6条 建物が保険の目的である場合、その保険の目的について再調達価額を基準として算出した損害の額に基づき保険金を支払う旨の約定のない他の保険契約（住宅火災基本特約または住宅総合基本特約第1条（保険金を支払う場合）の損害を補償する共済契約を含みます。以下同様とします。）があるときには、当会社は、住宅火災基本特約第5条（他の保険契約がある場合の保険金の支払額）第1項または住宅総合基本特約第13条（他の保険契約がある場合の保険金の支払額）第1項もしくは第2項第1号の規定にかかわらず、次の算式によって算出した額を損害保険金または水害保険金として、支払います。ただし、他の保険契約がないものとして算出した支払責任額を限度とします。

(1)損害保険金

$$\left[\begin{array}{l} \text{第4条（保険金を支払うべき} \\ \text{損害の額）の規定によって支} \\ \text{払われるべき損害の額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{他の保険契約によって支払われ} \\ \text{べき損害保険金または水害保} \\ \text{険金の額} \end{array} \right] = \text{損害保険金または} \\ \text{水害保険金の額}$$

(2)水害保険金

$$\left[\begin{array}{l} \text{第4条（保険金を支払うべき} \\ \text{損害の額）の規定によって支払} \\ \text{われるべき損害の額に70\%（他の} \\ \text{保険契約に、縮小割合が70\%を} \\ \text{超えるものがあるときは、これ} \\ \text{らの縮小割合のうち最も高い割} \\ \text{合）を乗じて得た額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{他の保険契約によっ} \\ \text{て支払われるべき水} \\ \text{害保険金の額} \end{array} \right] = \text{水害保険金の額}$$

(通知義務)

第7条 保険契約締結の後、次の各号のいずれかに該当する事実が発生し、それによって保険の目的の価額が増加または減少した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に申し出なければなりません。

(1) 保険の目的である建物の増築、改築または一部取りこわし

(2) この特約条項が付帯された保険契約において担保しない事故による保険の目的の一部減失

2 前項の場合、当会社と保険契約者または被保険者との間で、保険の目的の価額を再評価し、保険金額を変更するものとします。

3 第1項の規定による手続を怠った場合において、その事実が発生した時から前項の手続が完了するまでの間に生じた損害については、第2条（損害保険金の実損払）、第3条（水害保険金の支払額）および第5条（全損の場合の特別費用保険金）の規定は適用しません。ただし、保険の目的の価額が減少した場合は、この限りではありません。

4 第2項の規定による手続がなされた場合には、当会社は、普通約款第9条（保険料の返還または請求－告知・通知事項の承認の場合）第2項第1号または第2号の規定に従い計算した保険料を返還または請求します。

(告知義務)

第8条 第1条（保険の目的の評価）または前条第2項に規定する評価または再評価の際、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、当会社が評価または再評価のために必要と認め照会した事項について、知っている事実を告げなかったときまたは不実のことを告げたときは、当会社は、保険証券記載の保険契約者の住所（普通約款第4条（通知義務）第7項の規定による通知があった場合はその住所または通知先をいいます。）にあてた書面による通知をもって、この特約を解除することができます。

2 前項の規定による解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

- 3 第1項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には適用しません。
 - (1) 当会社が評価または再評価の際、第1項に規定する告げなかった事実もしくは告げた不実のことを知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合
 - (2) 保険契約者または被保険者が、住宅火災基本特約または住宅総合基本特約第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害が発生する前に、評価または再評価のために当会社が必要と認め照会した事項についての更正を申し出た場合
 - (3) 当会社が第1項に規定する告げなかった事実または告げた不実のことを知った日からその日を含めてこの特約を解除しないで30日を経過した場合
- 4 前項第2号の規定による申出を受けた場合には、当会社は、変更前の保険金額と変更後の保険金額との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
- 5 損害が発生した後に第1項の規定による解除が行われた場合でも、その損害については、第2条（損害保険金の実損払）から第5条（全損の場合の特別費用保険金）までの規定および第9条（準用規定）の規定は適用しません。この場合において、既に第2条から第5条までの規定および第9条の規定を適用して保険金を支払っていたときは、当会社は、第2条から第5条までの規定および第9条の規定がないものとして算出した保険金との差額の返還を請求することができます。この規定は、第2項の規定とはかかわりありません。

（準用規定）

第9条 この特約条項に定めのない事項については、普通約款および住宅火災基本特約または住宅総合基本特約の規定を準用します。この場合において、建物が保険の目的である場合には、普通約款および住宅火災基本特約または住宅総合基本特約の規定中「保険契約の目的の価額」または「保険価額」とあるのを「保険の目的の再調達価額」と読み替えるものとします。

追加条項

（他に長期保険契約がある場合の取扱い）

- 1 保険の目的について、価額協定保険特約条項（以下「特約条項」といいます。）を付帯しない他の保険契約（保険期間が1年を超える保険契約に限り、以下「他の長期保険契約」といいます。）がある場合には、特約条項第1条（保険の目的の評価）第2項の規定にかかわらず、保険金額を保険証券記載の評価額から他の長期保険契約の保険金額を差し引いた額により定めることができます。
- 2 前項の規定により保険金額を定めた場合には、保険契約締結の後、特約条項第7条（通知義務）第2項の規定により保険金額を変更するときにも、前項と同様の方法によるものとします。
- 3 前2項の規定により保険金額を定めた場合において、損害発生するとき保険金額が保険証券記載の評価額（特約条項第7条（通知義務）の規定によって再評価した場合には、その再評価額）から他の長期保険契約の保険金額を差し引いた額に満たない場合には、その損害については、特約条項第2条（損害保険金の実損払）、第3条（水害保険金の支払額）および第5条（全損の場合の特別費用保険金）の規定は適用しません。
- 4 第1項または第2項の規定により保険金額を定めた場合において、損害発生するとき他の長期保険契約により保険金が支払われない場合には、その損害については、特約条項第2条（損害保険金の実損払）、第3条（水害保険金の支払額）および第5条（全損の場合の特別費用保険金）の規定は適用しません。

14 価額協定保険特約条項（家財新価用）

（保険の目的の評価）

- 第1条 この特約条項が付帯された保険契約においては、契約締結時に当会社と保険契約者または被保険者との間で、保険の目的の価額を評価し、その額（以下「評価額」といいます。）を保険証券に記載するものとします。
- 2 前項の保険契約とは、次の各号のいずれかの保険契約をいいます。
 - (1) 新火災保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）に住宅火災保険基本特約（以下「住宅火災基本特約」といいます。）が付帯された保険契約（以下「新住宅火災保険契約」といいます。）
 - (2) 普通約款に住宅総合基本特約条項（以下「住宅総合基本特約」といいます。）が付帯された保険契約（以下「新住宅総合保険契約」といいます。）
- 3 保険金額は、保険証券記載の評価額に保険証券記載の約定付割合を乗じて得た額により定めるものとします。

（損害保険金の実損払）

第2条 当社は、住宅火災基本特約第4条（保険金の支払額）第2項および第3項の規定または住宅総合基本特約第4条（損害保険金の支払額）第3項および第4項の規定にかかわらず、保険金額を限度とし、損害の額を損害保険金として、支払います。

（水害保険金の支払額）

第3条 この特約条項が新住宅総合保険契約に付帯された場合は、住宅総合基本特約第7条（水害保険金の支払額）第2項の規定にかかわらず、次の算式によって算出した額を水害保険金として、支払います。

$$\text{損害の額または保険金額のいずれか低い額} \times \text{縮小割合（70\%）} = \text{水害保険金の額}$$

（保険金を支払うべき損害の額）

第4条 保険の目的が明記物件（住宅火災基本特約第3条（保険の目的の範囲）第1項または住宅総合基本特約第3条（保険の目的の範囲）第3項に掲げる物をいいます。以下同様とします。）以外のものである場合には、第2条（損害保険金の実損払）および前条の損害の額は、その損害が生じた地および時におけるその保険の目的の再調達価額によって定めます。

2 保険の目的が明記物件以外のものである場合において、この特約条項が新住宅総合保険契約に付帯されたときは、住宅総合基本特約第1条（保険金を支払う場合）第6項の持ち出し家財保険金として当社が支払うべき損害の額は、住宅総合基本特約第6条（持ち出し家財保険金の支払額）第1項の規定にかかわらず、その損害が生じた地および時における持ち出し家財の再調達価額によって定めます。

3 再調達価額とは、次の各号に定める額をいいます。

- (1) 建物については、保険の目的と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額
- (2) 家財については、保険の目的または持ち出し家財と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに要する額

（全損の場合の特別費用保険金）

第5条 当社は、保険の目的が全損である場合に限り、第2条（損害保険金の実損払）、前条および次条ならびに住宅火災基本特約第5条（他の保険契約がある場合の保険金の支払額）第1項または住宅総合基本特約第13条（他の保険契約がある場合の保険金の支払額）第1項の規定によって算出した損害保険金の10%に相当する額を特別費用保険金として、支払います。ただし、1回の事故につき、1構内ごとに200万円を限度とします。

2 前項の場合において、当社は、同項の規定によって支払うべき特別費用保険金と他の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、特別費用保険金を支払います。

3 被保険者の所有する建物または家財について締結された再調達価額を基準として算出した損害の額に基づき保険金を支払う旨の約定のある他の保険契約がある場合において、それぞれの保険契約につき他の保険契約がないものとして算出した支払責任額の合計額が、1回の事故につき、1構内ごとに200万円（他の保険契約に、限度額が200万円を超えるものがあるときは、これらの限度額のうち最も高い額）を超えるときは、当社は、次の算式によって算出した額を特別費用保険金として、支払います。

$$\frac{\text{200万円（他の保険契約に、限度額が200万円をこえるものがあるときはこれ）} \times \text{この保険契約の支払責任額}}{\text{それぞれの保険契約の支払責任額の合計額}} = \text{特別費用保険金の額}$$

（再調達価額を基準として算出した損害の額に基づき保険金を支払う旨の約定のない他の保険契約がある場合の保険金の支払額）

第6条 保険の目的が明記物件以外のものである場合において、その保険の目的について再調達価額を基準として算出した損害の額に基づき保険金を支払う旨の約定のない他の保険契約（火災共済契約を含みます。以下同様とします。）があるときには、当社は、住宅火災基本特約第5条（他の保険契約がある場合の保険金の支払額）第1項、または住宅総合基本特約第13条（他の保険契約がある場合の保険金の支払額）第1項もしくは第2項第1号の規定にかかわらず、次の算式によって算出した額を損害保険金、持ち出し家財保険金または水害保険金として、支払います。ただし、他の保険契約がないものとして算出した支払責任額を限度とします。

(1)損害保険金

$$\left[\begin{array}{l} \text{第4条(保険金を支払うべき損害の額)} \\ \text{の規定によって支払われるべき損害の} \\ \text{額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{他の保険契約によって支払} \\ \text{われるべき損害保険金の額} \end{array} \right] = \text{損害保険金の額}$$

(2)持ち出し家財保険金

$$\left[\begin{array}{l} \text{1回の事故につき、100万円} \\ \text{(他の保険契約に、限度額} \\ \text{が100万円を超えるもの} \\ \text{があるときは、これらの限度} \\ \text{額のうち最も高い額) また} \\ \text{は第4条(保険金を支払う} \\ \text{べき損害の額)の規定に} \\ \text{よって支払われるべき損} \\ \text{害の額のいずれか低い額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{他の保険契約によっ} \\ \text{て支払われるべき持} \\ \text{ち出し家財保険金の} \\ \text{額} \end{array} \right] = \text{持ち出し家財保険金の額}$$

(3)水害保険金

$$\left[\begin{array}{l} \text{第4条(保険金を支払うべき損} \\ \text{害の額)の規定によって支払} \\ \text{われるべき損害の額に70\% (他の} \\ \text{保険契約に、縮小割合が70\%を} \\ \text{超えるものがあるときは、これ} \\ \text{らの縮小割合のうち最も高い割} \\ \text{合)を乗じて得た額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{他の保険契約によっ} \\ \text{て支払われるべき水} \\ \text{害保険金の額} \end{array} \right] = \text{水害保険金の額}$$

(通知義務)

第7条 保険契約締結の後、次の各号のいずれかに該当する事実が発生し、それによって保険の目的の価額が増加または減少した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に申し出なければなりません。

- (1) 保険の目的である建物の増築、改築または一部取りこわし
- (2) この特約条項が付帯された保険契約において担保しない事故による保険の目的の一部減失
- 2 前項の場合、当会社と保険契約者または被保険者との間で、保険の目的の価額を再評価し、保険金額を変更するものとします。
- 3 第1項の規定による手続を怠った場合において、その事実が発生した時から前項の規定による手続が完了するまでの間に生じた損害については、第2条(損害保険金の実損払)、第3条(水害保険金の支払額)および第5条(全損の場合の特別費用保険金)の規定は適用しません。ただし、保険の目的の価額が減少した場合は、この限りではありません。
- 4 第2項の規定による手続がなされた場合には、当会社は、普通約款第9条(保険料の返還または請求-告知・通知事項の承認の場合)第2項第1号または第2号の規定に従い計算した保険料を返還または請求します。

(告知義務)

第8条 第1条(保険の目的の評価)または前条第2項に規定する評価または再評価の際、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、当会社が評価または再評価のために必要と認め照会した事項について、知っている事実を告げなかったときまたは不実のことを告げたときは、当会社は、保険証券記載の保険契約者の住所(普通約款第4条(通知義務)第7項の規定による通知があった場合はその住所または通知先をいいます。)にあてた書面による通知をもって、この特約を解除することができます。

- 2 前項の規定による解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。
- 3 第1項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には適用しません。
 - (1) 当会社が評価または再評価の際、第1項に規定する告げなかった事実もしくは告げた不実のことを知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合
 - (2) 保険契約者または被保険者が、住宅火災基本特約または住宅総合基本特約第1条(保険金を支払う場合)の事故による損害が発生する前に、評価または再評価のために当会社が必要と認め照会し

た事項についての更正を申し出た場合

- (3) 当社が第1項に規定する告げなかった事実または告げた不実のことを知った日からその日を含めてこの特約を解除しないで30日を経過した場合
- 4 前項第2号の規定による申出を受けた場合には、当社は、変更前の保険金額と変更後の保険金額との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
- 5 損害が発生した後に第1項の規定による解除が行われた場合でも、その損害については、第2条（損害保険金の実損払）から第5条（全損の場合の特別費用保険金）までの規定および第9条（準用規定）の規定は適用しません。この場合において、既に第2条から第5条までの規定および第9条の規定を適用して保険金を支払っていたときは、当社は、第2条から第5条までの規定および第9条の規定がないものとして算出した保険金との差額の返還を請求することができます。この規定は、第2項の規定とはかかわりありません。

（準用規定）

第9条 この特約条項に定めのない事項については、普通約款および住宅火災基本特約または住宅総合基本特約の規定を準用します。この場合において、保険の目的が明記物件以外のものであるときは、普通約款および住宅火災基本特約または住宅総合基本特約の規定中「保険契約の目的の価額」または「保険価額」とあるのを「保険の目的の再調達価額」と、「持ち出し家財の価額」とあるのを「持ち出し家財の再調達価額」と読み替えるものとします。

追加条項

（他に長期保険契約がある場合の取扱い）

- 1 保険の目的について、価額協定保険特約条項（以下「特約条項」といいます。）を付帯しない他の保険契約（保険期間が1年を超える保険契約に限ります。以下「他の長期保険契約」といいます。）がある場合には、特約条項第1条（保険の目的の評価）第2項の規定にかかわらず、保険金額を保険証券記載の評価額から他の長期保険契約の保険金額を差し引いた額により定めることができます。
- 2 前項の規定により保険金額を定めた場合には、保険契約締結の後、特約条項第7条（通知義務）第2項の規定により保険金額を変更するときにも、前項と同様の方法によるものとします。
- 3 前2項の規定により保険金額を定めた場合において、損害発生するとき保険金額が保険証券記載の評価額（特約条項第7条（通知義務）の規定によって再評価した場合には、その再評価額）から他の長期保険契約の保険金額を差し引いた額に満たない場合には、その損害については、特約条項第2条（損害保険金の実損払）、第3条（水害保険金の支払額）および第5条（全損の場合の特別費用保険金）の規定は適用しません。
- 4 第1項または第2項の規定により保険金額を定めた場合において、損害発生するとき他の長期保険契約により保険金が支払われない場合には、その損害については、特約条項第2条（損害保険金の実損払）、第3条（水害保険金の支払額）および第5条（全損の場合の特別費用保険金）の規定は適用しません。

15 個人用新価保険特約条項

保険始期が平成20年12月1日以降の契約に付帯可能
（中途付帯は、平成21年4月1日以降可能）

（用語の定義）

第1条 この特約条項において、次に掲げる用語は、それぞれ次の定義に従うものとします。

	用語	定義
(1)	再調達価額	保険の目的と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額をいいます。
(2)	時価額	再調達価額から使用による消耗および経過年数に応じた減価額を控除した額をいいます。
(3)	減価割合	再調達価額から時価額を控除した額を再調達価額で除した割合をいいます。

（この特約条項が適用される範囲）

第2条 この特約条項は、保険の目的が建物（この特約条項が団地保険普通保険約款に付帯された場合は、住宅をいいます。）であって、その減価割合が50%以下であるものに適用されます。

(損害保険金を支払うべき損害の額)

第3条 この特約により当会社が損害保険金として支払うべき損害の額は、その損害が生じた地および時におけるこの特約の保険の目的の再調達価額によって定めます。

(損害保険金の限度)

第4条 当会社が支払うべき損害保険金の額は、損害を受けたこの特約の保険の目的の再調達価額を超えないものとします。

(この特約条項を付帯しない保険契約がある場合の損害保険金の支払額)

第5条 この特約の保険の目的について、この特約条項と同種の特約条項を付帯しない他の保険契約(普通保険約款第1条(保険金を支払う場合)の損害を補償する火災共済契約を含みます。以下同様とします。)がある場合においては、当会社は、次の各号によって、損害保険金を支払います。

- (1) 第3条(損害保険金を支払うべき損害の額)の規定による損害の額から他の保険契約によって支払われるべき損害保険金の額を差し引いた額を支払います。
- (2) 前号の額は、第3条の損害の額、第4条(損害保険金の限度)の損害保険金の限度額または他の保険契約がないものとして算出した損害保険金の支払額のうち最も低い額を限度とします。

(準用規定)

第6条 この特約条項に定めのない事項については、この特約条項が付帯された普通保険約款(この特約条項が付帯された新火災保険普通保険約款に基づく保険契約においては、基本特約条項とあわせて普通保険約款といいます。以下同様とします。)の規定を準用します。この場合において、普通保険約款の規定中「保険契約の目的の価額」または「保険価額」とあるのを「保険の目的の再調達価額」と読み替えるものとします。

16 新価保険特約条項

(この特約条項が適用される範囲)

第1条 この特約条項は、減価割合が50%以下である建物に適用されます。

(損害保険金を支払うべき損害の額)

第2条 この特約により当会社が損害保険金として支払うべき損害の額は、その損害が生じた地および時におけるこの特約の保険の目的の再調達価額によって定めます。

2 「再調達価額」とは、保険の目的と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額をいいます。

(減価物件に対する保険金額の制限)

第3条 この特約締結の時または締結の時以後において、この特約の保険の目的に一定割合を超える減価が生じている場合においては、その保険金額は、再調達価額に所定の係数を乗じて得た額の範囲内において定めるものとします。

2 前項の一定割合および所定の係数は、別表のとおりとします。

(復旧義務)

第4条 被保険者は、この特約の保険の目的に損害が生じた日からその日を含めて2年の期間内に、その保険の目的と同一用途のものを、同一構内において修理または再築もしくは再取得(以下「復旧」といいます。)しなければなりません。ただし、法令による規制その他やむを得ない事情がある場合には、あらかじめ当会社の承認をえて、復旧の期間、復旧される物の用途または復旧の場所につき、これを変更することができます。

(復旧の通知)

第5条 保険契約者または被保険者は、前条に定める復旧をしたときは、遅滞なく、書面をもってその旨を当会社に通知しなければなりません。

(損害保険金の限度)

第6条 当会社が支払うべき損害保険金の額は、損害を受けたこの特約の保険の目的を復旧するために実際に要した額を超えないものとします。

(保険金の支払時期)

第7条 当会社は、保険契約者または被保険者が第5条(復旧の通知)の復旧の通知をした日からその日を含めて30日以内に、損害保険金を支払います。

2 当会社が前項の期間内に必要な調査を終えることができないときは、これを終了後、遅滞なく、損害保険金を支払います。

3 当会社は、被保険者の要求がある場合は、第1項の規定にかかわらず、この特約がないものとして算出した損害保険金の額(以下「時価支払額」といいます。)を内払します。

- 4 当社は、被保険者が復旧する意思のないことを当社に申し出たときはその日からその日を含めて30日以内に、申し出なかったときは復旧の期間が経過した日からその日を含めて30日以内に、損害保険金を支払います。

(この特約条項を付帯しない保険契約がある場合の損害保険金の支払額)

第8条 この特約の保険の目的について、この特約条項と同種の特約条項を付帯しない他の保険契約(火災共済契約を含みます。以下同様とします。)がある場合においては、当社は、次の各号によって、損害保険金を支払います。

- (1) 他の保険契約によって支払われるべき損害保険金の額が、この特約がないものとして算出した損害額(以下「時価損害額」といいます。)に不足する額を限度として、損害保険金を内払します。
- (2) 第5条(復旧の通知)の復旧の通知を受けた後においては、他の保険契約がないものとして算出した損害保険金の支払額から前号の内払の額を差し引いた残額を支払います。
- (3) 前号の残額は、第2条(損害保険金を支払うべき損害の額)の損害の額、第3条(減価物件に対する保険金額の制限)の保険金額の制限額または第6条(損害保険金の限度)の損害保険金の限度額のうち最も低い額と時価損害額との差額を限度とします。

(復旧を行わなかった場合等における損害保険金の支払額)

第9条 当社は、次の各号の場合においては、時価支払額によって損害保険金を支払います。

- (1) 復旧をするために実際に要した額が時価支払額より低い場合
- (2) 再調達価額により算出した損害保険金の額が時価支払額より低い場合
- (3) 第4条(復旧義務)に定める復旧を行わなかった場合または復旧の意思のないことを書面をもって当社に申し出た場合

- 2 前項の場合において、この特約の保険の目的について、この特約条項と同種の特約条項を付帯しない他の保険契約がある場合においては、当社は、前条第1号の規定を準用して、損害保険金を支払います。

(準用規定)

第10条 この特約条項に定めのない事項については、新火災保険普通保険約款および基本特約条項の規定を準用します。この場合において、新火災保険普通保険約款および基本特約条項の規定中「保険契約の目的の価額」または「保険価額」とあるのを「保険の目的の再調達価額」と読み替えるものとします。

別表(第3条(減価物件に対する保険金額の制限)第2項関係)

減価割合	係数
30%をこえ40%以下の場合	90%
40%をこえ50%以下の場合	80%

(注) 上表の減価割合および係数は、すべて再調達価額を基準(100%)とした場合の百分率(%)です。

17 付保割合条件付実損払特約条項

- 1 当社は、この特約条項に従い、次の各号の規定にかかわらず、保険金額を限度とし、次項に規定する額を損害保険金として、支払います。

- (1) この特約条項が、新火災保険普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)に住宅火災保険基本特約条項(以下「住宅火災基本特約」といいます。)を付帯した保険契約(以下「新住宅火災保険契約」といいます。)に付帯された場合

住宅火災基本特約第4条(保険金の支払額)第2項および第3項

- (2) この特約条項が、普通約款に住宅総合保険基本特約条項(以下「住宅総合基本特約」といいます。)を付帯した保険契約(以下「新住宅総合保険契約」といいます。)に付帯された場合

住宅総合基本特約第4条(保険金の支払額)第3項および第4項

- 2 前項の損害保険金は、次の各号の額とします。

- (1) この特約条項が、新住宅火災保険契約に付帯された場合

イ 保険金額が損害が生じた地および時における保険契約の目的の価額(以下「保険価額」といいます。)に保険証券記載の付保割合(以下「付保割合」といいます。)を乗じて得た額以上のときは、住宅火災基本特約第4条(保険金の支払額)第1項の規定による損害の額

ロ 保険金額が保険価額に付保割合を乗じて得た額より低いときは、次の算式によって算出した額

$$\text{住宅火災基本特約第4条第1項の規定による損害の額} \times \frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額} \times \text{付保割合}} = \text{損害保険金の額}$$

(2) この特約条項が、新住宅総合保険契約に付帯された場合

イ 保険金額が保険価額に付保割合を乗じて得た額以上のときは、住宅総合基本特約第4条（保険金の支払額）第1項および第2項の規定による損害の額

ロ 保険金額が保険価額に付保割合を乗じて得た額より低いときは、次の算式によって算出した額

$$\text{住宅総合基本特約第4条第1項および第2項の規定による損害の額} \times \frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額} \times \text{付保割合}} = \text{損害保険金の額}$$

18 保険金額調整等に関する追加特約条項（家庭保険基本特約用）

（保険金額の調整）

第1条 当社は、建築費または物価の変動等により、この保険契約の保険金額を調整する必要がある場合は、保険契約者への通知を行うことにより、保険金額を妥当な金額に調整し、相当する保険料を返還または請求することができます。

（保険金額の調整にともなう保険料の払込みを怠った場合の取扱い）

第2条 当社が、前条の規定にもつき当会社の定めるところにより保険契約者に保険料を請求したにもかかわらず、保険契約者がその払込みを怠った場合、当社は、追加保険料領収前に保険の目的である建物に生じた損害保険金または水害保険金を支払うべき事故については、新火災保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）および家庭保険基本特約条項（以下「基本特約」といいます。）の規定にかかわらず、保険金額の調整が行われなかったものとして、次の各号に従い保険金を支払います。

(1) 損害保険金を支払うべき事故の場合

次の算式によって算出した額とします。

$$\text{基本特約第8条（損害保険金の支払額－建物の場合）第1項から第3項までの規定による損害の額} \times \frac{\text{保険金額}}{\text{再調達価額の80\%に相当する額}} = \text{損害保険金の額}$$

(2) 水害保険金を支払うべき事故の場合

基本特約第1条（保険金を支払う場合－損害保険金および水害保険金）第5項第1号の事故の場合に限り、次の算式によって算出した額とします。

$$\text{基本特約第10条（水害保険金の支払額－建物および家財の場合）第1項の規定による損害の額} \times \frac{\text{保険金額}}{\text{保険の目的の再調達価額}} = \text{水害保険金の額}$$

（準用規定）

第3条 この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しない限り、普通約款およびこれに付帯された基本特約の規定を準用します。

19 保険金額調整等に関する追加特約条項（価額協定保険特約用）

（保険金額の調整）

第1条 当社は、保険の目的である建物またはそれに収容される家財について建築費または物価の変動等により、建物の保険金額を調整する必要がある場合は、保険契約者への通知を行うことにより、保険金額を妥当な金額に調整し、相当する保険料を返還または請求することができます。

2 保険金額は、保険の目的の再調達価額に保険証券記載の約定付保割合を乗じて得た額に変更するものとします。

3 前項にかかわらず、この保険契約に付帯されている価額協定保険特約条項に追加条項（他に長期保険契約がある場合の取扱い）（以下「追加条項」といいます。）が付帯されている場合には、保険金額は、調整された評価額から追加条項第1項に規定する他の長期保険契約の保険金額を差し引いた額に変更するものとします。

（保険金額の調整にともなう保険料の払込みを怠った場合の取扱い）

第2条 当社が、前条の規定に基づき当社の定めるところにより保険契約者に保険料を請求したにもかかわらず、保険契約者がその払込みを怠った場合は、追加保険料領収前に生じた住宅火災保険基本特約条項第1条（保険金を支払う場合）第1項および第2項の事故ならびに住宅総合保険基本特約条項第1条（保険金を支払う場合）第1項から第4項までの事故および同条第7項第1号の事故については、新火災保険普通保険約款、住宅火災保険基本特約条項または住宅総合保険基本特約条項、およびこれらに付帯される価額協定保険特約条項（以下「価額協定特約」といいます。）の規定にかかわらず、保険金額の調整が行われなかったものとして、次の算式によって算出した額を損害保険金または水害保険金として支払います。

- (1) 住宅火災保険基本特約条項第1条第1項および第2項の事故ならびに住宅総合保険基本特約条項第1条第1項から第4項までの事故の場合

$$\frac{\text{住宅火災保険基本特約条項第4条（保険金の支払額）、住宅総合保険基本特約条項第4条（損害保険金の支払額）第2項および価額協定特約第4条（保険金を支払うべき損害の額）の規定による損害の額}}{\text{再調達価額の80％に相当する額}} \times \text{保険金額} = \text{損害保険金の額}$$

- (2) 住宅総合保険基本特約条項1条第7項第1号の事故の場合

$$\text{保険金額} \times \frac{\text{価額協定特約第4条（保険金を支払うべき損害の額）の規定による損害の額}}{\text{再調達価額}} \times \text{縮小割合（70％）} = \text{水害保険金の額}$$

（準用規定）

第3条 この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しない限り、新火災保険普通保険約款およびこれに付帯された基本特約条項の規定を準用します。

20 類焼損害担保特約条項

（用語の定義）

第1条 この特約条項において、次に掲げる用語は、それぞれ次の定義に従うものとします。

- (1) 普通約款等
新火災保険普通保険約款およびこれに付帯される基本特約条項をいいます。
- (2) 主契約
普通約款等に基づく保険契約をいいます。
- (3) 主契約建物
主契約の保険の目的である建物をいいます。
- (4) 主契約家財
主契約の保険の目的である家財をいいます。
- (5) 主契約被保険者
主契約の物保険の被保険者をいいます。
- (6) 類焼補償被保険者
類焼補償対象物の所有者をいいます。ただし、2人以上の類焼補償対象物の所有者が同居の親族の関係に該当する場合はそれらの世帯主を、また、類焼補償対象物が区分所有建物の共用部分である場合は管理組合または管理組合法人を、類焼補償被保険者とみなして、第4条（類焼損害保険金の支払額）から第7条（複数の類焼補償被保険者がある場合の保険金の支払額）までの規定を適用します。
- (7) 類焼補償対象物
イ 「類焼補償対象物」とは、居住の用に供する建物（畳・建具その他の従物、電気・ガス・暖房・冷房設備その他の付属設備および門・へい・かき・物置・車庫その他の付属建物を含みます。以下、本号および次号において、同様とします。）であって、その全部または一部で世帯が現実に生活を営んでいるものまたはこれに収容される家財をいいます。
ロ イの規定にかかわらず、次に掲げる建物またはこれに収容される家財は、類焼補償対象物に含まれます。
（イ） 常時、居住の用に供しうる状態にある別荘（営業用の貸別荘を除きます。）
（ロ） 常時、居住の用に供しうる状態にある空家（建売業者等が所有する売却用の空家を除きま

す。)

ハ イおよびロの規定にかかわらず、次に掲げる建物は、類焼補償対象物に含まれません。

(イ) 主契約建物

(ロ) 主契約家財を収容する保険証券記載の建物

(ハ) 主契約被保険者または主契約被保険者と生計を共にする同居の親族の所有する建物（区分所有建物の共用部分の主契約被保険者以外の者または主契約被保険者と生計を共にする同居の親族以外の者の共有持分を除きます。）

(ニ) 建築中または取り壊し中の建物（損害が発生したときに、世帯が現実生活に営んでいたものを除きます。）

(ホ) 国もしくは地方公共団体またはこれらに類する法人の所有する建物（区分所有建物の共用部分のこれらの者以外の者の共有持分を除きます。）

ニ イおよびロの規定にかかわらず、次に掲げる家財は、類焼補償対象物に含まれません。

(イ) 主契約家財

(ロ) 主契約建物に収容される家財

(ハ) 主契約被保険者または主契約被保険者と生計を共にする同居の親族の所有、使用または管理する家財

(ニ) 家財を収容する建物内で現実生活を行っている者以外の者が所有権を有する当該家財

(ホ) 自動車（自動三輪車または自動二輪車を含み、原動機付自転車を除きます。）

(ヘ) 通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手その他これらに類する物

(ト) 貴金属、宝玉、宝石、書画、骨とう、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの

(チ) 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物

(リ) 動物、植物

(ス) 商品、見本品、事業用什器・備品・機械装置・道具その他事業を営むために使用されるもの

(8) 類焼補償対象物の再調達価額

類焼補償対象物が建物の場合は、類焼補償対象物と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額、類焼補償対象物が家財の場合は、類焼補償対象物と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに要する額をいいます。

(保険金を支払う場合)

第2条 当社は、第1号の事故（以下「事故」といいます。）によって生じた第2号の損害（以下「損害」といいます。）に対して、普通約款等およびこの特約条項に従い、類焼損害保険金を支払います。

(1) 事故

主契約建物もしくはこれに収容される家財または主契約家財もしくはこれを収容する保険証券記載の建物から発生した火災、破裂または爆発。ただし、主契約における第三者（主契約が他人のためにする保険契約の場合の保険契約者を含み、主契約被保険者と生計を共にする同居の親族を除きます。）の所有物で主契約被保険者以外の者が占有する部分（区分所有建物の共用部分を含みます。）から発生した火災、破裂または爆発による場合を除きます。なお、本号の規定における主契約建物に収容される家財または主契約家財を収容する保険証券記載の建物は、普通約款等に定める保険の目的の範囲の規定を準用します。

(2) 損害

類焼補償対象物の滅失、き損または汚損（消防または避難に必要な処置によって生じた損害を含みます。）。ただし、煙損害または臭気付着の損害を除きます。

(保険金を支払わない場合)

第3条 当社は、次の各号のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、類焼損害保険金を支払いません。

(1) 保険契約者、主契約被保険者または主契約被保険者と生計を共にする同居の親族またはこれらの者の法定代理人（保険契約者または主契約被保険者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）の故意

(2) 類焼補償被保険者またはその法定代理人（類焼補償被保険者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）の故意、重大な過失または法令違反。ただし、類焼損害保険金を支払わないのは、その類焼補償被保険者が被った損害に限ります。

(3) 類焼補償被保険者でない者が類焼損害保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者またはその者の法定代理人（その者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業

務を執行するその他の機関)の故意、重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。

- 2 当社は、次の各号のいずれかに該当する事由によって生じた損害（これらの事由によって発生した事故が延焼または拡大して生じた損害、および発生原因のいかんを問わず事故がこれらの事由によって延焼または拡大して生じた損害を含みます。）に対しては、類焼損害保険金を支払いません。
 - (1) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）
 - (2) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - (3) 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

(類焼損害保険金の支払額)

第4条 当社が類焼損害保険金として支払うべき損害の額は、類焼補償対象物の再調達価額によって定めます。

- 2 当社は、1億円（当社が類焼損害保険金を支払ったときは、1億円からその類焼損害保険金の額を控除した残額を損害が生じた時以後の保険証券記載の保険期間（以下「保険期間」といいます。）に対する支払限度額とします。以下「支払限度額」といいます。）を限度として前項の規定による損害の額を類焼損害保険金として支払います。

- 3 保険期間が1年を超える保険契約においては、当社は、契約年度ごとに前項の規定を適用します。

(他の保険契約がある場合の保険金の支払額—その1)

第5条 当社が類焼損害保険金を支払うべき損害が発生した場合において、損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約（類焼補償対象物の全部または一部を保険の目的とし、類焼補償被保険者または類焼補償対象物の所有者の全部または一部を被保険者とする保険契約をいいます。以下同様とします。）があるときは、当社は、支払限度額を限度に、前条第1項の規定によって算出した損害の額から他の保険契約の保険金の支払責任額（事故が発生したことによって生ずる費用に対する保険金を除きます。以下同様とします。）の合計額を控除した残額を類焼損害保険金として支払います。

(他の保険契約がある場合の保険金の支払額—その2)

第6条 前条の規定にかかわらず、当社が類焼損害保険金を支払うべき損害が発生した場合において、損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約があり、それらの中に前条と同様の保険金支払額の算出方法に関する規定（以下「他保険優先支払条項」といいます。）を有する保険契約があるとき、または損害に対して類焼損害保険金を支払うべき他の保険契約があるときで、かつ、他保険優先支払条項を有する他の保険契約（類焼損害保険金を支払うべき他の保険契約を含みます。以下同様とします。）の支払責任額と前条の規定によって算出した支払責任額の合計額が、同条の規定によって算出した支払責任額を超える場合は、支払限度額を限度に、次の算式によって算出した額を類焼損害保険金として、支払います。

他保険優先支払条項を有する他の保険契約がないものとして前条の規定によって算出した支払責任額	他保険優先支払条項を有する他の保険契約がないものとして前条の規定によって算出した支払責任額	その類焼補償被保険者に対する類焼損害保険金の額
\times		
他保険優先支払条項を有する保険契約につき、それぞれ他保険優先支払条項を有する他の保険契約がないものとして算出した支払責任額の合計額		=

(複数の類焼補償被保険者がある場合の保険金の支払額)

第7条 1回の事故において複数の類焼補償被保険者がある場合は、当社は、それぞれの類焼補償被保険者に対して、支払限度額を類焼補償被保険者数で除した額を限度に、前3条の規定によって算出した支払責任額を類焼損害保険金として支払います。

- 2 前項の規定によって算出したそれぞれの類焼補償被保険者に対する類焼損害保険金の合計額が支払限度額に満たない場合で、かつ、前項の規定によって算出した類焼損害保険金の額が前3条の規定によって算出した支払責任額に満たない類焼補償被保険者（以下「追加支払対象被保険者」といいます。）があるときは、その追加支払対象被保険者に対して、次の算式によって算出した類焼損害保険金を追加して支払います。ただし、いかなる場合も当社の支払うべき類焼損害保険金の額は、前3条の規定による支払責任額を超えることはありません。

〔支払限度額－それぞれの類焼補償被保険者に対する前項の規定によって算出した類焼損害保険金の合計額〕

$$\frac{\begin{array}{l} \text{それぞれの追加支払対象被保険者} \\ \text{に対する前3条の規定によって算} \\ \text{出した支払責任額} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{それぞれの追加支払対象} \\ \text{被保険者に対する前項の} \\ \text{規定によって算出した類} \\ \text{焼損害保険金の額} \end{array}} \times \frac{\begin{array}{l} \text{それぞれの追加支払対象被保険者} \\ \text{に対する前3条の規定によって算} \\ \text{出した支払責任額の合計額} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{それぞれの追加支払対象} \\ \text{被保険者に対する前項の} \\ \text{規定によって算出した類} \\ \text{焼損害保険金の合計額} \end{array}} = \begin{array}{l} \text{その追加支払対象} \\ \text{被保険者に対して} \\ \text{追加して支払う類} \\ \text{焼損害保険金の額} \end{array}$$

3 当会社は、前2項の規定にしたがって類焼損害保険金の額を算定することになる場合において、その額について当会社と類焼補償被保険者との間で意見が一致しないときは、当会社の費用により、それぞれの類焼補償被保険者の同意を得て、民事調停法（昭和26年法律第222号）に基づく調停の手続を行うことができます。

(告知義務)

第8条 この特約締結の際、保険契約者またはその代理人が、故意または重大な過失によって、保険契約申込書の記載事項について、当会社に知っている事実を告げなかったときまたは不実のことを告げたときは、当会社は、保険証券記載の保険契約者の住所（この特約条項が付帯された新火災保険普通保険約款第4条（通知義務）第7項の規定による通知があった場合はその住所または通知先をいいます。）にあてた書面による通知をもって、この特約を解除することができます。

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には適用しません。

- (1) 前項に規定する告げなかった事実または告げた不実のことがなくなった場合
- (2) 当会社がこの特約締結の際、前項の告げなかった事実もしくは告げた不実のことを知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合
- (3) 保険契約者または主契約被保険者が、事故による損害が発生する前に保険契約申込書の記載事項についての更正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、更正の申出を受けた場合において、この特約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社がこの特約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。
- (4) 当会社が前項に規定する告げなかった事実または告げた不実のことを知った日からこの特約を解除しないでその日を含めて30日を経過した場合

3 第1項に規定する告げなかった事実または告げた不実のことが、当会社が行う危険測定に関係のないものであった場合には、同項の規定を適用しません。ただし、主契約の保険の目的と同一の構内に所在する主契約被保険者所有の建物または家財について締結された類焼損害保険金を支払うべき他の保険契約または特約に関する事項については、この限りではありません。

4 損害が発生した後に第1項の規定による解除が行われた場合でも、当会社は、類焼損害保険金を支払いません。この場合において、既に類焼損害保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。この規定は、普通約款等における保険契約解除の効力に関する規定とはかわりありません。

5 前項の規定は、損害が第1項に規定する告げなかった事実または告げた不実のことに基づかないことを保険契約者、主契約被保険者または類焼補償被保険者が証明したときは、適用しません。

(保険料の返還または請求－告知事項の承認の場合)

第9条 前条第2項第3号の承認をする場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。

(保険料の返還－この特約の無効の場合)

第10条 この特約が無効の場合において、保険契約者または主契約被保険者に故意または重大な過失があったときは、当会社は、既に払い込まれたこの特約の保険料を返還しません。

2 この特約が無効の場合において、保険契約者および主契約被保険者に故意または重大な過失がなかったときは、当会社は、既に払い込まれたこの特約の保険料の全額を返還します。

3 保険期間が1年を超えるこの特約の無効の場合には、当会社がこれを知った日の属する契約年度に対するこの特約の保険料については、前2項の規定によることとし、その後の年度に対するこの特約の保険料については、当会社は、その全額を返還します。

(保険料の返還－この特約の解除の場合)

第11条 第8条（告知義務）第1項の規定により、当社がこの特約を解除したときは、当社は、既に払い込まれたこの特約の保険料を返還しません。

2 保険期間が1年を超えるこの特約の解除の場合には、その解除のあった日の属する契約年度に対するこの特約の保険料については、前項の規定によることとし、その後の年度に対するこの特約の保険料については、当社は、その全額を返還します。

（損害発生の場合の手続）

第12条 保険契約者または主契約被保険者は、類焼補償対象物について損害が生じたことを知ったときは、これを当社に遅滞なく通知しなければなりません。

2 保険契約者または主契約被保険者は、類焼補償対象物について損害が生じたことを知ったときは、類焼補償被保険者に対し、この保険契約の内容（第7項に定める通知締切日に関する取扱いを含みます。）を遅滞なく通知するものとします。

3 類焼補償被保険者は、類焼補償対象物について損害が生じたことを知ったときは、これを当社に通知するものとします。

4 類焼補償対象物について損害が生じたときは、保険契約者、主契約被保険者または類焼補償被保険者は、類焼損害保険金の支払を目的とした類焼補償対象物にかかる損害および類焼補償対象物にかかる損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約（または類焼損害保険金を支払うべき他の保険契約）の内容の調査について協力しなければなりません。

5 保険契約者または類焼補償被保険者は、損害見積書に当社の要求するその他の書類を添えて、損害の発生を通知した日からその日を含めて30日以内に当社に提出しなければなりません。

6 保険契約者、主契約被保険者または類焼補償被保険者が、正当な理由がなく前各項の規定に違反したときまたは前項に規定する提出書類につき知っている事実を表示しなかったときもしくは不実の表示をしたときは、当社は、類焼損害保険金を支払いません。

7 当社が類焼損害保険金を支払うべき損害は、次の各号に定める日（以下「通知締切日」といいます。）までに、類焼補償被保険者から当社に対してその発生が通知されたものに限ります。ただし、通知締切日は事故の日の翌日から起算して2年を超えないものとします。

(1) 類焼補償被保険者から当社に対して損害の発生がはじめて通知された日からその日を含めて60日

(2) 前号の場合において、同号に定める日までに、類焼補償被保険者から当社に対して複数の損害の発生が通知された場合には、類焼補償被保険者から当社に対して損害の発生が最も遅く通知された日からその日を含めて60日。ただし、当該事故が発生した日以後に新たな事故が発生していない場合に限ります。

（損害防止義務および損害防止費用）

第13条 保険契約者、主契約被保険者または類焼補償被保険者は、事故が生じたときは、損害の防止または軽減に努めなければなりません。

2 前項の場合において、保険契約者、主契約被保険者または類焼補償被保険者が、損害の防止または軽減のために必要または有益な費用を支出した場合において、第3条（保険金を支払わない場合）に掲げる事由に該当しないときは、当社は、次の各号に掲げる費用に限り、これを負担します。

(1) 消火活動のために費消した消火薬剤等の再取得費用

(2) 消火活動のために緊急に投入された人員または器材にかかわる費用（人身事故に関する費用、損害賠償に要する費用または謝礼に属するものを除きます。）

3 類焼補償被保険者が故意または重大な過失によって第1項に規定する義務を履行しなかったときは、当社は、損害の額から防止または軽減することができたと認められる額を差し引いた残額を損害の額とみなします。

4 第5条（他の保険契約がある場合の保険金の支払額—その1）および第6条（他の保険契約がある場合の保険金の支払額—その2）の規定は、第2項に規定する負担金を算出する場合にこれを準用します。この場合において、第5条の規定中「前条第1項の規定によって算出した損害の額」とあるのは「第13条（損害防止義務および損害防止費用）第2項によって当社が負担する費用の額」と読み替えるものとします。

5 第2項の場合において、当社は、同項の負担金と類焼損害保険金との合計額が支払限度額を超えるときでも、負担します。

（残存物の帰属）

第14条 当社が類焼損害保険金を支払ったときでも、類焼補償対象物の残存物の所有権は、当社がこれを取得する旨の意思を表示しないかぎり、当社に移転しません。

(評価人および裁定人)

- 第15条 類焼補償対象物の再調達価額または損害の額について、当会社と保険契約者、類焼補償被保険者または類焼損害保険金を受け取るべき者との間で争いが生じたときは、その争いは当事者双方が書面によって選定する各1名ずつの評価人の判断に任せます。この場合において、評価人の間で意見が一致しないときは、双方の評価人が選定する1名の裁定人がこれを裁定するものとします。
- 2 当事者は、自己の選定した評価人の費用（報酬を含みます。）を各自負担し、その他の費用（裁定人に対する報酬を含みます。）については、半額ずつこれを負担するものとします。

(代位)

- 第16条 当会社は、類焼損害保険金を支払ったときは、その支払った類焼損害保険金の額を限度として、かつ、類焼補償被保険者の権利を害さない範囲内で、類焼補償被保険者がその損害につきこの特約条項における第三者に対して有する権利を代位取得します。
- 2 類焼補償被保険者は、当会社が取得する前項の権利の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

(代位求償権不行使)

- 第17条 前条の規定により類焼補償被保険者が保険契約者、主契約被保険者または主契約被保険者と生計を共にする同居の親族に対して有する権利を当会社が取得したときは、当会社は、これを行使しないものとします。

(保険金の支払時期)

- 第18条 当会社は、通知締切日までに通知を受けたすべての損害のうち、保険契約者または類焼補償被保険者が第12条（損害発生の場合の手続）第5項の規定による手続を最も遅く終了した日からその日を含めて30日以内に類焼損害保険金を支払います。ただし、当会社がこの期間内に必要な調査を終えることができないときは、これを終えた後、遅滞なく、類焼損害保険金を支払います。

(火災共済契約の取扱い)

- 第19条 第5条（他の保険契約がある場合の保険金の支払額－その1）または第6条（他の保険契約がある場合の保険金の支払額－その2）の規定の適用については、火災共済契約を火災保険契約とみなします。

(借戸室等における場合の読替規定)

- 第20条 主契約建物が借用に供される戸室（以下「借戸室」といいます。）を有している場合または主契約建物が借用に供される一戸建（以下「借戸一戸建」といいます。）である場合には、この特約条項の規定は、次のとおり読み替えるものとします。

- (1) 第1条（用語の定義）第7号二(ロ)の規定中「主契約建物が収容される家財」とあるのは「主契約建物が収容される家財。ただし、主契約建物が借戸室を有している場合には、借戸室またはこれに収容される家財から事故が発生したときにおける当該借戸室に収容される家財に限ります。」
- (2) 第2条（保険金を支払う場合）第1号の規定中「主契約における第三者（主契約が他人のためにする保険契約の場合の保険契約者を含み、主契約被保険者と生計を共にする同居の親族を除きます。）」とあるのは「主契約における第三者（主契約が他人のためにする保険契約の場合の保険契約者を含み、主契約被保険者と生計を共にする同居の親族ならびに主契約被保険者の許諾を得て主契約建物の借戸室または借戸一戸建である主契約建物に居住する者（保険契約者、主契約被保険者および主契約被保険者と生計を共にする同居の親族を除きます。）を除きます。）」

(準用規定)

- 第21条 この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款等の規定を準用します。

21 類焼傷害担保特約条項

(この特約の適用条件)

- 第1条 この特約は、この保険契約に類焼傷害担保特約条項（以下「類焼傷害特約」といいます。）が付帯されており、かつ、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

(保険金を支払う場合)

- 第2条 当会社は、類焼傷害特約第2条（保険金を支払う場合）第1号に定める事故（以下「事故」といいます。）により同特約第1条（用語の定義）第7号に定める類焼補償対象物が同特約第2条第2号に定める損害を受けた場合において、類焼傷害被保険者が、その事故によって被った傷害（以下「傷

害」といいます。)に対して、新火災保険普通保険約款およびこれに付帯される基本特約条項(以下「普通約款等」といいます。)、類焼損害特約ならびにこの特約条項に従い、類焼傷害保険金(死亡保険金、後遺障害保険金または重傷保険金をいいます。以下同様とします。)を支払います。

- 2 前項の傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取したときに急激に生ずる中毒症状(継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。)を含みます。ただし、細菌性食物中毒は含みません。

(用語の定義)

第3条 この特約条項において、次に掲げる用語は、それぞれ次の定義に従うものとします。

(1) 類焼傷害被保険者

イ 類焼損害特約第1条(用語の定義)第6号で定める類焼補償被保険者またはその親族もしくは使用人(類焼補償被保険者が法人であるときは、その理事、取締役もしくはその他の機関にある者またはその従業員をいいます。)をいいます。ただし、主契約被保険者またはその親族もしくは使用人(主契約被保険者が法人であるときは、その理事、取締役もしくはその他の機関にある者またはその従業員をいいます。)を除きます。

ロ イにおける類焼補償被保険者とその親族との続柄および類焼補償被保険者とその使用人との関係は、傷害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

ハ 類焼傷害被保険者が、類焼傷害被保険者としての権利を取得し、義務を負担するのは、事故によって傷害を被った場合に限りです。

(2) 主契約被保険者

類焼損害特約第1条第2号で定める普通約款等に基づく保険契約(以下「主契約」といいます。)における保険証券記載の保険の目的の所有者をいいます。

(保険金を支払わない場合)

第4条 当会社は、次の各号のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、類焼傷害保険金を支払いません。

(1) 保険契約者、主契約被保険者、主契約被保険者と生計を共にする同居の親族またはこれらの者の法定代理人(保険契約者または主契約被保険者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関)の故意

(2) 類焼傷害被保険者またはその法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、類焼傷害保険金を支払わないのは、その類焼傷害被保険者が被った傷害に限りです。

(3) 類焼傷害保険金を受け取るべき者の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。

- 2 当会社は、次の各号のいずれかに該当する事由によって生じた傷害(これらの事由によって発生した事故が延焼または拡大して生じた傷害、および発生原因のいかんを問わず事故がこれらの事由によって延焼または拡大して生じた傷害を含みます。)に対しては、類焼傷害保険金を支払いません。

(1) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。)

(2) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

(3) 核燃料物質(使用済燃料を含みます。以下同様とします。)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

(死亡保険金の支払)

第5条 当会社は、類焼傷害被保険者が傷害を被り、その直接の結果として、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡したときは、類焼傷害被保険者1名ごとに類焼損害特約第4条(類焼損害保険金の支払額)第2項に定める支払限度額(以下「類焼損害支払限度額」といいます。)に30%を乗じて得た額を死亡保険金として、類焼傷害被保険者の法定相続人に支払います。ただし、1回の事故につき、1名ごとに1,000万円を限度とします。

- 2 法定相続人が2名以上であるときは、当会社は、法定相続分の割合により死亡保険金を法定相続人に支払います。

(後遺障害保険金の支払)

第6条 当会社は、類焼傷害被保険者が傷害を被り、その直接の結果として、事故の日からその日を含めて180日以内に次の各号のいずれかに該当する後遺障害(ただし、類焼傷害被保険者が事故の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、当会社が事故の日からその日

を含めて181日目における医師（類焼傷害被保険者が医師である場合は、類焼傷害被保険者以外の医師をいいます。以下同様とします。）の診断に基づき次の各号のいずれかに該当する後遺障害を認定したときを含みます。以下同様とします。）が生じたときは、類焼傷害被保険者1名ごとに類焼損害支払限度額に30%を乗じて得た額を後遺障害保険金として、その類焼傷害被保険者に支払います。ただし、1回の事故につき、1名ごとに1,000万円を限度とします。

- (1) 両眼が失明したとき。
- (2) 咀嚼および言語の機能を廃したとき。
- (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するとき。
- (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するとき。
- (5) 両上肢をひじ関節以上で失ったとき。
- (6) 両上肢の用を全廃したとき。
- (7) 両下肢をひざ関節以上で失ったとき。
- (8) 両下肢の用を全廃したとき。

(重傷保険金の支払)

第7条 当社は、類焼傷害被保険者が傷害を被り、その直接の結果として、事故の日からその日を含めて180日以内に重傷（14日以上の入院または30日以上医師の治療を要した傷害をいい、原因のいかんを問わず、頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛で他覚症状のないものを除きます。以下同様とします。）が生じたときは、類焼傷害被保険者1名ごとに類焼損害支払限度額に2%を乗じて得た額を重傷保険金として、その類焼傷害被保険者に支払います。ただし、1回の事故につき、1名ごとに1,000万円を限度とします。

(当社の責任限度額)

第8条 当社がこの特約に基づき支払う類焼傷害保険金の額は、1回の事故につき、5千万円（以下「類焼傷害支払限度額」といいます。）をもって限度とします。ただし、保険証券記載の保険期間が1年を超える保険契約においては契約年度ごとに類焼傷害支払限度額をもって限度とします。

(複数の類焼傷害被保険者がある場合の保険金の支払方法)

第9条 当社は、同一の事故により複数の類焼傷害被保険者が傷害を被り、それぞれの類焼傷害被保険者について他の類焼傷害被保険者がいないものとして算出した支払責任額の合計額が類焼傷害支払限度額を超える場合は、類焼傷害支払限度額にそれぞれの支払責任額の前記合計額に対する割合を乗じた額をそれぞれの類焼傷害被保険者に支払います。

2 当社は、1回の事故による複数の類焼傷害被保険者に対する支払責任額の合計額が類焼傷害支払限度額を超えることで前項の規定にしたがって類焼傷害保険金の額を算定することになる場合において、その額について当社と類焼傷害被保険者との間で意見が一致しないときは、当社の費用により、それぞれの類焼傷害被保険者の同意を得て、民事調停法（昭和26年法律第222号）に基づく調停の手続を行います。

(告知義務)

第10条 この特約締結の際、保険契約者または主契約被保険者またはこれらの者の代理人が、故意または重大な過失によって、保険契約申込書の記載事項について、当社に知っている事実を告げなかったときまたは不実のことを告げたときは、当社は、保険証券記載の保険契約者の住所（第13条（保険契約者の住所変更に関する通知義務）の規定による通知があった場合はその住所または通知先をいいます。以下同様とします。）にあてた書面による通知をもって、この特約を解除することができます。

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には適用しません。

- (1) 前項に規定する告げなかった事実または告げた不実のことがなくなった場合
- (2) 当社がこの特約締結の際、前項に規定する告げなかった事実もしくは告げた不実のことを知っていた場合、または過失によってこれを知らなかった場合
- (3) 保険契約者または主契約被保険者が、傷害が発生する前に書面をもって更正を当社に申し出て、当社がこれを承認した場合。なお、更正の申出を受けた場合において、保険契約締結の際に当社に告げられていたとしても、当社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。
- (4) 当社が前項に規定する告げなかった事実または告げた不実のことを知った日からこの特約を解除しないでその日を含めて30日を経過した場合

- 3 第1項に規定する告げなかった事実または告げた不実のことが、当会社が行う危険測定に関係のないものであった場合には、同項の規定は適用しません。ただし、主契約の保険の目的と同一の構内に所在する主契約被保険者所有の建物または家財について締結された類焼傷害保険金を支払うべき他の保険契約または特約（以下「重複して適用される保険契約」といいます。）に関する事項については、この限りではありません。
- 4 傷害が発生した後に第1項の規定による解除が行われた場合でも、当会社は、類焼傷害保険金を支払いません。この場合において、既に類焼傷害保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。この規定は、普通約款等の保険契約解除の効力に関する規定とはかかわりありません。

(保険料の返還または請求—告知事項承認の場合)

第11条 前条第1項の規定により当社がこの特約を解除したときは、当会社は、既に払い込まれた保険料は返還しません。

- 2 前条第2項第3号の規定による承認をする場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。

(重複して適用される保険契約に関する通知義務)

第12条 この特約締結の後、保険契約者または主契約被保険者は、重複して適用される保険契約を締結するときはあらかじめ、重複して適用される保険契約があることを知ったときは、遅滞なく、書面をもってその旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。

(保険契約者の住所変更に関する通知義務)

第13条 保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更したときは、保険契約者またはその代理人は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

- 2 保険契約者またはその代理人が前項の規定による通知をしなかったときは、当会社の知った最終の住所または通知先に送付した通知は、通常到達するために要する期間を経過した時に保険契約者に到達したものとみなします。

(この特約の無効)

第14条 この特約締結の際、次の各号に掲げる事実のいずれかがあったときは、この特約は無効とします。

- (1) この特約に関し、保険契約者または主契約被保険者（これらの者の代理人を含みます。次号において同様とします。）に詐欺の行為があったとき。
- (2) 保険契約者または主契約被保険者が既に事故またはその原因が発生していたことを知っていたとき。

(保険料の返還—この特約の無効の場合)

第15条 この特約が無効の場合において、保険契約者または主契約被保険者（これらの者の代理人を含みます。次項において同様とします。）に故意または重大な過失があったときは、当会社は、既に払い込まれた保険料は返還しません。

- 2 この特約が無効の場合において、保険契約者または主契約被保険者に故意および重大な過失がなかったときは、当会社は、既に払い込まれた保険料について、その全額を返還します。

(この特約の解除)

第16条 当会社は、第12条（重複して適用される保険契約に関する通知義務）に規定する重複して適用される保険契約の事実があることを知ったときは、その事実について承認請求書を受領したと否とを問わず、書面により保険証券記載の保険契約者の住所（第13条（保険契約者の住所変更に関する通知義務）第1項の規定による通知があった場合はその住所または通知先をいいます。次項において同様とします。）にあてた書面による通知をもって、この特約を解除することができます。

- 2 前項のほか、当会社は、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当したときは、解除する日の30日前までに書面により保険証券記載の保険契約者の住所にあてた書面による通知をもって、この特約を解除することができます。
- (1) 保険契約者、主契約被保険者、類焼傷害被保険者または類焼傷害保険金を受け取るべき者（保険契約者または主契約被保険者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）が類焼傷害保険金を詐取する目的または他人に類焼傷害保険金を詐取させる目的で事故を生じさせたこと（未遂を含みます。）が判明した場合
 - (2) 類焼傷害保険金の請求に関し、保険契約者、主契約被保険者、類焼傷害被保険者または類焼傷害保険金を受け取るべき者（これらの者の代理人を含みます。）に詐欺の行為があったことが判明し

た場合

(3) 前2号のほか、当社がこの特約を解除する相当の理由があると認めた場合

- 3 第1項の規定による解除をした場合には、第12条(重複して適用される保険契約に関する通知義務)に規定する重複保険契約の事実が発生した時以後に生じた事故による傷害に対しては、当社は類焼傷害保険金を支払いません。この場合において、既に類焼傷害保険金を支払っていたときは、普通約款等の保険契約解除の効力に関する規定にかかわらず、当社は、その返還を請求することができます。
- 4 第1項の規定に基づく当社の解除権は、当社がその事実のあることを知った日からその日を含めて30日以内に行使しなければ消滅します。

(保険料の返還—この特約の解除の場合)

第17条 前条第1項または第2項の規定により当社がこの特約を解除したときは、当社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。ただし、既経過期間中に当社が類焼傷害保険金を支払うべき傷害が生じていたときは、既に払い込まれた保険料は返還しません。

(傷害発生の場合の手続)

第18条 保険契約者または主契約被保険者(これらの者の代理人を含みます。次項、第4項、第6項および第7項において同様とします。)は、傷害が生じたことを知ったときは、傷害の発生の事実およびその程度を当社に遅滞なく通知しなければなりません。

- 2 保険契約者または主契約被保険者は、類焼傷害被保険者について傷害が生じたことを知ったときは、類焼傷害被保険者または類焼傷害保険金を受け取るべき者(これらの者の代理人を含みます。次項から第7項までにおいて同様とします。)に対し、この保険契約の内容(第7項に定める通知締切日に関する取扱いを含みます。)を遅滞なく通知するものとします。
- 3 類焼傷害被保険者または類焼傷害保険金を受け取るべき者は、傷害が生じたことを知ったときは、これを当社に通知するものとします。
- 4 傷害が生じたときは、保険契約者、主契約被保険者、類焼傷害被保険者または類焼傷害保険金を受け取るべき者は、類焼傷害保険金の支払を目的とした類焼傷害被保険者にかかる傷害の調査について協力しなければなりません。
- 5 類焼傷害被保険者または類焼傷害保険金を受け取るべき者が、類焼傷害保険金の支払を受けようとするときは傷害状況報告書のほか、死亡の場合には死亡診断書および戸籍謄本、死亡以外の場合には傷害の程度を証明する医師の診断書、その他当社の要求する証明書類を添えて、傷害の発生を通知した日からその日を含めて30日以内に当社に提出しなければなりません。
- 6 保険契約者、主契約被保険者、類焼傷害被保険者または類焼傷害保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく前各項の規定に違反したときまたは提出書類につき知っている事実を表示しなかったときもしくは不実の表示をしたときは、当社は、類焼傷害保険金を支払いません。
- 7 当社が類焼傷害保険金を支払うべき傷害は、次の各号に定める日(以下「通知締切日」といいます。)までに、類焼傷害被保険者から当社に対してその発生が通知されたものに限り、ただし、通知締切日は事故の日の翌日から2年を超えないものとします。

(1) 類焼傷害被保険者から当社に対して傷害の発生がはじめて通知された日からその日を含めて60日目

(2) 前号の場合において、同号に定める日までに、類焼傷害被保険者から当社に対して複数の傷害の発生が通知された場合には、類焼傷害被保険者から当社に対して傷害の発生が最も遅く通知された日からその日を含めて60日目。ただし、当該事故が発生した日以後に新たな事故が発生していない場合に限り、

- 8 当社に傷害の発生の通知が初めて行われた日が事故の日からその日を含めて180日を経過した日以後であるときは、第6条(後遺障害保険金の支払)の後遺障害は当社の指定する日における医師の診断に基づき認定するものとします。

(当社の指定する医師が作成した診断書等の要求)

第19条 当社は、前条第5項の規定による手続がなされた場合で、当社が必要と認めたときは、当社の指定する医師が作成した類焼傷害被保険者の身体診断書または死体検案書の提出を求めることができます。

- 2 前項の診断のために要した費用(収入の喪失を含みません。)は、当社が負担します。
- 3 第1項の規定による当社の求めに対し、正当な理由がなくこれに応じなかったときは、当社は、類焼傷害保険金を支払いません。

(保険金の支払時期)

第20条 当社は、通知締切日までに通知を受けたすべての傷害のうち、類焼傷害被保険者または類焼傷害保険金を受け取るべき者（これらの者の代理人を含みます。）が第18条（傷害発生の場合の手続）第5項の規定による手続を最も遅く終了した日からその日を含めて30日以内に類焼傷害保険金を支払います。ただし、当社がこの期間内に必要な調査を終えることができないときは、これを終了した後、遅滞なく、類焼傷害保険金を支払います。

（代位）

第21条 当社が類焼傷害保険金を支払った場合でも、類焼傷害被保険者またはその相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当社に移転しません。

（準用規定）

第22条 この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款等および類焼損害特約の規定を準用します。

22 構内構築物修復費用担保特約条項（家庭保険基本特約用）

（保険金を支払う場合）

第1条 当社は、この特約条項に従い、家庭保険基本特約条項（以下「基本特約」といいます。）第1条（保険金を支払う場合－損害保険金および水害保険金）第1項、第3項または第6項の事故によって構内構築物（保険証券記載の建物と同一構内にある外灯その他これらに類する屋外設備・装置（門、へいもしくはかきまたは物置、車庫その他の付属建物を除きます。）または庭木（保険証券記載の建物と同一構内にある庭木をいい、かき、鉢植および草花等を除きます。以下同様とします。）をいいます。以下同様とします。）が損害（基本特約第3条（保険金を支払わない場合）第2項もしくは第3項、または新火災保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第2条（保険金を支払わない場合）に掲げる事由による損害を除きます。以下同様とします。）を受け、これを修復したときは、構内構築物を修復するために必要な費用（基本特約第1条第6項の事故の場合は、構内構築物を修復するために必要な費用から5千円を差し引いた額とします。以下「構内構築物修復費用」といいます。）に対して、構内構築物修復費用保険金を支払います。

2 当社は、この特約条項に従い、基本特約第1条（保険金を支払う場合－損害保険金および水害保険金）第2項の事故によって構内構築物が損害を受け、その損害の額が同項の額以上となった場合で、これを修復したときは、構内構築物修復費用に対して、構内構築物修復費用保険金を支払います。この場合において、損害の額の認定は、構内ごとに構内構築物および基本特約の保険の目的のすべてについて、一括して行うものとします。

3 当社は、この特約条項に従い、基本特約第1条（保険金を支払う場合－損害保険金および水害保険金）第5項の事故によって構内構築物が地盤面より45cmを超える浸水を被った結果損害を受け、これを修復したときは、構内構築物修復費用に対して、構内構築物修復費用保険金を支払います。

4 構内構築物が庭木である場合は、庭木が枯死（枯れ枝が樹冠部の3分の2以上になった場合および通直な主幹を持つ樹木については樹高の3分の1以上の主幹が枯れた場合をいいます。）した場合のみ、前3項の損害が発生したものとします。

（基本特約の損害額の認定）

第2条 この特約条項が付帯された場合は、基本特約第1条（保険金を支払う場合－損害保険金および水害保険金）第2項の損害の額の認定は、構内ごとに基本特約の保険の目的および構内構築物のすべてについて、一括して行うものとします。

（保険金の支払額）

第3条 当社が第1条（保険金を支払う場合）の保険金として支払う額は、1回の事故につき300万円を限度とします。

2 前項の場合において、当社は、同項の規定によって支払うべき構内構築物修復費用保険金と、この特約条項が付帯された保険契約で支払われる他の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、構内構築物修復費用保険金を支払います。

（他の保険契約がある場合の保険金の支払額）

第4条 第1条（保険金を支払う場合）の費用に対して保険金を支払うべき他の保険契約（この保険契約において、同条の費用に対して保険金が支払われるべき場合は、被保険者の所有する建物または動産で、この保険契約の保険の目的以外のものについて締結された保険契約であっても、これを含みます。）がある場合において、それぞれの保険契約につき他の保険契約がないものとして算出した支払責任額の合計額が、構内構築物修復費用の額を超えるときは、当社は、次の算式によって算出した額を構内構築物修復費用保険金として支払います。ただし、前条の額を限度とします。

$$\text{構内構築物修復費用の額} \times \frac{\text{この保険契約の支払責任額}}{\text{それぞれの保険契約の支払責任額の合計額}} = \text{第1条の保険金の額}$$

(準用規定)

第5条 この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款および基本特約の規定を準用します。

23 構内構築物修復費用担保特約条項（住宅総合保険基本特約用）

(保険金を支払う場合)

- 第1条 当会社は、この特約条項に従い、住宅総合保険基本特約条項（以下「基本特約」といいます。）
- 第1条（保険金を支払う場合）第1項、第3項または第4項の事故によって構内構築物（保険証券記載の建物と同一構内にある外灯その他これらに類する屋外設備・装置（門、へいもしくはかきまたは物置、車庫その他の付属建物を除きます。）または庭木（保険証券記載の建物と同一構内にある庭木をいい、かき、鉢植および草花等を除きます。以下同様とします。）をいいます。以下同様とします。）が損害（基本特約第2条（保険金を支払わない場合）第2項または新火災保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第2条（保険金を支払わない場合）に掲げる事由による損害を除きます。以下同様とします。）を受け、これを修復したときは、構内構築物を修復するために必要な費用（以下「構内構築物修復費用」といいます。）に対して、構内構築物修復費用保険金を支払います。
- 2 当会社は、この特約条項に従い、基本特約第1条（保険金を支払う場合）第2項の事故によって構内構築物が損害を受け、その損害の額が同項の額以上となった場合で、これを修復したときは、構内構築物修復費用に対して、構内構築物修復費用保険金を支払います。この場合において、損害の額の認定は、構内ごとに構内構築物および基本特約の保険の目的のすべてについて、一括して行うものとします。
- 3 当会社は、この特約条項に従い、基本特約第1条（保険金を支払う場合）第7項の事故によって構内構築物が地盤面より45cmを超える浸水を被った結果損害を受け、これを修復したときは、構内構築物修復費用に対して、構内構築物修復費用保険金を支払います。
- 4 構内構築物が庭木である場合は、庭木が枯死（枯れ枝が樹冠部の3分の2以上になった場合および通直な主幹を持つ樹木については樹高の3分の1以上の主幹が枯れた場合をいいます。）した場合のみ、前3項の損害が発生したものとします。

(基本特約の損害額の認定)

第2条 この特約条項が付帯された場合は、基本特約第1条（保険金を支払う場合）第2項の損害の額の認定は、構内ごとに基本特約の保険の目的および構内構築物のすべてについて、一括して行うものとします。

(保険金の支払額)

- 第3条 当会社が第1条（保険金を支払う場合）の保険金として支払う額は、1回の事故につき300万円を限度とします。
- 2 前項の場合において、当会社は、同項の規定によって支払うべき構内構築物修復費用保険金と、この特約条項が付帯された保険契約で支払われる他の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、構内構築物修復費用保険金を支払います。

(他の保険契約がある場合の保険金の支払額)

第4条 第1条（保険金を支払う場合）の費用に対して保険金を支払うべき他の保険契約（この保険契約において、同条の費用に対して保険金が支払われるべき場合は、被保険者の所有する建物または動産で、この保険契約の保険の目的以外のものについて締結された保険契約であっても、これを含みます。）がある場合において、それぞれの保険契約につき他の保険契約がないものとして算出した支払責任額の合計額が、構内構築物修復費用の額を超えるときは、当会社は、次の算式によって算出した額を構内構築物修復費用保険金として支払います。ただし、前条の額を限度とします。

$$\text{構内構築物修復費用の額} \times \frac{\text{この保険契約の支払責任額}}{\text{それぞれの保険契約の支払責任額の合計額}} = \text{第1条の保険金の額}$$

(準用規定)

第5条 この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款および基本特約の規定を準用します。

24 防犯装置設置費用担保特約条項

(保険金を支払う場合)

第1条 当社は、この特約条項に従い、被保険者が、保険の目的である保険証券記載の建物または保険の目的である家財を収容する保険証券記載の建物（以下「建物」といいます。）において、保険証券記載の保険期間（以下「保険期間」といいます。）中に犯罪行為（不法侵入を伴った形跡が明らかなるもので、保険契約者または被保険者が当該犯罪行為をなされたことを知った後、直ちに所轄警察署にその旨を届け出たものに限ります。以下同様とします。）が発生したことの直接の結果として、保険の目的である建物の改造を行った場合に被保険者が負担した費用に対して、防犯装置設置費用保険金を支払います。

(保険金を支払わない場合)

第2条 当社は、次の各号のいずれかに該当する事由によって犯罪行為が発生した結果、被保険者が負担した費用に対しては、保険金を支払いません。

- (1) 保険契約者（保険契約者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。）または被保険者の故意
 - (2) 保険金を受け取るべき者の故意。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合には、他のものが受け取るべき金額については、この限りではありません。
 - (3) 地震、噴火またはこれらによる津波
 - (4) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変もしくは暴動
 - (5) 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - (6) 前3号の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - (7) 第5号以外の放射性照射または放射能汚染
- 2 当社は、被保険者の配偶者、被保険者の同居の親族または別居の未婚の子が自ら行いまたは加担した犯罪行為の結果負担した費用に対しては、保険金を支払いません。

(保険金の支払額)

第3条 当社は、被保険者が当該犯罪行為と同種の犯罪行為を防止するために負担した必要かつ有益な次のいずれかに該当する建物の改造費用で、当社が妥当と認めた額を、防犯装置設置費用保険金として、支払います。ただし、当該犯罪行為発生の日から、その日を含めて180日以内に負担したものに限りです。また、保険期間中に発生した全ての犯罪行為を通じ、20万円を限度とします。

- (1) 扉および窓の鍵の取りかえ・補強費用
 - (2) 窓への防犯シャッターおよびこれに類する物の設置費用
 - (3) 侵入者探知センサー、ブザーその他これらに類する防犯装置の設置費用
- 2 前項の場合において、当社は、被保険者に次の各号のいずれかに該当する給付等があるときは、その額を被保険者が負担した同項の費用の額から差し引くものとします。
- (1) 前項の費用について第三者により支払われた損害賠償金
 - (2) 前項の費用をてん補するために行われたその他の給付（重複保険により支払われる保険金は除きます。）

(他の保険契約がある場合の保険金の支払額)

第4条 第1条（保険金を支払う場合）の費用に対して保険金を支払うべき他の保険契約がある場合において、それぞれの保険契約について他の保険契約がないものとして算出した支払責任額の合計額が、被保険者が負担した費用の額を超えるときは、当社は、次の算式によって算出した額を保険金として支払います。

$$\text{この保険契約の支払保険金の額} = \text{被保険者が負担した費用の額} \times \frac{\text{この保険契約の支払責任額}}{\text{それぞれの保険契約の支払責任額の合計額}}$$

(通知義務—費用発生時)

第5条 保険契約者または被保険者は、第1条（保険金を支払う場合）に規定する事由の結果として建物を改造しようとするときは、事前に当会社に通知し、当会社所定の書類を提出しなければなりません。

2 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく前項の規定に違反したときまたは提出書類につき

知っている事実を表示しなかったときもしくは事実と異なる表示をしたときは、当社は、保険金を支払いません。

(保険金の請求)

第6条 当社に対する保険金請求は、被保険者が負担する建物の改造に要する費用が確定したときからこれを行うことができます。

2 被保険者が保険金の請求をする場合には、建物改造に要する費用が確定してからその日を含めて30日以内に、当社の定める保険金請求書および建物改造に要する費用を証明する書類その他当社が必要と認める書類を、当社に提出しなければなりません。

3 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく前項の規定に違反したときまたは提出書類につき知っている事実を表示しなかったときもしくは事実と異なる表示をしたときは、当社は、保険金を支払いません。

(この特約条項が付帯された保険契約との関係)

第7条 この特約条項が付帯された保険契約が無効の場合は、この特約条項もまた無効とします。

2 この特約条項が付帯された保険契約が保険期間中の中途において終了した場合は、この特約条項も同時に終了するものとします。

(準用規定)

第8条 この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、新火災保険普通保険約款およびこれに付帯される基本特約条項の規定を準用します。

25 個人賠償責任担保特約条項 (国内外担保)

(保険金を支払う場合)

第1条 当社は、次条に定める被保険者が次の各号のいずれかに該当する偶然な事故により、他人（次条に定める被保険者以外の者をいいます。以下同様とします。）の身体の障害（この特約条項においては傷害、疾病、後遺障害または死亡をいいます。）または財物の滅失、き損もしくは汚損（以下「財物の損壊」といいます。）に対して、法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被ったときは、この特約条項に従い、保険金を支払います。

(1) 保険証券の本人欄に記載の者（以下「本人」といいます。）の居住の用に供される保険証券記載の建物（敷地内の動産及び不動産を含みます。以下「住宅」といいます。）の所有、使用または管理に起因する偶然な事故

(2) 次条に定める被保険者の日常生活（住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。）に起因する偶然な事故

(被保険者およびその範囲)

第2条 この特約条項における被保険者は、本人のほか次の者をいいます。ただし、責任無能力者は含まないものとします。

(1) 本人の配偶者

(2) 本人または配偶者と生計を共にする同居の親族

(3) 本人または配偶者と生計を共にする別居の未婚の子

2 前項の本人と本人以外の被保険者との続柄は、損害の原因となった事故発生の際におけるものをいいます。

3 第1項の本人として指定された者について死亡その他の事由が生じた場合においても、当社は、保険契約者または被保険者がその事由に基づく本人の変更を当社に申し出て、当社がこれを承認するまでの間は、その変更が生じなかったものとして取り扱います。

(保険金を支払わない場合—その1)

第3条 当社は、次の各号のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

(1) 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人（保険契約者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）の故意

(2) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）

(3) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

(4) 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特

性に起因する事故

(保険金を支払わない場合—その2)

第4条 当社は、被保険者が次の各号のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。

- (1) 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
- (2) 専ら被保険者の職務の用に供される動産または不動産（住宅の一部が専ら被保険者の職務の用に供される場合は、その部分を含みます。）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- (3) 被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
- (4) 被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者が家事使用人として使用する者を除きます。
- (5) 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- (6) 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊についてその財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
- (7) 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
- (8) 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任
- (9) 航空機、船舶・車両（原動力が専ら人力であるものを除きます。）または銃器（空気銃を除きます。）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任

(支払保険金の範囲)

第5条 当社が支払う保険金の範囲は、次の各号に掲げるものに限ります。

- (1) 被保険者が被害者に支払うべき損害賠償金。この場合、この損害賠償金については、判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金を含み、また、損害賠償金を支払うことによって被保険者が代位取得する物があるときは、その価額をこれから差し引くものとします。
- (2) 損害賠償責任の解決について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟、裁判上の和解、調停または仲裁に要した費用（弁護士報酬を含みます。）
- (3) 損害賠償責任の解決について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した示談交渉に要した費用
- (4) 被保険者が第7条（事故の発生）第1項第3号の手段を講ずるために支出した必要または有益と認められる費用
- (5) 損害を防止または軽減するために必要または有益と認められる手段を講じた後において、被保険者に損害賠償責任がないと判明した場合、支出につきあらかじめ当会社の書面による同意を得た費用および被保険者が被害者のために支出した応急手当、護送、その他緊急措置に要した費用
- (6) 第8条（損害賠償責任解決の特則）の規定により、被保険者が当会社の要求に従い、協力するために直接要した費用
- (7) 被保険者が他人に対して損害賠償の請求権を有する場合において、第7条第1項第2号または第11条（代位）第2項の規定により、その権利の保全または行使に必要な手続をとるために要した必要または有益な費用

(保険金の支払額)

第6条 当社が1回の事故につき支払うべき保険金の額は、次の各号の金額の合計額とします。

- (1) 前条第1号に規定する損害賠償金の額が保険証券記載の免責金額を超過する場合には、その超過した額。ただし、保険証券記載の支払限度額（以下「支払限度額」といいます。）を限度とします。
- (2) 前条第2号から第7号までに規定する費用についてはその全額。ただし、同条第2号および第3号の費用は、同条第1号の損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、その支払限度額の同条第1号の損害賠償金の額に対する割合によってこれを支払います。

(事故の発生)

第7条 保険契約者または被保険者は、第1条（保険金を支払う場合）の事故により他人の身体の障害または財物の損壊が発生したことを知ったときは、次の各号に掲げる事項を行わなければなりません。

- (1) 事故発生の日時、場所、被害者の住所、氏名、年齢、職業、事故の状況およびこれらの事項の証人となる者があるときはその住所、氏名を、また損害賠償の請求を受けたときはその内容を、遅滞なく、書面を持って当社に通知すること。
- (2) 他人から損害の賠償を受けることができる場合には、その権利の保全または行使について必要な手続をとること。

- (3) 損害を防止または軽減するために必要な措置を講ずること。
 - (4) 損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、あらかじめ当社の承認を得ること。ただし、応急手当、護送、その他の緊急措置については、この限りではありません。
 - (5) 損害賠償責任に関する訴訟を提起しようとするとき、または提起されたときは、直ちに書面をもって当会社に通知すること。
- 2 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく前項各号の義務に違反したときは、当社は、第1号および第5号の場合には保険金を支払いません。また、第2号および第3号の場合には防止または軽減することができたと認められる額を、第4号の場合には当社が損害賠償責任がないと認めた額を、それぞれ差し引いて、保険金の額を決定します。

(損害賠償責任解決の特則)

第8条 当社は、必要と認めるときは、被保険者に代わって自己の費用で損害賠償責任の解決に当たることができます。この場合において、被保険者は、当社の求めに応じ、その遂行について当社に協力しなければなりません。

- 2 被保険者が、正当な理由がなく前項に規定する協力に応じないときは、当社は、保険金を支払いません。

(保険金の請求)

第9条 当社に対する保険金請求は、損害賠償金の額が確定したときからこれを行うことができます。

- 2 被保険者が保険金の支払を請求するときは、損害賠償金の額が確定したときからその日を含めて30日以内に、保険金請求書および損害賠償金の額または費用を証明する書類その他当社が必要と認める書類を、当社に提出しなければなりません。
- 3 被保険者が、正当な理由がなく前項の規定に違反したときまたは提出書類につき知っている事実を表示しなかったときもしくは不実の表示をしたときは、当社は、保険金を支払いません。

(他の保険契約がある場合の保険金の支払額)

第10条 この特約条項によって支払われる損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約がある場合において、それぞれの保険契約について他の保険契約がないものとして算出した支払責任額の合計額が損害の額を超えるときは、当社は、この保険契約の支払責任額のそれぞれの保険契約の支払責任額の合計額に対する割合によって、保険金を支払います。

(代 位)

第11条 当社は、第1条（保険金を支払う場合）の損害に対して保険金を支払ったときは、その支払った保険金の額を限度として、かつ、被保険者の権利を害さない範囲内で、被保険者がその損害につき第三者（他人のためにする保険契約の場合の保険契約者を含みます。）に対して有する権利を代位取得します。

- 2 保険契約者および被保険者は、当社が取得する前項の権利の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。

(準用規定)

第12条 この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、新火災保険普通保険約款およびこれに付帯される基本特約条項の規定を準用します。

26 個人賠償責任担保特約包括契約に関する特約条項（国内外担保）

(保険金を支払う場合)

第1条 当社は、次条に定める被保険者が次の各号のいずれかに該当する偶然な事故により、他人の身体の障害（この特約条項においては傷害、疾病、後遺障害または死亡をいいます。）または財物の滅失、き損もしくは汚損（以下「財物の損壊」といいます。）に対して、法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被ったときは、この特約条項に従い、保険金を支払います。

- (1) 保険証券記載の建物に所在する居住用戸室（敷地内の動産及び不動産を含みます。以下「居住用戸室」といいます。）の所有、使用または管理に起因する偶然な事故
- (2) 次条第1項に規定する被保険者のうち第1号、第2号および第3号の被保険者の日常生活（居住用戸室以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。）に起因する偶然な事故

(被保険者およびその範囲)

第2条 この特約条項では、次に該当する者を被保険者とします。ただし、責任無能力者は含まないものとします。

- (1) 居住用戸室に居住している者

- (2) 居住用戸室に居住している者の配偶者
 - (3) 居住用戸室に居住している者またはその配偶者と生計を共にする別居の未婚の者
 - (4) 居住用戸室の所有者で、居住用戸室に居住していない者
- 2 前項の居住用戸室に居住している者とそれ以外の被保険者との続柄は、損害の原因となった事故発生の時におけるものをいいます。

(保険金を支払わない場合—その1)

第3条 当会社は、次の各号のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- (1) 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人（保険契約者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）の故意
- (2) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）
- (3) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- (4) 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性に起因する事故

(保険金を支払わない場合—その2)

第4条 当会社は、被保険者が次の各号のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。

- (1) 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
- (2) 専ら被保険者の職務の用に供される動産または不動産（住宅の一部が専ら被保険者の職務の用に供される場合は、その部分を含みます。）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- (3) 被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
- (4) 被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者が家事使用人として使用する者を除きます。
- (5) 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別な約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- (6) 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊についてその財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
- (7) 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
- (8) 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任
- (9) 航空機、船舶・車両（原動力が専ら人力であるものを除きます。）または銃器（空気銃を除きます。）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任

(支払保険金の範囲)

第5条 当会社が支払う保険金の範囲は、次の各号に掲げるものに限ります。

- (1) 被保険者が被害者に支払うべき損害賠償金。この場合、この損害賠償金については、判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金を含み、また、損害賠償金を支払うことによって被保険者が代位取得する物があるときは、その価額をこれから差し引くものとします。
- (2) 損害賠償責任の解決について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟、裁判上の和解、調停または仲裁に要した費用（弁護士報酬を含みます。）
- (3) 損害賠償責任の解決について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した示談交渉に要した費用
- (4) 被保険者が第7条（事故の発生）第1項第3号の手段を講ずるために支出した必要または有益と認められる費用
- (5) 損害を防止または軽減するために必要または有益と認められる手段を講じた後において、被保険者に損害賠償責任がないと判明した場合、支出につきあらかじめ当会社の書面による同意を得た費用および被保険者が被害者のために支出した応急手当、護送、その他緊急措置に要した費用
- (6) 第8条（損害賠償責任解決の特則）の規定により、被保険者が当会社の要求に従い、協力するために直接要した費用
- (7) 被保険者が他人に対して損害賠償の請求権を有する場合において、第7条第1項第2号または第11条（代位）第2項の規定により、その権利の保全または行使に必要な手続をとるために要した必要または有益な費用

(保険金の支払額)

第6条 当社が1回の事故につき支払うべき保険金の額は、次の各号の金額の合計額とします。

- (1) 前条第1号に規定する損害賠償金の額が保険証券記載の免責金額を超過する場合には、その超過した額。ただし、保険証券記載の支払限度額（以下「支払限度額」といいます。）を限度とします。
- (2) 前条第2号から第7号までに規定する費用についてはその全額。ただし、同条第2号および第3号の費用は、同条第1号の損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、その支払限度額の同条第1号の損害賠償金の額に対する割合によってこれを支払います。

(事故の発生)

第7条 保険契約者または被保険者は、第1条（保険金を支払う場合）の事故により他人の身体の障害または財物の損壊が発生したことを知ったときは、次の各号に掲げる事項を行なわなければなりません。

- (1) 事故発生の日時、場所、被害者の住所、氏名、年齢、職業、事故の状況およびこれらの事項の証人となる者があるときはその住所、氏名を、また損害賠償の請求を受けたときはその内容を、遅滞なく、書面をもって当社に通知すること。
 - (2) 他人から損害の賠償を受けることができる場合には、その権利の保全または行使について必要な手続をとること。
 - (3) 損害を防止または軽減するために必要な措置を講ずること。
 - (4) 損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、あらかじめ当社の承認を得ること。ただし、応急手当、護送、その他の緊急措置については、この限りではありません。
 - (5) 損害賠償責任に関する訴訟を提起しようとするとき、または提起されたときは、直ちに書面をもって当社に通知すること。
- 2 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく前項各号に規定する義務に違反したときは、当社は、第1号および第5号の場合には保険金を支払いません。また、第2号および第3号の場合には防止または軽減することができたと認められる額を、第4号の場合には当社が損害賠償責任がないと認めた額を、それぞれ差し引いて、保険金の額を決定します。

(損害賠償責任解決の特則)

- 第8条 当社は、必要と認めたときは、被保険者に代わって自己の費用で損害賠償責任の解決に当たることができます。この場合において、被保険者は、当社の求めに応じ、その遂行について当社に協力しなければなりません。
- 2 被保険者が、正当な理由がなく前項に規定する協力に応じないときは、当社は、保険金を支払いません。

(保険金の請求)

- 第9条 当社に対する保険金請求は、損害賠償金の額が確定したときからこれを行うことができます。
- 2 被保険者が保険金の支払を請求するときは、損害賠償金の額が確定したときからその日を含めて30日以内に、保険金請求書および損害賠償金の額または費用を証明する書類その他当社が必要と認める書類を、当社に提出しなければなりません。
 - 3 被保険者が、正当な理由がなく前項の規定に違反したときまたは提出書類につき知っている事実を表示しなかったときもしくは不実の表示をしたときは、当社は、保険金を支払いません。

(他の保険契約がある場合の保険金の支払額)

第10条 この特約条項によって支払われる損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約がある場合において、それぞれの保険契約について他の保険契約がないものとして算出した支払責任額の合計額が損害の額を超えるときは、当社は、この保険契約の支払責任額のそれぞれの保険契約の支払責任額の合計額に対する割合によって、保険金を支払います。

(代位)

- 第11条 当社は、第1条（保険金を支払う場合）の損害に対して保険金を支払ったときは、その支払った保険金の額を限度として、かつ、被保険者の権利を害さない範囲内で、被保険者がその損害につき第三者（他人のためにする保険契約の場合の保険契約者を含みます。）に対して有する権利を代位取得します。
- 2 保険契約者および被保険者は、当社が取得する前項の権利の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。

(準用規定)

第12条 この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、新火災保

險普通保険約款およびこれに付帯される基本特約条項の規定を準用します。

27 施設賠償責任担保特約条項

(保険金を支払う場合)

第1条 当会社は、この特約条項に従い、被保険者（保険証券記載のこの特約条項の被保険者をいいます。以下同様とします。）が所有、使用もしくは管理する保険証券記載の施設もしくは設備（以下「施設」といいます。）または保険証券記載の業務遂行（以下「仕事」といいます。）によって生じた偶然的な事故により、他人の身体の障害（障害に起因する死亡を含みます。）または財物の滅失、き損もしくは汚損（以下「損壊」といいます。）につき、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

(保険金を支払わない場合—その1)

第2条 当会社は、次の各号に掲げる事由のいずれかによって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- (1) 保険契約者、被保険者もしくはこれらの者の業務を委託された者およびその使用人またはこれらの者の法定代理人（保険契約者または被保険者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）の故意
 - (2) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）
 - (3) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - (4) 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下この号において同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性に起因する事故
- 2 当会社は、被保険者が次の各号に掲げる損害賠償責任のいずれかを負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。
- (1) 被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
 - (2) 被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者が家事使用人として使用する者を除きます。
 - (3) 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
 - (4) 施設の損壊について、その施設につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
 - (5) 排水または排気（煙を含みます。）に起因する損害賠償責任

(保険金を支払わない場合—その2)

第3条 当会社は、被保険者が次の各号に掲げる損害賠償責任のいずれかを負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。

- (1) 屋根、扉、窓、通風筒等から入る雨または雪等による財物の損壊に起因する損害賠償責任
- (2) 施設の修理、改造または取壊し等の工事に起因する損害賠償責任
- (3) 航空機、昇降機、自動車または施設外における船、車両（原動力が専ら人力である場合を除きます。）もしくは動物の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- (4) 被保険者の占有を離れた商品もしくは飲食物または被保険者の占有を離れ施設外にあるその他の財物に起因する損害賠償責任
- (5) 仕事の終了（仕事の目的物の引渡を要するときは引渡）または放棄の後に仕事の結果に起因して負担する損害賠償責任（被保険者が、仕事の行われた場所に放置または遺棄した機械、装置または資材は仕事の結果とはみなしません。）

(支払保険金の範囲)

第4条 当会社が支払う保険金の範囲は、次の各号に掲げるものに限ります。

- (1) 被保険者が被害者に支払うべき損害賠償金。この場合、この損害賠償金については、判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金を含み、また、損害賠償金を支払うことによって被保険者が代位取得する物があるときは、その価額をこれから差し引くものとします。
- (2) 損害賠償責任の解決について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟、裁判上の和解、調停または仲裁に要した費用（弁護士報酬を含みます。）
- (3) 損害賠償責任の解決について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した示談交渉に要した費用

- (4) 被保険者が第6条（事故の発生）第1項第3号の手段を講ずるために支出した必要または有益と認められる費用
- (5) 損害の防止または軽減のために必要または有益と認められる手段を講じた後において、被保険者に損害賠償責任がないと判明した場合、それに要した費用および被保険者が被害者のために支出した応急手当、護送、その他の緊急措置に要した費用
- (6) 第7条（損害賠償責任解決の特則）の規定により被保険者が当会社の要求に従い、協力するために直接要した費用
- (7) 被保険者が他人に対して損害賠償の請求権を有する場合において、第6条第1項第2号の規定によりその権利の保全または行使に必要な手続きをとるために要した必要または有益な費用

（保険金の支払額）

第5条 当社が1回の事故につき支払うべき保険金の額は、次の各号に掲げる金額の合計額とします。

- (1) 前条第1号の損害賠償金の額が保険証券記載の免責金額を超過する場合には、その超過した額。ただし、保険証券記載の支払限度額（次号において「支払限度額」といいます。）を限度とします。
- (2) 前条第2号から第7号までの費用についてはその全額。ただし、同条第2号および第3号の費用は、同条第1号の損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、その支払限度額の同号の損害賠償金の額に対する割合によってこれを支払います。

（事故の発生）

第6条 保険契約者または被保険者は、第1条（保険金を支払う場合）の事故により他人の身体の障害または財物の損壊が発生したことを知ったときは、次の各号に掲げる事項を行わなければなりません。

- (1) 事故発生の日時、場所、被害者の住所、氏名、年齢、職業、事故の状況およびこれらの事項の証人となる者があるときは、その住所および氏名を、また損害賠償の請求を受けたときはその内容を、遅滞なく、当社に通知すること。この場合において、当社が書面による通知を求めたときは、これに応じなければなりません。
- (2) 他人から損害の賠償を受けることができる場合には、その権利の保全または行使について必要な手続をとること
- (3) 損害を防止または軽減するために必要な措置を講ずること
- (4) 損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、あらかじめ当社の承認を得ること。ただし、応急手当、護送その他の緊急措置については、この限りではありません。
- (5) 損害賠償責任に関する訴訟を提起しようとするとき、または提起されたときは、直ちに当社に通知すること

2 保険契約者または被保険者が、当社の認める正当な理由がなく前項各号に規定する義務に違反したときは、当社は、同項第1号および第5号の場合には保険金を支払いません。また、同項第2号および第3号の場合には防止または軽減することができたと認められる額を、同項第4号の場合には当社が損害賠償責任がないと認めた額を、それぞれ差し引いて、保険金の額を決定します。

（損害賠償責任解決の特則）

第7条 当社は、必要と認めるときは、被保険者に代わって自己の費用で損害賠償責任の解決に当たることができます。この場合において、被保険者は、当社の求めに応じ、その遂行について当社に協力しなければなりません。

2 被保険者が、当社の認める正当な理由がなく前項の規定による協力に応じないときは、当社は、保険金を支払いません。

（他の保険契約がある場合の保険金の支払額）

第8条 この特約条項によって支払われる損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約がある場合において、それぞれの保険契約について他の保険契約がないものとして算出した支払責任額の合計額が損害の額を超えるときは、当社は、次の算式によって算出した額を保険金として支払います。

$$\text{損害額} \times \frac{\text{この保険契約の支払責任額}}{\text{それぞれの保険契約の支払責任額の合計額}} = \text{保険金の額}$$

（準用規定）

第9条 この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、新火災保険普通保険約款およびこれに付帯される基本特約条項の規定を準用します。

28 原子力危険不担保追加条項

(てん補しない損害)

第1条 当社は、直接であると間接であるを問わず、核燃料物質（使用済核燃料を含みます。）、核原料物質、放射性元素もしくは放射性同位元素またはこれらによって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）、の原子核反応または原子核の崩壊等による放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性に起因する損害をてん補しません。ただし、医学的、科学的または産業的利用に供されるラジオ・アイソトープ（ウラン・トリウム・プルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません。）、の原子核反応または原子核の崩壊等による場合を除きます。

(普通約款等との関係)

第2条 この追加条項に規定しない事項については、この追加条項に反しない限り、新火災保険普通保険約款ならびにこれに付帯する特約条項および他の追加条項の規定を適用します。

石綿損害等不担保追加条項

(てん補しない損害)

第1条 当社は、直接であると間接であるを問わず、被保険者が次の各号に掲げる賠償責任を負担することによって被る損害をてん補しません。

- (1) 石綿または石綿を含む製品の発ガン性その他の有害な特性に起因する賠償責任
- (2) 石綿の代替物質またはその代替物質を含む製品が有する発ガン性その他の石綿と同種の有害な特性に起因する賠償責任

(普通約款等との関係)

第2条 この追加条項に規定しない事項については、この追加条項に反しない限り、新火災保険普通保険約款ならびにこれに付帯する特約条項および他の追加条項の規定を適用します。

汚染危険不担保追加条項

(てん補しない損害)

第1条 当社は、直接であると間接であるを問わず、被保険者が汚染物質の排出、流出、いつ出、分散、拡散、放出、漏出等（以下「排出等」といいます。）に起因する賠償責任を負担することによって被る損害をてん補しません。ただし、海、河川、湖沼または運河（以下「公共水域」といいます。）以外への汚染物質の排出等が急激かつ偶然に発生した場合はこの限りではありません。

2 当社は、直接であると間接であるを問わず、汚染物質の排出等が発生した場合（そのおそれのある場合を含みます。）において、その汚染物質の調査、検査、監視、清掃、除去、回収、移動、収容、隔離、処理、焼却、脱毒、中和または拡大もしくは拡散の防止等のために支出された費用、その他損害の防止軽減のために要した費用については、被保険者が支出したと否とを問わずてん補しません。ただし、公共水域以外への汚染物質の排出等が急激かつ偶然に発生した場合はこの限りではありません。

(定義)

第2条 前条にいう「汚染物質」とは、固体状、液体状、気体状の、もしくは熱を帯びた刺激物質、有毒物質または汚濁物質をいい、煙、蒸気、すす、臭気、酸、アルカリ、化学物質、石油物質、廃棄物（再生利用のための物質を含みます。）等を含みます。

(普通約款等との関係)

第3条 この追加条項に規定しない事項については、この追加条項に反しない限り、新火災保険普通保険約款ならびにこれに付帯する特約条項および他の追加条項の規定を適用します。

専門職業危険不担保追加条項

(てん補しない損害)

第1条 当社は、直接であると間接であるを問わず、被保険者が次の各号に掲げる賠償責任を負担することによって被る損害をてん補しません。

- (1) 被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者（被保険者のためにその仕事を行う者を含みます。）が行う次の仕事に起因する賠償責任
 - イ. 医療行為
 - ロ. あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅうまたは柔道整復等
 - ハ. 医薬品もしくは医療用具の調剤、調整、鑑定、販売、授与または授与の指示

二、身体美容または整形

- (2) 弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、税理士、建築士、設計士、土地家屋調査士、司法書士、行政書士、獣医師その他これらに類似の者が行う専門的職業行為に起因する賠償責任

(普通約款等との関係)

第2条 この追加条項に規定しない事項については、この追加条項に反しない限り、新火災保険普通保険約款および施設賠償責任担保特約条項ならびにこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

29 レンタル用品賠償責任担保特約条項

(当会社の支払責任)

第1条 当会社は、この特約条項に従い、個人賠償責任担保特約条項(以下「個人賠償特約」といいます。)

第4条(保険金を支払わない場合-その2)第6号の規定にかかわらず、被保険者自らが使用する目的で、被保険者がレンタル業者から日本国内において賃借したレンタル用品が、被保険者に引き渡されてからレンタル業者に返還されるまでの間に、滅失、き損もしくは汚損(以下「損壊」といいます。)した場合または盗取された場合に、当該損壊または盗取について被保険者がレンタル業者に対し法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して、保険金を支払います。

2 この特約条項において、「レンタル用品」とは、賃貸借の期間が6か月以内の賃貸借の用に供される動産をいいます。ただし、不動産に付随して賃貸借され、かつ、不動産に備え付けられた動産を除きます。

3 この特約条項において、「レンタル業者」とは、業としてレンタル用品を賃貸する者をいいます。

(被保険者の範囲)

第2条 この特約条項における被保険者は、個人賠償特約第2条(被保険者およびその範囲)に規定する者をいいます。

(保険金を支払わない場合)

第3条 当会社は、個人賠償特約第3条(保険金を支払わない場合-その1)および第4条(保険金を支払わない場合-その2)の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する物の損壊または盗取について被保険者が賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。

- (1) 通貨、預貯金証書、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに準ずる物
 - (2) 貴金属、宝石、書画、骨董、彫刻、美術品その他これらに準ずる物
 - (3) 自動車(被牽引車を含みます。)、原動機付自転車、船舶(ヨット、モーターボートおよびボートを含みます。)、航空機
 - (4) 銃砲、刀剣その他これらに準ずる物
 - (5) 被保険者が次のいずれかに該当する運動等を行っている間の当該運動等のための用具
山岳登山、リュージュ、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動
 - (6) 動物、植物等の生物
 - (7) 公序良俗に反する物
 - (8) その他保険証券記載の物
- 2 当会社は、個人賠償特約第3条(保険金を支払わない場合-その1)および第4条(保険金を支払わない場合-その2)の規定にかかわらず、レンタル用品が次の各号のいずれかに該当する間に損壊した場合または盗取された場合には、保険金を支払いません。
- (1) 被保険者の職務の用に供されている間
 - (2) 被保険者以外の者に転貸されている間
- 3 当会社は、個人賠償特約第3条(保険金を支払わない場合-その1)および第4条(保険金を支払わない場合-その2)の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事由のいずれかによるレンタル用品の損壊または盗取について、被保険者が賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。
- (1) 保険契約者(保険契約者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関)または被保険者の故意
 - (2) 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為
 - (3) 被保険者が法令に定められた運転資格(運転する地における法令によるものをいいます。)を持たないで、または酒に酔ってもしくは麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正

常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故

- (4) 被保険者が賃借したレンタル用品について、通常必要とされる取り扱い上の注意に著しく反したこと、または、本来の用途以外にレンタル用品を使用したこと
 - (5) 被保険者に引き渡される以前からレンタル用品に存在した瑕疵
 - (6) レンタル用品の自然の消耗または性質によるさび、かび、変色またはねずみ食い、虫食いその他類似的事由
 - (7) 偶然な外来の事故に直接起因しないレンタル用品の電気的事故または機械的事故
 - (8) レンタル用品の置き忘れまたは紛失
 - (9) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - (10) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
 - (11) 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらによる事故
 - (12) 前3号の事由に随伴して生じた事故またはこれらにともなう秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - (13) 第11号以外の放射線照射または放射能汚染
 - (14) 差し押え、徴発、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使。ただし、火災消防または避難に必要な処置としてなされた場合はこの限りではありません。
- 4 当会社は、個人賠償特約第3条（保険金を支払わない場合－その1）および第4条（保険金を支払わない場合－その2）の規定にかかわらず、被保険者が次の各号に掲げる損害賠償責任のいずれかを負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。
- (1) 被保険者とレンタル業者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
 - (2) 被保険者とレンタル業者との間に賃借したレンタル用品の返還に係わる遅延損害に関する約定がある場合において、その約定にもとづく損害賠償責任
 - (3) 被保険者が賃借したレンタル用品をレンタル業者に返還した後に発見されたレンタル用品の損壊または盗取に起因する損害賠償責任

(支払保険金の範囲)

第4条 当会社が被保険者に支払う保険金の範囲は、次の各号に掲げるものに限ります。

- (1) 被保険者がレンタル業者に支払うべき損害賠償金であって、次のいずれかに該当するもの。ただし、いかなる場合にもレンタル用品の時価額（損壊または盗取が生じた地および時におけるレンタル用品の価額をいいます。）を超えないものとします。

イ レンタル用品の損壊を修理できない場合または盗取された場合には賃貸借契約に基づく損害賠償金

ロ レンタル用品の損壊を修理できる場合には修理費（損壊が生じた地および時において、レンタル用品を事故発生直前の状態に復旧するために必要な費用をいいます。）に相当する損害賠償金

- (2) 第1条（当会社の支払責任）の損壊または盗取が発生した場合において、被保険者が第6条（事故の発生）第1項第3号の手段を講ずるために支出した損害の防止または軽減のために要した費用のうち当会社が必要または有益であったと認めた費用および同項第4号の手続のために必要な費用
- (3) 損害賠償責任の解決について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に要した費用
- (4) 損害賠償責任の解決について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した示談交渉に要した費用
- (5) 第7条（当会社による解決）第1項に規定する当会社による損害賠償請求の解決に協力するために被保険者が直接要した費用

(保険金の支払額)

第5条 当会社が1回の事故につき支払うべき保険金の額は、次の各号の金額の合計額とします。

- (1) 前条第1号の損害賠償金の額から、保険証券記載の免責金額を差し引いた額。ただし、保険証券記載の保険期間（以下「保険期間」といいます。）を通じ（保険期間が1年を超える保険契約においては契約年度（初年度については保険期間の初日からその日を含めて1年間、次年度以降についてはそれぞれの保険期間の初日応当日からその日を含めて1年間をいいます。）ごとに）保険証券記載のこの特約条項の保険金額（この条において「保険金額」といいます。）を限度とします。
- (2) 前条第2号から第5号までの費用については、その全額。ただし、同条第3号および第4号の費用は、同条第1号の損害賠償金の額が保険金額を超える場合は、その保険金額の同号の損害賠償金

の額に対する割合によってこれを支払います。

(事故の発生)

第6条 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者（これらの者の代理人を含みます。以下この条において同様とします。）は、レンタル用品の損壊または盗取が発生したことを知ったときは、次の各号に掲げる事項を履行しなければなりません。

- (1) レンタル用品の損壊または盗取の発生日時および場所、レンタル業者の住所、氏名、レンタル用品、レンタル用品の損害状況ならびにこれらの事項の証人となる者があるときはその住所および氏名を事故の日よりその日を含めて30日以内に、また、損害賠償の請求を受けたときは、その内容を、遅滞なく、当会社に通知すること。この場合において、当社が書面による通知を求めたときは、これに応じなければなりません。
 - (2) レンタル用品が盗取された場合にあっては、直ちに警察署へ届け出ること。
 - (3) 事故によって生じた損害の拡大を防止または軽減するため、自己の費用で必要な措置を講ずること。
 - (4) 被保険者が第三者に対して損害賠償の請求権を有する場合は、その権利の保全または行使について必要な手続を行うこと。
 - (5) あらかじめ当社の承認を得ないで、損害賠償の額を承認し、またはその他の費用を支出しないこと。
 - (6) 損害賠償に関する訴訟を提起しようとするとき、または提起されたときは、直ちに書面により当社に通知すること。
 - (7) 当社が、とくに必要とする書類または証拠となる物を求めた場合には、遅滞なく、これを提出すること。その他当社が行う損害の調査に協力すること。
- 2 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が当会社の認める正当な理由がなく前項各号に規定する義務に違反したときは、当社は同項第1号、第2号、第6号および第7号の場合は保険金を支払いません。また、同項第3号の場合は防止または軽減できたと認められる額を、同項第4号の場合は取得すべき権利の行使によって受けることができたと認められる額を、同項第5号の場合は当社が損害賠償責任がないと認めた部分を、それぞれ控除して保険金を支払います。

(当社による解決)

第7条 当社は、必要と認めるときは、被保険者に代わって自己の費用で、レンタル業者からの損害賠償請求の解決に当たることができます。この場合において、被保険者は、当社の求めに応じ、その遂行について当社に協力しなければなりません。

- 2 被保険者が、当社の認める正当な理由がなく前項の規定による協力に応じないときは、当社は、保険金を支払いません。

(他の保険契約がある場合の保険金の支払額)

第8条 第1条（当社の支払責任）の損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約がある場合において、それぞれの保険契約について他の保険契約がないものとして算出した支払責任額の合計額が損害の額を超えるとときは、当社は、次の算式によって算出した額を保険金として支払います。

$$\text{損害の額} \times \frac{\text{他の保険契約がないものとして算出したこの保険契約の支払責任額}}{\text{他の保険契約がないものとして算出したそれぞれの保険契約の支払責任額の合計額}} = \text{保険金の支払額}$$

- 2 前項の損害の額は、それぞれの保険契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

(準用規定)

第9条 この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、新火災保険普通保険約款および個人賠償特約の規定を準用します。

30 受託品賠償責任担保特約条項

(当社の支払責任)

第1条 当社は、この特約条項に従い、個人賠償責任担保特約条項（以下「個人賠償特約」といいます。）第4条（保険金を支払わない場合—その2）第6号の規定にかかわらず、被保険者が管理する財物で第3条（受託品の範囲）に規定するもの（以下「受託品」といいます。）が次の各号のいずれかに該当する間に滅失、き損もしくは汚損（以下「損壊」といいます。）した場合または盗取された場合に、

受託品について正当な権利を有するものに対し、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

(1) 受託品が、被保険者の居住の用に供される住宅（敷地を含みます。以下「住宅」といいます。）内に保管されている間

(2) 受託品が、被保険者によって日常生活上の必要に応じて一時的に住宅外で管理されている間

(被保険者の範囲)

第2条 この特約条項における「被保険者」は、個人賠償特約第2条（被保険者およびその範囲）に規定するものをいいます。

(受託品の範囲)

第3条 この特約条項における「受託品」は、被保険者が日本国内において受託した財物のうち、次の各号に掲げるものを除いたものとします。

(1) 通貨、預貯金証書、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに準ずる物

(2) 貴金属、宝石、書画、骨董、彫刻、美術品その他これらに準ずる物

(3) 自動車（被牽引車を含みます。）、原動機付自転車、船舶（ヨット、モーターボートおよびボートを含みます。）、航空機およびこれらの付属品

(4) 銃砲、刀剣その他これらに準ずる物

(5) 被保険者が次のいずれかに該当する運動等を行っている間の当該運動等のための用具

山岳登山、リュージュ、ポップスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

(6) 動物、植物等の生物

(7) 建物（畳、建具その他の従物および電気・ガス・暖房・冷房設備その他の付属設備を含みます。)

(8) 門、へいもしくはかきまたは物置、車庫その他の付属建物

(9) 公序良俗に反する物

(10) その他保険証券記載の物

(保険金を支払わない場合)

第4条 当会社は、次の各号のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

(1) 保険契約者（保険契約者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）または被保険者の故意

(2) 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為

(3) 被保険者が法令に定められた運転資格（運転する地における法令によるものをいいます。）を持たないで、または酒に酔ってもしくは麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故

(4) 被保険者に引き渡される以前から受託品に存在した瑕疵

(5) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

(6) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。)

(7) 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

(8) 前3号の事由に随伴して生じた事故またはこれらにともなう秩序の混乱に基づいて生じた事故

(9) 第7号以外の放射線照射または放射能汚染

(10) 差し押え、徴発、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使。ただし、火災消防または避難に必要な処置としてなされた場合はこの限りではありません。

(11) 受託品に生じた自然発火または自然爆発

(12) 偶然な外来の事故に直接起因しない受託品の電氣的事故または機械的事故

(13) 自然の消耗または性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれその他これらに類似の事由

(14) ねずみ食い、虫食いその他これらに類似の事由

(15) 屋根、扉、窓、通風筒等から入る雨、雪またはひょうによる受託品の損壊

2 当会社は、被保険者が次の各号に掲げる損害賠償責任のいずれかを負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。

- (1) 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
- (2) 専ら被保険者の職務の用に供される動産または不動産（住宅の一部が専ら被保険者の職務の用に供される場合は、その部分を含みます。）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- (3) 被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
- (4) 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- (5) 被保険者と第三者との間に受託品の返還に係わる遅延損害に関する約定がある場合において、その約定にもとづく損害賠償責任
- (6) 被保険者の心身喪失に起因する損害賠償責任
- (7) 航空機、船舶（原動力が専ら人力であるものを除きます。）または銃器（空気銃を除きます。）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- (8) 受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊に起因する損害賠償責任
- (9) 直接であると間接であるとを問わず、被保険者が当該受託品を使用不能にしたことに起因する損害賠償責任（収益減少に基づく賠償責任を含みます。）
- (10) 受託品について、通常必要とされる取り扱い上の注意に著しく反したこと、または、本来の用途以外に受託品を使用したことに起因する損害賠償責任

(支払保険金の範囲)

第5条 当会社が被保険者に支払う保険金の範囲は、次の各号に掲げるものに限りします。

- (1) 被害受託品について正当な権利を有する者に対して支払うべき損害賠償金。ただし、保険事故の生じた地および時において、もし保険事故がなければ有したであろう被害受託品の価額を超えないものとします。
- (2) 第1条（当会社の支払責任）の事故が発生した場合において、被保険者が個人賠償特約第5条（支払保険金の範囲）第4号に規定する損害の防止または軽減のために要した費用のうち当社が必要または有益であったと認めた費用および同条第7号の手続のために必要な費用
- (3) 損害賠償責任の解決について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に要した費用
- (4) 損害賠償責任の解決について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した示談交渉に要した費用
- (5) 第7条（当社による解決）第1項に規定する当社による損害賠償請求の解決に協力するために被保険者が直接要した費用

(保険金の支払額)

第6条 当社が1回の事故につき支払うべき保険金の額は、次の各号の金額の合計額とします。

- (1) 前条第1号の損害賠償金が保険証券記載の免責金額を超過する場合には、その超過した額。ただし、保険証券記載の保険期間（以下「保険期間」といいます。）を通じ、保険証券記載のこの特約条項の保険金額（この条において「保険金額」といいます。）を支払の限度とします。ただし、保険期間が1年を超える契約においては、契約年度（初年度については保険期間の初日から1年間、次年度以降についてはそれぞれの保険期間の初日応当日から1年間をいいます。）ごとに保険金額をもって限度とします。
- (2) 前条第2号から第5号までの費用についてはその全額。ただし、同条第3号および第4号の費用は、同条第1号の損害賠償金の額が保険金額を超える場合は、保険金額の同号の損害賠償金に対する割合によってこれを支払います。

(当社による解決)

第7条 当社は、必要と認めるときは、被保険者に代わって自己の費用で被害者からの損害賠償請求の解決に当たることができます。この場合において、被保険者は、当社の求めに応じ、その遂行について当社に協力しなければなりません。

2 被保険者が、当社の認める正当な理由がなく前項の規定による協力に応じないときは、当社は、保険金を支払いません。

(他の保険契約がある場合の保険金の支払額)

第8条 第1条（当会社の支払責任）の損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約がある場合において、それぞれの保険契約について他の保険契約がないものとして算出した支払責任額の合計額が損害の額を超えるときは、当社は、次の算式によって算出した額を保険金として支払います。

$$\text{損害の額} \times \frac{\text{他の保険契約がないものとして算出したこの保険契約の支払責任額}}{\text{他の保険契約がないものとして算出したそれぞれの保険契約の支払責任額の合計額}} = \text{保険金の支払額}$$

2 前項の損害の額は、それぞれの保険契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

(準用規定)

第9条 この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、新火災保険普通保険約款および個人賠償特約の規定を準用します。

31 交通傷害担保特約条項

(保険金を支払う場合)

第1条 当社は、被保険者が、日本国内または国外において、その身体に被った次の各号のいずれかに該当する傷害に対して、この特約条項に従い、保険金（死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金をいいます。以下同様とします。）を支払います。

- (1) 運行中の交通乗用具に搭乗していない被保険者が、運行中の交通乗用具（これに積載されているものを含みます。以下同様とします。）との衝突・接触等の交通事故または運行中の交通乗用具の衝突・接触・火災・爆発等の交通事故によって被った傷害
- (2) 運行中の交通乗用具に搭乗している被保険者または乗客（入場客を含みます。）として改札口を有する交通乗用具の乗降場構内（改札口の内側をいいます。）にいる被保険者が、急激かつ偶然な外来の事故によって被った傷害
- (3) 道路通行中の被保険者が、次のいずれかに該当する事故によって被った傷害
 - イ 建造物・工作物等の倒壊または建造物・工作物等からのものの落下
 - ロ 崖崩れ、土砂崩れまたは岩石等の落下
 - ハ 火災または破裂・爆発
- ニ 第3条（交通乗用具の範囲）第2項に規定する作業機械としてのみ使用されている工作用自動車との衝突・接触等またはこれらの工作用自動車の衝突・接触・火災・爆発等
- (4) 被保険者が、建物の火災によって被った傷害

(被保険者の範囲)

第2条 この特約条項における被保険者は、引受けの種類に応じ、それぞれ次の表に記載された者となります。

引受けの種類	被 保 険 者
本 人	保険証券の本人欄に記載の者（以下「本人」といいます。）
夫 婦	本人およびその配偶者
親子Aまたは親子B	本人、その配偶者およびこれらと生計を共にする同居の親族ならびに本人またはその配偶者と生計を共にする別居の未婚の子

2 前項の表の被保険者欄に掲げる本人と本人以外の被保険者との続柄は、傷害の原因となった事故発生の際におけるものをいいます。

3 第1項の本人として指定された者について、この特約による保険金の支払いを受けない事由による死亡その他の事由が生じた場合には、保険契約者または被保険者は、その旨を当会社に申し出て、本人の変更を請求することができます。ただし、当社がこれを承認するまでの間は、その変更が生じなかったものとして取り扱います。

(交通乗用具の範囲)

第3条 第1条（保険金を支払う場合）の「交通乗用具」とは、次の各号に掲げるものをいいます。

- (1) 自動車、電車、気動車、モノレール、ケーブルカー（ロープウェーを含みます。）、リフト、エレベーターおよびエスカレーター（動く歩道を含みます。)
- (2) 自動車、原動機付自転車、自転車、身体障害者用車いす、荷車、牛車、馬車、人力車、そりおよびトロリーバス
- (3) 航空機、船舶（ヨット、モーターボート、ボートを含みます。)

- 2 この特約条項において、各種クレーン車、パワーショベル、フォークリフト、ショベルローダー、ブルドーザー、コンクリートミキサートラックなどの工作用自動車はこれらが作業機械としてのみ使用されている間は、前項の交通乗用具とはみなしません。

(保険金を支払わない場合—その1)

第4条 当会社は、次の各号のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。

- (1) 被保険者の故意。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者の被った傷害に限ります。
 - (2) 保険金を受け取るべき者の故意。ただし、その者が死亡保険金の一部の受取人である場合には、他の者が受け取るべき金額については、この限りではありません。
 - (3) 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者の被った傷害に限ります。
 - (4) 地震、噴火または津波
 - (5) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（この特約条項においては、群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）
 - (6) 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下この号において同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - (7) 前3号の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- 2 当会社は、原因のいかんを問わず、頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛で他覚症状のないものに対しては、保険金を支払いません。

(保険金を支払わない場合—その2)

第5条 当会社は、被保険者が次の各号のいずれかの間に生じた事故によって被った傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者の被った傷害に限ります。

- (1) 被保険者が法令に定められた運転資格（運転する地における法令によるものをいいます。）を持たないで、または酒に酔ってもしくは麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間
 - (2) 被保険者が第3条（交通乗用具の範囲）の交通乗用具による競技、競争、興行（いずれも練習を含みます。）、訓練（自動車または原動機付自転車の運転資格を取得するための訓練を除きます。）または試運転（性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。）をしている間。ただし、同条第1項第2号の交通乗用具を用いて道路上でこれらのことを行っている間については、この限りではありません。
 - (3) 船舶乗組員、漁業従事者その他船舶に搭乗することを職務とする者またはこれらの者の養成所の職員もしくは生徒である被保険者が、職務または実習のために船舶に搭乗している間
 - (4) 航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機（定期便であると不定期便であるとを問いません。）以外の航空機を被保険者が操縦している間または当該航空機に搭乗することを職務とする被保険者が職務上搭乗している間
- 2 当会社は、被保険者が職務として次の各号のいずれかに該当する作業に従事中に当該作業に直接起因する事故によって被った傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者の被った傷害に限ります。
- (1) 第3条（交通乗用具の範囲）の交通乗用具への荷物、貨物等（以下「荷物等」といいます。）の積み込み作業、交通乗用具からの荷物等の積卸し作業または交通乗用具上での荷物等の整理作業
 - (2) 第3条の交通乗用具の修理、点検、整備、清掃の作業

(告知義務)

第6条 この特約締結の際、保険契約者、被保険者またはこれらの者の代理人が、故意または重大な過失によって、保険契約申込書の記載事項について、当会社に知っている事実を告げなかったときまたは不実のことを告げたときは、当会社は、保険証券記載の保険契約者の住所（この特約条項が付帯された新火災保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第4条（通知義務）第7項の規定による通知があった場合はその住所または通知先をいいます。以下同様とします。）にあてた書面による通知をもって、この特約を解除することができます。

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には適用しません。

- (1) 前項に規定する告げなかった事実または告げた不実のことがなくなった場合

- (2) 当社がこの特約締結の際、前項に規定する告げなかった事実もしくは告げた不実のことを知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合
- (3) 保険契約者または被保険者が、第1条（保険金を支払う場合）の事故による傷害が発生する前に保険契約申込書の記載事項につき書面をもって更正を当社に申し出て、当社がこれを承認した場合。なお、更正の申出を受けた場合において、その更正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当社に告げられていたとしても、当社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。
- (4) 当社が前項に規定する告げなかった事実または告げた不実のことを知った日からその日を含めてこの特約を解除しないで30日を経過した場合
- 3 第1項に規定する告げなかった事実または告げた不実のことが、当社が行う危険測定に関係のないものであった場合には、第1項の規定は適用しません。ただし、この特約によって保険金を支払うべき傷害に対して保険金を支払うべき他の保険契約または特約（以下「重複保険契約」といいます。）に関する事項については、この限りではありません。
- 4 傷害が発生した後に第1項の規定による解除が行われた場合でも、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、その返還を請求することができます。この規定は、普通約款の保険契約解除の効力に関する規定とはかかわりありません。

(保険料の返還または請求—告知事項の承認の場合)

第7条 前条第2項第3号の規定による承認をする場合において、保険料を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差額を返還または請求します。

(重複保険契約に関する通知義務)

第8条 この特約締結の後、保険契約者または被保険者は、重複保険契約を締結するときはあらかじめ、重複保険契約があることを知ったときは遅滞なく、書面をもってその旨を当社に申し出て、保険証券に承認を請求しなければなりません。

- 2 前項に規定する事実があることを知ったときは、当社は、その事実について承認請求書を受領したと否を問わず、保険証券記載の保険契約者の住所にあてた書面による通知をもって、この特約を解除することができます。
- 3 前項の規定による解除をした場合には、第1項に規定する重複保険契約の事実が発生した時以後に生じた事故による傷害に対しては、当社は保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、その返還を請求することができます。この規定は、普通約款の保険契約解除の効力に関する規定とはかかわりありません。

(死亡・後遺障害保険金の限度額)

第9条 当社がこの特約に基づき支払うべき死亡保険金および後遺障害保険金の額は、引受けの種類に応じて、次の表に記載の金額にそれぞれ引受けの口数を乗じて得た額（以下「限度額」といいます。）を限度とします。

引受けの種類	限度額（1口につき）		
	本人	配偶者	その他の被保険者 （1名につき）
本人	50万円	-	-
夫婦	50万円	30万円	-
親子 A	50万円	30万円	20万円
親子 B	25万円	25万円	25万円

(死亡保険金の支払)

第10条 当社は、被保険者が第1条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡したときは、前条の限度額の全額（既に支払った後遺障害保険金がある場合は、同条の限度額から既に支払った金額を控除した残額）を死亡保険金として、死亡保険金受取人（死亡保険金受取人の指定のないときは、その被保険者の法定相続人）に支払います。

(後遺障害保険金の支払)

第11条 当社は、被保険者が第1条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の日からその日を含めて180日以内に後遺障害（身体に残された将来においても回復できない機

能の重大な障害または身体の一部の欠損で、かつ、その原因となった傷害がなおった後のものをいいます。以下同様とします。)が生じたときは、第9条(死亡・後遺障害保険金の限度額)の限度額に別表1の各号に掲げる割合を乗じて得た額を後遺障害保険金として、その被保険者に支払います。

- 2 前項の規定にかかわらず、被保険者が事故の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にあるときは、当社は、事故の日からその日を含めて181日目における医師(被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。以下同様とします。)の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、後遺障害保険金を支払います。
- 3 別表1の各号に掲げていない後遺障害に対しては、被保険者の職業、年齢、社会的地位等に関係なく身体の障害の程度に応じ、かつ、別表1の各号の区分に準じ、後遺障害保険金の支払額を決定します。ただし、別表1の第1項第3号、第4号、第2項第3号、第4項第4号および第5項第2号に規定する機能障害に至らない障害に対しては、後遺障害保険金を支払いません。
- 4 同一事故により2種以上の後遺障害が生じた場合には、当社は、そのおのおのに対し前3項を適用し、その合計額を支払います。ただし、別表1の第7項、第8項および第9項に規定する上肢(腕および手)または下肢(脚および足)の後遺障害に対しては、1肢ごとの後遺障害保険金は第9条(死亡・後遺障害保険金の限度額)の限度額の60%を限度とします。
- 5 前各項に基づいて、当社が支払うべき後遺障害保険金の額は、保険証券記載の保険期間を通じ、第9条(死亡・後遺障害保険金の限度額)の限度額を限度とします。

(入院保険金の支払)

第12条 当社は、被保険者が第1条(保険金を支払う場合)の傷害を被り、その直接の結果として、生活機能または業務能力の減失をきたし、かつ、医師の治療を受けた場合は、その状態にある期間に対し、事故の日からその日を含めて180日を限度として、1日につき、第9条(死亡・後遺障害保険金の限度額)の限度額に1,000分の1.5を乗じて得た額を入院保険金として、その被保険者に支払います。

- 2 前項の「生活機能または業務能力の減失」とは、次の各号のいずれかに該当する状態をいいます。
 - (1) 医師の指示に基づき病院または診療所に入院し、かつ、平常の業務に従事できない状態
 - (2) 別表2に定める各号のいずれかに該当し、かつ、医師の治療を受けている状態
- 3 被保険者が入院保険金の支払を受けられる期間中新たに他の傷害を被ったとしても、当社は、重複しては入院保険金を支払いません。
- 4 当社は、入院保険金と死亡保険金または入院保険金と後遺障害保険金を重ねて支払うべき場合にはその合計額を支払います。

(通院保険金の支払)

第13条 当社は、被保険者が第1条(保険金を支払う場合)の傷害を被り、その直接の結果として、生活機能または業務能力の減少をきたし、かつ、入院によらないで医師の治療を受けた場合は、その通院日数(往診日数を含みます。以下同様とします。)に対し、90日を限度として、1日につき、第9条(死亡・後遺障害保険金の限度額)に定める限度額に1,000分の1を乗じて得た額を通院保険金として、その被保険者に支払います。ただし、平常の生活または業務に従事することに支障がない程度になおったとき以後の通院に対しては、通院保険金を支払いません。

- 2 前項の治療の期間において、通院しない場合であっても、傷害の部位、態様により平常の生活または業務に従事することに著しい支障があると当社が認めた日数については、同項の通院日数に含めます。
- 3 当社は、前2項の規定にかかわらず、前条に規定する入院保険金が支払われるべき期間中の通院に対しては、通院保険金を支払いません。
- 4 当社は、いかなる場合においても、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、通院保険金を支払いません。
- 5 被保険者が通院保険金の支払を受けられる期間中新たに他の傷害を被ったとしても、当社は、重複しては通院保険金を支払いません。
- 6 当社は、通院保険金と死亡保険金または通院保険金と後遺障害保険金を重ねて支払うべき場合にはその合計額を支払います。

(死亡の推定)

第14条 被保険者が搭乗する航空機もしくは船舶が行方不明となってからまたは遭難してからその日を含めて30日を経過してもなお被保険者が発見されないときは、航空機もしくは船舶が行方不明となった日または遭難した日に、被保険者が第1条(保険金を支払う場合)の傷害によって死亡したものと

推定します。

(他の身体の障害または疾病の影響)

第15条 被保険者が第1条（保険金を支払う場合）の傷害を被ったとき既に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または同条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により同条の傷害が重大となったときは、当会社は、その影響がなかった場合に相当する金額を決定してこれを支払います。

2 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより第1条（保険金を支払う場合）の傷害が重大となったときも、前項と同様の方法で支払います。

(事故の通知)

第16条 被保険者が第1条（保険金を支払う場合）の傷害を被ったときは、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、その原因となった事故の日からその日を含めて30日以内に事故発生の状況および傷害の程度を当会社に書面により通知し、当会社が説明を求めたときまたは被保険者の身体の診察もしくは死体の検案を求めたときは、これに応じなければなりません。

2 被保険者が搭乗した航空機もしくは船舶が行方不明となったときまたは遭難したときは、保険契約者または保険金を受け取るべき者は、当該航空機もしくは船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日以内に行方不明または遭難発生の状況を当会社に書面により通知しなければなりません。

3 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が当会社の認める正当な理由がなく前2項の規定に違反したときまたはその通知もしくは説明につき知っている事実を告げなかったときもしくは不実のことを告げたときは、当会社は、保険金を支払いません。

(保険金の請求)

第17条 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を受けようとするときは、保険金請求書および保険証券に次の書類を添えて当会社に提出しなければなりません。

(1) 死亡保険金請求の場合

イ 当会社の定める傷害状況報告書

ロ 公の機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書

ハ 死亡保険金受取人（死亡保険金受取人の指定のないときは、被保険者の法定相続人）の印鑑証明書

ニ 死亡診断書または死体検案書

ホ 被保険者の戸籍謄本

ヘ 死亡保険金受取人の指定のないときは、法定相続人の戸籍謄本

(2) 後遺障害保険金請求の場合

イ 当会社の定める傷害状況報告書

ロ 公の機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書

ハ 被保険者の印鑑証明書

ニ 後遺障害の程度を証明する医師の診断書

(3) 入院保険金または通院保険金請求の場合

イ 当会社の定める傷害状況報告書

ロ 公の機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書

ハ 被保険者の印鑑証明書

ニ 傷害の程度を証明する医師の診断書

ホ 入院日数または通院日数を記載した病院または診療所の証明書類

2 被保険者または保険金を受け取るべき者が、保険金の請求を第三者に委任する場合には、前項の書類のほか、委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書を提出しなければなりません。

3 当会社は、前2項以外の書類の提出を求めることまたは前2項に規定する提出書類の一部の省略を認めることがあります。

4 被保険者または保険金を受け取るべき者が第1項もしくは第2項の規定に違反したときまたは提出書類につき知っている事実を告げなかったときもしくは不実のことを告げたときは、当会社は、保険金を支払いません。

(当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求)

第18条 当会社は、第16条（事故の通知）の規定による通知または前条の規定による請求を受けた場合で、当会社が必要と認めたときは、当会社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検

案書の提出を求めることができます。

2 前項の診断のために要した費用（収入の喪失を含みません。）は、当社が負担します。

3 第1項の規定による当社の求めに対し、正当な理由がなくこれに応じなかったときは、当社は、保険金を支払いません。

(代位)

第19条 当社が保険金を支払った場合でも、被保険者またはその相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当社に移転しません。

(特約の失効)

第20条 保険契約締結の後、第10条（死亡保険金の支払）の死亡保険金を支払うべき傷害以外の事由によって被保険者が死亡し、第2条（被保険者の範囲）の被保険者がいなくなったときは、この特約は、その効力を失います。

(準用規定)

第21条 この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこれに付帯される基本特約条項の規定を準用します。

別表1（第11条（後遺障害保険金の支払）関係）

1. 眼の障害

- | | |
|--|------|
| (1) 両眼が失明したとき | 100% |
| (2) 1眼が失明したとき | 60% |
| (3) 1眼の矯正視力が0.6以下となったとき | 5% |
| (4) 1眼が視野狭窄（正常視野の角度の合計の60%以下となった場合をいう）となったとき | 5% |

2. 耳の障害

- | | |
|--------------------------------|-----|
| (1) 両耳の聴力を全く失ったとき | 80% |
| (2) 1耳の聴力を全く失ったとき | 30% |
| (3) 1耳の聴力が50cm以上では通常の話声を解せないとき | 5% |

3. 鼻の障害

- | | |
|---------------------|-----|
| (1) 鼻の機能に著しい障害を残すとき | 20% |
|---------------------|-----|

4. 咀嚼、言語の障害

- | | |
|---------------------------|------|
| (1) 咀嚼または言語の機能を全く廃したとき | 100% |
| (2) 咀嚼または言語の機能に著しい障害を残すとき | 35% |
| (3) 咀嚼または言語の機能に障害を残すとき | 15% |
| (4) 歯に5本以上の欠損を生じたとき | 5% |

5. 外貌（顔面・頭部・頸部をいう）の醜状

- | | |
|--|-----|
| (1) 外貌に著しい醜状を残すとき | 15% |
| (2) 外貌に醜状（顔面においては直径2cmの瘢痕、長さ3cmの線状痕程度をいう）を残すとき | 3% |

6. 脊柱の障害

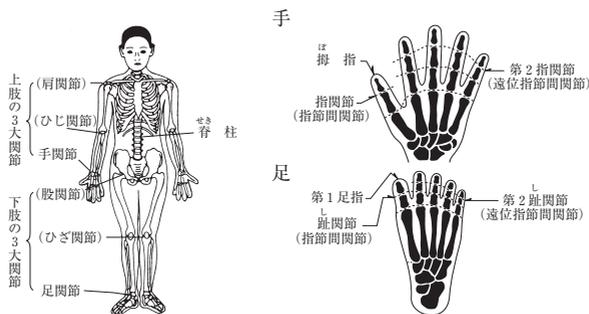
- | | |
|-----------------------------|-----|
| (1) 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を残すとき | 40% |
| (2) 脊柱に運動障害を残すとき | 30% |
| (3) 脊柱に奇形を残すとき | 15% |

7. 腕（手関節以上をいう）、脚（足関節以上をいう）の障害

- | | |
|--|-----|
| (1) 1腕または1脚を失ったとき | 60% |
| (2) 1腕または1脚の3大関節中の2関節または3関節の機能を全く廃したとき | 50% |

(3) 1腕または1脚の3大関節中の1関節の機能を全く廃したとき	35%
(4) 1腕または1脚の機能に障害を残すとき	5%
8. 手指の障害	
(1) 1手の ^ほ 拇指を指関節（指節間関節）以上で失ったとき	20%
(2) 1手の ^ほ 拇指の機能に著しい障害を残すとき	15%
(3) ^ほ 拇指以外の1指を第2指関節（遠位指節間関節）以上で失ったとき	8%
(4) ^ほ 拇指以外の1指の機能に著しい障害を残すとき	5%
9. 足指の障害	
(1) 1足の第1足指を趾関節（指節間関節）以上で失ったとき	10%
(2) 1足の第1足指の機能に著しい障害を残すとき	8%
(3) 第1足指以外の1足指を第2趾関節（遠位指節間関節）以上で失ったとき	5%
(4) 第1足指以外の1足指の機能に著しい障害を残すとき	3%
10. その他身体の著しい障害により終身常に介護を要するとき	
	100%

(注1) 第7号、第8号および第9号の規定中「以上」とは当該関節より心臓に近い部分をいいます。
(注2) 関節などの説明図



別表2（第12条（入院保険金の支払）第2項第2号関係）

1. 両眼の矯正視力が0.06以下になっていること
2. 咀嚼^そまたは言語の機能を失っていること
3. 両耳の聴力を失っていること
4. 両上肢の手関節以上のすべての関節の機能を失っていること
5. 1下肢の機能を失っていること
6. 胸腹部臓器の障害のため身体の自由が主に摂食、洗面等の起居動作に限られていること
7. 神経系統または精神の障害のため身体の自由が主に摂食、洗面等の起居動作に限られていること
8. その他上記部位の合併障害等のため身体の自由が主に摂食、洗面等の起居動作に限られていること

(注1) 第4項の規定中「手関節」および「関節」については別表1（注2）の関節の説明図によります。

(注2) 第4項の規定中「以上」とは当該関節より心臓に近い部分をいいます。

32 被災者補償担保特約条項

（保険金を支払う場合）

第1条 当会社は、この特約条項に従い、保険証券記載の建物（敷地内を含みます。以下「建物」といいます。）内において、訪問者（被保険者（その者が法人であるときは、その理事、取締役または法

人の業務を執行するその他の機関にある者) もしくは被保険者と生計を共にする親族またはそれら以外の者で保険証券記載の建物に居住する者以外をいいます。以下同様とします。) が、急激かつ偶然な外来の事故 (以下「事故」といいます。) によってその身体に傷害を被ったときは、被保険者が当該傷害を被った者 (以下「被災者」といいます。) に対して慣習として支払う見舞金 (弔慰金を含みます。以下同様とします。) の費用に対して、死亡見舞費用保険金、後遺障害見舞費用保険金、入院見舞費用保険金または通院見舞費用保険金 (以下「保険金」といいます。) を支払います。

2 前項の被災者には、次の各号のいずれかに該当する事故により建物または保険の目的である家財 (以下「家財」といいます。) に損害が生じた場合において、損害の拡大の防止もしくは軽減のために必要もしくは有益な活動を建物もしくは家財に対して行った者または傷害費用支払対象者 (被保険者もしくはその親族もしくは使用人 (被保険者が法人であるときは、その理事、取締役もしくはその他の機関にある者またはその従業員をいいます。)) をいいます。以下同様とします。) もしくは訪問者に対する緊急な救助活動を行った者 (傷害費用支払対象者および訪問者を除きます。) を含みます。

- (1) 火災
- (2) 落雷
- (3) 破裂または爆発 (気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。)

3 前2項の「傷害」には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取したときに急激に生ずる中毒症状 (継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。) を含みます。ただし、細菌性食物中毒は含みません。

(保険金を支払わない場合)

第2条 当会社は、次の各号に掲げる事由のいずれかによって生じた傷害については、保険金を支払いません。

- (1) 保険契約者もしくは被保険者 (これらの者から業務を委託された者およびその使用人を含みます。)、これらの者の法定代理人 (保険契約者または被保険者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関) または被災者の故意。ただし、被災者の故意については、当該被災者以外の者の被った傷害はこの限りではありません。
- (2) 被災者と同居および生計をともにする親族の故意
- (3) 被災者の法定相続人の故意。ただし、その者が一部の相続人である場合には、他の者が相続すべき金額については、この限りではありません。
- (4) 被災者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為。ただし、当該被災者以外の者の被った傷害については、この限りではありません。
- (5) 被災者の脳疾患、疾病または心神喪失。ただし、当該被災者以外の者の被った傷害については、この限りではありません。
- (6) 被災者の妊娠、出産、早産、流産または外科的手術その他の医療処置。ただし、当会社が保険金を支払うべき傷害を治療する場合は、この限りではありません。
- (7) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- (8) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似の事変または暴動
- (9) 核燃料物質 (使用済燃料を含みます。以下この号において同様とします。) もしくは核燃料物質によって汚染された物 (原子核分裂生成物を含みます。) の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- (10) 前3号の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- (11) 第9号以外の放射線照射または放射能汚染

2 当会社は、原因のいかんを問わず、頸部症候群 (いわゆる「むちうち症」) または腰痛で他覚症状のないものに対しては、保険金を支払いません。

3 当会社は、次の各号のいずれかに該当する傷害については保険金を支払いません。

- (1) 被保険者の使用人 (被保険者が法人である場合は、その役員を含みます。) が被保険者の業務に従事中に被った傷害
- (2) 建物の保守、保安、点検、警備、清掃その他これらに類似の業務 (消防を除きます。) または新築、改築、増築、改造、修理、取りこわしその他の工事に従事する者が、これらの業務または工事に従事中に被った傷害

4 当会社は、被保険者が損害賠償金として負担した費用については、保険金を支払いません。

(死亡見舞費用保険金の支払額)

第3条 当社は、被災者が第1条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡し、被保険者が見舞金を支払う場合には、被災者1名につき保険証券記載の保険金額（以下「保険金額」といいます。）の全額（当該被災者について、同一の事故による傷害に対して、既に支払った後遺障害見舞費用保険金がある場合は、保険金額から、既に支払った金額を控除した残額）を限度として、見舞金の額を死亡見舞費用保険金として被保険者に支払います。

（後遺障害見舞費用保険金の支払額）

第4条 当社は、被災者が第1条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の日からその日を含めて180日以内に後遺障害（身体に残された将来においても回復できない機能の重大な障害または身体の一部の欠損で、かつ、その原因となった傷害がなかつた後のものをいいます。以下同様とします。）が生じ、被保険者が見舞金を支払う場合には、被災者1名につき保険金額に別表1の各号に掲げる割合を乗じた額を限度として、見舞金の額を後遺障害見舞費用保険金として被保険者に支払います。

- 2 前項の規定にかかわらず、被災者が事故の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にあるときは、当社は、事故の日からその日を含めて181日目における医師（被災者または被保険者が医師である場合は、これらの者以外の医師をいいます。以下同様とします。）の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、後遺障害見舞費用保険金を支払います。
- 3 別表1の各号に掲げていない後遺障害に対しては、身体の障害の程度に応じ、かつ、別表1の各号の区分に準じ、後遺障害見舞費用保険金の支払額を決定します。ただし、別表1の第1項第3号および第4号、第2項第3号、第4項第4号ならびに第5項第2号に規定する機能障害に至らない障害に対しては、後遺障害見舞費用保険金を支払いません。
- 4 同一事故により2種以上の後遺障害が生じた場合には、当社は、その各々に対し前3項を適用し、その合計額を支払います。ただし、別表1の第7項、第8項または第9項に規定する上肢（腕および手）または下肢（脚および足）の後遺障害に対しては、1肢ごとの後遺障害見舞費用保険金は、保険金額の60%をもって限度とします。
- 5 前各項の規定に基づいて、当社が支払うべき後遺障害見舞費用保険金の額は、被災者1名につき保険金額をもって限度とします。

（入院見舞費用保険金の支払額）

第5条 当社は、被災者が第1条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の日からその日を含めて180日以内に、平常の業務に従事することまたは平常の生活ができなくなり、かつ、入院し、被保険者が見舞金を支払う場合には、被災者1名につきその状態にある期間（以下「入院期間」といいます。）に応じて次に掲げる額を限度として、見舞金の額を入院見舞費用保険金として被保険者に支払います。

- (1) 入院期間が31日以上るとき
保険金額×20／100
- (2) 入院期間が15日以上30日以内るとき
保険金額×10／100
- (3) 入院期間が8日以上14日以内るとき
保険金額×6／100
- (4) 入院期間が7日以内るとき
保険金額×4／100

2 前項の「入院」とは、次の各号のいずれかに該当する状態をいいます。

- (1) 医師による治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念すること。
 - (2) 別表2に掲げる各号のいずれかに該当し、かつ、医師の治療を受けていること。
- 3 被災者が第1項の見舞金の支払いを受けられる期間中新たに他の傷害を被つたとしても、当社は、重複しては同項の入院見舞費用保険金を支払いません。

（通院見舞費用保険金の支払額）

第6条 当社は、被災者が第1条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障が生じ、かつ、通院し、被保険者が見舞金を支払う場合には、その通院日数（往診日数を含みます。以下同様とします。）に応じて、次に掲げる額を限度として、見舞金の額を通院見舞費用保険金として被保険者に支払います。ただし、平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障がない程度になつた時以後の通院に対しては、その日数を通院

日数に含めません。

- (1) 通院日数が31日以上るとき
保険金額×5／100
 - (2) 通院日数が15日以上30日以内るとき
保険金額×3／100
 - (3) 通院日数が8日以上14日以内るとき
保険金額×2／100
 - (4) 通院日数が7日以内るとき
保険金額×1／100
- 2 前項の「通院」とは、医師による治療が必要な場合において、病院または診療所に通い、医師の治療を受けること（往診を含みます。）をいいます。
- 3 被災者が通院をしない場合においても、傷害の部位または態様により、平常の業務に従事することまたは平常の生活に著しい支障があると当社が認めた日数については、第1項の通院日数に含めません。
- 4 当社は、第1項および前項の規定にかかわらず、前条に規定する入院見舞費用保険金が支払われる期間中の通院および事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院については、第1項の通院日数に含めません。
- 5 被災者が第1項の見舞金の支払を受けられる期間中新たに他の傷害を被ったとしても、当社は、重複しては通院見舞費用保険金を支払いません。

(保険金の支払)

第7条 当社は、見舞金のうち、被保険者が負担することが必要かつやむを得ないものとして当社が正当と認めた部分についてのみ保険金を支払います。

- 2 被保険者または保険金を受け取るべき者が、見舞金について第三者から損害の賠償として支払を受けることができた場合には、その支払を受けることができた金額に対しては、保険金を支払いません。

(他の身体の障害または疾病の影響)

第8条 被災者が第1条（保険金を支払う場合）の傷害を被ったとき既に存在していた身体の障害もしくはは疾病の影響により、または同条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくはは疾病の影響により同条の傷害が重大となったときは、当社は、その影響がなかった場合に相当する金額を決定してこれを支払います。

- 2 正当な理由がなくて、被災者が治療を怠りまたは保険契約者、被保険者もしくは見舞金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより第1条（保険金を支払う場合）の傷害が重大となったときも、前項と同様の方法で支払います。

(他の保険契約がある場合の保険金の支払額)

第9条 第1条（保険金を支払う場合）の損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約がある場合において、それぞれの保険契約について他の保険契約がないものとして算出した支払責任額の合計額が、見舞金の額または第3条（死亡見舞費用保険金の支払額）から第6条（通院見舞費用保険金の支払額）までの規定により適用すべき支払限度額（他の保険契約に、これを超えるものがあるときは、これらの限度額のうち最も高い額。以下「支払限度額」といいます。）のいずれか低い額を超えるときは、当社は、次の算式によって算出した額を保険金として支払います。

$$\text{見舞金の額または支払限度額のうち低い額} \times \frac{\text{この保険契約の支払責任額}}{\text{それぞれの保険契約の支払責任額の合計額}} = \text{保険金の額}$$

(準用規定)

第10条 この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、新火災保険普通保険約款およびこれに付帯される基本特約条項の規定を準用します。

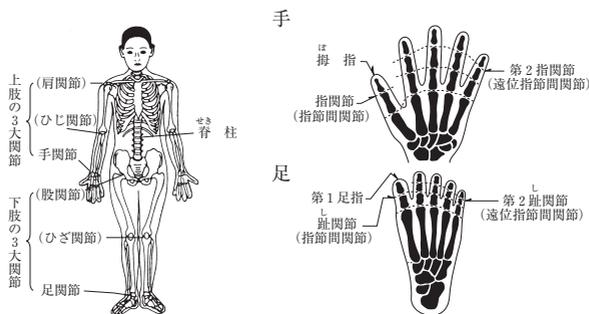
別表1（第4条（後遺障害見舞費用保険金の支払額）関係）

1. 眼の障害

- | | |
|-------------------------|------|
| (1) 両眼が失明したとき | 100% |
| (2) 1眼が失明したとき | 60% |
| (3) 1眼の矯正視力が0.6以下となったとき | 5% |

(4) 1眼が視野狭窄（正常視野の角度の合計の60%以下となった場合をいう）となったとき…	5%
2. 耳の障害	
(1) 両耳の聴力を全く失ったとき ……………	80%
(2) 1耳の聴力を全く失ったとき ……………	30%
(3) 1耳の聴力が50cm以上では通常の話声を解せないとき ……………	5%
3. 鼻の障害	
(1) 鼻の機能に著しい障害を残すとき ……………	20%
4. 咀嚼（ <small>そ</small> しゃく）、言語の障害	
(1) 咀嚼または言語の機能を全く廃したとき ……………	100%
(2) 咀嚼または言語の機能に著しい障害を残すとき ……………	35%
(3) 咀嚼または言語の機能に障害を残すとき ……………	15%
(4) 歯に5本以上の欠損を生じたとき ……………	5%
5. 外貌（顔面・頭部・頸部をいう）の醜状	
(1) 外貌に著しい醜状を残すとき ……………	15%
(2) 外貌に醜状（顔面においては直径2cmの皰痕、長さ3cmの線状痕程度をいう）を残すとき …	3%
6. 脊柱の障害	
(1) 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を残すとき ……………	40%
(2) 脊柱に運動障害を残すとき ……………	30%
(3) 脊柱に奇形を残すとき ……………	15%
7. 腕（手関節以上をいう）、脚（足関節以上をいう）の障害	
(1) 1腕または1脚を失ったとき ……………	60%
(2) 1腕または1脚の3大関節中の2関節または3関節の機能を全く廃したとき ……………	50%
(3) 1腕または1脚の3大関節中の1関節の機能を全く廃したとき ……………	35%
(4) 1腕または1脚の機能に障害を残すとき ……………	5%
8. 手指の障害	
(1) 1手の拇指を指関節（指節間関節）以上で失ったとき……………	20%
(2) 1手の拇指の機能に著しい障害を残すとき ……………	15%
(3) 拇指以外の1指を第2指関節（遠位指節間関節）以上で失ったとき……………	8%
(4) 拇指以外の1指の機能に著しい障害を残すとき ……………	5%
9. 足指の障害	
(1) 1足の第1足指を趾関節（指節間関節）以上で失ったとき……………	10%
(2) 1足の第1足指の機能に著しい障害を残すとき ……………	8%
(3) 第1足指以外の1足指を第2趾関節（遠位指節間関節）以上で失ったとき ……………	5%
(4) 第1足指以外の1足指の機能に著しい障害を残すとき ……………	3%
10. その他身体の著しい障害により終身常に介護を要するとき……………	100%
(注1) 第7号から第9号までの規定中「以上」とは当該関節より心臓に近い部分をいいます。	

(注2) 関節などの説明図



別表2（第5条（入院見舞費用保険金の支払額）第2項関係）

1. 両眼の矯正視力が0.06以下になっていること
 2. 咀嚼または言語の機能を失っていること
 3. 両耳の聴力を失っていること
 4. 両上肢の手関節以上のすべての関節の機能を失っていること
 5. 1下肢の機能を失っていること
 6. 胸腹部臓器の障害のため身体の自由が主に摂食、洗面等の起居動作に限られていること
 7. 神経系統または精神の障害のため身体の自由が主に摂食、洗面等の起居動作に限られていること
 8. その他上記部位の合併障害等のため身体の自由が主に摂食、洗面等の起居動作に限られていること
- (注1) 第4項の規定中「手関節」および「関節」については、別表1（注2）の関節の説明図によります。
(注2) 第4項の規定中「以上」とは当該関節より心臓に近い部分をいいます。

33 バリアフリー改修費用担保特約条項

(保険金を支払う場合)

第1条 当会社は、この特約条項に従い、費用支払対象者が、保険証券記載の保険期間（以下「保険期間」といいます。）中に生じた急激かつ偶然な外来の事故によって身体に傷害（身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸取または摂取したときに急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、継続的に吸入、吸取または摂取した結果生ずる中毒症状および細菌性食物中毒は含みません。以下同様とします。）を被った結果、事故の日からその日を含めて180日以内に別表1に掲げる後遺障害（ただし、後遺障害が事故の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にあるときは、事故の日からその日を含めて181日目における医師（被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。以下同様とします。）の診断に基づき後遺障害の程度を認定します。）が生じ、かつ要介護状態となったことの直接の結果として、被保険者が、保険の目的である保険証券記載の建物（以下「建物」といいます。）の改造を行った場合に被保険者が負担した費用に対して、バリアフリー改修費用保険金を支払います。

(用語の定義)

第2条 この特約条項において、次に掲げる用語は、それぞれ次の定義に従います。

- (1) 費用支払対象者
次に掲げるものをいいます。
 - イ. 被保険者（保険の目的である建物に居住している被保険者に限ります。以下この号において同様とします。）
 - ロ. 被保険者の配偶者
 - ハ. 被保険者またはその配偶者と生計を共にする同居の親族
 - ニ. 被保険者またはその配偶者と生計を共にする別居の未婚の子
- (2) 要介護状態

歩行、食事、排せつ、入浴または衣類の着脱のいずれかの行為の際に、補助用具を用いても、それぞれ別表2の各項に規定するいずれの状態またはそれらと同程度の介護を必要とする状態であるために、常に他人の介護が必要である状態をいいます。

(保険金を支払わない場合)

第3条 当会社は、次の各号のいずれかに該当する事由によって要介護状態が発生した結果、被保険者が負担した費用に対しては、保険金を支払いません。

- (1) 保険契約者（保険契約者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。）または被保険者の故意
- (2) 保険金を受け取るべき者の故意。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合には、他の者が受け取るべき金額については、この限りではありません。
- (3) 地震、噴火またはこれらによる津波
- (4) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変もしくは暴動
- (5) 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- (6) 前3号の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- (7) 第5号以外の放射性照射または放射能汚染

2 当会社は、次の各号のいずれかに該当する事由によって要介護状態が発生した結果被保険者が負担した費用に対しては、保険金を支払いません。ただし、保険金を支払わないのは当該費用支払対象者が要介護状態となった結果、被保険者が負担した費用に限ります。

- (1) 費用支払対象者の故意
- (2) 費用支払対象者が法令に定められた運転資格を持たないで、または、酒に酔って正常な運転ができないおそれがある状態で、自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故
- (3) 費用支払対象者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- (4) 費用支払対象者の麻薬、あへん、大麻または覚醒剤等の使用。ただし、治療を目的として医師がこれらのものを用いた場合は、この限りではありません。
- (5) 費用支払対象者のアルコール依存、薬物依存または薬物乱用。ただし、治療を目的として医師が薬物を用いた場合は、この限りではありません。
- (6) 費用支払対象者の脳疾患、疾病または心神喪失。
- (7) 費用支払対象者の妊娠、出産、早産、流産または外科的手術その他の医療処置。ただし、当会社が保険金を支払うべき傷害を治療する場合には、この限りではありません。
- (8) 費用支払対象者の先天性異常
- (9) 頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛で他覚症状のないもの。
- (10) 正当な理由がなく費用支払対象者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったこと。

(11) 次のいずれかに該当する間に生じた事故

イ. 費用支払対象者が別表3に掲げるもののいずれかに該当する運動等を行っている間

ロ. 費用支払対象者の職業が別表4に掲げるもののいずれかに該当する場合において、費用支払対象者が当該職業に従事している間

ハ. 費用支払対象者が自動車、原動機付自転車、モーターボート（水上オートバイを含みます。）、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類する乗用具による競技、競争、興行もしくはそれぞれのための練習または試運転（性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。）をしている間。ただし、自動車または原動機付自転車をを用いて道路上でこれらのことを行っている間については、この限りではありません。

(保険金の支払額)

第4条 当会社は、要介護状態となった費用支払対象者の介護を行うために被保険者が負担した必要かつ有益な建物の改造費用で、当社が妥当と認めた額を、第1条（保険金を支払う場合）のバリアフリー改修費用保険金として、支払います。ただし、事故の日からその日を含めて910日以内に負担したものに限りです。また、保険期間中に発生した全ての事故を通じ、建物の保険金額の30%または500万円のいずれか低い額を限度とします。

2 前項の場合において、当会社は、被保険者に次のいずれかの給付等があるときは、その額を被保険者が負担した同項の費用の額から差し引くものとします。

- (1) 前項の費用について第三者により支払われた損害賠償金

(2) 前項の費用をてん補するために行われたその他の給付（重複保険により支払われる保険金は除きます。）

(他の保険契約がある場合の保険金の支払額)

第5条 第1条（保険金を支払う場合）の費用に対して保険金を支払うべき他の保険契約がある場合において、それぞれの保険契約について他の保険契約がないものとして算出した支払責任額の合計額が、被保険者が負担した費用の額を超えるときは、当会社は、次の算式によって算出した額を保険金として支払います。

$$\text{この保険契約の支払保険金の額} = \text{被保険者が負担した費用の額} \times \frac{\text{この保険契約の支払責任額}}{\text{それぞれの保険契約の支払責任額の合計額}}$$

(通知義務その1－傷害事故発生時)

第6条 保険契約者または被保険者は、費用支払対象者が第1条（保険金を支払う場合）に規定する傷害を被ったときは、その原因となった事故の日からその日を含めて30日以内に事故発生の状況および傷害の程度を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当社が書面による通知または説明を求めたときは、これに応じなければなりません。

2 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく前項の規定に違反したとき、またはその通知もしくは説明において知っている事実を告げなかったときもしくは不実のことを告げたときは、当会社は、保険金を支払いません。

(通知義務その2－要介護状態発生時)

第7条 保険契約者または被保険者は、費用支払対象者が第1条（保険金を支払う場合）に規定する要介護状態となった場合は、速やかにこれを後遺障害および要介護状態の内容を証明する医師の診断書を添えて書面により通知し、その通知の内容について当社が説明を求めたときは、これに応じなければなりません。

2 前項の規定にかかわらず、費用支払対象者が事故発生後その日を含めて180日を超えてなお治療を要する場合には、保険契約者または被保険者は、速やかにその日を含めて181日目における医師の診断書を添えて書面により通知し、その通知の内容について当社が説明を求めたときは、これに応じなければなりません。

3 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく前2項の規定に違反したとき、またはその通知もしくは説明において知っている事実を告げなかったときもしくは不実のことを告げたときは、当会社は、保険金を支払いません。

(通知義務その3－費用発生時)

第8条 保険契約者または被保険者は、第1条（保険金を支払う場合）に規定する事由の結果として建物を改造しようとするときは、事前に当会社に通知し、当会社所定の書類を提出しなければなりません。

2 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく前項の規定に違反したとき、または提出書類につき知っている事実を告げなかったときもしくは不実のことを告げたときは、当会社は、保険金を支払いません。

(保険金の請求)

第9条 当会社に対する保険金請求は、被保険者が負担する建物の改造に要する費用が確定したときからこれを行うことができます。

2 被保険者が保険金の請求をする場合には、建物改造に要する費用が確定してからその日を含めて30日以内に、当会社の定める保険金請求書および建物改造に要する費用を証明する書類その他当社が必要と認める書類を、当会社に提出しなければなりません。

3 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく前項の規定に違反したとき、または提出書類につき知っている事実を告げなかったときもしくは不実のことを告げたときは、当会社は、保険金を支払いません。

(当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求)

第10条 当会社は、第6条（通知義務その1－傷害事故発生時）から前条までに規定する書類を受け取った場合で、当社が必要と認めたときは、当会社の指定する医師が作成した費用支払対象者の診断書または死体検案書の提出を、保険契約者、被保険者等の関係者に対して求めることができます。

2 前項の診断のために要した費用（収入の喪失を含みません。）は、当社が負担します。

3 第1項の規定による当会社の求めに対し、正当な理由がなくこれに応じなかったときは、当会社は、保険金を支払いません。

(この特約条項が付帯された保険契約との関係)

第11条 この特約条項が付帯された保険契約が無効の場合は、この特約条項もまた無効とします。

2 この特約条項が付帯された保険契約が保険期間の中途において終了した場合は、この特約も同時に終了するものとします。

(準用規定)

第12条 この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、新火災保険普通保険約款およびこれに付帯される基本特約条項の規定を準用します。

別 表 1 (第 1 条 (保険金を支払う場合) 関係)

後 遺 障 害 表

1. 後遺障害第 1 級

- (1) 両眼が失明したもの
- (2) 咀嚼^そおよび言語の機能を廃したもの
- (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
- (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
- (5) 両上肢をひじ関節以上で失ったもの
- (6) 両上肢の用を全廃したもの
- (7) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの
- (8) 両下肢の用を全廃したもの

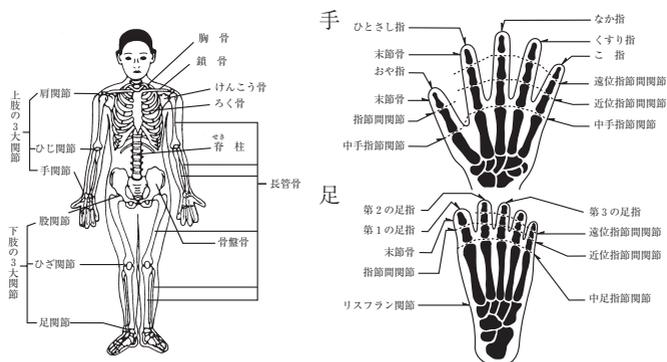
2. 後遺障害第 2 級

- (1) 1 眼が失明し、他眼の矯正視力^{きょうせい}(視力の測定は万国式試視力表によるものとします。以下同様とします。)が0.02以下になったもの
- (2) 両眼の矯正視力が0.02以下になったもの
- (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの
- (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの
- (5) 両上肢を手関節以上で失ったもの
- (6) 両下肢を足関節以上で失ったもの

3. 後遺障害第 3 級

- (1) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの
- (2) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの

注 関節などの説明図



別 表2（第2条（用語の定義）第2号関係）

1. 歩行

- (1) 両手両足を付けて這ったり、膝・尻をつけて進んだりしないと移動できない。
- (2) 自分では寝返りおよびベッドの上の小移動しかできない。
- (3) 自分では全く移動することができない。

2. 食事

- (1) 食器または食物を工夫しても自分では食事ができない。
- (2) 自分では全く食事ができない。（身体の障害により療養中であり、経口食が禁じられ、点滴で栄養をとっている、または、流動食に限られている場合を含む。）

3. 排せつ

- (1) 自分では拭取りの始末ができない。
- (2) 自分では座位を保持することができない。
- (3) かなりの頻度で失禁してしまうので、おむつまたは特別な器具を使用している。
- (4) 医師からの絶対安静を命じられているため、しびん等を使用している。

4. 入浴

- (1) 自分では体を洗ったり拭いたりすることができない。
- (2) 自分では浴槽の出入りができない。
- (3) 自分では全く入浴ができない。

5. 衣類の着脱

衣類を工夫しても自分では全く手足を衣類に通せない。

別 表3（第3条（保険金を支払わない場合）第2項第11号イ. 関係）

第3条（保険金を支払わない場合）第2項第11号イ. の「運動」とは、次に掲げるものをいいます。
山岳登はん（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの）、リュージュ、ボブスレー、航空機（グライダーおよび飛行船を除きます。）操縦（ただし、職務として操縦する場合を除きます。）、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

別 表4（第3条（保険金を支払わない場合）第2項第11号ロ. 関係）

第3条（保険金を支払わない場合）第2項第11号ロ. の危険な「職業」とは、次に掲げるものをいいます。

オートテスター（テストライダー）、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート競争選手、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含みます。）、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます。）、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

34 家賃担保特約条項

（保険金を支払う場合）

第1条 この特約条項が新火災保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）および家庭保険基本特約条項に付帯された場合は、当会社は、この特約条項に従い、この特約の保険の目的が、家庭保険基本特約条項第1条（保険金を支払う場合－損害保険金および水害保険金）各項のいずれかに該当する事故によって損害を受けた結果生じた家賃の損失に対して、保険金を支払います。

2 この特約条項が普通約款および住宅総合保険基本特約条項に付帯された場合は、当会社は、この特約条項に従い、この特約の保険の目的が、住宅総合保険基本特約条項第1条（保険金を支払う場合）第1項または第3項の各号のいずれかに該当する事故によって損害を受けた結果生じた家賃の損失に対して、保険金を支払います。

3 この特約条項が普通約款および住宅火災保険基本特約条項に付帯された場合は、当会社は、この特約条項に従い、この特約の保険の目的が、住宅火災保険基本特約条項第1条（保険金を支払う場合）第1項各号のいずれかに該当する事故によって損害を受けた結果生じた家賃の損失に対して、保険金を支払います。

（保険金支払の条件）

第2条 当会社は、保険の目的について生じた損害に対して、普通約款およびこの特約条項が付帯された基本特約条項の規定により保険金が支払われるべき場合に限り、前条の損失に対して、保険金を支払います。

(賃貸の不継続)

第3条 被保険者が、損害を受けた保険の目的の復旧もしくはそれに代わる他の建物の再取得をしないときまたは復旧した建物もしくは再取得した建物の賃貸を継続しないときは、この特約は、損害発生の時にさかのぼって効力を失います。ただし、法令による規制その他やむを得ない事情があると認められる場合は、この限りではありません。

(用語の定義)

第4条 この特約条項の用語は、それぞれ次の定義に従います。

(1) 家賃

建物の賃貸料（区分して賃貸される建物の場合には、それぞれの戸室の賃貸料をその建物について合計した額）で、次に掲げる使用料金、一時金および賄料を含まないものをいいます。また賃借人のいない戸室については、それが一時的と認められる限りにおいて、その賃貸料は家賃に算入されません。

イ 水道、ガス、電気、電話等の使用料金

ロ 権利金、礼金、敷金その他の一時金

ハ 賄料

(2) 復旧期間

保険の目的が損害を受けた時からそれを遅滞なく復旧した時またはそれに代わる他の建物を再取得した時までまでに要した期間をいいます。ただし、構造の改良または規模の拡張を伴った場合には、保険の目的を罹災直前の状態に復旧するために通常要すると認められる期間（以下「推定復旧期間」といいます。）を超えないものとし、また、損害を受けた保険の目的の復旧または再取得をしない場合で、前条但書きに該当するときは、推定復旧期間をもって復旧期間とみなします。

(3) 約定復旧期間

復旧期間を基準として、当事者が約定した期間をいいます。

(保険価額)

第5条 この特約の保険価額は、損害が生じた時における保険の目的の家賃月額に約定復旧期間月数を乗じた額とします。

(保険金の支払額)

第6条 当社が第1条（保険金を支払う場合）の保険金として支払うべき損失の額は、保険価額によって定めます。

2 保険金額が保険価額と同額であるときまたはこれを超えるときは、当社は、保険価額を限度とし、家賃について復旧期間（約定復旧期間を限度とします。以下同様とします。）内に生じた損失の額を保険金として、支払います。

3 保険金額が保険価額よりも低いときは、当社は、次の算式によって算出した額を保険金として、支払います。

$$\text{家賃について復旧期間内に生じた損失の額} \times \frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額}} = \text{保険金の額}$$

(保険金支払の時期)

第7条 当社は、復旧期間が終了した後に保険金を支払います。

2 復旧期間が1か月を超えた場合において、被保険者の要求がある場合は、当社は、前項の規定にかかわらず、毎月末に保険金の内払をすることがあります。

(他の保険契約)

第8条 第1条（保険金を支払う場合）の損失に対して保険金を支払うべき他の保険契約がある場合において、それぞれの保険契約につき他の保険契約がないものとして算出した支払責任額の合計額が家賃について復旧期間内に生じた損失の額を超えるときは、当社は、次の算式によって算出した額を保険金として、支払います。

$$\text{家賃について復旧期間内に生じた損失の額} \times \frac{\text{この保険契約の支払責任額}}{\text{それぞれの保険契約の支払責任額の合計額}} = \text{保険金の額}$$

(準用規定)

第9条 この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款

およびこの特約が付帯された基本特約条項の規定を準用します。

35 建てかえ費用担保特約条項

(保険金を支払う場合)

第1条 当社は、この特約条項により、保険の目的である保険証券記載の建物（以下「建物」といいます。）について、家庭保険基本特約条項（以下「基本特約」といいます。）第1条（保険金を支払う場合－損害保険金および水害保険金）の損害保険金または水害保険金が支払われる場合において、次の各号に掲げる条件をすべて満たすときは、被保険者が保険の目的である建物を建てかえるために負担する費用に対して、建てかえ費用保険金を支払います。

(1) 基本特約第8条（損害保険金の支払額－建物の場合）または第10条（水害保険金の支払額－建物および家財の場合）の規定による損害の額（この特約を適用する損害発生後の損害額を含みます。以下「損害額」といいます。）の再調達価額に対する割合が70%以上で、かつ100%未満であること。
(2) 損害を受けた建物と同一用途の建物に建てかえること。

2 当社は、前項の建てかえに際して損害を受けた建物を取りこわす場合は、取りこわしのために被保険者が負担する取りこわし費用に対して、取りこわし費用保険金を支払います。

(保険金を支払わない場合)

第2条 当社は、建物に損害が生じた日からその日を含めて2年の期間内に建てかえを完了しない場合については、保険金を支払いません。ただし、法令による規制その他やむを得ない事情がある場合には、あらかじめ当会社の承認を得て、建てかえの期間を変更することができます。

(建てかえの通知)

第3条 保険契約者または被保険者は、建てかえを開始したときは、遅滞なく、書面をもってその旨を当会社に通知しなければなりません。

(建てかえ費用保険金の支払額)

第4条 当社は、第1条（保険金を支払う場合）第1項の建てかえ費用保険金として、建物の建てかえに要する建築費用を支払います。ただし、再調達価額から損害保険金（基本特約第8条（損害保険金の支払額－建物の場合）または第10条（水害保険金の支払額－建物および家財の場合）の規定により算出される支払額で、この特約を適用する損害発生後の損害による支払額を含みます。以下同様とします。）を差し引いた額を限度とします。

(取りこわし費用保険金の支払額)

第5条 当社は、第1条（保険金を支払う場合）第2項の取りこわし費用保険金として、建物の取りこわしに要する費用（保険の目的の復旧に必要な取りこわし費用について損害保険金として支払われた金額を控除します。）を支払います。ただし、前条によって算出される建てかえ費用保険金の10%に相当する額を限度とします。

(保険金の支払額一他に長期保険契約がある場合の取扱い)

第6条 この特約条項の付帯された保険契約に、他の長期保険契約（価額協定保険特約条項およびこれに類似の特約を付帯しない他の保険契約で保険証券記載の保険期間（以下「保険期間」といいます。）が1年を超えるものをいいます。以下同様とします。）があるときは、第4条（建てかえ費用保険金の支払額）において、当社は、保険金額から損害保険金を差し引いた残額を限度として、建てかえ費用保険金を支払います。

2 この特約条項の付帯された保険契約に他の長期保険契約があるときは、前条ただし書きにかかわらず、当社は、次の算式によって算出される額を限度として、取りこわし費用保険金を支払います。

$$\left(\text{再調達価額} - \text{損害額} \right) \times \frac{\text{保険金額}}{\text{再調達価額}} \times 10\% = \text{取りこわし費用保険金の支払限度額}$$

(他の保険契約がある場合の保険金の支払額)

第7条 基本特約第1条（保険金を支払う場合－損害保険金および水害保険金）の損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約がある場合においては、第4条（建てかえ費用保険金の支払額）において、当社は、再調達価額から他の保険契約を含めた損害保険金の合計額を差し引いた残額を限度として、建てかえ費用保険金を支払います。

(罹災建物に残存価値がある場合または第三者に譲渡する場合の取扱い)

第8条 当社が、この特約条項の規定により保険金を支払う場合で、損害を受けた建物を取りこわすことなくいずれかの用途に使用するか、または第三者に譲渡する場合は、譲渡額等（いずれかの用途に使用した建物の価額または被保険者が譲渡によって得た額をいいます。以下同様とします。）を建

てかえ費用保険金から差し引くものとします。

(建てかえ費用を支払う他の保険契約がある場合の保険金の支払額)

第9条 第1条（保険金を支払う場合）第1項の建てかえ費用に対して保険金を支払うべき他の保険契約がある場合において、それぞれの保険契約につき他の保険契約がないものとして算出した支払責任額の合計額が、再調達価額から他の保険契約を含めた損害保険金の合計額および譲渡額を差し引いた残額を超えるときは、当社は、次の算式によって算出した額を限度として、建てかえ費用保険金を支払います。ただし、他の保険契約がないものとして、算出した支払責任額を限度とします。

$$\text{再調達価額} - \frac{\text{他の保険契約を含めた損害保険金の合計額}}{\text{他の保険契約によって支払われるべき建てかえ費用保険金の額}} - \text{譲渡額等} = \text{建てかえ費用保険金の支払限度額}$$

(取りこわし費用を支払う他の保険契約がある場合の保険金の支払額)

第10条 第1条（保険金を支払う場合）第2項の取りこわし費用に対して保険金を支払うべき他の保険契約がある場合において、それぞれの保険契約につき他の保険契約がないものとして算出した支払責任額の合計額が、再調達価額から他の保険契約を含めた損害保険金の合計額を差し引いた残額の10%を超えるときは、当社は、次の算式によって算出した額を限度として、取りこわし費用保険金を支払います。ただし、他の保険契約がないものとして算出した支払責任額を限度とします。

$$(\text{再調達価額} - \text{損害保険金の合計額}) \times 10\% - \frac{\text{他の保険契約によって支払われるべき取りこわし費用保険金の額}}{\text{取りこわし費用保険金の支払限度額}} = \text{取りこわし費用保険金の支払限度額}$$

(保険金の支払時期)

第11条 当社は、保険契約者または被保険者が建てかえの完了を当社に通知した日からその日を含めて30日以内に、この特約条項による保険金を支払います。

2 当社は、被保険者の要求がある場合には、前項の規定にかかわらず、取りこわしの完了を通知した日からその日を含めて30日以内に、第1条（保険金を支払う場合）第2項の取りこわし費用保険金を支払います。

3 当社が前2項の期間内に必要な調査を終えることができないときはこれを終えた後、遅滞なく、保険金を支払います。

(当社が保険金を支払う場合の保険契約)

第12条 当社がこの特約条項の規定により保険金を支払う場合は、損害を受けた建物を取りこわした時点で、この保険契約は終了します。

2 当社がこの特約条項の規定により保険金を支払う場合で、被保険者が損害を受けた建物を第三者へ譲渡する場合は、その譲渡の時点で、この特約条項は終了します。

(この特約条項が付帯された保険契約との関係)

第13条 この特約条項が付帯された保険契約が無効のときは、この特約条項もまた無効とします。

2 この特約条項が付帯された保険契約が保険期間の中途において終了したときは、この特約条項も同時に終了するものとします。

(準用規定)

第14条 この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、新火災保険普通保険約款および基本特約の規定を準用します。

36 共用部分修理費用担保特約条項

(保険金を支払う場合)

第1条 当社は、この特約条項に従い、保険の目的である建物または保険の目的である家財を収容する建物が区分所有された共同住宅建物の専有部分である場合において、家庭保険基本特約条項（以下「基本特約」といいます。）第1条（保険金を支払う場合－損害保険金および水害保険金）第1項から第3項までまたは第5項の事故によって、専ら被保険者が使用または管理する共用部分が損害（同特約第3条（保険金を支払わない場合）第2項または新火災保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第2条（保険金を支払わない場合）に掲げる事由による損害を除きます。）を受けた場合、または同特約第1条第6項の事故によって、専ら被保険者が使用または管理する共用部分が損害（普通約款第2条または基本特約第3条第2項もしくは第3項に掲げる事由による損害を除きます。）を

受けた場合に、当該共同住宅の居住者で構成される管理組合の規約にもとづき、被保険者に修復の義務が生じたときは、被保険者が負担した当該共用部分の修復に要した費用に対して、共用部分修理費用保険金を支払います。

(保険金の支払額)

第2条 当社が前条の保険金として支払う額は、1回の事故につき1構内ごとに10万円を限度とします。

2 前項の場合において、当社は、同項の規定によって支払うべき共用部分修理費用保険金とこの保険契約で支払われる他の保険金との合計額が保険金額を超える時でも、支払います。

(他の保険契約がある場合の保険金の支払額)

第3条 第1条（保険金を支払う場合）の費用に対して保険金を支払うべき他の保険契約（この保険契約において、同条の費用に対して保険金が支払われるべき場合は、被保険者の所有する建物または家財で、この保険契約の保険の目的以外のものについて締結された保険契約であっても、これを含みます。）がある場合において、それぞれの保険契約につき他の保険契約がないものとして算出した支払責任額の合計額が、共用部分修理費用の額を超えるときは、当社は、次の算式によって算出した額を共用部分修理費用保険金として支払います。ただし、前条の額を限度とします。

$$\text{共用部分修理費用の額} \times \frac{\text{この保険契約の支払責任額}}{\text{それぞれの保険契約の支払責任額の合計額}} = \text{第1条の保険金の額}$$

(準用規定)

第4条 この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款および基本特約の規定を準用します。

37 借家人賠償責任担保特約条項

(保険金を支払う場合)

第1条 当社は、保険証券記載の被保険者の借用する保険証券記載の建物の戸室（以下「借用戶室」といいます。）が、被保険者の責めに帰すべき事由に起因する次の各号のいずれかに該当する事故（以下「事故」といいます。）により、滅失、き損または汚損（以下「損壊」といいます。）した場合において、被保険者が借用戶室についてその貸主（転貸人を含みます。以下同様とします。）に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被ったときは、この特約条項に従い、保険金を支払います。

- (1) 火災
- (2) 破裂または爆発（「破裂または爆発」とは、気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。）
- (3) 給排水設備（スプリンクラー設備・装置を含みます。以下同様とします。）の使用または管理に起因する漏水、放水または溢水による水濡れ。ただし、給排水設備に生じた損害を除きます。
- (4) 盗難（強盗、窃盗またはこれらの未遂をいいます。）

(保険金を支払わない場合)

第2条 当社は、借用戶室が次の各号のいずれかに該当する事由によって損壊した場合において、被保険者が被った損害に対しては、保険金を支払いません。

- (1) 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人（保険契約者または被保険者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）の故意
 - (2) 被保険者の心神喪失または指図
 - (3) 借用戶室の改築、増築、取りこわし等の工事。ただし、被保険者が自己の労力をもって行った仕事による場合については、この限りではありません。
 - (4) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）
 - (5) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - (6) 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- 2 当社は、被保険者が次の各号に掲げる損害賠償責任のいずれかを負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。

- (1) 被保険者と借戸室の貸主との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
 - (2) 被保険者が借戸室を貸主に引き渡した後に発見された借戸室の損壊に起因する損害賠償責任
- (支払保険金の範囲)**

第3条 当会社が被保険者に支払う保険金の範囲は、次の各号に掲げるものに限ります。

- (1) 被保険者が貸主に支払うべき損害賠償金。この場合、この損害賠償金については、判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金を含み、また、損害賠償金を支払うことによって被保険者が代位取得する物があるときは、その価額をこれから差し引くものとします。
- (2) 損害賠償責任の解決について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟、裁判上の和解、調停または仲裁に要した費用（弁護士報酬を含みます。）
- (3) 損害賠償責任の解決について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した示談交渉に要した費用
- (4) 第6条（損害賠償責任解決の特則）の規定により、被保険者が当会社の要求に従い、協力するために直接要した費用
- (5) 被保険者が他人に対して損害賠償の請求権を有する場合において、第5条（事故の発生）第1項第2号または第9条（代位）第2項の規定により、その権利の保全または行使に必要な手続をとるために要した必要または有益な費用

(保険金の支払額)

第4条 当会社が1回の事故につき支払うべき保険金の額は、次の各号の金額の合計額とします。

- (1) 前条第1号の損害賠償金の額が保険証券記載の免責金額を超過する場合には、その超過した額。ただし、保険証券記載の支払限度額（以下この条において「支払限度額」といいます。）を限度とします。
- (2) 前条第2号から第5号までに規定する費用についてはその全額。ただし、同条第2号および第3号の費用は、同条第1号の損害賠償金の額が、支払限度額を超える場合は、その支払限度額の同条第1号の損害賠償金の額に対する割合によってこれを支払います。

(事故の発生)

第5条 保険契約者または被保険者は、事故が発生したことを知ったときは、次の各号に掲げる事項を行わなければなりません。

- (1) 事故発生の日時、場所、借戸室の貸主の住所および氏名、事故の状況およびこれらの事項の証人となる者がいるときはその住所、氏名を、また、損害賠償の請求を受けたときはその内容を、遅滞なく、書面をもって当会社に通知すること。
- (2) 損壊につき、被保険者が他人から損害の賠償を受けることができる場合には、その権利または行使について必要な手続をとること。
- (3) 損害を防止または軽減するために必要な措置を講ずること。
- (4) 損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、あらかじめ当会社の承認を得ること。
- (5) 損害賠償責任に関する訴訟を提起しようとするとき、または提起されたときは、直ちに書面をもって当会社に通知すること。

2 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく前項各号に規定する義務に違反したときは、当会社は、第1号および第5号の場合には保険金を支払いません。また、第2号および第3号の場合には防止または軽減することができたと認められる額を、第4号の場合には当会社が損害賠償責任がないと認められた額を、それぞれ差し引いて、保険金の額を決定します。

(損害賠償責任解決の特則)

第6条 当会社は、必要と認めたときは、被保険者に代わって自己の費用で損害賠償責任の解決に当たることができます。この場合において、被保険者は、当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。

2 被保険者が、正当な理由がなく前項の規定による協力に応じないときは、当会社は、保険金を支払いません。

(保険金の請求)

第7条 当会社に対する保険金請求は、損害賠償金の額が被保険者と借戸室の貸主との間で確定したときからこれを行うことができます。

2 被保険者が保険の支払を請求するときは、損害賠償金の額を確定したときからその日を含めて30日以内に、保険金請求書および損害賠償金の額または費用を証明する書類その他当会社が必要と認める

書類を、当会社に提出しなければなりません。

- 3 被保険者が、正当な理由がなく前項の規定に違反したときまたは提出書類につき知っている事実を表示しなかったときもしくは不実の表示をしたときは、当社は、保険金を支払いません。

(他の保険契約がある場合の保険金の支払額)

第8条 この特約条項によって支払われる損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約がある場合において、それぞれの保険契約について他の保険契約がないものとして算出した支払責任額の合計額が損害の額を超えるときは、当社は、この保険契約の支払責任額のそれぞれの保険契約の支払責任額の合計額に対する割合によって、保険金を支払います。

(代位)

第9条 当社は、第1条（保険金を支払う場合）の損害に対して保険金を支払ったときは、その支払った保険金の額を限度として、かつ、被保険者の権利を害さない範囲内で、被保険者がその損害につき第三者（他人のためにする保険契約の場合の保険契約者を含みます。）に対して有する権利を代位取得します。

- 2 保険契約者および被保険者は、当社が取得する前項の権利の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。

(準用規定)

第10条 この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、新火災保険普通保険約款およびこれに付帯される基本特約条項の規定を準用します。

38 修理費用担保特約条項

(保険金を支払う場合)

第1条 当社は、次の各号のいずれかに該当する事故（以下「事故」といいます。）により、保険証券記載の被保険者（以下「被保険者」といいます。）の借用する保険証券記載の建物または住戸室（以下「借用住宅」といいます。）に損害が生じた場合において、被保険者がその貸主（転貸人を含みます。以下同様とします。）との契約に基づき、自己の費用で現実にこれを修理したときは、その借用住宅を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費用（以下「修理費用」といいます。）に対して、この特約条項に従い、修理費用保険金（以下「保険金」といいます。）を支払います。ただし、借家人賠償責任担保特約条項の規定によって保険金を支払う場合を除きます。

- (1) 火災
- (2) 落雷
- (3) 破裂または爆発
- (4) 借用住宅の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触または倒壊。ただし、雨、雪、あられ、砂じん、粉じん、煤煙その他これらに類する物の落下もしくは飛来または台風、暴風雨、豪雨等によるこう水・融雪こう水・高潮・土砂崩れ等の水災（以下「水災」といいます。）、土砂崩れもしくは第7号の事故による損害を除きます。
- (5) 給排水設備（スプリンクラー設備・装置を含みます。以下同様とします。）に生じた事故または被保険者以外の者が占有する借用住宅で生じた事故に伴う漏水、放水または溢水による水濡れ。ただし、水災もしくは第7号の事故による損害または給排水設備自体に生じた損害を除きます。
- (6) 騒じょうおよびこれに類似の集団行動（多数の群衆により数世帯以上またはこれに準じる規模にわたり平穏が害される状態または被害が生ずる状態であって、次条第2項第1号の暴動に至らないものをいいます。）または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為
- (7) 台風、せん風、暴風、暴風雨等の風災（こう水、高潮を除きます。）、ひょう災または豪雪、なだれ等の雪災（融雪こう水を除きます。）。ただし、借用住宅の内部については、借用住宅またはその一部（窓、扉、その他の開口部を含みます。）が風災、ひょう災または雪災によって直接破損したために生じた損害（雨、雪、ひょうまたは砂じんの吹き込みによる損害を含みます。）に限ります。
- (8) 盗難（強盗または窃盗ならびにこれらの未遂をいいます。）

(保険金を支払わない場合)

第2条 当社は、次の各号のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- (1) 保険契約者、被保険者、借用住宅の貸主またはこれらの者の法定代理人（保険契約者または被保険者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を遂行するその他の機関）の故意もしくは重大な過失または法令違反
- (2) 被保険者でない者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合には、その者またはこれらの者

の法定代理人（その者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を遂行するその他の機関）の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については、この限りではありません。

- (3) 保険契約者、被保険者または借用住宅の貸主が所有または運転する車両またはその積載物の衝突または接触
- 2 当会社は、次の各号のいずれかに該当する事由によって生じた損害（これらの事由によって発生した前条の事故が延焼または拡大して生じた損害、および発生原因のいかんを問わず同条の事故がこれらの事由によって延焼または拡大して生じた損害を含みます。）に対しては、保険金を支払いません。
- (1) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）
- (2) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- (3) 核燃料物質（使用済燃料を含みます。）以下同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性による事故

(保険金支払の対象となる修理費用の範囲)

第3条 借用住宅を実際に修理した費用のうち、次に掲げるもの以外の修理費用とします。

- (1) 壁、柱、床、はり、屋根、階段等の建物の主要構造部
- (2) 玄関、ロビー、廊下、昇降機、便所、浴室、門、へい、かき、給水塔等の借用住宅居住者の共同の利用に供せられるもの

(保険金の支払額)

第4条 当会社が第1条（保険金を支払う場合）の保険金として支払うべき保険金の額は、修理費用の額が、1回の事故につき保険証券記載の免責金額を超過する場合に限り、その超過額を保険証券記載の支払限度額を限度として、支払います。

(他の保険契約がある場合の保険金の支払額)

第5条 当会社が第1条（保険金を支払う場合）の損害に対して、保険金を支払うべき他の保険契約がある場合において、それぞれの保険契約につき他の保険契約がないものとして算出した支払責任額の合計額が損害の額を超えるときは、当会社は、次の算式によって算出した額を保険金として支払います。

$$\frac{\text{それぞれの保険契約の支払限度額の合計額または損害} \times \text{この保険契約の支払責任額}}{\text{それぞれの保険契約の支払責任額の合計額}} = \text{保険金の支払額のいずれか低い額}$$

- 2 それぞれの保険契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額を損害の額とします。

(準用規定)

第6条 この特約条項に定めのない事項については、この特約条項に反しないかぎり、新火災保険普通保険約款およびこれに付帯された基本特約条項の規定を準用します。

39 保険料の払込に関する特約条項（月払）

(保険料の分割払)

第1条 保険契約者は、この特約により、保険料（この保険契約に定められた総保険料をいいます。）を保険証券記載の回数および金額（以下「分割保険料」といいます。）に分割して払い込むこととします。

(分割保険料の払込方法)

第2条 保険契約者は、分割保険料を、保険証券記載の払込期日（以下「払込期日」といいます。）までに払い込まなければなりません。

(口座振替)

第3条 保険契約者は、保険契約締結の際に、次の各号に定める条件をいずれも満たしている場合は、分割保険料を口座振替により払い込むことができます。

- (1) 保険契約者の指定する口座（以下「指定口座」といいます。）が、提携金融機関（当会社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。以下同様とします。）に設定されていること。

- (2) 当会社へ損害保険料口座振替依頼書の提出がなされていること。
- 2 前項の場合、払込期日は、提携金融機関ごとに当会社の定める期日とします。ただし、払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替による分割保険料の払込みが当該休業日の翌営業日に行われた場合には、当会社は、払込期日に払込みがあったものとみなします。
 - 3 第1項において、保険契約者が口座振替による最初の払込期日までに当該分割保険料の払込みを怠り、かつ、払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによる場合においては、その翌月の払込期日を当該分割保険料の払込期日とみなして、この特約の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。
 - 4 保険契約者は、払込期日の前日までに保険料相当額を指定口座に預け入れておかなければなりません。

(分割保険料不払の場合の免責)

- 第4条 保険契約者が、第1回分割保険料について、第1回分割保険料を払い込むべき払込期日（以下「初回払込期日」といいます。）の属する月の翌月末までにその払込みを怠ったときは、当会社は、保険金を支払いません。
- 2 保険契約者が、第2回目以降の分割保険料について、当該分割保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末までにその払込みを怠ったときは、当会社は、その払込期日の翌日以後に生じた事故については、保険金を支払いません。
 - 3 保険契約者が前2項の分割保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったと当社が認めた場合には、当会社は、この特約の規定中「翌月末」とあるのを「翌々月の25日」と読み替えてこの特約の規定を適用します。この場合において、当会社は、保険契約者に対して当社が別に定める額をあわせて請求できるものとします。

(事故発生時の取扱い)

- 第5条 保険契約者が、事故発生の日以前に到来した払込期日に払い込むべき分割保険料の払込みを怠っていた場合において、最初に払込みを怠った払込期日の属する月の翌月末までに当会社に保険金の支払の請求が行われるときは、当会社は、保険契約者が既に到来した払込期日に払い込むべき分割保険料の全額を払い込んだときに限り、当該事故に対する保険金を支払います。
- 2 事故発生の日が、初回払込期日以前であり、保険契約者が、第1回分割保険料を初回払込期日に払い込む旨の確約を行った場合で、かつ、当社が承認したときは、当会社は、第1回分割保険料が払い込まれたものとして当該事故に対して保険金を支払います。
 - 3 前項の確約に反して保険契約者が初回払込期日に第1回分割保険料の払込みを怠り、かつ、初回払込期日の翌月末までに第1回分割保険料の払込みを怠ったときは、当会社は、既に支払った保険金の全額の返還を請求することができます。
 - 4 保険料の払込みを完了する前に、新火災保険普通保険約款（以下「新火災約款」といいます。）第17条（保険金支払後の保険契約）（この特約が地震保険普通保険約款（以下「地震約款」といいます。）に付帯されている場合は、地震約款第22条（保険金支払後の保険契約）第1項）の規定により、この保険契約が終了する場合には、保険契約者は、保険金の支払を受ける以前に、未払込分割保険料（保険料から既に払い込まれた分割保険料の総額を差引いた額をいいます。以下同様とします。）の全額を一時に払い込まなければなりません。

(分割保険料不払の場合の保険契約の解除)

- 第6条 当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、この保険契約を解除することができます。
- (1) 払込期日の属する月の翌月末までに払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合
 - (2) 払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがなく、かつ、その翌月の払込期日（以下「次回払込期日」といいます。）までに、次回払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合
- 2 前項に規定する解除は、保険証券記載の保険契約者の住所にあてて、書面により解除の通知をし、解除の効力は、次の各号に定める日からそれぞれ将来に向かってのみ生じます。
 - (1) 前項第1号による解除の場合は、当該分割保険料を払い込むべき払込期日またはこの保険契約の保険証券記載の保険期間（以下「保険期間」といいます。）の末日のいずれか早い日。ただし、当該分割保険料が第1回分割保険料である場合は、この保険契約の保険期間の初日とします。
 - (2) 前項第2号による解除の場合は、次回払込期日またはこの保険契約の保険期間の末日のいずれか早い日
 - 3 第1項の規定により、当社が保険契約を解除したときは、既に領取した保険料は返還しません。

- 4 保険契約者が分割保険料を払込期日の属する月の翌月末までに払い込んだときであっても、保険契約者がこの保険契約における保険料の払込みを免れることを目的として、故意にその翌月の払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みを怠ったと当社が認めるときには、当社は、第2項第1号の規定にかかわらず、解除の効力が生じる時を当該払込期日の前月の払込期日とします。
- 5 前項の場合において、当該分割保険料を払い込むべき払込期日の前月の払込期日の翌日以降に発生した事故について、当社が既に支払った保険金があるときには、当社は、保険契約者に対してこの保険金の全額の返還を請求することができます。

40 保険料の払込に関する特約条項（一括払）

（保険料の一括払）

第1条 保険契約者は、この特約により、保険料（この保険契約に定められた総保険料をいいます。）を一括して払い込むこととします。

（保険料の払込方法）

第2条 保険契約者は、保険料の全額を、保険証券記載の払込期日（以下「払込期日」といいます。）までに払い込まなければなりません。

（口座振替）

第3条 保険契約者は、保険契約締結の際に、次の各号に定める条件をいずれも満たしている場合は、保険料を口座振替により払い込むことができます。

- (1) 保険契約者の指定する口座（以下「指定口座」といいます。）が、提携金融機関（当社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。以下同様とします。）に設定されていること。
- (2) 当社へ損害保険料口座振替依頼書の提出がなされていること。
- 2 前項の場合、払込期日は提携金融機関ごとに当社の定める期日とします。ただし、払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替による保険料の払込みが当該休業日の翌営業日に行われた場合には、当社は、払込期日に払込みがあったものとみなします。
- 3 第1項において、保険契約者が保険料を払い込むべき払込期日までにその払込みを怠り、かつ、払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによる場合においては、払込期日の属する月の翌月の応当日を当該保険料の払込期日とみなして、この特約の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。
- 4 保険契約者は、払込期日の前日までに保険料相当額を指定口座に預け入れておかなければなりません。

（保険料不払の場合の免責）

- 第4条 保険契約者が、払込期日の属する月の翌月末までに保険料の払込みを怠ったときは、当社は、保険金を支払いません。
- 2 保険契約者が前項の保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったと当社が認めた場合には、当社は、この特約の規定中「翌月末」とあるのを「翌々月の25日」と読み替えてこの特約の規定を適用します。この場合において、当社は、保険契約者に対して当社が別に定める額をあわせて請求できるものとします。

（事故発生時の取扱い）

- 第5条 保険契約者が、事故発生の日以前に到来した払込期日に払い込むべき保険料の払込みを怠っていた場合において、払込期日の属する月の翌月末までに当社に保険金の支払の請求が行われるときは、当社は、保険契約者が保険料の全額を払い込んだときに限り、当該事故に対する保険金を支払います。
- 2 事故発生の日が、払込期日以前であり、保険契約者が、保険料の全額を払込期日に払い込む旨の確約を行った場合で、かつ、当社が承認したときは、当社は、保険料の全額が払い込まれたものとして当該事故に対して保険金を支払います。
 - 3 前項の確約に反して保険契約者が払込期日に保険料の全額の払込みを怠り、かつ、払込期日の翌月末までに保険料の全額の払込みを怠ったときは、当社は、既に支払った保険金の全額の返還を請求することができます。

（保険料不払の場合の保険契約の解除）

第6条 当社は、払込期日の属する月の翌月末までに保険料の払込みがない場合には、この保険契約を解除することができます。

- 2 前項に規定する解除は、保険証券記載の保険契約者の住所にあてて、書面により解除の通知をし、解除の効力は、保険証券記載の保険期間の初日から将来に向かって生じます。

41 保険料の払込に関する特約条項（長期年払）

（保険料の年払）

第1条 保険契約者は、この特約により、保険料（この保険契約に定められた総保険料をいいます。）をこの保険契約の各契約年度（初年度については、保険証券記載の保険期間（以下「保険期間」といいます。）の初日からその日を含めて1年間、次年度以降については、それぞれの保険証券記載の保険期間の初日応当日（以下「初日応当日」といいます。）からその日を含めて1年間をいいます。以下同様とします。）ごとに分割して払い込むこととします。

（保険料の払込方法）

第2条 保険契約者は、この保険契約の各契約年度に対する保険料（以下「年額保険料」といいます。）を、当該契約年度の保険証券記載の払込期日（以下「払込期日」といいます。）までに払い込まなければなりません。

（口座振替）

第3条 保険契約者は、保険契約締結の際に、次の各号に定める条件をいずれも満たしている場合は、年額保険料を口座振替により払い込むことができます。

(1) 保険契約者の指定する口座（以下「指定口座」といいます。）が、提携金融機関（当会社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。以下同様とします。）に設定されていること。

(2) 当会社へ損害保険料口座振替依頼書の提出がなされていること。

2 前項の場合、払込期日は提携金融機関ごとに当会社の定める期日とします。ただし、払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替による年額保険料の払込みが当該休業日の翌営業日に行われた場合には、当会社は、払込期日に払込みがあったものとみなします。

3 第1項において、保険契約者が初年度の年額保険料を払い込むべき払込期日（以下「初回払込期日」といいます。）までにその払込みを怠り、かつ、払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによる場合においては、初回払込期日の属する月の翌月の応当日を当該年額保険料の払込期日とみなして、この特約の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。

4 保険契約者は、払込期日の前日までに保険料相当額を指定口座に預け入れておかなければなりません。

（年額保険料不払の場合の免責）

第4条 保険契約者が、初年度の年額保険料について、初回払込期日の属する月の翌月末までにその払込みを怠ったときは、当会社は、保険金を支払いません。

2 保険契約者が、次年度以降の年額保険料について、払込期日の属する月の翌月末までに年額保険料の払込みを怠ったときは、当会社は、当該契約年度の初日応当日以後に生じた事故については、保険金を支払いません。

3 保険契約者が前2項の年額保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったと当会社が認めた場合には、当会社は、この特約の規定中「翌月末」とあるのを「翌々月の25日」と読み替えてこの特約の規定を適用します。この場合において、当会社は、保険契約者に対して当会社が別に定める額をあわせて請求できるものとします。

（事故発生時の取扱い）

第5条 保険契約者が、事故発生の日以前に到来した払込期日に払い込むべき年額保険料の払込みを怠っていた場合において、払込期日の属する月の翌月末までに当会社に保険金の支払の請求が行われるときは、当会社は、保険契約者が年額保険料を払い込んだときに限り、当該事故に対する保険金を支払います。

2 各契約年度において、事故発生の日が、払込期日以前であり、保険契約者が、年額保険料を払込期日に払い込む旨の確約を行った場合で、かつ、当会社が承認したときは、当会社は、年額保険料が払い込まれたものとして当該事故に対して保険金を支払います。

3 前項の確約に反して保険契約者が払込期日に年額保険料の払込みを怠り、かつ、払込期日の翌月末までに年額保険料の払込みを怠ったときは、当会社は、既に支払った保険金の全額の返還を請求することができます。

（年額保険料不払の場合の保険契約の解除）

第6条 当社は、払込期日の属する月の翌月末までに年額保険料の払込みがない場合には、この保険契約を解除することができます。

2 前項の規定による解除は、保険証券記載の保険契約者の住所にあてて、書面により解除の通知をし、解除の効力は、当該契約年度の初日応当日（ただし、初年度の場合は、保険期間の初日とします。）から将来に向かって生じます。

(保険料率の改定による年額保険料の変更)

第7条 この保険契約に適用されている料率が、保険期間の途中で改定された場合においても、当社は、この保険契約の保険料の返還もしくは請求または保険料の変更を行いません。

42 保険料の払込に関する特約条項（長期月払）

(保険料の分割払)

第1条 保険契約者は、この特約により、保険料（この保険契約に定められた総保険料をいいます。）を保険証券記載の回数および金額（以下「分割保険料」といいます。）に分割して払い込むこととします。

(分割保険料の払込方法)

第2条 保険契約者は、分割保険料を、保険証券記載の払込期日（以下「払込期日」といいます。）までに払い込まなければなりません。

(口座振替)

第3条 保険契約者は、保険契約締結の際に、次の各号に定める条件をいずれも満たしている場合は、分割保険料を口座振替により払い込むことができます。

(1) 保険契約者の指定する口座（以下「指定口座」といいます。）が、提携金融機関（当会社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。以下同様とします。）に設定されていること。

(2) 当会社へ損害保険料口座振替依頼書の提出がなされていること。

2 前項の場合、払込期日は提携金融機関ごとに当会社の定める期日とします。ただし、払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替による分割保険料の払込みが当該休業日の翌営業日に行われた場合には、当社は、払込期日に払込みがあったものとみなします。

3 第1項において、保険契約者が口座振替による最初の払込期日までに当該分割保険料の払込みを怠り、かつ、払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによる場合においては、その翌月の払込期日を当該分割保険料の払込期日とみなして、この特約の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。

4 保険契約者は、払込期日の前日までに保険料相当額を指定口座に預け入れておかなければなりません。

(分割保険料不払の場合の免責)

第4条 保険契約者が、第1回分割保険料について、第1回分割保険料を払い込むべき払込期日（以下「初回払込期日」といいます。）の属する月の翌月末までにその払込みを怠ったときは、当社は、保険金を支払いません。

2 保険契約者が、第2回目以降の分割保険料について、当該分割保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末までにその払込みを怠ったときは、当社は、その払込期日の翌日以後に生じた事故については、保険金を支払いません。

3 保険契約者が前2項の分割保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったと当社が認めた場合には、当社は、この特約の規定中「翌月末」とあるのを「翌々月の25日」と読み替えてこの特約の規定を適用します。この場合において、当社は、保険契約者に対して当社が別に定める額をあわせて請求できるものとします。

(事故発生時の取扱い)

第5条 保険契約者が、事故発生の日以前に到来した払込期日に払い込むべき分割保険料の払込みを怠っていた場合において、最初に払込みを怠った払込期日の属する月の翌月末までに当社に保険金の支払の請求が行われるときは、当社は、保険契約者が既に到来した払込期日に払い込むべき分割保険料の全額を払い込んだときに限り、当該事故に対する保険金を支払います。

2 事故発生の日が、初回払込期日以前であり、保険契約者が、第1回分割保険料を初回払込期日に払い込む旨の確約を行った場合で、かつ、当社が承認したときは、当社は、第1回分割保険料が払い込まれたものとして当該事故に対して保険金を支払います。

- 3 前項の確約に反して保険契約者が初回払込期日に第1回分割保険料の払込みを怠り、かつ、初回払込期日の翌月末までに第1回分割保険料の払込みを怠ったときは、当会社は、既に支払った保険金の全額の返還を請求することができます。
- 4 保険料の払込みを完了する前に、新火災保険普通保険約款（以下「新火災約款」といいます。）第17条（保険金支払後の保険契約）（この特約が地震保険普通保険約款（以下「地震約款」といいます。）に付帯されている場合は、地震約款第22条（保険金支払後の保険契約）第1項）の規定により、この保険契約が終了する場合には、保険契約者は、保険金の支払を受ける以前に、保険金支払の原因となった損害が発生した契約年度（初年度については、保険証券記載の保険期間（以下「保険期間」といいます。）の初日からその日を含めて1年間、次年度以降については、それぞれの保険期間の初日応当日からその日を含めて1年間をいいます。以下同様とします。）の未払込分割保険料（当該契約年度の分割保険料の総額から既に払い込まれた当該契約年度の分割保険料の総額を差引いた額をいいます。以下同様とします。）の全額を一時に払い込まなければなりません。

（分割保険料不払の場合の保険契約の解除）

- 第6条 当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、この保険契約を解除することができます。
- (1) 払込期日の属する月の翌月末までに払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合
 - (2) 払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがなく、かつ、その翌月の払込期日（以下「次回払込期日」といいます。）までに、次回払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合
- 2 前項に規定する解除は、保険証券記載の保険契約者の住所にあてて、書面により解除の通知をし、解除の効力は、次の各号に定める日からそれぞれ将来に向かってのみ生じます。
- (1) 前項第1号による解除の場合は、当該分割保険料を払い込むべき払込期日またはこの保険契約の保険期間の末日のいずれか早い日。ただし、当該分割保険料が第1回分割保険料である場合は、この保険契約の保険期間の初日とします。
 - (2) 前項第2号による解除の場合は、次回払込期日またはこの保険契約の保険期間の末日のいずれか早い日
- 3 第1項の規定により、当会社が保険契約を解除したときは、既に領取した保険料は返還しません。
- 4 保険契約者が分割保険料を払込期日の属する月の翌月末までに払い込んだときであっても、保険契約者がこの保険契約における保険料の払込みを免れることを目的として、故意にその翌月の払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みを怠ったと当社が認めるときには、当会社は、第2項第1号の規定にかかわらず、解除の効力が生じる時を当該払込期日の前月の払込期日とします。
- 5 前項の場合において、当該分割保険料を払い込むべき払込期日の前月の払込期日の翌日以降に発生した事故について、当社がすでに支払った保険金があるときには、当会社は、保険契約者に対してこの保険金の全額の返還を請求することができます。

（保険料率の改定による分割保険料の変更）

第7条 この保険契約に適用されている料率が、保険期間の途中で改定された場合においても、当会社は、この保険契約の保険料の返還もしくは請求または保険料の変更を行いません。

43 保険料の払込に関する特約条項（長期一括払）

（保険料の一括払）

第1条 保険契約者は、この特約により、保険料（この保険契約に定められた総保険料をいいます。）を一括して払い込むこととします。

（保険料の払込方法）

第2条 保険契約者は、保険料の全額を、保険証券記載の払込期日（以下「払込期日」といいます。）までに払い込まなければなりません。

（口座振替）

第3条 保険契約者は、保険契約締結の際に、次の各号に定める条件をいずれも満たしている場合は、保険料を口座振替により払い込むことができます。

- (1) 保険契約者の指定する口座（以下「指定口座」といいます。）が、提携金融機関（当会社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。以下同様とします。）に設定されていること。
 - (2) 当会社へ損害保険料口座振替依頼書の提出がなされていること。
- 2 前項の場合、払込期日は提携金融機関ごとに当会社の定める期日とします。ただし、払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替による保険料の払込みが当該休業日の翌営業

日に行われた場合には、当会社は、払込期日に払込みがあったものとみなします。

- 第1項において、保険契約者が保険料を払い込むべき払込期日までにその払込みを怠り、かつ、払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによる場合においては、払込期日の属する月の翌月の応当日を当該保険料の払込期日とみなして、この特約の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。
- 保険契約者は、払込期日の前日までに保険料相当額を指定口座に預け入れておかなければなりません。

(保険料不払の場合の免責)

- 第4条 保険契約者が、払込期日の属する月の翌月末までに保険料の払込みを怠ったときは、当会社は、保険金を支払いません。
- 保険契約者が前項の保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったと当会社が認めた場合には、当会社は、この特約の規定中「翌月末」とあるのを「翌々月の25日」と読み替えてこの特約の規定を適用します。この場合において、当会社は、保険契約者に対して当会社が別に定める額をあわせて請求できるものとします。

(事故発生時の取扱い)

- 第5条 保険契約者が、事故発生の日以前に到来した払込期日に払い込むべき保険料の払込みを怠っていた場合において、払込期日の属する月の翌月末までに当会社に保険金の支払の請求が行われるときは、当会社は、保険契約者が保険料の全額を払い込んだときに限り、当該事故に対する保険金を支払います。
- 事故発生の日が、払込期日以前であり、保険契約者が、保険料の全額を払込期日に払い込む旨の確約を行った場合で、かつ、当会社が承認したときは、当会社は、保険料の全額が払い込まれたものとして当該事故に対して保険金を支払います。
- 前項の確約に反して保険契約者が払込期日に保険料の全額の払込みを怠り、かつ、払込期日の翌月末までに保険料の全額の払込みを怠ったときは、当会社は、既に支払った保険金の全額の返還を請求することができます。

(保険料不払の場合の保険契約の解除)

- 第6条 当会社は、払込期日の属する月の翌月末までに保険料の払込みがない場合には、この保険契約を解除することができます。
- 前項に規定する解除は、保険証券記載の保険契約者の住所にあてて、書面により解除の通知をし、解除の効力は、保険証券記載の保険期間（以下「保険期間」といいます。）の初日から将来に向かって生じます。

(保険料の返還または請求－通知事項の承認の場合)

- 第7条 新火災保険普通保険約款（以下「新火災約款」といいます。）第4条（通知義務）第1項または第5項（この特約が地震保険普通保険約款（以下「地震約款」といいます。）に付帯されている場合は、地震約款第9条（通知義務）第1項または新火災保険に付帯される場合の特則（以下「特則」といいます。）第2条（通知義務）第2項）の規定による承認をする場合において、保険料率を変更する必要があるときは、新火災約款第9条（保険料の返還または請求－告知・通知事項の承認の場合）第2項または第3項（この特約が地震約款に付帯されている場合は、特則第3条（保険料の返還または請求－告知・通知事項の承認の場合）第1項または第2項）の規定にかかわらず、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差額について、未經過期間に対し当会社の定める長期保険未經過料率（以下「未經過料率」といいます。）によって計算した保険料を返還または請求します。

(保険料の返還－無効または失効の場合)

- 第8条 保険契約が無効または失効の場合において、保険契約者または被保険者に故意または重大な過失があったときは、新火災約款第10条（保険料の返還－無効または失効の場合）第3項（この特約が地震約款に付帯されている場合は、地震約款第15条（保険料の返還－無効、失効等の場合）第4項）の規定にかかわらず、当会社がその事実を知った日の属する契約年度を経過した以後の期間に対し、未經過料率によって計算した保険料を返還します。
- 保険契約が無効または失効の場合において、保険契約者および被保険者に故意または重大な過失がなかったときは、新火災約款第10条（保険料の返還－無効または失効の場合）第3項（この特約が地震約款に付帯されている場合は、地震約款第15条（保険料の返還－無効・失効等の場合）第4項）の規定にかかわらず、無効の場合には既に払い込まれた保険料の全額を返還し、失効の場合には未經過期間に対し未經過料率によって計算した保険料を返還します。

(保険料の返還－解除の場合)

第9条 新火災約款第3条（告知義務）第1項（この特約が地震約款に付帯されている場合は、地震約款第8条（告知義務）第1項）の場合において、当社が保険契約を解除したときは、新火災約款第11条（保険料の返還－解除の場合）第4項（この特約が地震約款に付帯されている場合は、地震約款第16条（保険料の返還－解除の場合）第4項）の規定にかかわらず、その解除のあった日の属する契約年度を経過した以後の期間に対し、未経過料率によって計算した保険料を返還します。

2 新火災約款第4条（通知義務）第3項（この特約が地震約款に付帯されている場合は、地震約款第9条（通知義務）第3項）の場合において当社が保険契約を解除したとき、または新火災約款第7条（保険契約者による保険契約の解除）（この特約が地震約款に付帯されている場合は、地震約款第12条（保険契約者による保険契約の解除））の場合において保険契約者が保険契約を解除したときは、新火災約款第11条（保険料の返還－契約解除の場合）第4項（この特約が地震約款に付帯されている場合は、地震約款第16条（保険料の返還－解除の場合）第4項）の規定にかかわらず、未経過期間に対し、未経過料率によって計算した保険料を返還します。

(保険料の返還または請求－料率改定の場合)

第10条 この保険契約に適用されている料率が、保険期間の途中で改定された場合においても、当社は、この保険契約の保険料の返還または請求は行いません。

(保険料の返還－保険金を支払った場合)

第11条 新火災約款第17条（保険金支払後の保険契約）第1項（この特約が地震約款に付帯されている場合は、地震約款第22条（保険金支払後の保険契約）第1項）の規定により保険契約が終了したときは、損害発生の日の属する契約年度を経過した以後の期間に対し、未経過料率によって計算した保険料を返還します。

44 追加保険料の払込に関する特約条項（一括払）

(追加保険料の一括払)

第1条 この特約は、保険契約者が、追加保険料を一括して払い込む場合に適用されます。

2 この特約において、「追加保険料」とは、新火災保険普通保険約款（以下「新火災約款」といいます。）第9条（保険料の返還または請求－告知・通知事項の承認の場合）（この特約が地震保険普通保険約款（以下「地震約款」といいます。）に付帯されている場合は、地震約款第14条（保険料の返還または請求－告知・通知事項の承認の場合）または新火災保険に付帯される場合の特則（以下「特則」といいます。）第3条（保険料の返還または請求－告知・通知事項の承認の場合））に定める追加保険料をいいます。

(追加保険料の払込方法)

第2条 保険契約者は、追加保険料を、異動承認書記載の払込期日（以下「払込期日」といいます。）までに払い込まなければなりません。

(口座振替)

第3条 この保険契約の保険料を口座振替により払い込んでいる場合には、保険契約者は、追加保険料を口座振替により払い込むことができます。

2 前項の場合、払込期日は提携金融機関ごとに当社の定める期日とします。ただし、払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替による追加保険料の払込みが当該休業日の翌営業日に行われた場合には、当社は、払込期日に払込みがあったものとみなします。

3 第1項において、保険契約者が追加保険料を払い込むべき払込期日までにその払込みを怠り、かつ、払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによる場合においては、払込期日の属する月の翌月の応当日を追加保険料の払込期日とみなしてこの特約の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。

4 保険契約者は、払込期日の前日までに追加保険料相当額を指定口座に預け入れておかなければなりません。

(追加保険料不払の場合の免責)

第4条 新火災約款第9条（保険料の返還または請求－告知・通知事項の承認の場合）第1項または第2項（この特約が地震約款に付帯されている場合は、地震約款第14条（保険料の返還または請求－告知・通知事項の承認の場合）第1項または特則第3条（保険料の返還または請求－告知・通知事項の承認の場合）第1項）に定めるところに従い、当社が追加保険料を請求した場合で、保険契約者が払込期日の属する月の翌月末までに当該追加保険料の払込みを怠ったときは、当社は、当該追加保

保険料領収前に生じた事故については、保険金を支払いません。

- 2 新火災約款第9条（保険料の返還または請求－告知・通知事項の承認の場合）第3項（この特約が地震約款に付帯されている場合は、特則第3条（保険料の返還または請求－告知・通知事項の承認の場合）第2項）に定めるところに従い、当社が追加保険料を請求した場合で、保険契約者が払込期日の属する月の翌月末までに当該追加保険料の払込みを怠ったときは、当社は、当該追加保険料領収前に生じた事故については、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、保険金を支払います。
- 3 保険契約者が前2項の追加保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったと当社が認めた場合には、当社は、この特約の規定中「翌月末」とあるのを「翌々月の25日」と読み替えてこの特約の規定を適用します。この場合において、当社は、保険契約者に対して当社が別に定める額をあわせて請求できるものとしします。

(事故発生時の取扱い)

- 第5条 保険契約者が、事故発生の日以前に到来した払込期日に払い込むべき追加保険料の払込みを怠っていた場合において、払込期日の属する月の翌月末までに当社に保険金の支払の請求が行われるときは、次の各号に定めるところによります。
 - (1) 当該追加保険料が前条第1項の追加保険料である場合は、当社は、保険契約者が追加保険料の全額を払い込んだときに限り、当該事故に対する保険金を支払います。
 - (2) 当該追加保険料が前条第2項の追加保険料である場合は、当社は、保険契約者が追加保険料の全額を払い込んだときに限り、保険契約条件の変更の承認後の条件に従い、当該事故に対する保険金を支払います。
- 2 事故発生の日が、払込期日以前であり、保険契約者が、追加保険料の全額を払込期日に払い込む旨の確約を行った場合で、かつ、当社が承認したときは、当社は、追加保険料の全額が払い込まれたものとして当該事故に対して保険金を支払います。
- 3 前項の確約に反して保険契約者が払込期日に追加保険料の全額の払込みを怠り、かつ、払込期日の翌月末までに追加保険料の全額の払込みを怠ったときは、当社は、次の各号に定める保険金の額の返還を請求することができます。
 - (1) 当該追加保険料が前条第1項の追加保険料である場合は、既に支払った保険金の全額
 - (2) 当該追加保険料が前条第2項の追加保険料である場合は、既に支払った保険金の額から同項の規定により支払われるべき保険金の額を差し引いた額

(追加保険料不払の場合の保険契約の解除)

- 第6条 新火災約款第9条（保険料の返還または請求－告知・通知事項の承認の場合）第1項または第2項（この特約が地震約款に付帯されている場合は、地震約款第14条（保険料の返還または請求－告知・通知事項の承認の場合）第1項）に定めるところに従い、当社が追加保険料を請求した場合で、払込期日の属する月の翌月末までに当該追加保険料が払い込まれなかったときには、当社は、この保険契約を解除することができます。
- 2 新火災約款第9条（保険料の返還または請求－告知・通知事項の承認の場合）第3項（この特約が地震約款に付帯されている場合は、特則第3条（保険料の返還または請求－告知・通知事項の承認の場合）第2項）に定めるところに従い、当社が追加保険料を請求した場合で、払込期日の属する月の翌月末までに当該追加保険料が払い込まれなかったときには、当社は、新火災約款第4条（通知義務）第5項（この特約が地震約款に付帯されている場合は、特則第2条（通知義務）第3項）の承認を行わなかったものとしします。
- 3 第1項に規定する解除は、保険証券記載の保険契約者の住所にあてて、書面により解除の通知をし、解除の効力は、将来に向かってのみ生じます。ただし、払い込まれなかった追加保険料の払込期日の属する月の翌月末が、保険証券記載の保険期間（以下、「保険期間」といいます。）の末日以後の日である場合は、前項の解除の効力は、保険期間の末日から将来に向かってのみ生じます。
- 4 第1項の規定により、当社が保険契約を解除した場合は、既に領収した保険料は返還しません。

(他の特約条項が付帯された場合の取扱い)

- 第7条 この保険契約に他の特約条項が付帯され、当該特約条項の告知事項または通知事項の承認の場合の保険料の返還または請求に関する規定により、追加保険料を請求するときの当該追加保険料の払込みに対しても、この特約の規定を準用します。
- 2 前項および第4条（追加保険料不払の場合の免責）第1項の規定にかかわらず、この保険契約に価額協定保険特約条項が付帯され、同特約第7条（通知義務）第4項または第8条（告知義務）第5項

に定めるところに従い、当社が追加保険料を請求した場合で、保険契約者が払込期日の属する月の翌月末までに当該追加保険料の払込みを怠ったときは、当社は、当該追加保険料領収前に生じた事故については、同特約第2条（損害保険金の実損払）、第3条（水害保険金の支払額）および第5条（全損の場合の特別費用保険金）の規定は適用しません。

45 クレジットカードによる保険料支払に関する特約条項

（クレジットカードによる保険料支払の承認）

第1条 当社は、この特約に従い、当社の指定するクレジットカード（以下「クレジットカード」といいます。）により、保険契約者が、この保険契約の保険料（異動時の追加保険料を含みます。以下同様とします。）を支払うことを承認します。

2 前項の「保険契約者」とは、クレジットカード発行会社（以下「カード会社」といいます。）との間で締結した会員規約等（以下「会員規約等」といいます。）に基づく会員またはクレジットカードの使用が認められた者に限ります。

（保険料領収前に生じた事故の取扱い）

第2条 保険契約者から、この保険契約の申込時または異動承認請求時に保険料のクレジットカードによる支払の申出があった場合は、当社は、カード会社へ当該クレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認を行ったうえで、当社がクレジットカードによる保険料の支払を承認した時（保険証券記載の保険期間（以下「保険期間」といいます。）の開始前に承認した場合は保険期間の開始した時とします。）以後、この特約が付帯された普通保険約款および当該普通保険約款に付帯される他の特約（以下「普通約款等」といいます。）に定める保険料領収前に生じた事故の取扱いに関する規定を適用しません。

2 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定は適用しません。

- (1) 当社がカード会社から保険料相当額を領収できない場合。ただし、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、カード会社に対してこの特約が付帯された保険契約にかかわる保険料相当額的全額を既に支払っている場合は、この限りではありません。
- (2) 会員規約等に定める手続が行われていない場合

（保険料の直接請求および請求保険料支払後の取扱い）

第3条 当社は、前条第2項第1号の保険料相当額を領収できない場合には、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。この場合において、保険契約者が、カード会社に対してこの特約が付帯された保険契約にかかわる保険料相当額を既に支払っているときは、当社は、その支払った保険料相当額について保険契約者に請求できないものとします。

2 保険契約者が会員規約等に従い、クレジットカードを使用した場合において、前項の規定により当社が保険料を請求し、保険契約者が遅滞なく当該保険料を支払ったときは、前条第1項の規定を適用します。

3 保険契約者が前項の保険料の支払を怠った場合は、当社は保険証券記載の保険契約者の住所にあてた書面による通知をもって、この特約が付帯された保険契約を解除することができます。ただし、この場合の保険料は、保険契約の申込時に支払う保険料にかぎるものとし、異動承認請求時の保険料の支払を怠った場合は、普通約款等の規定を適用します。

4 前項の解除は、保険期間の初日から将来に向かってその効力を生じます。

（保険料の返還の特則）

第4条 普通約款等の規定により、当社が既に払い込まれた保険料を返還する場合は、当社は、カード会社からの保険料相当額の領収を確認の後に既に払い込まれた保険料を返還します。ただし、前条第2項の規定により保険契約者が保険料を直接当社に払い込んだ場合、および保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、カード会社に対してこの特約が付帯された保険契約にかかわる保険料相当額的全額を既に支払っている場合は、この限りではありません。

（準用規定）

第5条 この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款等の規定を準用します。

46 初回保険料の口座振替に関する特約条項

（特約の適用）

第1条 この特約は、保険料の即時払に関する特約条項を付帯した保険契約で、保険契約締結の際に、当社と保険契約者との間に、あらかじめ保険料（月払または長期月払である場合は第1回分割保険

料、長期年払である場合は初年度の年額保険料に限りです。以下「初回保険料」といいます。)を口座振替の方法により払い込むことについての合意がある場合に適用されます。

- 2 この特約は、次の各号に定める条件をいずれも満たしている場合に適用します。
 - (1) 保険契約締結のときに、保険契約者の指定する口座（以下「指定口座」といいます。）が、提携金融機関（当会社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。以下同様とします。）に設定されていること。
 - (2) この保険契約の締結および保険契約者から当会社への損害保険料口座振替依頼書の提出が、保険証券記載の保険期間（以下、「保険期間」といいます。）の初日の属する月の前月末日までになされていること。

(初回保険料の払込み)

- 第2条 初回保険料の払込みは、提携金融機関ごとに当会社の定める期日（以下「初回保険料払込期日」といいます。）に、指定口座から当会社の口座に振り替えることによって行うものとします。
- 2 初回保険料払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替による初回保険料の払込みが当該休業日の翌営業日に行われた場合には、当会社は、初回保険料払込期日に払込みがあったものとみなします。
- 3 保険契約者は、初回保険料払込期日の前日までに初回保険料相当額を指定口座に預け入れておかなければなりません。

(初回保険料払込み前の事故)

- 第3条 初回保険料払込期日に初回保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、初回保険料を初回保険料払込期日の属する月の翌月末までに当会社の指定した場所に払い込まなければなりません。
- 2 当会社は、保険契約者が初回保険料払込期日の属する月の翌月末までに初回保険料を払い込んだ場合には、保険料の即時払に関する特約条項に定める保険料領収前に生じた事故の取扱いに関する規定を適用しません。
- 3 保険契約者が初回保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったと当会社が認めた場合には、当会社は、この特約の規定中「翌月末」とあるのを「翌々月の25日」と読み替えてこの特約の規定を適用します。この場合において、当会社は、保険契約者に対して当会社が別に定める額をあわせて請求できるものとします。
- 4 第2項の規定により、被保険者が、初回保険料払込み前の事故について保険金の支払を受ける場合には、その支払を受ける前に、保険契約者は、初回保険料を当会社に払い込まなければなりません。

(解除—初回保険料不払の場合)

- 第4条 当会社は、初回保険料払込期日の属する月の翌月末までに初回保険料の払込みがない場合には、この保険契約を解除することができます。
- 2 当会社は、前項の解除を行う場合には、保険証券記載の保険契約者の住所にあてた書面によりその旨を通知します。この場合の解除は保険期間の初日から将来に向かってその効力を生じます。

47 団体扱保険料分割払特約条項（一般A）

(この特約の適用条件)

- 第1条 この特約は、次の各号に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。
 - (1) 保険契約者が公社、公団、会社等の企業体（法人・個人の別を問いません。以下この条において、同様とします。）に勤務し、毎月その企業体から給与の支払を受けていること。
 - (2) 次のいずれかの契約が締結されていること。
 - イ 保険契約者が給与の支払を受けている企業体（以下「団体」といいます。）と当会社との間の「保険料集金に関する契約書（一般A-1）」による保険料集金契約。ただし、団体が労働基準法第24条に定める賃金の一部控除に関する書面による協定またはその他の法令に基づき、保険契約者の受け取るべき給与から保険料の控除を行うことができる場合にかぎります。
 - ロ 団体に勤務する者によって構成されている労働組合または共済組織（以下この条において、「職域労働組合等」といいます。）と当会社との間の「保険料集金に関する契約書（一般A-2）」による保険料集金契約。ただし、職域労働組合等が前記イのただし書に規定する団体によって控除された保険料を受領することができる場合にかぎります。
 - (3) 保険契約者が、当会社との間に「保険料集金に関する契約書（一般A-1）」または「保険料集金に関する契約書（一般A-2）」による保険料集金契約（以下「集金契約」といいます。）を締結した者（以下「集金者」といいます。）に次のことを委託し、集金者がそれを承諾していること。
 - イ 集金者が団体である場合には、保険契約者の受け取るべき給与から保険料を控除して、これを

当会社の指定する場所に支払うこと。

- ロ 集金者が職域労働組合等である場合には、団体によって控除された保険料を団体から受領して、これを当会社の指定する場所に支払うこと。

(保険料の分割払)

第2条 当会社は、この特約により、保険契約者が保険料（この保険契約に定められた保険料をいいます。以下同様とします。）を保険証券記載の回数および金額（以下「分割保険料」といいます。）に分割して払い込むことを承認します。

(分割保険料の払込み)

第3条 保険契約者は、第1回分割保険料を保険契約締結の際直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。

- 2 第2回以後の分割保険料は、集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。

(保険料領収前の事故)

第4条 当会社は、新火災保険普通保険約款（以下「新火災約款」といいます。）第2条（保険金を支払わない場合）第3項（この特約が地震保険普通保険約款（以下「地震約款」といいます。）に付帯されている場合は、地震約款新火災保険に付帯される場合の特則（以下「特則」といいます。）第1条（保険金を支払わない場合）の規定にかかわらず、保険証券記載の保険期間が始まった後でも、前条第1項に規定する第1回分割保険料を領収する前に生じた事故については、保険金を支払いません。ただし、第1回分割保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合には、この限りではありません。

(追加保険料の払込み)

第5条 当会社が第10条（保険料の返還または請求）の規定による追加保険料の請求をしたときは、保険契約者は、集金者を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。

- 2 新火災約款第9条（保険料の返還または請求－告知・通知事項の承認の場合）第1項または第2項（この特約が地震約款に付帯されている場合は、地震約款第14条（保険料の返還または請求－告知・通知事項の承認の場合）第1項または特則第3条（保険料の返還または請求－告知・通知事項の承認の場合）第1項）に定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求した場合で、保険契約者が当該追加保険料の払込みを怠ったときは、当会社は、当該追加保険料領収前に生じた事故については、保険金を支払いません。
- 3 新火災約款第9条（保険料の返還または請求－告知・通知事項の承認の場合）第3項（この特約が地震約款に付帯されている場合は、特則第3条（保険料の返還または請求－告知・通知事項の承認の場合）第2項）に定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求した場合で、保険契約者が当該追加保険料の払込みを怠ったときは、当会社は、当該追加保険料領収前に生じた事故については、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、保険金を支払います。
- 4 この保険契約に価額協定保険特約条項（以下「価額特約」といいます。）が付帯され、価額特約第7条（通知義務）第4項または第8条（告知義務）第5項に定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求した場合で、保険契約者が当該追加保険料の払込みを怠ったときは、当会社は、当該追加保険料領収前に生じた事故については、価額特約第2条（損害保険金の実損払）、第3条（水害保険金の支払額）および第5条（全損の場合の特別費用保険金）の規定は適用しません。

(保険金の支払および未払込分割保険料の払込み)

第6条 保険料の払込みを完了する前に、新火災約款、基本特約条項または地震約款（以下「普通約款等」といいます。）の規定により、保険金の支払によって保険契約が終了または失効する場合には、保険契約者は、保険金の支払を受ける以前に未払込分割保険料（この保険契約に定められた総保険料から、既に払い込まれた分割保険料の総額を差し引いた額をいいます。以下同様とします。）の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。

(保険料領収証の発行)

第7条 当会社は、集金者を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を集金者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

(特約の失効または解除)

第8条 この特約は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その事実が発生したことにより集金者による保険料の集金が不能となった最初の給与支払日（以下「集金不能日」といいます。）から将来に向かってのみその効力を失います。

- (1) 集金契約が解除された場合

- (2) 保険契約者が団体から毎月給与の支払を受けなくなった場合
 - (3) 保険契約者がその受け取るべき給与から保険料を控除することを拒んだ場合
 - (4) 前3号の場合のほか、この保険契約について集金契約に基づく集金者による保険料の集金が行われなくなった場合
- 2 当会社は、この保険契約に係る集金契約の対象となる保険契約者の人数（同一の保険契約者が複数の団体扱に係る特約付保険契約を締結している場合は1名と数えます。）が10名未満である場合には、この特約を解除することができます。
- 3 第1項第1号に規定する事実が発生したときまたは前項の規定により当社がこの特約を解除したときは、当会社は、遅滞なく、書面をもって保険証券記載の保険契約者の住所（普通約款等の規定に従い、保険契約者の住所変更に関する通知があったときは、その住所または通知先をいいます。）にあててその旨を通知します。

(特約の失効または解除後の未払込分割保険料の払込み)

- 第9条 保険契約者は、前条第1項の規定によりこの特約が効力を失ったときは集金不能日から1か月以内に、同条第2項の規定によりこの特約が解除されたときは解除日から1か月以内に未払込分割保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当社に払い込まなければなりません。
- 2 当会社は、前項に規定する期間内に未払込分割保険料の全額が払い込まれないときは、集金不能日またはこの特約の解除日から未払込分割保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故については、保険金を支払いません。
- 3 当会社は、第1項に規定する期間内に未払込分割保険料の全額が払い込まれないときは、この保険契約を解除することができます。
- 4 前項の規定により、当社がこの保険契約を解除したときは、当会社は、遅滞なく、書面をもって保険証券記載の保険契約者の住所（普通約款等の規定に従い、保険契約者の住所変更に関する通知があったときは、その住所または通知先をいいます。）にあててその旨を通知します。この場合の解除は集金不能日またはこの特約の解除日から将来に向かってのみその効力を生じます。
- 5 第3項の規定により、当社がこの保険契約を解除したときは、既に領収した保険料は返還しません。

(保険料の返還または請求)

第10条 普通約款等またはこれらに付帯される他の特約条項の規定により保険料を返還または請求すべき事由が生じた場合には、当会社は、普通約款等またはこれらに付帯される他の特約条項の保険料の返還または請求に関する規定にかかわらず、当会社の定めるところにより、保険料を返還または請求します。

48 団体扱保険料分割払特約条項（一般B）

(この特約の適用条件)

第1条 この特約は、次の各号に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

- (1) 保険契約者が公社、公団、会社等の企業体（法人・個人の別を問いません。以下この条において、同様とします。）に勤務し、毎月その企業体から給与の支払を受けていること。
- (2) 次のいずれかの者と当社との間に「保険料集金に関する契約書（一般B）」による保険料集金契約（以下「集金契約」といいます。）が締結されていること。
 - イ 保険契約者が給与の支払を受けている企業体（以下「団体」といいます。）
 - ロ 団体に勤務する者によって構成されている労働組合または共済組織
- (3) 保険契約者が、当社との間に集金契約を締結した者（以下「集金者」といいます。）に次のことを委託し、集金者がそれを承諾していること。
 - イ 保険契約者がこの保険契約締結の時に勤務している事業所（以下「当該事業所」といいます。）において、給与支払日に保険契約者またはその代理人から直接保険料を集金すること。
 - ロ 上記イにより集金した保険料を当会社の指定する場所に支払うこと。

(保険料の分割払)

第2条 当会社は、この特約により、保険契約者が保険料（この保険契約に定められた保険料をいいます。以下同様とします。）を保険証券記載の回数および金額（以下「分割保険料」といいます。）に分割して払い込むことを承認します。

(分割保険料の払込み)

第3条 保険契約者は、第1回分割保険料を保険契約締結と同時に直接当社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。

- 2 第2回以後の分割保険料は、集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。

(保険料領収前の事故)

第4条 当会社は、新火災保険普通保険約款（以下「新火災約款」といいます。）第2条（保険金を支払わない場合）第3項（この特約が地震保険普通保険約款（以下「地震約款」といいます。）に付帯されている場合は、地震約款新火災保険に付帯される場合の特則（以下「特則」といいます。）第1条（保険金を支払わない場合）の規定にかかわらず、保険証券記載の保険期間が始まった後でも、前条第1項に規定する第1回分割保険料を領収する前に生じた事故については、保険金を支払いません。ただし、第1回分割保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合には、この限りではありません。

(追加保険料の払込み)

- 第5条 当会社が、第10条（保険料の返還または請求）の規定による追加保険料の請求をしたときは、保険契約者は、集金者を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。
- 2 新火災約款第9条（保険料の返還または請求－告知・通知事項の承認の場合）第1項または第2項（この特約が地震約款に付帯されている場合は、地震約款第14条（保険料の返還または請求－告知・通知事項の承認の場合）第1項または特則第3条（保険料の返還または請求－告知・通知事項の承認の場合）第1項）に定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求した場合で、保険契約者が当該追加保険料の払込みを怠ったときは、当会社は、当該追加保険料領収前に生じた事故については、保険金を支払いません。
- 3 新火災約款第9条（保険料の返還または請求－告知・通知事項の承認の場合）第3項（この特約が地震約款に付帯されている場合は、特則第3条（保険料の返還または請求－告知・通知事項の承認の場合）第2項）に定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求した場合で、保険契約者が当該追加保険料の払込みを怠ったときは、当会社は、当該追加保険料領収前に生じた事故については、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、保険金を支払います。
- 4 この保険契約に価額協定保険特約条項（以下「価額特約」といいます。）が付帯され、価額特約第7条（通知義務）第4項または第8条（告知義務）第5項に定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求した場合で、保険契約者が当該追加保険料の払込みを怠ったときは、当会社は、当該追加保険料領収前に生じた事故については、価額特約第2条（損害保険金の実損払）、第3条（水害保険金の支払額）および第5条（全損の場合の特別費用保険金）の規定は適用しません。

(保険金の支払および未払込分割保険料の払込み)

第6条 保険料の払込みを完了する前に、新火災約款、基本特約条項または地震約款（以下「普通約款等」といいます。）の規定により、保険金の支払によって保険契約が終了または失効する場合には、保険契約者は、保険金の支払を受ける以前に未払込分割保険料（この保険契約に定められた総保険料から、既に払い込まれた分割保険料の総額を差し引いた額をいいます。以下同様とします。）の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。

(保険料領収証の発行)

第7条 当会社は、集金者を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を集金者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

(特約の失効または解除)

第8条 この特約は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その事実が発生したことにより集金者による保険料の集金が不能となった最初の給与支払日（以下「集金不能日」といいます。）から将来に向かってのみその効力を失います。

- (1) 集金契約が解除された場合
 - (2) 保険契約者が当該事業所において団体から毎月給与の支払を受けなくなった場合
 - (3) 保険契約者またはその代理人が保険料を当該事業所において、給与支払日に直接集金者に支払わなかった場合
 - (4) 前3号の場合のほか、この保険契約について集金契約に基づく集金者による保険料の集金が行われなかった場合
- 2 当会社は、この保険契約に係る集金契約の対象となる保険契約者の人数（同一の保険契約者が複数の団体別に係る特約付保険契約を締結している場合は1名と数えます。）が10名未満である場合には、この特約を解除することができます。
- 3 第1項第1号に規定する事実が発生したときまたは前項の規定により当会社がこの特約を解除したときは、当会社は、遅滞なく、書面をもって保険証券記載の保険契約者の住所（普通約款等の規定に

従い、保険契約者の住所変更に関する通知があったときは、その住所または通知先をいいます。) にあててその旨を通知します。

(特約の失効または解除後の未払込分割保険料の払込み)

第9条 保険契約者は、前条第1項の規定によりこの特約が効力を失ったときは集金不能日から1か月以内に、同条第2項の規定によりこの特約が解除されたときは解除日から1か月以内に未払込分割保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。

2 当会社は、前項に規定する期間内に未払込分割保険料の全額が払い込まれないときは、集金不能日またはこの特約の解除日から未払込分割保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故については、保険金を支払いません。

3 当会社は、第1項に規定する期間内に未払込分割保険料の全額が払い込まれないときは、この保険契約を解除することができます。

4 前項の規定により、当社がこの保険契約を解除したときは、当会社は、遅滞なく、書面をもって保険証券記載の保険契約者の住所(普通約款等の規定に従い、保険契約者の住所変更に関する通知があったときは、その住所または通知先をいいます。)にあててその旨を通知します。この場合の解除は集金不能日またはこの特約の解除日から将来に向かってのみその効力を生じます。

5 第3項の規定により、当社がこの保険契約を解除したときは、既に領収した保険料は返還しません。

(保険料の返還または請求)

第10条 普通約款等またはこれらに付帯される他の特約条項の規定により保険料を返還または請求すべき事由が生じた場合には、当会社は、普通約款等またはこれらに付帯される他の特約条項の保険料の返還または請求に関する規定にかかわらず、当会社の定めるところにより保険料を返還または請求します。

49 団体扱保険料分割払特約条項(一般C)

(この特約の適用条件)

第1条 この特約は、次の各号に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

(1) 保険契約者が公社、公団、会社等の企業体(法人・個人の別を問いません。以下この条において、同様とします。)に勤務し、毎月その企業体から給与の支払を受けていること。

(2) 次のいずれかの者と当会社との間に「保険料集金に関する契約書(一般C)」による保険料集金契約(以下「集金契約」といいます。)が締結されていること。

イ 保険契約者が給与の支払を受けている企業体(以下「団体」といいます。)

ロ 団体に勤務する者によって構成されており、かつ、保険契約者がその構成員となっている労働組合または共済組織

(3) 保険契約者が、当会社との間に集金契約を締結した者(以下「集金者」といいます。)に次のことを委託し、集金者がそれを承諾していること。

イ 保険契約者が指定する預金口座(以下「指定口座」といいます。)から、預金口座振替により、保険料を集金者の指定する所定の期日(以下「集金日」といいます。)に集金すること。

ロ 上記イにより集金した保険料を当会社の指定する場所に支払うこと。

(保険料の分割払)

第2条 当会社は、この特約により、保険契約者が保険料(この保険契約に定められた保険料をいいます。以下同様とします。)を保険証券記載の回数および金額(以下「分割保険料」といいます。)に分割して払い込むことを承認します。

(分割保険料の払込み)

第3条 保険契約者は、第1回分割保険料を保険契約締結のとき直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。

2 第2回以後の分割保険料は、集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。

(保険料領収前の事故)

第4条 当会社は、新火災保険普通保険約款(以下「新火災約款」といいます。)第2条(保険金を支払わない場合)第3項(この特約が地震保険普通保険約款(以下「地震約款」といいます。)に付帯されている場合は、地震約款新火災保険に付帯される場合の特則(以下「特則」といいます。))第1条(保険金を支払わない場合)の規定にかかわらず、保険証券記載の保険期間が始まった後でも、前条第1項に規定する第1回分割保険料を領収する前に生じた事故については、保険金を支払いま

ん。ただし、第1回分割保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合には、この限りではありません。

(追加保険料の払込み)

第5条 当社が第10条（保険料の返還または請求）の規定による追加保険料の請求をしたときは、保険契約者は、集金者を経ることなく、その全額を一時に当社に払い込まなければなりません。

2 新火災約款第9条（保険料の返還または請求－告知・通知事項の承認の場合）第1項または第2項（この特約が地震約款に付帯されている場合は、地震約款第14条（保険料の返還または請求－告知・通知事項の承認の場合）第1項）に定めるところに従い、当社が追加保険料を請求した場合で、保険契約者が当該追加保険料の払込みを怠ったときは、当社は、当該追加保険料領収前に生じた事故については、保険金を支払いません。

3 新火災約款第9条（保険料の返還または請求－告知・通知事項の承認の場合）第3項（この特約が地震約款に付帯されている場合は、特則第3条（保険料の返還または請求－告知・通知事項の承認の場合）第2項）に定めるところに従い、当社が追加保険料を請求した場合で、保険契約者が当該追加保険料の払込みを怠ったときは、当社は、当該追加保険料領収前に生じた事故については、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、保険金を支払います。

4 この保険契約に価額協定保険特約条項（以下「価額特約」といいます。）が付帯され、価額特約第7条（通知義務）第4項または第8条（告知義務）第5項に定めるところに従い、当社が追加保険料を請求した場合で、保険契約者が当該追加保険料の払込みを怠ったときは、当社は、当該追加保険料領収前に生じた事故については、価額特約第2条（損害保険金の実損払）、第3条（水害保険金の支払額）および第5条（全損の場合の特別費用保険金）の規定は適用しません。

(保険金の支払および未払分割保険料の払込み)

第6条 保険料の払込みを完了する前に、新火災約款、基本特約条項または地震約款（以下「普通約款等」といいます。）の規定により、保険金の支払によって保険契約が終了または失効する場合には、保険契約者は、保険金の支払を受ける以前に未払分割保険料（この保険契約に定められた総保険料から、既に払い込まれた分割保険料の総額を差し引いた額をいいます。以下同様とします。）の全額を集金者を経ることなく、一時に当社に払い込まなければなりません。

(保険料領収証の発行)

第7条 当社は、集金者を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を集金者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

(特約の失効または解除)

第8条 この特約は、次の各号のいずれかに該当する事実が発生した場合、第1号に規定する事実のときは、その事実が発生したことにより集金者による保険料の集金が不能となった日、または第2号、第3号もしくは第4号に規定する事実のときは、その事実が発生した日（以下「集金不能日等」といいます。）から将来に向かってのみその効力を失います。ただし、第2号については、集金者が保険契約者にかわって保険料を集金不能日等の翌日から起算して1か月以内に当社に支払った場合には、このかぎりではありません。

- (1) 集金契約が解除されたこと。
- (2) 保険契約者または集金者の責に帰すべき事由により、保険料が集金日の翌日から起算して1か月以内に集金されなかったこと。
- (3) 保険契約者が毎月給与の支払を受けなくなったこと。
- (4) 当社が集金者からこの保険契約について集金契約に基づく保険料の集金を行わなくなった旨の通知を受けたこと。

2 当社は、この保険契約に係る集金契約の対象となる保険契約者の人数（同一の保険契約者が複数の団体扱に係る特約付保険契約を締結している場合は1名と数えます。）が10名未満である場合には、この特約を解除することができます。

3 第1項第1号もしくは第4号の事実が発生したときまたは前項の規定により当社がこの特約を解除したときは、当社は、遅滞なく、書面をもって保険証券記載の保険契約者の住所（普通約款等の規定に従い、保険契約者の住所変更に関する通知があったときは、その住所または通知先をいいます。）にあててその旨を通知します。

(特約の失効または解除後の未払分割保険料の払込み)

第9条 保険契約者は、前条第1項の規定によりこの特約が効力を失ったときは集金不能日等から1か月以内に、同条第2項の規定によりこの特約が解除されたときは解除日から1か月以内に未払分割

保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。

- 2 当社は、前項に規定する期間内に未払込分割保険料の全額が払い込まれないときは、集金不能日等またはこの特約の解除日から未払込分割保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故については、保険金を支払いません。
- 3 当社は、第1項に規定する期間内に未払込分割保険料の全額が払い込まれないときは、この保険契約を解除することができます。
- 4 前項の規定により、当社がこの保険契約を解除したときは、当社は、遅滞なく、書面をもって保険証券記載の保険契約者の住所（普通約款等の規定に従い、保険契約者の住所変更に関する通知があったときは、その住所または通知先をいいます。）にあててその旨を通知します。この場合の解除は集金不能日等またはこの特約の解除日から将来に向かってのみその効力を生じます。
- 5 第3項の規定により、当社がこの保険契約を解除したときは、既に領収した保険料は返還しません。

(保険料の返還または請求)

第10条 普通約款等またはこれらに付帯される他の特約条項の規定により保険料を返還または請求すべき事由が生じた場合には、当社は、普通約款等またはこれらに付帯される他の特約条項の保険料の返還または請求に関する規定にかかわらず、当社の定めるところにより、保険料を返還または請求します。

(退職者等に関する特則)

第11条 保険契約者が、団体の福利厚生制度の一環として団体扱に係る保険契約を締結することが認められている退職者等である場合は、第1条（この特約の適用条件）の規定にかかわらず、この特約は、次の各号に定める条件をいずれも満たしているときに適用されます。

- (1) 団体または団体に勤務する者によって構成されている労働組合もしくは共済組織と当社との間に集金契約が締結されていること。
- (2) 保険契約者が、集金者に次のことを委託し、集金者がそれを承諾していること。
 - (イ) 保険契約者の指定口座から、預金口座振替により、保険料を集金手続きを行い得る最初の集金日に集金すること。
 - (ロ) 上記(イ)により集金した保険料を当社の指定する場所に支払うこと。
- 2 前項の場合、第8条（特約の失効または解除）第1項の適用にあたっては、同項にいう集金不能日等は、次の各号のいずれかに該当する事実が発生したときに、第1号に規定する事実のときは、その事実が発生したことにより集金者による保険料の集金が不能となった日、または第2号もしくは第3号に規定する事実のときは、その事実が発生した日とします。
 - (1) 集金契約が解除されたこと。
 - (2) 保険契約者または集金者の責めに帰すべき事由により、保険料が前項第2号(イ)に規定する集金日の翌日から起算して1か月以内に集金されなかったこと。
 - (3) 当社が集金者からこの保険契約について集金契約に基づく保険料の集金を行わなくなった旨の通知を受けたこと。

50 団体扱保険料分割払特約条項

(この特約の適用条件)

第1条 この特約は、次の各号に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

- (1) 保険契約者が給与の支払を受けている官公署、会社などの団体（以下「団体」といいます。）と当社との間に、「保険料集金に関する契約」（以下「集金契約」といいます。）が締結されていること。
- (2) 保険契約者が、その受け取るべき給与から保険料を差し引いて、これを当社の本社または当会社の指定する場所に支払うことを団体に委託し、団体がそれを承諾していること。

(保険料の分割払)

第2条 当社は、この特約により、保険契約者が保険料（この保険契約に定められた保険料をいいます。以下同様とします。）を保険証券記載の回数および金額（以下「分割保険料」といいます。）に分割して払い込むことを承認します。

(分割保険料の払込み)

第3条 保険契約者は、第1回分割保険料を保険契約締結のとき直接当社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、団体を経て払い込まなければなりません。

- 2 第2回以後の分割保険料は、集金契約に定めるところにより、団体を経て払い込まなければなりません。

(保険料領収前の事故)

第4条 当会社は、新火災保険普通保険約款（以下「新火災約款」といいます。）第2条（保険金を支払わない場合）第3項（この特約が地震保険普通保険約款（以下「地震約款」といいます。）に付帯されている場合は、地震約款新火災保険に付帯される場合の特則（以下「特則」といいます。）第1条（保険金を支払わない場合）の規定にかかわらず、保険証券記載の保険期間が始まった後でも、前条第1項に規定する第1回分割保険料を領収する前に生じた事故については、保険金を支払いません。ただし、第1回分割保険料が集金契約に定めるところにより、団体を経て払い込まれる場合には、この限りではありません。

(追加保険料の払込み)

- 第5条 当会社が、第10条（保険料の返還または請求）の規定による追加保険料の請求をしたときは、保険契約者は、団体を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。
- 2 新火災約款第9条（保険料の返還または請求－告知・通知事項の承認の場合）第1項または第2項（この特約が地震約款に付帯されている場合は、地震約款第14条（保険料の返還または請求－告知・通知事項の承認の場合）第1項または特則第3条（保険料の返還または請求－告知・通知事項の承認の場合）第1項）に定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求した場合で、保険契約者が当該追加保険料の払込みを怠ったときは、当会社は、当該追加保険料領収前に生じた事故については、保険金を支払いません。
- 3 新火災約款第9条（保険料の返還または請求－告知・通知事項の承認の場合）第3項（この特約が地震約款に付帯されている場合は、特則第3条（保険料の返還または請求－告知・通知事項の承認の場合）第2項）に定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求した場合で、保険契約者が当該追加保険料の払込みを怠ったときは、当会社は、当該追加保険料領収前に生じた事故については、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、保険金を支払います。
- 4 この保険契約に価額協定保険特約条項（以下「価額特約」といいます。）が付帯され、価額特約第7条（通知義務）第4項または第8条（告知義務）第5項に定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求した場合で、保険契約者が当該追加保険料の払込みを怠ったときは、当会社は、当該追加保険料領収前に生じた事故については、価額特約第2条（損害保険金の実損払）、第3条（水害保険金の支払額）および第5条（全損の場合の特別費用保険金）の規定は適用しません。

(保険金の支払および未払分割保険料の払込み)

第6条 保険料の払込みを完了する前に、新火災約款、基本特約条項または地震約款（以下「普通約款等」といいます。）の規定により、保険金の支払によって保険契約が終了または失効する場合には、保険契約者は、保険金の支払を受ける以前に未払分割保険料（この保険契約に定められた総保険料から、既に払い込まれた分割保険料の総額を差し引いた額をいいます。）の全額を団体を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。

(保険料領収証の発行)

第7条 当会社は、団体を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を団体に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

(特約の失効)

第8条 この特約は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その事実が発生したことにより団体による保険料の集金が不能となった最初の給与支払日（以下「集金不能日」といいます。）から将来に向かってのみその効力を失います。

- (1) 集金契約が解除された場合
 - (2) 保険契約者が団体から毎月給与の支払を受けなくなったとき、その他この保険契約について団体による保険料の集金が行われなくなった場合
 - (3) 保険契約者が保険料を給与から差し引くことを拒んだ場合
- 2 前項第1号に規定する事実が発生したときは、当会社は、遅滞なく、書面をもって保険証券記載の保険契約者の住所（普通約款等の規定に従い、保険契約者の住所変更に関する通知があったときは、その住所または通知先をいいます。）にあててその旨を通知します。

(特約失効後の未払分割保険料の払込み)

- 第9条 保険契約者は、前条第1項の規定によりこの特約が効力を失ったときは集金不能日から1か月以内に未払分割保険料の全額を団体を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。
- 2 当会社は、前項に規定する期間内に未払分割保険料の全額が払い込まれないときは、集金不能日から未払分割保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故については、保険金を支払いません。

- 3 当社は、第1項に規定する期間内に未払分割保険料の全額が払い込まれないときは、この保険契約を解除することができます。
- 4 前項の規定により、当社がこの保険契約を解除したときは、当社は、遅滞なく、書面をもって保険証券記載の保険契約者の住所（普通約款等の規定に従い、保険契約者の住所変更に関する通知があったときは、その住所または通知先をいいます。）にあててその旨を通知します。この場合の解除は集金不能日から将来に向かってのみその効力を生じます。
- 5 第3項の規定により、当社がこの保険契約を解除したときは、既に領収した保険料は返還しません。

(保険料の返還または請求)

第10条 普通約款等またはこれらに付帯される他の特約条項の規定により保険料を返還または請求すべき事由が生じた場合には、当社は、普通約款等またはこれらに付帯される他の特約条項の保険料の返還または請求に関する規定にかかわらず、当社の定めるところにより、保険料を返還または請求します。

51 団体扱保険料分割払特約条項（口座振替用）

(この特約の適用条件)

第1条 この特約は、次の各号に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

- (1) 保険契約者が官公署に勤務していること。
- (2) 次のいずれかの者と当社との間に「保険料集金に関する契約」（以下「集金契約」といいます。）が締結されていること。
 - (イ) 保険契約者が給与の支払を受けている官公署（以下「団体」といいます。）
 - (ロ) 団体に勤務する者の生活の安定または福祉の向上等に寄与することを目的として設立された組織
- (3) 保険契約者が、当社との間に集金契約を締結した者（以下「集金者」といいます。）に次のことを委託し、集金者がそれを承諾していること。
 - (イ) 保険契約者が指定する預金口座（以下「指定口座」といいます。）から、預金口座振替により、保険料を給与支払日後の最初の集金日（以下「集金日」といいます。）に集金すること。
 - (ロ) 上記(イ)により集金した保険料を当社の指定する場所に支払うこと。

(保険料の分割払)

第2条 当社は、この特約により、保険契約者が保険料（この保険契約に定められた保険料をいいます。以下同様とします。）を保険証券記載の回数および金額（以下「分割保険料」といいます。）に分割して払い込むことを承認します。

(分割保険料の払込み)

- 第3条 保険契約者は、第1回分割保険料を保険契約締結のとき直接当社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。
- 2 第2回以後の分割保険料は、集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。

(保険料領収前の事故)

第4条 当社は、新火災保険普通保険約款（以下「新火災約款」といいます。）第2条（保険金を支払わない場合）第3項（この特約が地震保険普通保険約款（以下「地震約款」といいます。）に付帯されている場合は、地震約款新火災保険に付帯される場合の特則（以下「特則」といいます。）第1条（保険金を支払わない場合）の規定にかかわらず、保険証券記載の保険期間が始まった後でも、前条第1項に規定する第1回分割保険料を領収する前に生じた事故については、保険金を支払いません。ただし、第1回分割保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合には、この限りではありません。

(追加保険料の払込み)

- 第5条 当社が第10条（保険料の返還または請求）の規定による追加保険料の請求をしたときは、保険契約者は、集金者を経ることなく、その全額を一時に当社に払い込まなければなりません。
- 2 新火災約款第9条（保険料の返還または請求－告知・通知事項の承認の場合）第1項または第2項（この特約が地震約款に付帯されている場合は、地震約款第14条（保険料の返還または請求－告知・通知事項の承認の場合）第1項または特則第3条（保険料の返還または請求－告知・通知事項の承認の場合）第1項）に定めるところに従い、当社が追加保険料を請求した場合で、保険契約者が当該追加保険料の払込みを怠ったときは、当社は、当該追加保険料領収前に生じた事故については、保

険金を支払いません。

3 新火災約款第9条（保険料の返還または請求－告知・通知事項の承認の場合）第3項（この特約が地震約款に付帯されている場合は、特則第3条（保険料の返還または請求－告知・通知事項の承認の場合）第2項）に定めるところに従い、当社が追加保険料を請求した場合で、保険契約者が当該追加保険料の払込みを怠ったときは、当社は、当該追加保険料領収前に生じた事故については、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、保険金を支払います。

4 この保険契約に価額協定保険特約条項（以下「価額特約」といいます。）が付帯され、価額特約第7条（通知義務）第4項または第8条（告知義務）第5項に定めるところに従い、当社が追加保険料を請求した場合で、保険契約者が当該追加保険料の払込みを怠ったときは、当社は、当該追加保険料領収前に生じた事故については、価額特約第2条（損害保険金の実損払）、第3条（水害保険金の支払額）および第5条（全損の場合の特別費用保険金）の規定は適用しません。

（保険金の支払および未払込分割保険料の払込み）

第6条 保険料の払込みを完了する前に、新火災約款、基本特約条項または地震約款（以下「普通約款等」といいます。）の規定により、保険金の支払によって保険契約が終了または失効する場合には、保険契約者は、保険金の支払を受ける以前に未払込分割保険料（この保険契約に定められた総保険料から、既に払い込まれた分割保険料の総額を差し引いた額をいいます。以下同様とします。）の全額を集金者を経ることなく、一時に当社に払い込まなければなりません。

（保険料領収証の発行）

第7条 当社は、集金者を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を集金者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

（特約の失効または解除）

第8条 この特約は、次の各号のいずれかに該当する事実が発生した場合、第1号に規定する事実のときは、その事実が発生したことにより集金者による保険料の集金が不能となった日、または第2号、第3号もしくは第4号に規定する事実のときは、その事実が発生した日（以下「集金不能日等」といいます。）から将来に向かってのみその効力を失います。ただし、第2号については、集金者が保険契約者にかわって保険料を集金不能日等の翌日から起算して1か月以内に当社に支払った場合には、このかぎりではありません。

(1) 集金契約が解除されたこと。

(2) 保険契約者または集金者の責に帰すべき事由により、保険料が集金日の翌日から起算して1か月以内に集金されなかったこと。

(3) 保険契約者が毎月給与の支払を受けなくなったこと。

(4) 当社が集金者からこの保険契約について集金契約に基づく保険料の集金を行わなくなった旨の通知を受けたこと。

2 当社は、この保険契約に係る集金契約の対象となる保険契約者の人数（同一の保険契約者が複数の団体別に係る特約付保険契約を締結している場合は1名と数えます。）が10名未満である場合には、この特約を解除することができます。

3 第1項第1号もしくは第4号に規定する事実が発生したときまたは前項の規定により当社がこの特約を解除したときは、当社は、遅滞なく、書面をもって保険証券記載の保険契約者の住所（普通約款等の規定に従い、保険契約者の住所変更に関する通知があったときは、その住所または通知先をいいます。）にあててその旨を通知します。

（特約の失効または解除後の未払込分割保険料の払込み）

第9条 保険契約者は、前条第1項の規定によりこの特約が効力を失ったときは集金不能日等から1か月以内に、同条第2項の規定によりこの特約が解除されたときは解除日から1か月以内に未払込分割保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当社に払い込まなければなりません。

2 当社は、前項に規定する期間内に未払込分割保険料の全額が払い込まれないときは、集金不能日等またはこの特約の解除日から未払込分割保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故については、保険金を支払いません。

3 当社は、第1項に規定する期間内に未払込分割保険料の全額が払い込まれないときは、この保険契約を解除することができます。

4 前項の規定により、当社がこの保険契約を解除したときは、当社は、遅滞なく、書面をもって保険証券記載の保険契約者の住所（普通約款等の規定に従い、保険契約者の住所変更に関する通知があったときは、その住所または通知先をいいます。）にあててその旨を通知します。この場合の解除は集金不能日等またはこの特約の解除日から将来に向かってのみその効力を生じます。

5 第3項の規定により、当社がこの保険契約を解除したときは、既に領収した保険料は返還しません。

(保険料の返還または請求)

第10条 普通約款等またはこれらに付帯される他の特約条項の規定により保険料を返還または請求すべき事由が生じた場合には、当社は、普通約款等またはこれらに付帯される他の特約条項の保険料の返還または請求に関する規定にかかわらず、当社の定めるところにより、保険料を返還または請求します。

(退職者等に関する特則)

第11条 保険契約者が、団体の福利厚生制度の一環として団体扱に係る保険契約を締結することが認められている退職者等である場合は、第1条（この特約の適用条件）の規定にかかわらず、この特約は、次の各号に定める条件をいずれも満たしているときに適用されます。

(1) 団体、または団体に勤務する者もしくは団体を退職した者の生活の安定もしくは福祉の向上等に寄与することを目的として設立された組織と当社との間に集金契約が締結されていること。

(2) 保険契約者が、集金者に次のことを委託し、集金者がそれを承諾していること。

(イ) 保険契約者の指定口座から、預金口座振替により、保険料を集金手続きを行い得る最初の集金日に集金すること。

(ロ) 上記(イ)により集金した保険料を当社の指定する場所に支払うこと。

2 前項の場合、第8条（特約の失効または解除）第1項の適用にあたっては、同項にいう集金不能日等は、次の各号のいずれかに該当する事実が発生したときに、第1号に規定する事実のときは、その事実が発生したことにより集金者による保険料の集金が不能となった日、または第2号もしくは第3号に規定する事実のときは、その事実が発生した日とします。

(1) 集金契約が解除されたこと。

(2) 保険契約者または集金者の責めに帰すべき事由により、保険料が前項第2号(イ)に規定する集金日の翌日から起算して1か月以内に集金されなかったこと。

(3) 当社が集金者からこの保険契約について集金契約に基づく保険料の集金を行わなくなった旨の通知を受けたこと。

52 団体扱保険料一括払特約条項

(この特約の適用条件)

第1条 この特約は、次の各号に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

(1) 保険契約者が、官公署、公社、公団、会社等の団体（法人・個人の別を問いません。以下「団体」といいます。）に勤務し、毎月その団体から給与の支払を受けていること。

(2) 次のいずれかの者と当社との間に「保険料集金に関する契約書（一括払）」による保険料集金契約（以下「集金契約」といいます。）が締結されていること。

イ 保険契約者が給与の支払を受けている団体

ロ 団体に勤務する者の生活の安定または福祉の向上等に寄与することを目的として設立された組織

(3) 保険契約者が、当社との間に集金契約を締結した者（以下「集金者」といいます。）に次のことを委託し、集金者がそれを承諾していること。

イ 保険契約者から、給与支払日後の最初の集金日（以下「集金日」といいます。）に保険料を集金すること。

ロ 上記イにより集金した保険料を当社の指定する場所に支払うこと。

(保険料の一括払)

第2条 当社は、この特約により、保険契約者が保険料の全額または年額保険料（この保険契約に定められた1か年分保険料をいいます。以下同様とします。）を一括して払い込むことを承認します。

(保険料の払込み)

第3条 保険契約者は、保険料の全額または年額保険料を保険契約の締結のとき直接当社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。

(保険料領収前の事故)

第4条 当社は、新火災保険普通保険約款（以下「新火災約款」といいます。）第2条（保険金を支払わない場合）第3項（この特約が地震保険普通保険約款（以下「地震約款」といいます。）に付帯されている場合は、地震約款新火災保険に付帯される場合の特則（以下「特則」といいます。）第1条（保険金を支払わない場合））の規定にかかわらず、保険証券記載の保険期間が始まった後であつ

ても、前条の保険料の全額または年額保険料領収前に生じた事故に対しては、保険金を支払いません。ただし、同条の保険料の全額または年額保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合には、このかぎりではありません。

(追加保険料の払込み)

第5条 当会社が第10条（保険料の返還または請求）の規定による追加保険料の請求をしたときは、保険契約者は、集金者を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。

- 2 新火災約款第9条（保険料の返還または請求－告知・通知事項の承認の場合）第1項または第2項（この特約が地震約款に付帯されている場合は、地震約款第14条（保険料の返還または請求－告知・通知事項の承認の場合）第1項または特別第3条（保険料の返還または請求－告知・通知事項の承認の場合）第1項）に定めるところに従い、当社が追加保険料を請求した場合で、保険契約者が当該追加保険料の払込みを怠ったときは、当社は、当該追加保険料領収前に生じた事故については、保険金を支払いません。
- 3 新火災約款第9条（保険料の返還または請求－告知・通知事項の承認の場合）第3項（この特約が地震約款に付帯されている場合は、特別第3条（保険料の返還または請求－告知・通知事項の承認の場合）第2項）に定めるところに従い、当社が追加保険料を請求した場合で、保険契約者が当該追加保険料の払込みを怠ったときは、当社は、当該追加保険料領収前に生じた事故については、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、保険金を支払います。
- 4 この保険契約に価額協定保険特約条項（以下「価額特約」といいます。）が付帯され、価額特約第7条（通知義務）第4項または第8条（告知義務）第5項に定めるところに従い、当社が追加保険料を請求した場合で、保険契約者が当該追加保険料の払込みを怠ったときは、当社は、当該追加保険料領収前に生じた事故については、価額特約第2条（損害保険金の実損払）、第3条（水害保険金の支払額）および第5条（全損の場合の特別費用保険金）の規定は適用しません。

(保険金の支払および未払込保険料の払込み)

第6条 年額保険料の払込みを完了する前に、新火災約款、基本特約条項または地震約款（以下「普通約款等」といいます。）の規定により、保険金の支払によって保険契約が終了または失効する場合には、保険契約者は、保険金の支払を受ける以前に未払込保険料（払い込まれていない年額保険料をいいます。以下同様とします。）の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。

(保険料領収証の発行)

第7条 当社は、集金者を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を集金者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

(特約の失効または解除)

第8条 この特約は、次の各号のいずれかに該当する事実が発生した場合、第1号の事実のときは、その事実が発生したことにより集金者による保険料の集金が不能となった日、または第2号、第3号もしくは第4号の事実のときは、その事実が発生した日（以下「集金不能日等」といいます。）から将来に向かってのみその効力を失います。ただし、第2号については、集金者が保険契約者にかわって保険料を集金不能日等の翌日から起算して1か月以内に当社に支払った場合には、このかぎりではありません。

- (1) 集金契約が解除されたこと。
 - (2) 保険契約者または集金者の責に帰すべき事由により、保険料が集金日の翌日から起算して1か月以内に集金されなかったこと。
 - (3) 保険契約者が毎月給与の支払を受けなくなったこと。
 - (4) 当社が集金者からこの保険契約について集金契約に基づく保険料の集金を行わなくなった旨の通知を受けたこと。
- 2 当社は、この保険契約に係る集金契約の対象となる保険契約者の人数（同一の保険契約者が複数の団体抜に係る特約付保険契約を締結している場合は1名と数えます。）が10名未満である場合には、この特約を解除することができます。
- 3 第1項第1号もしくは第4号の事実が発生したときまたは前項の規定により当社がこの特約を解除したときは、当社は、遅滞なく、書面をもって保険証券記載の保険契約者の住所（普通約款等の規定に従い、保険契約者の住所変更に関する通知があったときは、その住所または通知先をいいます。）にあててその旨を通知します。

(特約の失効または解除後の未払込保険料の払込み)

第9条 保険契約者は、前条第1項の規定によりこの特約が効力を失ったときは集金不能日等から1か

月以内に、同条第2項の規定によりこの特約が解除されたときは解除日から1か月以内に未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当社に払い込まなければなりません。

- 2 当社は、前項に規定する期間内に未払込保険料の全額が払い込まれないときは、集金不能日等またはこの特約の解除日から未払込保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故については、保険金を支払いません。
- 3 当社は、第1項に規定する期間内に未払込保険料の全額が払い込まれないときは、この保険契約を解除することができます。
- 4 前項の規定により、当社がこの保険契約を解除したときは、当社は、遅滞なく、書面をもって保険証券記載の保険契約者の住所（普通約款等の規定に従い、保険契約者の住所変更に関する通知があったときは、その住所または通知先をいいます。）にあててその旨を通知します。この場合の解除は集金不能日等またはこの特約の解除日から将来に向かってのみその効力を生じます。
- 5 第3項の規定により、当社がこの保険契約を解除したときは、既に領収した保険料は返還しません。

(保険料の返還または請求)

第10条 普通約款等またはこれらに付帯される他の特約条項の規定により保険料を返還または請求すべき事由が生じた場合には、当社は、普通約款等またはこれらに付帯される他の特約条項の保険料の返還または請求に関する規定にかかわらず、当社の定めるところにより、保険料を返還または請求します。

(退職者等に関する特則)

第11条 保険契約者が、団体の福利厚生制度の一環として団体扱に係る保険契約を締結することが認められている退職者等である場合は、第1条（この特約の適用条件）の規定にかかわらず、この特約は、次の各号に定める条件をいずれも満たしているときに適用されます。

- (1) 団体または団体に勤務する者もしくは団体を退職した者の生活の安定もしくは福祉の向上等に寄与することを目的として設立された組織と当社との間に集金契約が締結されていること。
- (2) 保険契約者が、集金者に次のことを委託し、集金者がそれを承諾していること。
 - イ 保険契約者から、集金手続きを行い得る最初の集金日に保険料を集金すること。
 - ロ 上記イにより集金した保険料を当社の指定する場所に支払うこと。
- 2 前項の場合、第8条（特約の失効または解除）第1項の適用にあたっては、同項にいう集金不能日等は、次の各号のいずれかに該当する事実が発生したときに、第1号の事実のときは、その事実が発生したことにより集金者による保険料の集金が不能となった日、または第2号もしくは第3号の事実のときは、その事実が発生した日とします。
 - (1) 集金契約が解除されたこと。
 - (2) 保険契約者または集金者の責に帰すべき事由により、保険料が前項第2号イの集金日の翌日から起算して1か月以内に集金されなかったこと。
 - (3) 当社が集金者からこの保険契約について集金契約に基づく保険料の集金を行わなくなった旨の通知を受けたこと。

53 先物契約条項

この契約については、保険期間開始の時に使用されている火災保険料率表によるものとします。

54 動物条項

当社は、この特約が付された保険契約の保険の目的である動物が、当該保険契約により当社が担保する危険の発生によって、当該動物を収容する保険証券記載の建物または工作物内で損害を受けたため、損害発生後7日以内に死亡した場合にのみ保険金を支払います。

55 植物条項

当社は、この特約が付された保険契約の保険の目的である鑑賞用植物が、当該保険契約により当社が担保する危険の発生によって損害を受けたため、損害発生後7日以内に枯死（当該植物の生命が全く絶たれた状態をいいます。）した場合にのみ保険金を支払います。

56 明記物件に関する特約条項

(保険金を支払う場合)

第1条 当社は、この特約条項に従い、建物に収容されるすべての家財が保険の目的である場合には、

家財のうち「貴金属、宝玉石および宝飾品ならびに書画、骨とう、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの」(以下「貴金属・宝飾品等」といいます。)が保険証券に明記されていない場合も、これを保険の目的に含むものとします。ただし、保険契約締結の際または保険契約締結の後、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、これらの物を保険証券に明記するための手続きを怠ったときは、この限りではありません。

- 2 前項の場合において、損害額が1個または1組ごとに30万円を超えるときは、その損害額を30万円とみなします。
- 3 当社が第1項の規定により支払う保険金の額は、1回の事故につき、300万円または保険の目的である家財の保険金額のいずれか低い額を限度とします。なお、当社は、同項の保険金とこの保険契約で支払われる他の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、支払います。
- 4 貴金属・宝飾品等が保険証券に明記されているときは、前3項の規定によらず、新火災保険普通保険約款および基本特約条項の規定によるものとします。

(保険金支払後の取扱い)

第2条 前条の規定により当社が保険金を支払うべき事故が生じた後は、保険契約者は、遅滞なく、貴金属・宝飾品等を保険証券に明記するための手続きを行わなければなりません。

- 2 前条の規定に従い当社が保険金を支払った後は、この特約条項は失効します。

57 住宅用防災機器条項

この契約の期間中、保険契約者または被保険者は、住宅用防災機器割引を適用している物件について、当該割引の対象となる住宅用防災機器(スプリンクラー設備または自動火災報知設備を含みます。)が有効でなくなったときは、新火災保険普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)第4条(通知義務)第1項に定める手続に従い、当社にその旨を通知して下さい。ただし、その事実がなくなった後は、この限りではありません。

普通約款第2条(保険金を支払わない場合)、第4条(通知義務)および第9条(保険料の返還または請求-告知・通知事項の承認の場合)の規定は、この条項の場合にその適用があるものとします。

58 作業変更通知条項(家庭保険基本特約用)

- 1 この契約の期間中、保険証券記載の建物内で行われる作業またはその作業に使用する危険品の全部もしくは一部に変更があったとき(休止中の作業を開始したときを含みます。)は、保険契約者または被保険者は、新火災保険普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)第4条(通知義務)第1項に定める手続に従い、当社にその旨を通知してください。ただし、その事実がなくなった後は、この限りではありません。
- 2 以下の規定は、この条項の場合にその適用があるものとします。
 - (1) 普通約款第4条(通知義務)
 - (2) 普通約款第9条(保険料の返還または請求-告知・通知義務の承認の場合)
 - (3) 保険料の即時払に関する特約条項第2条(初回追加保険料の領収前免責)
 - (4) 追加保険料の即時払に関する特約条項
 - (5) 団体扱保険料分割払特約条項第5条(追加保険料の払込み)
 - (6) 団体扱保険料一括払特約条項第5条(追加保険料の払込み)
 - (7) 集団扱に関する特約条項第4条(追加保険料の払込み)

59 代位求償権不行使条項

新火災保険普通保険約款第15条(代位)第1項の規定により、被保険者が借家人(賃貸借契約または使用貸借契約に基づき保険の目的である建物を占有する者をいい、転貸人および転借人を含みます。以下同様とします。)に対して有する権利を、当社が取得したときは、当社は、これを行使しないものとします。ただし、借家人の故意または重大な過失によって生じた損害に対し保険金を支払った場合は、この限りではありません。

60 集団扱に関する特約条項

(この特約の適用条件)

第1条 この特約は、次の各号に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

- (1) 保険契約者が保険証券記載の集団(以下「集団」といいます。)の構成員(当該集団自身および当該集団を構成する集団の構成員を含みます。以下同様とします。)であること。

- (2) 集団または集団から保険料集金の委託を受けた者と当会社との間に「集団扱保険料集金に関する契約書」による保険料集金契約（以下「集金契約」といいます。）が締結されていること。
- (3) 保険契約者が、当会社との間に集金契約を締結した者（以下「集金者」といいます。）に次のことを委託し、集金者がそれを承諾していること。
 - イ 集金手続きを行い得る最初の集金日に保険料を集金すること。
 - ロ 上記イにより集金した保険料を当会社の指定する場所に支払うこと。

(保険料の払込方法)

- 第2条 当会社は、この特約により、保険契約者が保険料（この保険契約に定められた保険料をいいます。以下同様とします。）を一括してまたは保険証券記載の回数および金額（以下「分割保険料」といいます。）に分割して払い込むことを承認します。
- 2 保険契約者が保険料を一括して払い込む場合は、一括払保険料を保険契約締結のとき直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。
 - 3 保険契約者が保険料を分割して払い込む場合は、第1回分割保険料を保険契約締結のとき直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。
 - 4 保険契約者が保険料を分割して払い込む場合は、第2回以降の分割保険料を集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。

(保険料領収前の事故)

- 第3条 当会社は、新火災保険普通保険約款（以下「新火災約款」といいます。）第2条（保険金を支払わない場合）第3項（この特約が地震保険普通保険約款（以下「地震約款」といいます。）に付帯されている場合は、地震約款新火災保険に付帯される場合の特則（以下「特則」といいます。）第1条（保険金を支払わない場合）の規定にかかわらず、保険証券記載の保険期間が始まった後であっても、前条第2項の一括払保険料または同条第3項の第1回分割保険料領収前に生じた事故については、保険金を支払いません。ただし、一括払保険料または第1回分割保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合には、このかぎりではありません。

(追加保険料の払込み)

- 第4条 当会社が第9条（保険料の返還または請求）の規定による追加保険料の請求をしたときは、保険契約者は、集金者を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。
- 2 新火災約款第9条（保険料の返還または請求－告知・通知事項の承認の場合）第1項または第2項（この特約が地震約款に付帯されている場合は、地震約款第14条（保険料の返還または請求－告知・通知事項の承認の場合）第1項または特則第3条（保険料の返還または請求－告知・通知事項の承認の場合）第1項）に定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求した場合で、保険契約者が当該追加保険料の払込みを怠ったときは、当会社は、当該追加保険料領収前に生じた事故については、保険金を支払いません。
 - 3 新火災約款第9条（保険料の返還または請求－告知・通知事項の承認の場合）第3項（この特約が地震約款に付帯されている場合は、特則第3条（保険料の返還または請求－告知・通知事項の承認の場合）第2項）に定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求した場合で、保険契約者が当該追加保険料の払込みを怠ったときは、当会社は、当該追加保険料領収前に生じた事故については、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、保険金を支払います。
 - 4 この保険契約に価額協定保険特約条項（以下「価額特約」といいます。）が付帯され、価額特約第7条（通知義務）第4項または第8条（告知義務）第5項に定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求した場合で、保険契約者が当該追加保険料の払込みを怠ったときは、当会社は、当該追加保険料領収前に生じた事故については、価額特約第2条（損害保険金の実損払）、第3条（水害保険金の支払額）および第5条（全損の場合の特別費用保険金）の規定は適用しません。

(保険金の支払および未払込分割保険料等の払込み)

- 第5条 保険料の払込みを完了する前に、新火災約款、基本特約条項または地震約款（以下「普通約款等」といいます。）の規定により、保険金の支払によって保険契約が終了または失効する場合には、保険契約者は、保険金の支払を受ける以前に未払込保険料または未払込分割保険料（この保険契約に定められた総保険料から、既に払い込まれた分割保険料の総額を差し引いた額をいいます。以下「未払込分割保険料等」といいます。）の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。

(保険料領収証の発行)

- 第6条 当会社は、集金者を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を集金者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

(特約の失効または解除)

第7条 この特約は、次の各号のいずれかに該当する事実が発生した場合、第1号の事実のときは、その事実が発生したことにより集金者による保険料の集金が不能となった日、または第2号もしくは第3号の事実のときは、その事実が発生した日（以下「集金不能日等」といいます。）から将来に向かってのみその効力を失います。ただし、第2号については、集金者が保険契約者に代わって保険料を集金不能日等の翌日から起算して1か月以内に当社に支払った場合には、この限りではありません。

- (1) 集金契約が解除されたこと。
 - (2) 保険契約者または集金者の責に帰すべき事由により、保険料が集金日の翌日から起算して1か月以内に集金されなかったこと。
 - (3) 当社が集金者からこの保険契約について集金契約に基づく保険料の集金を行わなくなった旨の通知を受けたこと。
- 2 当社は、この保険契約に係る集金契約の対象となる保険契約者の人数（同一の保険契約者が複数の集団扱に係る特約付保険契約を締結している場合は1名と数えます。）が10名未満である場合には、この特約を解除することができます。
- 3 第1項第1号もしくは第3号の事実が発生したときまたは前項の規定により当社がこの特約を解除したときは、当社は、遅滞なく、書面をもって保険証券記載の保険契約者の住所（普通約款等の規定に従い、保険契約者の住所変更に関する通知があったときは、その住所または通知先をいいます。）にあててその旨を通知します。

(特約の失効または解除後の未払込分割保険料等の払込み)

第8条 保険契約者は、前条第1項の規定によりこの特約が効力を失ったときは集金不能日等から1か月以内に、同条第2項の規定によりこの特約が解除されたときは解除日から1か月以内に未払込分割保険料等の全額を集金者を経ることなく、一時に当社に払い込まなければなりません。

- 2 当社は、前項に規定する期間内に未払込分割保険料等の全額が払い込まれないときは、集金不能日等またはこの特約の解除日から未払込分割保険料等の全額を領収するまでの間に生じた事故については、保険金を支払いません。
- 3 当社は、第1項に規定する期間内に未払込分割保険料等の全額が払い込まれないときは、この保険契約を解除することができます。
- 4 前項の規定により、当社がこの保険契約を解除したときは、当社は、遅滞なく、書面をもって保険証券記載の保険契約者の住所（普通約款等の規定に従い、保険契約者の住所変更に関する通知があったときは、その住所または通知先をいいます。）にあててその旨を通知します。この場合の解除は集金不能日等またはこの特約の解除日から将来に向かってのみその効力を生じます。
- 5 第3項の規定により、当社がこの保険契約を解除したときは、既に領収した保険料は返還しません。

(保険料の返還または請求)

第9条 普通約款等またはこれらに付帯される他の特約条項の規定により保険料を返還または請求すべき事由が生じた場合には、当社は、普通約款等またはこれらに付帯される他の特約条項の保険料の返還または請求に関する規定にかかわらず、当社の定めるところにより、保険料を返還または請求します。

61 共同保険に関する特約条項

(独立責任)

第1条 この保険契約は、保険証券記載の保険会社（以下「引受保険会社」といいます。）による共同保険契約であって、引受保険会社は、保険証券記載のそれぞれの保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。

(幹事保険会社の行う事項)

- 第2条 保険契約者が保険契約の締結に際しこの保険契約の幹事保険会社として指名した保険会社は、全ての引受保険会社のために次の各号に掲げる事項を行います。
- (1) 保険契約申込書を受領ならびに保険証券等の発行および交付
 - (2) 保険料の収納および受領または返戻
 - (3) 保険契約の内容の変更の承認または保険契約の解除
 - (4) 保険契約上の規定に基づく告知または通知に係る書類等の受領および当該告知または通知の承認
 - (5) 保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領および当該譲渡の承認または保険金請求権等の上の質権の設定、譲渡もしくは消滅の通知に係る書類等の受領および当該設定、譲渡もしくは消滅

の承認

- (6) 保険契約に係る異動承認書の発行および交付または保険証券に対する裏書等
- (7) 保険の目的その他の保険契約に係る事項の調査
- (8) 事故発生もしくは損害発生のお知らせに係る書類等の受領または保険金請求に関する書類等の受領
- (9) 損害の調査、損害の査定、保険金等の支払および引受保険会社の権利の保全
- (10) その他前各号の事務または業務に付随する事項

(幹事保険会社の行為の効果)

第3条 この保険契約に関し幹事保険会社が行った前条各号に掲げる事項は、全ての引受保険会社が行ったものとみなします。

(保険契約者等の行為の効果)

第4条 この保険契約に関し保険契約者等が幹事保険会社に対して行った通知その他の行為は、全ての引受保険会社に対して行われたものとみなします。

62 先物契約条項（地震保険用）

この契約については、保険期間開始の時に使用されている料率表によるものとします。

63 自動継続特約条項（地震保険・新火災保険（団体扱・集団扱以外）用）

(自動継続の方法)

第1条 この保険契約は、保険期間が満了する日の3か月前の日までに保険契約者または当会社から書面による反対の申し出がない場合には、次の各号のいずれかの継続の申し出があったものとして自動的に継続され、以後この保険契約が付帯されている保険契約（以下「主契約」といいます。）の保険期間が満了するまでこれを繰り返すものとします。ただし、地震保険に関する法律（昭和41年法律第73号）またはこれに基づく法令が改正されたことに伴い、この保険契約の保険金額を変更する必要がある場合は、この限りではありません。

(1) 主契約の契約年度の開始日にこの保険契約を付帯した場合

保険期間を満了となる保険契約（以下「継続前契約」といいます。）と保険期間を同一の年数とし、保険料の払込に関する特約を同一とする継続の申し出

(2) 主契約の契約年度の開始日以外の時にこの保険契約を付帯した場合

保険期間を1年とし、保険料の払込に関する特約を継続前契約と同一とする継続の申し出。ただし、主契約に「保険料の払込に関する特約条項（長期月払）」が付帯されている場合は、保険期間を1年とし、「保険料の払込に関する特約条項（月払）」を付帯する継続の申し出とします。

2 前項の規定により継続される保険契約（以下「継続後契約」といいます。）の保険期間の終期は、いかなる場合も主契約の終期をこえないものとします。

(保険料の払込方法)

第2条 保険契約者は、継続後契約の保険料を、継続後契約に付帯される特約条項の規定により、払い込むものとします。

2 保険契約者が保険料の払込を怠った場合の取扱いについても、継続後契約に付帯される特約条項の規定によります。

3 継続前契約に保険料の即時払に関する特約条項が付帯されている場合は、保険料の即時払に関する特約条項第1条（初回保険料の領収前免責）の規定は適用せず、前2項の規定を適用します。

4 継続前契約に初回保険料の即時払に関する特約条項が付帯されている場合は、初回保険料の即時払に関する特約条項の規定は適用せず、第1項および第2項の規定を適用します。

(継続後契約の保険証券)

第3条 継続後契約については、当会社は、保険契約者から請求がないかぎり、新たに保険証券を発行しないで、従前の保険証券（異動承認書を含みます。）と当該継続後契約の保険料に対する領収書とをもってこれに代えることができます。

(保険料率改定による保険料の変更)

第4条 この保険契約に適用した料率が改定された場合には、当会社は、料率が改定された日以後第1条（自動継続の方法）の規定によって継続される継続後契約に対する保険料を変更します。

(普通約款との関係)

第5条 第1条（自動継続の方法）の規定は地震保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）

第8条（告知義務）第1項および第9条（通知義務）第3項の効力を妨げないものとします。

2 この特約は、普通約款第25条（保険契約の継続）の規定とはかかわりありません。

64 自動継続特約条項（地震保険・新火災保険（団体扱・集団扱）用）

（自動継続の方法）

第1条 この保険契約は、保険期間が満了する日の3か月前の日までに保険契約者または当会社から書面による反対の申し出がない場合には、次の各号のいずれかの継続の申し出があったものとして自動的に継続され、以後この保険契約が付帯されている保険契約（以下「主契約」といいます。）の保険期間が満了するまでこれを繰り返すものとします。ただし、地震保険に関する法律（昭和41年法律第73号）またはこれに基づく法令が改正されたことに伴い、この保険契約の保険金額を変更する必要が生じた場合は、この限りではありません。

(1) 主契約の契約年度の開始日にこの保険契約を付帯した場合
保険期間を満了となる保険契約（以下「継続前契約」といいます。）と保険期間を同一の年数とし、保険料の払込に関する特約を同一とする継続の申し出

(2) 主契約の契約年度の開始日以外の時にこの保険契約を付帯した場合
保険期間を1年とし、保険料の払込に関する特約を主契約と同一とする継続の申し出

2 前項の規定により継続される保険契約（以下「継続後契約」といいます。）の保険期間の終期は、いかなる場合もこの保険契約が付帯されている保険契約の終期をこえないものとします。

（保険料の払込方法）

第2条 保険契約者は、継続後契約の保険料を、継続後契約に付帯される特約条項の規定および集金契約の定めるところにより、払い込むものとします。

2 保険契約者が保険料の払込を怠った場合の取扱については、継続後契約に付帯される特約条項の規定および集金契約の定めるところによります。

（継続後契約の保険証券）

第3条 継続後契約については、当会社は、保険契約者から請求がないかぎり、新たに保険証券を発行しないで、従前の保険証券（異動承認書を含みます。）と当該継続後契約の保険料に対する領収書とをもってこれに代えることができます。

（保険料率改定による保険料の変更）

第4条 この保険契約に適用した料率が改定された場合には、当会社は、料率が改定された日以後第1条（自動継続の方法）の規定によって継続される継続後契約に対する保険料を変更します。

（普通約款との関係）

第5条 第1条（自動継続の方法）の規定は地震保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）

第8条（告知義務）第1項および第9条（通知義務）第3項の効力を妨げないものとします。

2 この特約は、普通約款第25条（保険契約の継続）の規定とはかかわりありません。

お客さま総合窓口

フリーダイヤル ☎ 0120-888-089

【受付時間】 平日：午前9時～午後8時
土日祝日：午前9時～午後5時
(12月31日～1月3日は休業)

※ご契約内容の詳細や事故に関するお問い合わせは、担当の代理店・営業店・サービスセンターへお取次ぎさせていただく場合がございます。

インターネットホームページアドレス：<http://www.sompo-japan.co.jp>

お問い合わせ先



株式会社 損害保険ジャパン

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 TEL.03(3349)3111
ホームページアドレス <http://www.sompo-japan.co.jp>